

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの
情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）
に対する意見提出者の一覧

（受付順、敬称略）

意見提出者（計71者）			
No.	意見提出者	No.	意見提出者
1	個人	37	株式会社アークパワー
2	個人	38	株式会社 HORIZON ARCHITECT
3	個人	39	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
4	個人	40	北陸通信ネットワーク株式会社
5	有限会社遠州パソコン寺子屋	41	ソネット株式会社
6	個人	42	株式会社つうけん
7	個人	43	ワイモバイル株式会社
8	個人	44	NTT ドコモ株式会社
9	個人	45	Wireless City Planning 株式会社
10	法人・団体①（匿名希望）	46	アルテリア・ネットワークス株式会社
11	個人	47	株式会社協和エクシオ
12	株式会社ミライト・テクノロジーズ	48	日本電信電話株式会社
13	株式会社 USEN	49	九州通信ネットワーク株式会社
14	個人	50	東北インテリジェント通信株式会社
15	エネルギー・コミュニケーションズ株式会社	51	北海道総合通信網株式会社
16	通信産業労働組合	52	西部電気工業株式会社
17	NDS 株式会社	53	個人
18	一般社団法人情報処理学会	54	株式会社イーフロー
19	株式会社オプティム	55	株式会社朝日ネット
20	個人	56	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
21	法人・団体②（匿名希望）	57	株式会社 STNet
22	個人	58	株式会社ジュピターテレコム
23	DSL 事業者協会	59	株式会社ケイ・オプティコム
24	株式会社コミュニティネットワークセンター	60	東日本電信電話株式会社
25	個人	61	楽天株式会社
26	一般社団法人テレコムサービス協会	62	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
27	日本コムシス株式会社	63	一般社団法人新経済連盟
28	株式会社ミライト	64	一般社団法人電気通信事業者協会
29	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会	65	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社（連名） ソフトバンクモバイル株式会社
30	UQ コミュニケーションズ株式会社	66	西日本電信電話株式会社
31	株式会社第一興商	67	KDDI 株式会社
32	日本通信株式会社	68	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
33	個人	69	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
34	個人	70	KVH 株式会社
35	キューアンドエー株式会社	71	個人
36	ディー・キュービック株式会社		

意見書

平成26年10月22日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
2. 2020 年代にむけた情報通信の展望と目指すべき姿	P. 7~15	<p>本件答申案2. は、ICT における情報量の際限のない増大を目指しているように感じられます。</p> <p>しかし、現在インターネットサーバーにより全世界のエネルギー生産量の約2パーセントが消費されているといわれています。このため、このまま ICT における情報量が際限なく増大するとすると、これを通信・処理するために必要なエネルギーが無視できないほど増大し、環境への負荷が無視できなくなるおそれがあると思います。</p> <p>また、一般に情報量が少なければ少ないほどこれをより速く通信・処理することができることから、その質が同等なのであれば、情報量が少ない方が利便性が高いと思います。</p> <p>したがって、ICT における情報量をいたずらに増大させることだけを目指すのではなく、情報の質を確保しつつその軽量化を図ることを目指し、環境への負荷の軽減と利便性の向上を目指すべきだと思います。</p>

意見書

平成26年10月24日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		今の現在の通信が大事なんだよ。このポンコツ。 漏れ漏れ通信。

意見書

平成26年10月24日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>携帯キャリア回線の MVNO 業者への卸売りについて、 NTT ドコモは既に幅広い会社でサービス提供が進んでいるものの ワイモバイルと KDDI はわずかな業者だけで ソフトバンクモバイルに至っては利用している MVNO 業者が見あたりません。 特に KDDI とソフトバンクモバイルは NTT ドコモよりも 著しく高額な接続料を設定しているためサービスを提供できない業者が多いと聞きます。 キャリア自社の顧客を囲い込むためにわざと MVNO 業者への接続料を高額にするのは 利用者にとっては悪質だと考えます。 幅広い選択肢が利用できるよう国は接続料の件についてもっと介入すべきです。</p>

意見書

平成26年10月25日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>短期観光・競技滞在者向けのアマチュア無線局の短期運用”許可”を簡素に発給できるように要望します。</p> <p>訪日外国人が利用しやすい通信環境を構築することによって、世界における我が国の存在感や魅力の向上・発信が期待されます。</p> <p>許可する識別信号と資格にあつては、外国人母国の識別信号に/JAx を付加することを許可の要素とします。</p> <p>識別信号の例として W1AW/JA1 (アメリカ人・関東管区) のように許可願います。</p>

意見書

平成 26 年 10 月 28 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 様

郵便番号 〒437-0225

しずおかけんしゅうちぐんもりまちやなか 192

住所 静岡県周智郡森町谷中 192

(ゆう) えんしゅうばそこんてらこや

氏名 有)遠州パソコン寺子屋

代表 佐野暢昭

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
はじめに	2	<p>【総務省案】 我が国においては、1985（昭和 60）年の通信自由化以降、時代に即した電気通信分野の制度改正や民間事業者による経営努力が不断に行われ、これらが車の両輪となって、世界最高レベルの ICT 基盤を実現した。</p> <p>【意見】 「我が国は、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、<u>5年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す。</u>」とした</p> <p>2001 年（平成 13 年）の e-Japan IT 国家戦略。 13 年たった現在、世界から周回遅れと揶揄される日本の ICT。今後さらに世界から後れを取ることは明白であり、また国内においても来年のマイナンバー制がスタートし、益々広がるデジタルデバイド（IT 格差）。</p> <p>http://e-words.jp/w/E38387E382B8E382BFE383ABE38387E38390E382A4E38389.html 日本の明るい未来には、様々な課題解決のための ICT が重要であることは明白であり、2001 年からの検証と現状分析。そして今後の対策を、総務省だけでなく全省庁あげて早急に取り組んで頂きたいと切に希望します。</p> <p>ICT de 人が元気！企業が元気！地域が元気！日本が元気！</p> <p>-----</p> <p>2006 年 総務省 U-JAPAN ベストプラクティス 遠州パソコン寺子屋くだれでもマスターできる「よみ・かき・ぱそこん」システム> http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/tkportal/casestudy_020.html</p>

意見書

平成26年10月28日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

まず、下記の書籍か URL のいずれかを参照いただきたく存じます。

西村 吉雄 著「電子立国は、なぜ凋落したか」日経 BP 社

<http://www.amazon.co.jp/dp/4822276988>

「電子立国は、なぜ凋落したか」日経テクノロジーOnline

<http://techon.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20131120/317532/>

「世界最高レベルの情報通信基盤」との認識が、いかなる根拠に基づくものかは承知しません。しかしながら、少なくとも、「日本の情報通信産業に競争力を持たせる基盤という役割を果たしているか」という観点で見たとき、日本のそれは「世界最高レベル」と呼ぶに値しないと考えます。

日本の情報通信基盤は「世界最高レベル」である、という認識を、まずは捨て去ることから始める必要があると考えます。

以上

意見書

平成26年10月29日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>現在の ICT 促進に対しての問題点として、</p> <p>1：インフラが高価である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信業者（携帯電話&インターネット）に対する月間維持費が高い。――>1000円以内にすべし。 ・プロバイダー（無価値の産業）に支払いが必要。――>プロバイダーを廃止し、通信業者が行うべし。 <p>2：接続ポイントが少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方では接続ポイントが少なすぎます。――>携帯電話網で自由に接続するようにすべし。速度で支払いを決めておく。 <p>3：高齢者にタブレットを配布して健康状態確認するネットワークを国が作るべし。</p> <p>4：弱者に GPS 端末を渡して、位置確認できる仕組みを義務化すべし。</p> <p>5：インターネット接続を義務化して、行政へのアクセスを改善すべし。</p> <p>行政からの連絡、指示を徹底できる様にすべきです。特に災害対策は連絡が最も重要です。</p> <p>6：衛星通信を利用したネットワークを強化すべきです。</p> <p>注) ここで義務化と言っているのは、費用負担は税金で行い行政は導入をサポートする事を言います。</p>

意見書

平成26年11月10日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>1 数次にわたる代理店を把握することに賛成。「通信事業者」を名乗る「代理店」からの強引な電話勧誘を区別できるよう、勧誘主体の内訳を調査してほしい。苦情窓口への相談時に、契約者がどの代理店経由で申し込みを行ったのか照会を行い、それをデータベース化するよう義務付けてはどうか。</p> <p>2 通信速度については、ベストエフォートの伝送速度だけでなく、消費者の求めに応じて、TCP スループットの変動値の実績を公開すべき</p> <p>3 実質的に契約を 2 年間などに縛る契約が常態化している。いつでも解約できるプランについても必ず説明するよう義務化してはどうか</p> <p>4 いわゆる 2 年縛り契約について、自動更新される場合は事前に解約時期を消費者にリマインドし、解約が十分に検討できるようにするべき。解約可能な旨、ダイレクトメールや、消費者へのリマインドメールを義務化してはどうか。</p> <p>5 契約後、いつまでも開通手続きが無かったり、全く利用実態のない契約の場合は、初期契約解除の対象に含まれるか？</p> <p>6 販売報奨金あり契約の縛り期間が満了したのちは、SIM ロックを解除するか、もしくは新たな特典を得るかを選ばせるようにしてはどうか。</p> <p>7 通話を全くしないのに、実質的に通話し放題のプランを強制適用するケースがある。必要のないプランの押し付けは消費者の不利益と考えます。自由意志契約であれば契約し得ないプランを強制適用させるような動きは控えるよう指導いただきたい</p>

意見書

平成26年11月10日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none">・世界最高レベルの情報通信が、「世界をリードし、日本に世界が続く」ようにするため、ITU-R や 3GPP や IEEE にて通信方式や利用周波数についての国際協調も、ひきつづき併せて進めていただきたい。 ・必要機器の低廉化とサービスの爆発的普及のためにも、「海外にも売り込めるよう、ガラパゴスすぎない規格の採用」と「規制緩和で爆発的に日本市場を広げる」の二面を強力に推し進めてほしい。 ・セット割りを含めた料金の過当競争ではなく、サービスの差別化で競争するよう、競争推進政策を進めてほしい。

意見書

平成 26 年 11 月 10 日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 様

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT 東日本の光サービス卸は、光を使った高速のインターネット、電話、映像配信をより広いエリアに提供していくために有益であり取組む意義がある。一方、卸価格に関しては、公平性が担保されていることが必要であり、卸価格は世間一般に公表されるべきものではない。卸価格が公表されることで、自社の価格設定の自由度や、組み合わせる自社サービスの商品価値が下がり、光サービス卸の本来の目的である、「多様なプレイヤーの新たな価値創造」や「ICT 市場の活性化」、「イノベーションの促進」を妨げることになる。</p>

意見書

平成26年11月16日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>ICTが世界全体を変えようとしています。</p> <p>全世界が豊かさと同時にICTを使い情報格差をなくして、全人類が先進国型の世界に移行しようとしています。</p> <p>日本等の先進国の世界最高レベルの情報通信基盤もかなり早い時期に世界中に広がります。</p> <p>エネルギー需要は先進国の人々が二百年位かけて今の豊かさ築いたが、ICTは相当に早いスピードで世界中に広がります。</p> <p>それは電気もない地域の人々も携帯電話を持っているという状況から見たらわかると思うのです。</p> <p>携帯電話は半導体の塊で、ムーアの法則により3年に4倍程度のスピードで高性能化されるので15年程度で1000倍に高性能化するのです。</p> <p>したがって、発展途上国の人々も相当早いスピードで変わっていくのです。ここが分からないとグローバル戦略で敗れます。</p> <p>日本はこうした状態でグローバル競争に勝とうとしたら、少なくとも全省庁が一丸になってICT技術に取り組む必要があると思うのです。ここが分かっているか疑問に思うのです。政府のやり方は手ぬるいのです。</p> <p>11月11日の総務省のHPで「2020年代に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」のメンバーを見せてもらったが、民間はまずまずだが、政府は経産省大臣官房のIT担当の審議官が入っている程度で、政府全体で対応しているように思えません。</p> <p>このICT改革は教育や地域格差、雇用等のあらゆる産業や暮らしに大革命をもたらすものであり、明治維新や敗戦後の改革に匹敵するものになります。</p> <p>明治維新では家柄よりも実力社会となりましたが、第一次世界大戦後の不況で日本は軍国化により惨めな敗戦を経験しました。</p>

第二次世界大戦の敗戦後は地主から土地を安く小作人に払い下げ、教育は中学校まで義務教育化されました。財閥解体も不完全ながら行いました。その他もGHQによる民主改革が行われました。

この戦後の改革により農民の子弟が高校教育を受けて、1960年代の高度成長をなしとげ日本は先進国の仲間入りができたのです。

これに匹敵するのがこのICT革命です。

私は1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興方策について」を書きましたが、電波官僚も労働組合も変化を嫌い1990年代以降のデフレ不況の一因を作りました。

私は携帯電話を大量生産して安く世界中に販売すれば、戦争で迷惑をかけた国にも罪滅ぼしにもなるし、日本全体にも繁栄をもたらしただろうが、電波官僚や労働組合は煩雑な周波数の割当をして天下るほうが良かったのでしょうか。

労働組合の組合員も辞める前に地方局の課長級の管理職になって外郭団体に天下りしています。この状態に別れを告げられずに、現在の状況を迎えたのではないかと思うのです。

私は電気普及財団の論文で奨励賞を受けた後（1995年5月頃）に、
に私が書いた説得文の感想を聞いたら「お前はわれわれの周りに柵をめぐらせて、周里から鉄砲で撃つものだ」と言うことです。自分さえ良かったらよいと思いました。これが労働組合の実態で、その結果、日本はグローバル競争に敗れたのではないですか。私の受賞記録は人事記録からも消されていたのです。それについては2008年12月当時のから、人事記録には残っていないと言いました。私はが印刷した論文を見せたら相手も納得しましたがねえ。

これでも私が腹を立てたら悪いのでしょうか。

私は30歳で地方局の係長になり、そのまま56歳で辞めるまで係長のままでした。20年に亘る長い差別でした。

の後に来た部長とは相当ゴタゴタあったが、退職後に彼に私のHPを見せ

	<p>たのです。そうはいつでも後輩で、彼の家で正月の餅をついたこともあるのです。彼は局長の意図に逆らえなかったのでしょうか。その局長はもっと上から言われていたかもしれません。私の存在を隠したかったようです。</p> <p>少なくとも、それを論文化した私に謝り、その上で社会の変化を受け入れることです。社会が根本から変わるときには、組織や動かす人（労働組合も含む）が変わる必要があるが、さて日本人にそれができるかなあと思っているのです。</p> <p>これではICTで日本を変えと言っても根本から変わるだろうかあ～</p> <p>少なくとも、私のHPのパブリックコメントには電波に関する部分については、新しい理論を考えており、ほとんど解決すると思うのです。</p> <p>電波は一波ずつ割り当てる時代は終わり、今は帯域で割り当てる時代です。マイクロ波以上も使い方によれば無尽蔵に近い可能性を秘めています。</p> <p>私のHPのアドレスは、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>です。</p> <p>HPの「2013年3月からの総務省等へのパブリックコメント」等を見てください。</p>
--	--

意見書

平成26年11月 17 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 550-0002

おおさかふ おおさかし にくえとほり

住所 大阪府大阪市西区江戸堀3-3-15

氏名 株式会社ミライト・テクノロジーズ

たかえす ふみお

代表取締役社長 高江洲 文雄

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて－」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4.3. 2 (1) 加入光 ファイ バに係 る接続 制度の 在り方	35～ 38	<p>当社は、50年以上に亘り培った技術とノウハウで、全国規模のインフラ構築から企業のニーズに合わせた小規模なネットワークまで、有線・無線を問わずあらゆる情報通信設備の設計・構築・保守をはじめICTソリューション事業や環境事業にも積極的に取り組む「総合エンジニアリング&サービス会社」です。</p> <p>今回の2020年代に向けた情報通信政策の在り方『答申(案)』の意見募集について、以下のとおり、当社意見を提出致します。</p> <p>我が国の光ファイバを用いた通信サービスは、これまでの様々なコスト改善や品質改善の取り組みを通じて、世界的に見ても類を見ないほど低コストで高品質なものとなっています。我が国のICT市場の更なる発展のためには、光ファイバ設備の維持や追加的な投資が引き続き必要になると考えますが、分岐単位の接続料を設定し、投資自体は芯線単位で発生しているにもかかわらず、費用負担がユーザ単位となって、投資コストに見合う適正な回収ができなくなった場合には、光ファイバ設備を構築してきた事業者の投資インセンティブが削がれ、結果として、我が国のICT市場への投資自体が縮退し、我々のような通信建設会社のビジネスも縮小していくことになるのではないかと危惧しています。</p> <p>また、シェアドアクセス方式の光ファイバの貸し出し方式について、接続事業者の参入障壁を引き下げるために、分岐単位の接続料とした場合、スプリッタ内の収容効率を引き上げなくても接続事業者はリスクを負わずに済むため、数多くの接続事業者が一斉に参入した場合、電柱上に数多くのスプリッタが設置されることになりかねません。数多くのスプリッタが設置された場合、ケーブルの追い張りが頻繁に発生するほか、スプリッタを収容するためのクロージャの増設も必要になると考えられ、それらによって電柱の強度不足が発生し、電柱添架ポイントの枯渇も加わって、NTT以外にも電柱を利用するCATV事業者等の設備構築が困難になる等の問題が発生することが懸念されます。</p> <p>更に、サービス卸により、この分岐単位接続料の議論は不要となるものと考えており、当社としては、現在のシェアドアクセス方式の光ファイバの貸し出しルールを変更して、分岐単位の接続料とする必要はないと考えております。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 17 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

郵便番号 107-0061

(ふりがな) とうきょうとみなとくきたあおやま

住所 東京都港区北青山 3-1-2

(ふりがな)

ゆうせん

株式会社 USEN

代表取締役

たむら きみまさ

氏名 田村 公正

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3.2.2 政策の具体的方向性	20	<p>【総務省案】</p> <p>NTT 東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>【意見】</p> <p>答申（案）に賛同します。</p> <p>光アクセスサービス等と自社サービスとを組み合わせたパッケージサービスは、サービスの選択・申込み・料金請求・サポート等の垂直統合型サービスとして、エンドユーザーの利便性と利活用に大いに資するものと考えます。新サービスの創出とともに、様々なプレーヤーが新たに参入し自社サービスと光アクセスサービスとを組み合わせたサービスを開始するにあたっては、平成 26 年 6 月 27 日 NTT 殿説明資料に記載の通り、卸先の業務の一部を NTT 東西が受託することが想定されていますが、例えば、ひかり電話の卸の提供をうける場合には、いわゆる料金計算（Billing）システムの構築等は、中期的に相応のエンドユーザーの獲得を目指す企業にとっては、初期段階ではかなりの負担になる可能性が高く、より多様な新規上位レイヤーの参入を活発に図ることが政策の具体的方向性から妥当と考えられ、新規参入にあたって参入を促進する環境の仕組み作りを、参入を検討しているプレーヤーの要望をご認識いただいたうえで、可能な範囲で NTT 東西殿が取り組まれることを望みます。</p>

意見書

平成26年11月17日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>光ファイバー1分岐単位での貸出しを強く希望します。</p> <p>NTT ドコモによる光ファイバーと携帯電話とのセット割に関しては、NTT ドコモの市場シェア(PHSを除く)が33.3%を切るまでは、反対します。</p>

意見書

平成26年11月18日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 730-0051
(ふりがな) ひろしましなかくおおてまち
住 所 広島市中区大手町二丁目11番10号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ
とりしまりやくしやちよう くまがい さとし
取締役社長 熊谷 鋭

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ

章	頁	意見
3.1. 異業種との連携に係る支配 的事業者規制の見直しによ るイノベーション促進 3.1.2 政策の具体的方向性	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性をもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準（50%）を超えて（83.7%（2014（平成26）年3月末））おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申（案）のとおり、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準を超えて83.7%と高い水準であるため、仮に、現行の規律を廃止した場合、NTT 東西殿の市場支配力のさらなる強化、独占回帰を招く恐れがあることから、答申（案）のとおり現行の規律を維持することが適当と考えます。</p>

<p>3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3.2.2 政策の具体的方向性</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「サービス卸」の提供について透明性を十分に確保する観点から、適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止）を事前に導入して頂く必要があると考えます。</p> <p>また、公正競争の確保のため、「サービス卸」を通じたNTTグループによる不公正な連携が行われないよう適切に監視することが必要と考えます。</p>
--	-----------	--

意見書

平成26年11月18日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤特別政策部会長 殿

つうしんさんぎょうろうどうくみあい うさみとしかず
通信産業労働組合 代表者 宇佐美俊一

とうきょうとせたがやく まつばら
住所 東京都世田谷区松原3丁目41-15
えぬていていまつざわべっかん
N T T松沢別館2F

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて」答申（案）に対し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p>	<p>20～22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>NTT東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省案は、NTT東西による光「サービス卸」をイノベーション創出や光回線利用率向上の観点から評価し、それを認める方針です。</p> <p>総務省案も想定のとおり、「サービス卸」の開始により移動通信事業者がFTTサービスと移動通信サービスの「セット割引」を行い、現在、指定電気通信役務に指定されNTT東西が提供するOAB～JIP電話サービスも「サービス卸」を受ける通信事業者等へ移行するものと考えられます。OAB～JIP電話サービスは、平成20年の「ユニバーサルサービス制度の在り方」検討の際にも加入電話に代わるサービス（公共性の高いサービス）として位置づけられており、その公共性確保は不可欠です。</p> <p>光「サービス卸」の開始は、OAB～JIP電話サービスの提供事業者の無原則な拡大につながりかねず、公共性確保が損なわれる可能性もあります。OAB～JIP電話サービスの公共性確保の上からも光「サービス卸」は慎重に行われるべきあり、本答申による承認に反対します。</p> <p>また、ユニバーサルサービス制度の見直しの際、NTT東西のFTTHサービスが、適格事業者としての実績やサービス品質からみてユニバーサルアクセスとして取り扱われる可能性も十分にあり、その条件を阻害する恐れのある光「サービス卸」の開始は、そうした点からも再検討されるべきと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>光「サービス卸」の承認に対する立場は上記のとおりですが、仮に開始される場合にはその透明性・公正性の確保が不可欠であり、全「サービス卸」契約内容の公開を基本とすることを求めます。</p>
<p>5. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>4 6</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているものの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省案に賛成します。</p> <p>高齢者等のライフライン、緊急・災害時等の非常時の通信手段として重要な音声通信サービスをユニバーサルサービス制度として維持していくことは重要です。</p> <p>【総務省案】</p> <p>固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話やブロードバンドの急速な普及と大規模災害等の備えが国民的な課題となる下で、公共性に重点をおいたユニバーサルサービス制度の速やかな見直しが必要です。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 460-0012

あいちけん なごやし なかく ちよだ

住所 愛知県名古屋市中区千代田 2-15-18

えぬでいえす

氏名 NDS 株式会社

いとう たくし

代表取締役社長 伊藤 卓志

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4. 3. 2 (1) 加入光 ファイバ に係る 接続制度 の在り方	35～ 38	<p>当社は、光ファイバケーブル設備、モバイルネットワーク設備、高速道路の情報ネットワーク設備、各種建物内電気設備の構築・運用等の事業を実施しております。これまで60年に及ぶ経験と技術を基に、これらの事業を実施するとともに、新たな事業にもチャレンジしており、情報通信ネットワーク社会の実現に貢献していると自負しております。</p> <p>2020年代に向けた情報通信政策の在り方の意見募集に際し、以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>本審議会において、一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」という意見が提起され、答申案では、「接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る制度の在り方について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされたところですが、新たに分岐端末回線単位の接続料が設定された場合、以下のような懸念事象が顕在化することになると考えます。</p> <p>多数の事業者の参入が予測され、收容効率が低い事業者の参入も可能になるため、配線ブロック毎に各事業者のための芯線・スプリッタが設置されることで、非効率な利用形態の芯線・スプリッタが増えることが予想されます。その結果、電柱・地下におけるケーブルやクロージャが多数にならざるをえなくなる等、設備構成が複雑化することで、下記のようなケースが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①開通工事や道路改良に伴う支障移転工事及び故障修理等に要する時間が長期化し、結果的にお客様へのサービスレベルが低下する。 ②施工面・保守面における作業時の安全性が損なわれる。 ③電柱等の架空区間におけるケーブルやクロージャの構成が複雑化した場合に、地下スペースにも物理的制約が多くなっていることから、地下化は難しくなり、今後の無電柱化推進の妨げになる。 <p>当社としては、以上の懸念事象が生じることに加えて、これまで分岐端末回線単位の接続料の設定について繰り返し議論され、その設定が見送られてきたことから、改めて分岐端末回線単位の接続料の設定について議論する必要はないと考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 1-5 化学会館 4F
一般社団法人情報処理学会
会長 喜連川 優

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本答申が示す 2020 年代の情報通信政策の在り方は、経済活性化と国民生活の向上を意図するとともに、訪日外国人へのアピールも考慮した情報通信の目指すべき姿と ICT 基盤政策を示しており、全体として評価できる。

一方で、本答申は通信基盤に関する言及が多くを占めており、通信基盤を通じてやり取りされる情報の様相や利活用の方法、情報管理のあり方などの視点が欠けている。世界最高水準の ICT 環境を実現するという観点からは、ネットワーク整備等の ICT 基盤にとどまらず、デジタルサイネージやキオスク端末の普及等、高い水準を象徴する先端的な ICT 応用やサービスに関する目標設定と政策を期待する。

また、安全・安心な ICT 環境提供の観点からは、災害対策、ユニバーサルアクセスについて深く検討する必要がある。大学や地方自治体を接続する固定ネットワークや Wi-Fi 系も含めた商用・非商用ネットワークのローミング推進、Wi-Fi の屋外での利用制限の緩和等の関連法制度の整備を要望する。但し、災害時以外には認証および利用記録の保存を義務付けるべきである。特に、2020 年パラリンピックに向けて、高齢者だけでなく、障がいを持つ人が住みやすい環境の検討が重要であり、ICT 基盤における環境性能や省エネに関しても言及すべきである。

安全・安心な ICT 環境提供の観点からは、上記に加えて、悪意のある攻撃者が攻撃できない、また、攻撃されたとしても利用者のプライバシーも含めた情報を保護する技術、不正な情報の流布による社会システムの混乱を抑制する技術の実現も不可欠である。特に現在は、ネットワークが車等ともリンクする時代に突入しており、サイバー攻撃によって人命も損なわれ得るため、安心・安全の確保は益々重要である。また、今後重要性が増すヘルスケア向けの情報利活用においては、個人の健康に関わる情報がサーバで一括管理される際に、その安全性を確保するのは当然であるが、管理されるべき情報は、活動量などのライフスタイル情報だけでなく、病院の電子カルテ、さらには究極の個人情報であるゲノム情報なども対象となることが予想され、これらの統合的な情報管理について具体的な検討が必要である。

上記の利便性および安全性は常にトレードオフの関係にあるが、ICT におけるセキュリティ確保には一層の投資、ならびに施策推進が必要である。利便性の重要性については疑う余地はないが、安全性を確保するためにも、事業者側が過当競争に陥って疲弊してしまうようなことは避けるべきである。既存の技術を新しい技術でリプレイスしてだけでなく、低コストで長く利用できるシステムの検討も効果的であると思われる。

さらに、これまで述べてきたような、世界最高水準の ICT 社会の実現のために世界最高レベルの通信ネットワークの整備と研究開発に携わる人材確保・育成政策の充実を要望する。特に、少子高齢化による若手人口の減少に伴い、安全・安心な ICT 環境を設計・構築・維持できる人材の確保がますます重要になってきている。人材育成政策に加え、人材の継続的かつ安定的な確保も必要である。

最後に、5.3.2(4)「言葉の壁」をなくす「グローバルコミュニケーション計画」の推進について、

資料では、大きな方針として「自動翻訳の向上により解決できる」と仮定されているが、以下 2 つの課題についてコメントする。

a) 災害情報の翻訳について

今年の集中豪雨災害で明らかになったように、仮に気象観測などが IT 化されていても、それを分析して明示的な避難情報を日本語で発する体制がなく、したがって翻訳すべき情報自体がない、という状況も少なくない。これは広報によって余計な混乱を招かないか、という判断に関わる行政の問題を含んでおり、自動翻訳や広い意味での IT 技術で解決することはできない。この状況を IT 技術により改善するとすれば、観測機器のデータをオープン化し、それをユーザ側で分析して判断することになるだろう。従って、気象・地理関係のデータのオープン化、ならびに、そのデータをモバイル端末でも処理可能な、JSON などのようなよく標準化されたフォーマットで配布することが望ましい。

b) 自動翻訳の限界について

参考資料 91 では自動翻訳の適用状況を飲食店、観光やタクシーといった、既に定型化に足るデータが収集できている状況を考えているが、上記本文では医療分野のような、誤訳が文字通り致命的な影響を与える恐れがあるものも含まれている。近年の研究では自動翻訳の限界を認め、**simplified Japanese** という「自動翻訳しても意味が崩れない日本語」でマスターデータを作るという考え方がある。医療分野にも外国語の導入を考えるのであれば、そのような「曖昧さのない日本語」への切り替えを考えていくことが、より実現性の高い方針と思われる。

以上

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

〒105-6219

(とうきょうとみなとくあたご 2-5-1 あたごぐりーんひるずもりたわー)

東京都港区愛宕 2-5-1

愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 19 階

株式会社オプティム

(すがやしゅんじ)

代表取締役社長 菅谷 俊二

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、以下のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3.2.2	P21	<p>【総務省案】</p> <p>上述のとおり、指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、NTT 東西が適正なコストを下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して事業を営む事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合 40 等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており 41、これらは、サービス卸の相対契約の料金その他の提供条件についても適用されると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>サービスの立場として、NTT がサービス卸に踏み切ったことを歓迎するとともに、日本の固定系超高速ブロードバンドの利用率向上につながる、極めて重要な施策であると考えます。また、画一的な料金を策定し、公表すべきといった意見も有りますが、サービスの立場としても、公表自体、新規参入事業者のビジネスに対して自由度を奪う形になり、返ってユーザー利便性が損なわれるおそれが生じると懸念しております。</p> <p>サービスの合理的判断に基づき経済条件を整理して契約を行なう事が、それぞれの事業者の強みを活かし、結果的にイノベーションを推進する原動力になると考えます。</p>

以上

意見書

平成26年11月18日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none">・ 利用者の安心という点で、携帯電話の位置情報など、氏名等の個人情報ではないが本人の所在や使用の履歴に関わる情報が、本人の意思に反して収集されデータとして販売されることがないように、データ収集、利用や販売等について、利用者への表示や利用制限のあり方を課題とするべきである。 ・ 利用者の安心という点で、例えば商店で本人の知らないうちに行動が記録され（どの棚に何分いたなど）、販売戦略等に利用されるなどがないよう、個人情報にはあたらないものでも、データの収集について本人への表示など、望ましいあり方を検討課題とするべきである。

意見書

平成26年11月18日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>サービス卸の料金に関連する弊社の意見</p> <p>NTT東西の光アクセス回線の卸売サービスについて一部の通信事業者より、約款の作成・事前認可・届出・公表、また相対取引禁止の規律を求める意見が上がっております。これについては、公正競争に必要な卸条件の適正性・公平性・透明性の確保の観点から、弊社も総論では同意見でございます。</p> <p>但しこのうち「約款の公表」、すなわち「エンドユーザーにも見える形で卸料金を公表」する事については、弊社では以下の事由を想定し、反対の立場を採ります。</p> <p>《卸料金の公表により想定される事由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーのサービス選択の視点が、勢いサービス提供価格と卸価格の差分に集中すること。 ・結果としてサービス提供プレイヤー間の競争原理は、資金力豊富な大企業のプレイヤーが主導する廉売が主流となること。 ・それにより卸売サービスの目的の一つであるエンドユーザーへの低廉なICT環境の提供は達せられるが、反面、中小のプレイヤーが独自の工夫や技術・サービスを用いたイノベーションの提供機会を削ぐ事となり、卸売サービスのもう一つの目的である、様々なプレイヤーによる新サービスの創出については有名無実化する恐れがあること。 <p>以上を憂慮し、卸条件の適正性・公平性・透明性の確保、また同一グループ内の事業者同士による実質的な相対取引をチェックする仕組みについては、「エンドユーザーにも見える形で卸料金を公表」する事に拠らない施策を希望いたします。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

[要旨]

この答申（案）を見て具体策はあるかです。随分と言葉は並んでいるが、具体的に何をすると言われたら、はっきり言って何もないと思うのです。

SIMロック（31P）位で、後は具体策があるかです。

これも国際標準から言えば当然のことです。

なんだ、情報通信審議会の委員は評論家の集まりかと思ったのです。

例えば、NTTにはMVNO等を通じて光ファイバーを解放させるが、当然に光ファイバーを敷設しているKDDI等はこれに反発するだろう。

合意している場所だけ出したら、あまりにも薄い全体論だけになり、個別問題を先送りした結果となりました。

私は1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興方策について」を書いてから随分と嫌われて、人事記録から受賞記録も消されている状況ですが、役人や事業者に嫌われるような答申にしないと何の意味は有りません。

その時の公平性こそが重要なのです。事業者は自社に有利にと考えるからです。

この案はNTTを擁護しています。それならば代償をKDDIやソフトバンク等は求めるのは当然です。

私が退職してから、2012年4月からの電波有効利用の促進に関する検討会やその後も電波の利用に関するパブコメはたくさん書きました。

2013年3月までは電波官僚もかなりいい加減な電波利用を考えて、200MHz帯を消防・救急無線に使うなどという原案を持ち出したので、ぶっ潰しました。この200MHzを使い固定電話と防災行政無線の戸別無線を大量生産したらどうなるかです。

固定電話の部分は当然に事業政策課だろうと思うのです。

ICTは総務省だけでなく他の官庁も含む省庁との連携がないといけないと思うのです。

今ICT技術は世界全体を変えようとしているが、このスピードはムーアの法則に従い非常に早いです。そのスピードは通信量と同じ毎年1.6倍程度です。

このことをよく考えないと日本は先進国の地位を失いかねません。

組織や企業、個々の人々は調子の良い絶頂期に次の困難な時代を孕（はら）むのです。

日本の調子が良かった1990年頃までに、こうした状況（デフレで中国等に追いつくられる）を孕んだのが今の困難な時代です。

私に謝れというのは、次の時代に携帯電話時代という役人に都合の悪いことを書いたが、そのことが起きているからです。その困難な状況に別れを告げるには、そのことを組織全体で自覚しないとけないからです。

[要旨2] 2000字

I C Tが世界全体を変えようとしています。

全世界が豊かさと同時にI C Tを使い情報格差をなくして、全人類が先進国型の世界に移行しようとしています。

日本等の先進国の世界最高レベルの情報通信基盤もかなり早い時期に世界中に広がります。エネルギー需要は先進国の人々が二百年位かけて今の豊かさ築いたが、I C Tは相当に早いスピードで世界中に広がります。

それは電気もない地域の人々も携帯電話を持っているという状況から見たらわかると思うのです。

携帯電話は半導体の塊で、ムーアの法則により3年に4倍程度のスピードで高性能化されるので15年程度で1000倍に高性能化するのです。

したがって、発展途上国の人も相当早いスピードで変わっていくのです。ここが分からないとグローバル戦略で敗れます。

日本はこうした状態でグローバル競争に勝とうとしたら、少なくとも全省庁が一丸になってI C T技術に取り組む必要があると思うのです。ここが分かっているか疑問に思うのです。政府のやり方は手ぬるいのです。

11月11日の総務省のHPで「2020年代に向けた社会全体のI C T化推進に関する懇談会」のメンバーを見せてもらったが、民間はまずまずだが、政府は経産省大臣官房のI T担当の審議官が入っている程度で、政府全体で対応しているように思えません。

このI C T改革は教育や地域格差、雇用等のあらゆる産業や暮らしに大革命をもたらすものであり、明治維新や敗戦後の改革に匹敵するものになります。

明治維新では家柄よりも実力社会となりましたが、第一次世界大戦後の不況で日本は軍国化により惨めな敗戦を経験しました。

第二次世界大戦の敗戦後は地主から土地を安く小作人に払い下げ、教育は中学校まで義務教育化されました。財閥解体も不完全ながら行いました。その他もGHQによる民主改革が行われました。

この戦後の改革により農民の子弟が高校教育を受けて、1960年代の高度成長をなしとげ日本は先進国の仲間入りができたのです。

これに匹敵するのがこのI C T革命です。

私は1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興方策について」を書きましたが、電波官僚も労働組合も変化を嫌い1990年代以降のデフレ不況の一因を作りました。

私は携帯電話を大量生産して安く世界中に販売すれば、戦争で迷惑をかけた国にも罪滅ぼしにもなるし、日本全体にも繁栄をもたらしただろうが、電波官僚や労働組合は煩雑な周波数の割当をして天下るほうが良かったのでしょうね。

労働組合の組合員も辞める前に地方局の課長級の管理職になって外郭団体に天下りしてい

ます。この状態に別れを告げられずに、現在の状況を迎えたのではないかと思うのです。私は電気普及財団の論文で奨励賞を受けた後（1995年5月頃）に、[REDACTED]に私が書いた説得文の感想を聞いたら「お前はわれわれの周りに柵をめぐらせて、周りから鉄砲で撃つものだ」と言うことです。自分さえ良かったらよいと思いました。これが労働組合の実態で、その結果、日本はグローバル競争に敗れたのではないですか。私の受賞記録は人事記録からも消されていたのです。それについては2008年12月当時の[REDACTED]から、人事記録には残っていないと言いました。私は[REDACTED]が印刷した論文を見せたら相手も納得しましたがねえ。それでも私が腹を立てたら悪いのでしょうか。私は30歳で地方局の係長になり、そのまま56歳で辞めるまで係長のままでした。20年に亘る長い差別でした。[REDACTED]の後に来た部長とは相当ゴタゴタあったが、退職後に彼に私のHPを見せたのです。そうはいっても後輩で、彼の家で正月の餅をついたこともあるのです。彼は局長の意図に逆らえなかったのでしょうかね。その局長はもっと上から言われていたかもしれません。私の存在を隠したかったようです。少なくとも、それを論文化した私に謝り、その上で社会の変化を受け入れることです。社会が根本から変わるときには、組織や動かす人（労働組合も含む）が変わる必要があるが、さて日本人にそれができるかなあと思っているのです。これではICTで日本を変えと言っても根本から変わるだろうかなあ～少なくとも、私のHPのパブリックコメントには電波に関する部分については、新しい理論を考えており、ほとんど解決すると思うのです。電波は一波ずつ割り当てる時代は終わり、今は帯域で割り当てる時代です。マイクロ波以上も使い方によれば無尽蔵に近い可能性を秘めています。私のHPのアドレスは、[REDACTED]です。HPの「2013年3月からの総務省等へのパブリックコメント」等を見てください。

（これについては2000字にまとめて、11月16日に電子政府に送って受け付けられたよ。[REDACTED]が受付番号だ。私は役所を信じていないから、電子政府に送り後の時間で、資料も付けて19日に送ります。）

私は答申（案）をHPに掲載直後に読んだときは、まあこんなものかと思ったが、11月13日にMOS試験（Word2013）に不合格になった時にやっぱりなあと思いました。試験方法が変わって、やり方によれば、最初の一つ（テキストデータの挿入）で一切のモノが決まるのです。

テキストデータにメモ帳以外のモノが出たので、コピーができなくアウトとなりました。この噂は娘からも聞きました。

新しいMOS試験は難しいので、2010で受験しなさいという噂が立っているのは間違いありません。娘もMOS試験を受けようとしているからです。

それにWordやExcel、PowerPoint等は2010で機能的には十分です。

また、娘によるとiPadやiPhoneでもWord等を無料でダウンロードできるようです。

娘はiPhone6プラスにWordをダウンロードしていました。

話が横にそれたが、この意味の分かる人が情報通信審議会の委員や役所の担当者にどれだけいるかです。

その意味はアップル社にマイクロソフト社が屈したという意味です。

マイクロソフト社も長く覇者を続けていたが、アップル社のiPhoneやiPadに敗れて、自分の有料ソフトを無償で提供しないと使い続けてくれないと見たのです。

WordにはPages、ExcelにはNumbers、PowerPointにはKeynoteが無料で提供されているのです。

互換性を有しているが、細かい点ではやや使い勝手が慣れの点で悪いかもしれません。

はっきり言って10万円以下のiPhoneやiPadでマイクロソフト社の看板商品と同じ製品が無料で使えるのです。

日本のように先進国では、マイクロソフト社が席卷しているが、人口の8割を占める新興国や発展途上国ではどうかという問題があるのです。

iPhoneが中国で大人気です。マイクロソフトは締め出されたようですね。

この問題は「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申（案）でも同じです。

幾ら世界最高水準と言っても、それは一瞬のことです。

今の発展途上国は第2世代の携帯電話がまだ主力だが、数年もしたら第3世代の携帯電話や今のLTEが普通になると思うのです。

それはアップル社のiPhoneやiPadも同じです。

携帯電話やタブレット端末は半導体技術の塊です。半導体はムーアの法則に40年位支配されています。ムーアの法則は経験則で、3年で4倍ずつ集積度が上がり性能が良くなっているのです。

この法則は品目が替わるが今後も続くと思うのです。今まではCPUやDRAMだったが既にメモリーはNAND型フラッシュメモリーに変わっています。

CPUに直接付けるのはDRAMだが、NAND型フラッシュメモリーはハードディスクやメモリーカード、USBメモリーに大量に使われて主力に変わっています。

現在は、CPUは性能によって変わるのであまり書かれていないが、DRAMは4Gビット(DDR3型)で2ドル~2ドル10セントです。NAND型フラッシュメモリー(多値型)は64Gビットで2ドル70セント~3ドル50セントです。

これが11月11日の日経産業新聞にあった主要相場です。

液晶パネルも42型で176ドル~186ドルです。私はこんな見るのが楽しいのです。仮に64Gバイトのメモリーが8個使うので、原価は2400~3000円だなあと予測するのが楽しいのです。

液晶パネルも42型の原価はテレビいくらになるかなあ。チューナーが何台付きハードディスク等も入ります。こんなことを予測するのは楽しいなあ。これを家電量販店で実際の値段と比べるのはウキウキするなあ。

原油価格も15日にドバイ物で1バーレルが73ドル65~75セントだす。ここ数日で大きく下がったなあ。1リットルに換算したらいくらになるかなあ。

火力発電所で使うC重油の価格もみています。その動きの意味なども考えると楽しいなあ。私は経済学など習っていないが、こんなことが手にとるようにわかるのです。

世の中こんなことが分かったら面白いそなあ。

余計なことだが数年したら1テラビットのNAND型フラッシュメモリーが出るだろう。その時にハードディスク一般の家からは消えるだろう。

さてムーアの法則に戻れば、これを年率に換算したら、1.5874を3乗したらよいので、年率で59%ずつ伸びているのです。この値は参考資料20の値は移動通信のトラヒックと同じ(1年間で1.6倍)です。

しかし、固定系はそれほど伸びていないです。1年間で35.6%の伸びに過ぎません。何故、伸びなかったかは検討していないように感じます。

携帯電話網が伸びれば必要ないからです。第5世代の携帯電話が東京オリンピックの2020年に東京で出現するとなると光ファイバー回線の必要あるかどうかです。

光ファイバー網を拡充して、どうしても光回線網に入れる必要があるかどうかです。

政策の具体的方向性 (1) 加入光ファイバーに係る接続制度の在り方(35p~)からグジャグじゃ書いているが、これは長いこと云われてきたが決着してない話です。

値段が大幅に安くない限り、光ファイバー回線は普及が止まると思うのです。

(2) NGNの更なるオープン化や(3) NTT東西の機能分離、NTTグループに課されている規律等も同じです。

特別これということではなく、今までのことを追認しただけです。

この光ファイバーの問題は、参考資料68~76までの内容を見れば、NTTをどうするかという問題なのだろうと思うのです。

特に参考資料76のNTTグループの概要と適用される規律をみたら、この1枚の資料か

らいろいろなことが読み取れます。

連結売上高が10兆9252億円で、連結人員数が23万9750人という24万人近い会社だと分かるのです。

参考資料75のNTTの組織（企業形態）の変遷で、1985年に民営化されたが、その時は31万人でその後携帯電話が普及するまでは順調に社員を減らしていました。

携帯電話の普及により、経営姿勢が緩み安楽な道を歩んだ結果です。

それを国民（高い料金）やライバル企業とのトラブルの中で、今の規律は作られたが、それは当然のことでした。

しかし、光ファイバー網をMVNO事業者に開放することで、新たな利用者を求めているが、必然的に安い料金をお願いしたいです。

今の半額程度にならないといけないのです。半分の設備が遊んでいるので、それを正常化させたら値段は半分ということになります。

また、儲けているのはNTTドコモとNTTデータ程度であとは微々たるものです。

特に社員が多すぎます。おそらく大部分はNTT東西会社の下請けの社員で、そこで値引きした給与で儲けを上積みしてのではないかと思うのです。

51歳で定年を迎えさせて、それでも子会社に移れる（地域限定社員）ようにして、給料を下げてNTT東西が大きな赤字にならないようにしていると思うのです。

それとNTTデータも奇妙なほど社員数が多いです。7万5000人ももの社員数を抱えています。NTTデータは、それほど海外社員はいないと思うのです。

富士通は海外要員も多いと思うのです。

少しNTTデータの平成27年3月期の1年間の連結業績見直しを見ても、経常利益が750億円しかないのですか。これも過大な社員数が問題となり儲けがでない構造だと思うのです。

NTTドコモも通話を安くする電話し放題プランが響いて大きく利益が落ちて、ソフトバンクやKDDIの後塵のようですね。

それと財務に絡む話であるが、資料24の財務状況の比較があるが、NTTと比べて小さい会社の日本たばこ産業が時価総額で変わっていない状況をNTTの人はどう思うかです。ここらに組織や企業、個々の人々は調子の良い時に次の時代の困難な状況を孕（はら）むのです。このままでは消えかねない日本たばこ産業は、過去を反省して、大きな勝負に挑んだ結果がこの違いに表れているのです。

確か日本たばこ産業はきちんとした反省文を書いて次の海外戦略へと道を開いたのです。

私もそれは少し前に読みました。ここらに大きな違いがあると思うのです。

日本たばこ産業の資本金1000億円で、連結売上2兆3998億円だが、連結営業利益は6483億円です。

NTTの資本金は9380億円です。営業利益は1兆2136億円です。参考資料23は奇妙でもあるのです。NTTとソフトバンクを比べて、営業利益をNTTの方が大きく、

NTTドコモは3兆円もの内部留保を有しているのに、時価総額が安いのかという疑問です。政府の株式の保有を日本たばこ産業は終えているからです。

NTTは安楽な道を歩いたので、24万人もの社員数を抱えたのではないかと思うのです。NTTグループについてはもう少し資料も必要です。

ますます、安楽な道を歩んで日本を不況の淵に追い込みかねないからです。

光ファイバー網（FTH）については、答申（案）の34Pによれば、設備ベースで78.3%、サービスベースで71.1%と高止まりしている。

しかし、利用率は51.2%に過ぎないのです。

参考資料65 固定系超高速ブロードバンドの整備状況（整備率・利用率）をもっと詳しく知る必要があると思ったのです。

光ファイバーを使わずにそのまま置いていても、お金にはならないが、使えばお金にかわるのです。

国民のために本気で料金を下げる気があるならば、ここは踏み込み料金を下げるように努力をすべきです。

国民からみたら固定電話（メタル回線）の赤字（年間約1000億円）をNTT東西に埋めるために光ファイバー事業を高くしているのではないかと思うのです。

電波官僚は200MHz帯を消防・救急無線に使うなどという原案を持ち出したので、そんなことをしたら莫大な費用で消防がつぶれないかと言いました。

そうしたらこの話はぶっ潰れたのです。

私は、この200MHzを使い固定電話と防災行政無線の戸別無線を大量生産したらどうなるかです。

総務省の官僚や情報通信審議会の委員よりも知恵が回るのです。

仮に1台2万円で、1億台生産しても2兆円です。これだけあれば、全世帯数の家庭と企業、それに自動車に設置可能です。

高齢者も使えるように大きくても構わないのです。

基本的に今の固定電話並みの大きさにして、その中にいろいろな機能を詰め込めば、今の11ac等Wi-Fiも入り、テレビ等やタブレット端末ともつながります。

直接有線（LANケーブル）でもテレビ等とつなげるようにしておけば、電機やガス等のエネルギー管理等もこの電話機でできると思うのです。

高齢者はテレビや各種機器を使えば、生きていることが分かります。それを役場等で見ている、高齢者の安否を確認もできるのです。

そんな確認が嫌な人は機能を止めることも可能です。

自動車の自動運転の補助にも使えます。大量生産することで日本の経済を発展させるかもしれない。

200MHzはこんな可能性を秘めているのに、それを消防と救急だけに使おうとしたのです。

私はパブコメでそれを潰しました。

平成25年4月30日の電波関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見募集（公共ブロードバンド移動通信委システムに導入に向けて）に対して、5月4日にパブコメに応じたものです。

私のパブコメにはこんなハブコメがゴロゴロしています。

消防・救急無線ならば17万局に足りない数で、動画等を送る端末を開発しないとイケないが、何千億円もの費用になるだろうと云ったのです。

iPhone等ですればどれだけ安いかです。

私は、優先順位を付けてすべての端末に解放したら安くて、とても良いものにできるよと言ったのです。

その優先順位を考えたのが、1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興方策について」だということだななあ。

早い話がふくそう時だけ優先順位を付けて、優先的に消防・救急無線機、役所等の無線機を優先して伝送したら、空いた時間は何に使っても良いのです。

これならば不法無線局も立派な無線需要です。不法無線局でも立派にお金を稼げますからね。試験に合格した役人は頭が悪いのです。公務員採用試験の1種試験なんか勉強しなくても英語7個で合格する程度のものでした。

今の役所のように不法無線局を追いまわして、刑法犯（電波法違反）に仕立てるのと、さてどちらが国民のためですかね。

随分と警察や海上保安庁も迷惑な話です。私はそう思うのですがねえ〜。検察庁や裁判所にも刑事事件として行き、無駄な時間を浪費するのです。

これを23年前に考えたのです。毎年不法無線局、不法無線局と騒ぎまわって、トラックの運転手を困らせただけじゃないですか。

2011年3月11日の東日本大震災で被災地との連絡が取れなくなったが、トラックに無線機が付いていたら、ここまで混乱したかです。

こんなことを考える私に総務省の官僚や情報通信審議会の委員がかなうなあ。

総務省の官僚や情報通信審議会の委員の皆さんは1日何時間こんなことを考えますか。

私は寝ている時以外いつも考えているのです。

20年の恨みを忘れないのが悪いかなあ。最新のことを考えた人間に対するそれが報いがないなあ〜。日本の現代システムはそうしたシステムか。明治維新以前の世界だなあ〜。

それでは科学技術は発展しないなあ〜。

1991年6月24日の郵政論文「過疎地における移動体通信の新システムと振興方策について」は1994年5月にモトローラ社にもコピーを渡したんだなあ。

モトローラ社からはアメリカに遊びに来ませんかと云われました。

大分郵政省の評価とも違うが、総務省の幹部はモトローラ社に行ってもらってれば、日本は受け入れやすいと云われました。

これが郵政省の実力かなあ。これで勝てるかなあ。この根性が負け続ける理由です。

私はこれで大いに力を得て、新しい懸賞論文を書いて学者に挑んだのです。

1994年9月下旬に財団法人電気通信普及財団の懸賞論文に応募して奨励賞を得たのです。題名は「高度情報社会に対応する日本行政の在り方について」という題の論文です。

私は長く役所で飯を食ってきて、役所の欠点も知っているのです。

私が計算したのは周波数的には全固定電話を無線化して、更に個人が携帯電話を持っても周波数は不足しないことです。その方にも日本の欠点を書きました。

周波数の不足がなかったら、不法無線局を追いまわす必要はないのです。

私は電気普及財団の論文で奨励賞を受けた後（1995年5月頃）に、

に私が書いた説得文の感想を聞いたら「お前はわれわれの周りに柵をめぐらせて、周りから鉄砲で撃つものだ」と言うことです。自分さえ良かったらよいと思いました。

私は今なら機関銃で蜂の巣にしてやると思うくらいです。自分たちの都合だけで国民をここまで悪くしたのです。

こうしたことを考えると「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて」とか言っても私には響かないなあ～。

しかし、ここらを理解して新たな道に取り組むならば話は替わると思うのです。

こう見てくるとNTTの再建策も見えてくるだろう。

200MHz帯の端末を開発して、不要となった社員を自治体に移して、自治体の地方公務員となり、それなりの道を歩んで行ってもらうことになるだろう。

その場合はNTTも相応の負担もするし、地方自治体は戸別同報の意味があり、住民に端末の使い方を教えるとかいろいろあるだろう。

これをNTTが直接するのではなく、KDDIやソフトバンク等も出資をして新しい会社を設立して、固定電話は国が面倒を見るというシステムが必要だと思うのです。

NTTの職員は地方公務員になるが、お年寄りを回るとかすることで、地域でICTだけではなく、高齢者を元気づけたりすることも可能となります。

また、学校でもパソコンやタブレット端末等の使い方教室を行ったりして、地域全体のICTを高める必要があると思うのです。

これならばNTT自身も楽になり、結果として通信料金の値下げにつながると思うのです。

これならばNTT全体で10万人以下になると思うのです。

NTTデータの人間を地方公務員にしたら、よく働くと思うのです。

13万人を地方公務員にするならば労働組合も文句を云わないと思うのです。給料は基本的に保障されるのです。

私はこうした具体論がないといけないと思っています。

私が司会ならそんな風に運びます。こうしたビジョンがあってやっていたかどうかです。

未来像（ビジョン）が見えないとこんなどっちつかずでもない文章になるのです。

参考資料85で見れば、NTT東西でのFTHの黒字は平成25年度に東が404億円、

西が11億円ですね。合わせて415億円で過ぎません。

内容的には西日本は電力系が強く、東日本はKDDIが強いようだなあ。

東は圧倒的な強さだが、西はKDDIが健闘しているようですね。

NTTドコモでも24850人しか社員はいないのです。これから言えば、NTTデータは半減の3~4万人で十分です。NTT西日本や東日本も子会社の人間は不要です。

NTTコミュニケーションズも6580人を維持したとしても、最大7~8万人の会社となります。

残りは無線化により自治体に移して地方公務員にしたら、風景は全く変わります。

NTTグループは現在の3分の1に程度になり、その分を地方自治体に人を移すのです。3分の2はNTTグループから給料を支払い、残りを地方自治体が面倒をみるのです。その部分は交付金で賄い実質自治体は無料にします。

その原資はNTTの株式の売買（完全民営化）や消費税等で賄うのです。

地方自治体は高齢者向けの人を雇わなくても済むのです。これからは地域に人が少なくなるので、それを見込んで比較的高齢者（子会社の社員）を中心に移せば、10~20年で大体人は辞めます。

そうしたら自治体も良いし、NTTも良くありませんか。

地方自治体で人を雇えば、40年以上雇用されるのです。それよりかは良いと思うのです。

地方自治体も出身地とか家を建てた場所に勤めさせたら随分良くなります。

電気通信料金だけでなく、国のかたちをどうするかです。

ここから出発しないから話がまとまらないのです。

NTTは人の多さに苦しんでいるが、テレビのVHFの空きチャンネルを使った200MHz帯で無線化して、固定電話と戸別同報を作れば一気に解決します。

しかし、こうしてみると第5世代の携帯電話の時代になれば本当に2020年頃には一般家庭での光ファイバー回線が不要になるかもしれません。

逆にいえば、それはとてもまずいかもしいが光回線の値段と大きくからみます。一般の人がどの程度光回線を使うかということですね。

携帯電話も高いが光ファイバー回線も高いのです。

答申（案）の20PにあるようにNTT東西は設備回線シェアが78%です。21Pの加入回線（メタル・光ファイバー）設備シェアでも83.7%です。

これだけ高いとコストを明らかにせずに卸し事業を行うことに疑問を生じるのです。

メタル回線が大きな赤字（固定電話）であり、これを埋めるために光ファイバーを高くしていることになるのではないかという疑念です。

特に技術の進歩により1本の光ファイバーにたくさんの回線が収容可能で、基幹系ならば1テラbps秒クラスも可能となっています。

理論的には光ファイバーが反射等によりエネルギーが集中して、光ファイバーのコアが切れるまでは理論的に波長多重等の技術が使えます。

その時は数十テラbpsクラスとも言われています。

私はこの研究者に直接電話して話したこともあります。そこまでしなくてもよいので話したら相手も笑っていましたよ。

私も非常に鮮明に記憶に残っています。詳細に探せば日経産業新聞等に記事もあると思うのです。

記事を探さなくても、独立行政法人情報通信研究機構の研究者（主任研究者？）だったと思うのです。私は単にそんなに詰め込まなくても数本の光ファイバーにわけたら切れないではないですかといったのです。

そんな意味でもコストは大切なのです。

実は携帯電話も同じなのです。スマートフォンの料金プランを示した参考資料61をみたら最低のデータ通信量が2Gバイトですよね。NTTドコモもKDDIもソフトバンクモバイルも3500円で均一です。

私は、光ファイバー網に加入してWi-Fi回線を使えば、0.1~0.2Gバイトなのです。

私もソフトバンクモバイルのiPadやiPhoneを使っているからよくわかるのです。

光ファイバー回線も安くして、参考資料63の諸外国におけるスマートフォン（LTE）プラン（月額）に0.5Gバイトとか1Gバイトとかいうものを作ることで、全体として光ファイバーも増やすとともに、携帯電話の料金も若干の値下げが必要ではないと思うのです。

その場合はある程度原価を示して、ソフトバンクにも同じような料金割引ができるようにすることだと思うのです。

私は、携帯電話は増えないと思うが、これからはタブレット端末が増えると思うのです。

それをWi-Fi環境だけでなく、通信回線を使ってどこでも使えるようにして欲しいのです。それは電気通信事業者にとっても悪いことではないと思うのです。

やはり通信料金が安いからWi-Fi環境だけで使い、携帯電話回線を敬遠してしまうのです。

確かに携帯電話のデザリング機能やWiMAX等で不可能ではないが、そうは言っても携帯電話のデザリング機能は電池を消耗します。

WiMAXの端末はデータ通信が相応します。

普通に使えばタブレット端末一台1000円程度で使えないかと思うのです。その代わりに光回線の加入（光回線は使う容量を減らすだけでありどこの事業者でもよい）を含めて、携帯電話とのセット割引にするとか方法はあると思うのです。

これからは子どもの教科書にタブレット端末を使えば教科書の本の部分はなくなります。

持ち運びがとても軽くなります。ランドセルも不要になるかもしれません。

それに必要ならばインターネットにも接続できます。学校ではWi-Fi環境だから良いが家に帰ればインターネットに接続できるかは親の財政力に関係します。

そうした意味で携帯電話とのセット割引にしたらと思うのです。

光ファイバー回線は安定して1Gbpsや100Mbpsを保障していますが、来年割り

当てられる帯4世代の携帯電話（とりあえずは3480～3600MHzを3社で分ける）の設備関係を見せてもらった（11月12日の総務省の報道発表にあります）が、来年中にサービスを開始するが、最高速度が1Gbps以上になるのは平成29～30年です。その時に光ファイバー回線が必要かどうかは値段の問題です。

もし、光ファイバーが高ければ、ソフトバンクは当然にマンションタイプを目指して、光ファイバーの代替えサービスを開始して、光回線の取り崩しにかかると思うのです。マンションタイプならば、実質20～30Mbpsもあれば少し安くしたら十分です。ブツブツ切れなければ問題はないのです。

今のLTE回線ではブツブツ切れる感じです。

実質20～30Mbpsで安定に送受信できたら、圧縮された4K/8Kでも大丈夫です。やはりその時は値段です。

確かにメールアドレス等を変えないといけませんが、これもGメールやYメールを主体に使う人ならば苦にはなりません。

これも12～13Pの2. 3の「2020年代にふさわしいICT基盤の姿」か、どうかです。特に（2）の「活発な競争を通じた世界最高水準のICT環境」か、どうかですね。下から4行目の移動通信と固定通信が相互補完関係になるかどうかです。

当然に第5世代の携帯電話網を考えたら最高速度が10Gbpsですよ。それならば光回線がどの程度必要になるかですね。

NTTには、光ファイバーの値段を安くしないと具合が悪いと思うのです。

それにマニアならばとにかく、普通は100Mbpsもあれば十分です。その辺りも考慮しないとけないと思うのです。

第5世代の携帯電話網ならば必然的に100Mbpsは当然です。これは最高速度の100分の1です。この程度は出ると思うのです。

それが6年後の2020年に東京には実現するということですね。ここは考えることも多いと思うのです。

確かにその後の「双方のネットワークの重要性が増していく中で、利用者にとっては、移動通信であるか固定通信であるか意識せずに快適なネットワークに接続してICTの利便を享受することが望まれました。」と書かれているが、はたして思うようになるかどうかだろう。そこに値段の問題が大きく横たわるのです。

13Pの冒頭には、「このため、多様なプレーヤーが、活発な競争の中で、無線・有線のネットワークによるサービスの開発や提供に努めることにより、世界最高水準のICT環境を目指すべきである。」と書いているが、果たしてどんなことになるかです。

マニアを除いて、10Gbpsの光ファイバー回線を使っているかです。

値段さえ安ければ、10Gbpsの光ファイバー回線も意識せずに使うがなあ。

人の能力に限りがあるからです。人間の目は非常にごまかされやすいのです。そこにあるのはある一定以上は値段だと思うのです。

光回線を使う Wi-Fi ルーターにしても、その違いを意識せずに安い物を買っているのが現状です。

11. a も n もあまり変わらないし、11. a c はボツボツ売れ始めた感じです。その違いを知ってどの程度売れているかです。

人々がそれほど深いことを考えなくても機器的には問題は少ないと思うのです。

それよりもサービス面の方が心配です。

新聞は、電子版は少ないし、雑誌も少ないようです。

比較的多いのは、著作権の切れた「青空文庫」(i 読書というアプリです。) のようなものです。これはとても豊かです。夏目漱石なんか全巻集めても大した量ではありません。

全28巻の中古本を8万円?(6万円だったかもしれません。) で買ったが、青空文庫では保存場所も不要です。

青空文庫(i 読書)は無料だからです。

坂口安吾の「墮落論」も無料です。あれほど優れた文学はないと思うのです。

まあ読んでみてください。たった数枚の文書であれだけのことが表現できるのです。とても良い調子だし、こうした文学も読まないとなあ。

これならば印刷物は必要ありません。印刷するとインクや紙が必要です。紙を使えば環境破壊を起こします。それに雑誌や文庫本は、大部分の紙代とか印刷代だと思っただけです。

私も保管場所が無尽蔵にはありません。それほど重要でない本や雑誌等は電子版が都合がよいです。本箱もたくさんあるし、倉庫にも入れています。

よく使う資料は、近くの本棚に入れているが、それでも見つけられない時もあります。

新聞も寝室の壁に貼り付けたりしていたが、最近は iPad のカメラで写真に変えたりしています。写真にするとフェイスブックで他人に伝えることもできます。

iPad は二台持つと便利です。一台で、この答申の本文を見ながら、もう一台で参考資料を見られるのです。別に一台は中古品でも良いのです。

私は iPad の iBooks に入れて見えています。三台あればもっと便利です。もう一台でネットを調べられます。書くのはパソコンという手が一番便利です。

電子化については、日本ではうまくいっていないが、アメリカではかなり進んでいるようです。ICTをどのように使うかは、サービス面が非常に大きいと思うのです。

11月14日にパソコン教室にパソコンと iPad を二台持って行ったが、新型の iPad は薄くて、カバンはどこに入れたかわからなくなりました。

私も雑誌を置いておきたいが置く場所がないのです。

やはりそうした意味でも、ICTを活用できないかを考える方が得策だと思うのです。

仕事自体がなくなる仕事も多いので、問題も多いが乗り越えないと日本は先進国から脱落します。

ICTは社会を変えられるかどうかなのです。

一般紙の製造とか、印刷関係は大きく落ち込むと思うのです。新聞配達等も部数が減ると

思うのです。新聞社に大きな印刷工場も要らなくなるかもしれません。
それとも先進国の立場を捨てるかどうかです。捨てる手もあると思うのです。
環境を汚すのは先進国の立場では考えられません。
紙を作る以上は、木材（チップ）を輸入して薬品を使い、紙をすき、石油から作ったインキを使い印刷するという作業自体が必要なくなるのです。
パソコン等で書いたものがそのまま電気通信回線を使い配布される時代になるということです。新聞社の委員の方もおられたが、さてそれを容認できますか？
私は嫌われるのは承知の上です。
しかし、仕事の基本をなす取材や内容を文字にすること等の基本は何も変わりません。
iPad や iPhone もそうやって安くしているのです。
設計はアメリカで行うが、製造は人件費の安い中国です。日本の部品も若干使っているが最も高い CPU 等は海外の製品です。
CPU は A8X と云われるもので、CPU まで台湾企業が作っています。確かにうまいやり方だなあ。生産も主体は中国本土だろうなあ。次の製品は最も良くなるだろうなあ。
私は日本が負け続ける原因はその辺りにもあると思うのです。
多分、中国の賃金が上がれば、インド等の賃金の安い国で生産するのだろうなあ。
世界で勝ち抜く会社はそこまでやるということです。
日本の電機メーカーが次々に振り落とされるのはこれが原因です。
日本がスマートフォンでかなうかどうかです。アップル社は iPhone を年間に 2 億台生産すると云われています。
日本の各社は何台生産しているかです。これでかなうと思いますか。
さらに現在はベトナムでもスマートフォンを生産する時代です。100 ドルスマホとか云われる製品は溢れています。
ムーアの法則により 2～3 年前の技術ならば中国やベトナムでも作れる実力があるのです。何度も言いますが、ムーアの法則とは、3 年で 4 倍ずつ性能があがるという半導体の基本的な法則です。
だから、アップル社も少し遅れたらやられるのです。後ろにはサムスンが追撃しているのです。
日本の電機メーカーのように大人しくしていてかなうはずがありません。
1997 年頃にアップル社も潰れかけた時期がありました。トヨタも 1950 年には労働争議で潰れかけたが、朝鮮動乱で息を吹き返した歴史があるので内部留保を貯めまくるのです。
これからの新聞社も放送局も ICT に乗り遅れたら、つぶれるかもしれません。
今世界の環境が激変しているのです。
その環境に合わせられない動植物は滅ぶのです。これは自然の法則です。
役所の基準で免許規則にないとか言っていたら、新しい目を摘んでいるのです。

メディアも小笠原諸島や伊豆諸島南部に中国船がサンゴを密漁して大騒ぎになったが、その前から沖縄や五島列島でもあった件を報道していなかったのではないか。

大手メディアはどの程度知っていたかです。ここがポイントです。

もし、大手メディアで報道していたら、事前にある程度の予測はついたのでないかと思うのです。

ここらにも日本の弱さの原因もあるのではないかと思うのです。

中国が悪いのは確かだ（連絡したら帰りだしたようだ。でもサンゴの大部分は盗まれた。）が、もともと盗まれてもメディアで報道しないと一般国民はわかりません。

尖閣諸島の海上保安庁の船の領海内に入る話は毎日報道していたが、サンゴの密漁は実害があり、もう100年位の時間が経過しないと元に戻りません。

こうした意味でも総務省（旧郵政省）は私に対して謝る必要があると思います。

1991年6月24日の郵政論文で新しい無線通信方式を提案したが、佳作という姑息な手段で先送りしたのです。

一応、XXXXXXXXXXが印刷して職員に回したのは事実です。

その内容は、これからは携帯電話の時代になるから、周波数の割り当てなど辞めて、携帯電話を大量生産して、安くみんな（全世界）に提供したらどうかというものです。

補足資料を見てもらえばわかるが、日本は第二次世界大戦で東アジア諸国に散々迷惑をかけたので、現地生産を主体にしたらどうか書きました。

ここはXXXXXXXXXXの印刷にはないが、元々ワープロで書いたものだから、幾らでもコピーは可能です。

それをPDF化した文書で送るので見てほしいのです。

これは審議会の人全員で見てほしいです。

もし、これが実現するとともにムーアの法則が分かっていたら、当然にシュルダフォンは携帯電話となり、さらにいろいろな機能を加えながらスマートフォンになることは誰の目にも明らかなのです。

わからない連中（電波官僚と労働組合）が国を動かせば国は衰えるのです。衰えた結果が今の日本です。

半導体理論のムーアの法則が分からない者が、この国を動かした結果が今の日本なのです。半導体は3年で4倍ずつ集積度が上がり、性能はアップしていきます。

6年では16倍、9年では64倍、12年では256倍、15年で1024倍です。実際には若干の遅れはあったかもしれないが、ほぼこの通りに縮小化は進みました。

通話主体の20年前の携帯電話は1000分の1以下になっているのです。

縦横高さを10分の1にしたら1000分の1になるのです。

現実には20年前の携帯電話よりも小さくしたら使い勝手が悪いので、性能が1000倍になったのです。

だから、カメラが付いたりゲームをしたり、各種のアプリを買うことができるのです。その典型例が iPhone や iPad です。

しかも、これからも性能は上がると思うのです。

これを指摘した者に対して、総務省がしたことは私への弾圧でした。

周波数の割り当てがなくなると仕事がなくなることと恐れて、労使双方が私を弾圧したのです。労働組合の組合員も周波数の割当をしていたら、退職前に地方局の課長（相当職を含む）となり管理職で辞めるのです。

そうして外郭団体等に天下りをしていったのです。少なくとも、その行為に対して謝ることだと思ふのです。組織や人間は完全に失敗を認めるからこそ変われるのです。

それを革命的に行ったのが明治維新であり、敗戦後の革命です。

今の ICT の革命はそれに匹敵すると思うのです。

既にインターネット革命により、放送もインターネット放送が行われ、ユーチューブやニコニコ動画が新しい形態の放送を確立もしようとしています。

ニコニコ動画は電王戦のように、将棋のプロ棋士（新鋭やかなりの強豪）とコンピューターが戦い、概ねコンピューター側が勝利を挙げています。

プロ棋士が戦ってもコンピューターにかなわなくなっているのです。これが ICT 革命です。

人の心を変えない限り、人間はコンピューターにかなわないのです。

人は何を幸せと思うかとか、人はどう生きるかとか、そうした哲学を再構築しないと人間はゴミのようになっていきます。

ここでいうゴミとは、XXXXXXXXXX本能のあるがままに生きる姿です。権力欲や金銭欲も同じです。金銭欲があるから天下りをしたのでしょ

う。人間が人間を相手にしている間はそれも良いが、コンピューターやロボットが人間よりも高い能力を持つようになった時に人は単なる動物に落ちてしまうのです。

私は、案外宗教はそれを救うかもしれないと思っています。

仏教は非常に理論的です。細かく詰めるといろいろと違い（宗派の違いか？）があるが、仏様に仕える存在という意味で一段上に立つ位置にあると思うのです。

これはキリスト教やイスラム教、儒教（孔子の教え）等も同じではないかと思うのです。あるいは、古代ギリシャのソクラテスも同じです。ソクラテスは「悪法もまた法なり」と言って毒杯を仰ぎました。毒杯の中には毒人参が入っていて死にました。死を恐れなかったのです。

同様に利休も同じです。権力に逆らう本当の人間の姿がそこにあるのです。

それ故に歴史に名前を残したのです。命乞い（ソクラテスの場合は逃げる準備はできていた。利休も太閤に形式上謝れば命は取られない。）をしなかったからです。

人が権力や金銭欲に負けないためには、こうした真の強さが必要だと思うのです。間違ったことにはトコトコ争う姿勢を必要だと思ったのです。

今の世界はICTという名の革命ではないかと思っているのです。

後20年程度（15～30年）したら、世界中で携帯電話等は発達して誰でも情報を得られるようになると思うのです。

ムーアの法則により、今のiPhoneやiPadの1000倍も性能が良くなるのです。

こうした社会が想像できますか？

私も論文の通りに生きたいのです。たとえ飢え死にしようとも場合によれば、私が論文化したものは何もさせないこともできるのです。

それらは私のホームページの中にあります。

例えば、超高速ブロードバンドの未整備地域の例〔参考資料84〕を見れば、中継回線があれば新島や御蔵島、神津島等は良いのだろう。

無線を使えば可能です。

元々、数十km程度の中継は無線で可能なのです。それを免許手続基準で認めてないだけです。80GHz帯の無線局で少し変わったが、6GHz～10GHz帯域をうまく使えば可能です。

元々5GHzの帯域を使う無線機が最初から出るかです。ここらが分かっていないのです。メーカーに聞いたら直ぐにわかります。NECのパソリンク関係部署に聞いたらすぐにわかります。

地球の半径Rとして、高さHの空中線があるとしたら、見通し距離Dは

$$D = \sqrt{(H + R)^2 - R^2}$$

これを計算して、Hに比べて地球の半径Rは十分に大きいので

$$= \sqrt{2HR + H^2} \cong \sqrt{2HR}$$

となります。

地球の半径R = 6367000 (m) を代入したら

$$\begin{aligned} D &\cong 3567 \sqrt{H} \\ &= 3.57 \sqrt{H} \end{aligned}$$

上はメートル単位で下はkmです。これが見通し距離の一般式です。

仮に標高が100mの地点で、有効通達距離は約35kmです。お互いに100mの地上高で回線を結べば70kmはいけるが、現実には地球の半径が大気の状態が変わるので数

十kmなら可能です。

対象の余裕を見れば、山の頂上に鉄塔を立てて、そこにパラパラアンテナで中継したら、高さ（地上高）は200m程度になるので、完全に見通し距離になります。

問題は、新しい広帯域のマイクロ波の無線機を作れば、全国でLTEは可能になります。

とうも、「80GHz帯高速無線伝送システムへの狭帯域システム等の導入に係る省令等改正」の意見書にほとんどのことは語られています。

次のページに意見書をコピーしました。

他にもかなり数の総務省へのパブリックコメントを書いています。

詳しくは私のホームページを見てほしいのです。

強調したい部分には蛍光ペン（特に重要な点は太文字にして下線引いています。）を付けています。

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 650-0027

(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 三共神戸ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) でいーえすえんじぎょうしゃきょうぎかい かいちよう みす ひさし

氏名 DSL 事業者協議会 会長 三須 久

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者 DSL 事業者協議会

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	20	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸は、「フレッツ光のサービス提供形態やネットワーク設備形態を変更せずに、提供先をエンドユーザから卸先事業者へ変えて提供するもの」とされており、加入光ファイバや NGN(Next Generation Network)といった第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、現在エンドユーザ向けに提供されているフレッツ光ネクスト等と同様、「指定電気通信役務」に該当すると考えられる。</p> <p>指定電気通信役務については、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないものであることから、提供事業者による不当な提供条件の設定を防止し、料金その他の提供条件の適正性や透明性を確保するため、契約の相手方との合意がない場合に適用される「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務等が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上述のとおり、指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、NTT 東西が適正なコストを下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して事業を営む事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており、これらは、サービス卸の相対契約の料金その他の提供条件についても適用されると考えられる。 ・ さらに、NTT 東西の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは 83.7%(2014(平成 26)年3月末現在)であり、その設備は第一種指定電気通信設備として指定されている。このため、当該設備の設置者たる NTT 東西は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制の適用対象とされており、サービス卸を提供する場合についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止されると考えられる。 <p>以上のとおり、サービス卸は、事業者の自主性に配慮した一定の規律が適用され、これにより一定の適正性・公平性・透明</p>

章	頁	意見
		<p>性が確保されると考えられる。</p> <p>他方、サービス卸は、NTT 東西が自ら提供してきたFTTHの小売サービスについて異業種を含む様々な事業者任せ、今後は卸売サービスを主体とするという「東西会社が B2C から B2B にビジネスモデルを変革するもの」であり、また、NTT 東西が依然として固定通信市場において市場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、加えて、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>さらに、利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される。</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動

章	頁	意見
		<p>通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせる割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>ICT 基盤の更なる普及・発展に向け、「サービス卸」の提供及び NTT グループ内の連携サービスについて、適正性・公平性・透明性を確保する観点から、以下の措置を講じるべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「サービス卸」に対する規律導入 <p>本答申(案)でも示されているとおり NTT 東西殿は依然として高いシェア(加入者回線(メタル・光ファイバ)設備シェア: 83.7%)を維持しており、光アクセスの「サービス卸」は、そのボトルネック設備を含む第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであり、これまでの「接続」の代替ともなり得るものであること等も踏まえ、「サービス卸」の提供条件を、「接続」と同様に約款の事前認可制とし、相対取引は明確に禁止すること</p> 2. NTT ドコモ殿による「セット割」禁止 <p>NTT グループ各社相互の市場支配力を背景に NTT グループの顧客囲い込みが進展し、NTT グループの独占回帰が懸念されるため、少なくとも、NTT ドコモ殿に課された「セット割」等排他的連携サービスの禁止に係る規制を徹底すること</p> 3. NTT グループ会社の優遇禁止 <p>「サービス卸」の取引について NTT 東西から NTT ドコモ殿に特別な営業支援策(販売奨励金等)を実施する等、料金等に影響を与えかねない条件が個別に設定されたり、約款や契約書では確認できない特定事業者の優遇を潜脱的に行われたりする恐れがあるため、「サービス卸」を通じた NTT グループ一体での営業活動(NTT ドコモ殿へ NTT 東西殿のリソースを転用)や業務連携、NTT グループ会社等への先行的な情報開示等が行われないよう、NTT 東西殿に課された禁止行為の監視・チェック体制等を強化し、NTT 東西から NTT グループ各社への営業支援策(販売奨励金等)を通</p>

章	頁	意見
		<p>じた優遇を禁止すること</p> <p>また、地方の IRU エリアにおけるマイタウンサービスエリアにおいても新規参入環境を整備するため、「サービス卸」を利用できることが必要と考えます。</p>
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4. 3. 2. (1) 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方」</p>	<p>37</p>	<p>【総務省案】</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <p>NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が NTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <p>本答申案でも指摘されているとおり、NTT 東西の光配線区画に係る物理的制約により、現行の一芯単位接続料では採算性の取れるレベルまで1芯線の主端末回線を共有する利用者の数を増やすことが困難であり、特にルーラルエリアでは、実質的に新規参入は不可能な状況です。</p> <p>このような状況から、分岐単位接続料の設定について、過去の情報通信審議会等で議論がなされてきたところですが、今回NTT東西殿が公表された「サービス卸」については、卸料金がユーザ単位で設定されているため、当然加入光ファイバ接続料においても、分岐(ユーザ)単位接続料を設定すべきと考えます。</p> <p>また、分岐単位接続料(OSU 専用方式)は、各社が自前の設備(OSU)を設置することが前提となるため、各社毎の独自サービスの提供が期待でき、「設備及びサービス両面での公正競争促進」、「イノベーションの促進」、「利用者が新たな価</p>

章	頁	意見
		<p>値や多様なサービスを楽しむ」といった政策目的には、分岐単位接続料設定(OSU 専用方式)が最も合致しており且つ不可欠であり、早急に対策を講じるべきと考えます。</p> <p>従って、接続政策委員会においては、分岐単位接続料設定について年度内に結論を出す等、期限を明確にした上で議論を進めて頂きたいと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p> <p>5. 1. 2. (2)② 初期契約解除ルール</p>	<p>40</p>	<p>【総務省案】</p> <p>電気通信サービスの基本的特性⁹³を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本的に検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>初期契約解除ルールの検討が、本答申案に記載のとおり苦情件数の増加を起因としている以上、対象は苦情の多いサービスに限定すべきであり、DSL サービス等のトラブルが少ないサービス及び、詳細説明や契約の解除方法、違約金等の説明を受けたことを示す本人の自筆の承諾書が整備されている場合については、初期契約解除ルールの対象外とすべきと考えます。</p> <p>また、本答申案に記載の通り、「工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得る」ため、当該サービスへの初期契約解除の適用は、工事着手前までの範囲とするべきと考えます。</p>

章	頁	意見
5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生 5. 2. 2. (2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方	45	<p>【総務省案】</p> <p>未整備地域における ICT 基盤の整備については、今後の人口減少や人口流動に伴う集落の状況や、地域毎に異なるニーズを十分に踏まえつつ、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資するよう進める必要がある。</p> <p>携帯電話については、2017(平成 29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標 106 としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>過疎・高齢化が進む地域こそ、医療・介護・生活支援等の面で超高速ブロードバンド基盤の整備が必要ですが、現在の国の補助金は地域の 50%以上の加入が前提で、過疎・高齢化地域が補助金の対象となりません。これらの超高速ブロードバンドの未整備地域が、補助金対象となるように運用緩和策を検討すべきと考えます。</p> <p>また、現在の国庫補助を活用した場合、公設民営方式(IRUスキームが多い)によって後年度負担を強いられる自治体の事例も多いことから、その活用を敬遠する自治体も多く、効果的でないため、構築費用の財源を準備して自治体に提供し、また民間努力による運営で後年度負担を軽くするようなスキームを構築すべきと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>加えて、現行の IRU は後発事業者が設備共用するルールが明確でなく、結果、設備の利用率が向上しないといった課題があるため、設備共用や負担のあり方についてガイドライン等を整備し、後発事業者が設備共用可能となるように、積極的に支援していくことが必要と考えます。</p>
<p>5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生</p> <p>5. 2. 2. (3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p>	46	<p>【総務省案】</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているものの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>現在のユニバーサルサービスにより維持されているアナログ固定電話については、電話交換局の整理統合などにより収容局からの距離が極端に遠く(20Km 以上)なり、以前よりも通話時の音声著しく聞き取り辛くなっている地域があり、今後も電話交換局の整理統合が進めば、同様の問題を抱える地域が益々増えてくるのではないかと想定されます。こうした地域においても、ブロードバンドが整備されれば VoIP 等により電話の音声品質の問題も解消されと考えます。また、整備されたブロードバンドを利用する事で、携帯電話の基地局整備が容易となり不感エリアの問題解消も期待できます。</p> <p>このような視点も含め、ユニバーサルサービス制度をブロードバンドに拡大することを検討すべきと考えます。ただし、補助金制度については、自治体が申請、監督下で民間事業者に補助金を供出する等、効果的な方法への見直しも併せて検討すべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基本政策特別部会長 様

郵便番号 461-0005

住所 なごやしひがしくひがしきくら 名古屋市東区東桜一丁目3番10号

氏名 かぶしがいしゃこみゆにていねつとわーくせんたー 株式会社コミュニティネットワークセンター

代表取締役社長 たわだひろし 多和田 博

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の 利活用促進によるイノベ ーション促進</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的 方向性</p>	21,22	<p>【総務省案】</p> <p>以上のおり、サービス卸は、事業者の自主性に配慮した一定の規律が適用され、これにより、一定の適正性・公平性・透明性が担保されると考えられる。</p> <p>他方、サービス卸は、NTT 東西が自ら提供してきた FTTH の小売サービスについて異業種を含む様々な事業者任せ、今後は卸売サービスを主体とするという「東西会社が B2C から B2B にビジネスモデルを変革するもの」であり、また、NTT 東西が依然として固定市場において市場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、加えて、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、<u>外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</u></p> <p>【意見】</p> <p>適切な検討結果と考えます。</p> <p>「サービス卸」の提供については十分な透明性を確保する観点から、約款の作成・公表をはじめとする「サービス卸」に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）を導入していただくことが必要と考えます。</p>
同	22	<p>【総務省案】</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらか</p>

		<p>じめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与える要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において<u>必要に応じて適切な措置を講ずること</u>を検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 <p>【意見】 適切な検討結果と考えます。</p> <p>固定通信市場は大手通信事業者の寡占状態となっている移動通信市場と異なり、中小規模の事業者が多く存在します。もし、大手移動通信事業者が固定+移動のセットサービスを開始し、固定通信事業者が移動通信市場で行われている様な過度なキャッシュバックやセット割等への対抗を余儀なくされた場合、中小事業者の経営は極めて厳しいものとなり経営破たんにつながる可能性があります。この結果、固定通信市場において大手通信事業者による寡占化が進み、競争を通じたサービスレベルの向上が阻害される危険性があります。</p> <p>このため、過度な営業行為に対する具体的な措置を早期に講じていただきたい。</p>
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の基本的方向性</p> <p>(3) NTT 東西の昨日分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p>	<p>39</p>	<p>【総務省案】</p> <p>以上のとおり、NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公平競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基いた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これからの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。また、NTT グループにおいても、民間会社として自由に企業活動を行うことが前提ではあるが、再編成や機能分離の趣旨や、ボトルネック設備を有していること等を</p>

		<p>鑑み、不当なグループ連携等の問題が生じることのないよう、十分留意することが望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>「サービス卸」を通じた不当な NTT グループ連携（NTT グループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、NTT 東西から NTT グループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇、「サービス卸」に係る業務委受託を通じた NTT 東西の受付・運用等のリソースの NTT ドコモへの転用）が行われないよう適切に監視、チェックすべきと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>（2）契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>②初期契約解除ルール</p>	<p>41,42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、<u>異なる取扱いを検討することが適当</u>であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平性の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>実態に即した検討結果と考えます。</p> <p>移動通信事業と異なり固定通信事業の加入工事におきましては、工事日の調整から、各種申請（電柱共架、道路占用等）、回線工事、端末設置・調整、契約加入者様への操作説明まで、相当数の工数が発生いたします。</p> <p>原状復帰の費用負担においては、契約加入者様との間でトラブルを引き起こす可能性がありますの</p>

		で、公平性の観点で実現可能な対価請求の基準を定めていただきたい。
--	--	----------------------------------

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

意見

「5.3 訪日外国人にとっても利用しやすいICT環境の実現」に関し全面削除を求めます。

平成22年頃から自治体の公衆無線LANへの税金の投入が活発化しているが基本的に技術基準適合証明をもたない機器についてもサービスを行っている現実がある。

現在金沢市・石川県に情報開示を求め、海外から持ち込まれる無線LANにおける技術基準適合証明をもたない端末に対するサービスは、電波法4条110条違反を助長し、何ら防ぐ努力をしていない現実を多数確認している。これに鑑みて、県民・市民の税金を違法行為に供している事と判断し、法律に基づき住民監査請求・住民訴訟の準備を進めている所です。現状は電波法という国家の主権に関わる大事な法律を国・総務省はないがしろいや踏みにじる事によりこれらの文章を示しました。総務省へはこの大事な問題を無視したと判断し、訴訟となると何度も警告していますし総務省への補助金の執行をも止める事も制度上可能です。

この文章は巨大訴訟に発展しかねない危険なものであり、違法行為を黙認して国の主権を放棄したとも受け取られかねない前例となり、国の存立を危うくする先例の事例になるかと確信します。

長年調査を続けて、ここまで酷い事態になったと怒りにうち震えております。

現在は公衆無線LANへの税金の投入は違法行為の助長とし法律が改正されていない以上外国人の為に無料公衆無線LANは断固阻止する構えです。総務省・観光庁の外国人の違法運用を黙認している現状に断固抗議します。これからは住民訴訟のフェーズに入ります。

総務省は我々の税金を違法行為を前提とした事業に提供し、違法行為を防ぐ努力を長年に渡ってしてこなかった現実と、それを逆手にとった政策は法の秩序から著しく逸脱する行為で批難されて当然です。

それを踏まえて、この5.3については全面削除を求めます。これらの事業は国民への裏切り行為に等しい法秩序の破壊です。行政のこれらの違法行為の助長・見逃しについては訴訟をもって司法の判断を仰ぎたいと強く望む所存です。

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはほんばしにんぎょうちょう3
東京都中央区日本橋人形町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん きょうかい
一般社団法人テレコムサービス協会

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
2. 3. 2020 年代にふさわしい ICT 基盤の姿	12	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 様々な産業が新事業・新サービスを創出できる ICT 基盤</p> <p>その際、それぞれの得意分野を持った様々な分野・産業の多様なプレーヤーが ICT とサービスを自由に組み合わせ、新たな付加価値を与えたサービスを提供することで、多種多様な新事業や新サービスの創出をもたらす経済活性化の起爆剤となると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>上記の総務省案に賛同します。2020 年代までには、様々な分野・産業の多様なプレーヤーに対して、公平・公正に開かれている健全な競争環境が整備されることを強く望みます。このような環境が整備されることで、様々な分野における ICT の利活用が広がり、国民の利便性の向上につながると考えます。</p>
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進 3. 1. 2. 政策の具体的方向性	17	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>……</p> <p>【意見】</p> <p>二種指定設備制度による MNO への規律は、MVNO の事業運営にとり非常に重要なものですが、特に、一部の指定事業者に対する禁止行為のうち「②不当な優先的取扱い等の禁止」は、移動通信市場におけるグループ化の進展の中で、グループ外で独立して事業を行う MVNO にとり極めて重要な規律であると考えられます。</p> <p>本答申案にて示される通り、「②不当な優先的取扱い等の禁止」の規律を緩和する方向で見直す場合には、答申案にある通り禁止行為規制の対象事業者における自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱いの禁止を引き続き堅持することに止まらず、本答申案 4.1.2(2)に掲げられている「非対称規制の対象事業者の指定に対するグループ単位のシェアの考慮」の考え方にに基づき、近接しつつある各グループのシェアを</p>

		<p>考慮することで、MNOの3グループを広く禁止行為規制の対象事業者指定し、グループ外で独立して事業を行うMVNOの参入を広く促進することが適当であると考えます。</p>
<p>3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進 3.2.2. 政策の具体的方向性</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】 3.2.2. 政策の具体的方向性 ・・・総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】 NTT東西によるサービス卸の提供については、「2.3. 2020年代にふさわしいICT基盤の姿」で触れられている「様々な分野・産業の多様なプレーヤー」が「多種多様な新事業や新サービスの創出をもたらす」ことを実現する手段としては評価できると考えます。ただし、以下の点には十分な配慮が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の適正性及び公平性の確保 総務省案でも触れられているように、適正性及び公平性に関して、『外部による検証』が必須と考えます。 その際、「何をもちて公平とするか」も含めて、関連するプレーヤーが納得する基準を示した上で、透明性が確保される仕組みを導入・運用することが必要と考えます。また、サービス卸の相対契約は、NTTグループの一体化による独占回帰につながる恐れがあるため、容認すべきでないと考えます。これらを推進するために、総務省殿の積極的なご指導を期待します。 ・他の競争事業者への配慮 NTT東西によるサービス卸については、これまでも光アクセス回線を持つ競争事業者等から反対の意見が提出されています。光アクセス回線の領域では、これまでの事業者同士の設備競争の結果、料金の低廉化が進んだ経緯もあります。NTT東西のサービス卸の解禁によって、設備レベルでNTTへの独占的集中に拍車がかかり、ケーブルテレビ事業者や地域系事業者等の設備事業者による設備投資イ

		ンセティブが損なわれると、我が国における技術革新や新サービスの創出が停滞することになります。NTT 東西のサービス卸が、このような光アクセス回線の設備競争の停滞を招かないよう、他の競争事業者への配慮が必要と考えます。
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	28	【総務省案】
4. 2. 2. 政策の具体的方向性	29	(1)MVNO の更なる普及促進のための環境整備 ①移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等 【意見】 「事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備」、ならびに「MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定を整備」とされた二種指定設備制度の整備に関する考え方を明記されたことについて、MVNO 普及促進のための環境整備に大きく資するものとして賛同いたします。 一方、「移動通信市場において設備のボトルネック性が認められない移動通信市場」、との本答申案の記述は、当協会における認識と異なっております。 周波数資源の有限希少性により新規参入が困難であり、既存の MNO の 3 グループのシェア合計が 95% を超えて均衡しつつあるという移動通信市場の競争状況を踏まえると、競争の活性化と寡占状態の解消のためには MNO への適切な規律の導入が必要です。当協会は、3 グループの MNO の周波数資源を利用せず MVNO が参入することのできない移動通信市場においては、MNO に割り当てられた周波数資源が総体として不可欠性を有するものであり、ボトルネック性の概念をより広く捉え直して全ての MNO におけるボトルネック性を認めることが適当であると考えます。 2011 年 12 月の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(ブロードバンド答申)においては、移動通信市場においてボトルネック性は存在しない、とされたものの、同時に今後の動向を踏まえて見直しの必要性を検討していくことが必要、とも指摘されております。2020-ICT 基盤政策特別部会および基本

		<p>政策委員会においては、移動通信市場において現時点で設備のボトルネック性が認められるか否かについての議論は尽くされているとは言えず、近年の環境変化を踏まえるとボトルネック性が認められないと断じることは早計であり、本答申においてもブロードバンド答申の考え方から後退することなく、今後、更なる議論が行われるよう、所要の記載が盛り込まれることを要望します。</p>
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進 4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	29	<p>【総務省案】</p> <p>(1)MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>②MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>.....</p> <p>【意見】</p> <p>当協会 MVNO 委員会が 2014 年 3 月の「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言したもののうち、HLR 機能のアンバンドル化、MVNO の独自の SIM 発行、MVNO への電気通信番号の割当、MVNO による高い自由度をもった音声サービスについて、本答申案が踏み込んで促進の考え方を示したことについて高く評価し、賛同いたします。</p>
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進 4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2)多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>.....</p> <p>【意見】</p> <p>MNO による多額の販売奨励金の適正化、SIM ロック解除の推進については、当協会が 2014 年 3 月に発表した「MVNO の事業環境の整備に関する政策提言」において提言したものであり、本答申案がこれらの移動通信市場の課題に対し推進の方向性を明確に盛り込んだことを高く評価し、賛同いたします。</p>

<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p>	<p>34</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題</p> <p>このほか、超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスを実現するため、我が国の基幹的な通信網である NTT 東西の NGN の更なるオープン化の在り方について、検討する必要性が生じている。</p>
<p>4. 3. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題</p>		
<p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>38</p>	<p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) NGN の更なるオープン化</p> <p>NTT 東西の NGN のオープン化については、</p> <p>① ……</p> <p>② ……</p> <p>既に一定のオープン化が実現してきたところである。</p> <p>しかし、…今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進するとともに、ア) 具体的な要望があること、イ) 技術的に可能であること、ウ) 過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。</p>
		<p>【意見】</p> <p>NGNのオープン化は、総務省案でも述べられているように「超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスを実現する」ことが目的です。「既に一定のオープン化が実現してきた」とも記述されていますが、現状は本来の目的である「NGNを活用した多彩なサービス」が実現しているとは言えない状況です。そのため、事業者間協議の促進なども含めてさらなるNGNのオープン化を進め、実際にNGNを活用した多種・多様なサービスが出現するような環境の整備を目指すべきと考えます。</p>

<p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p> <p>6. 1. 2 政策の具体的方向性</p>	<p>51</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1)統一的な行政運営の方針の作成・公表</p> <p>.....</p> <p>【意見】</p> <p>本答申案 4.1.2 に掲げられております通り、移動通信市場において、主要事業者のグループ化による更なる寡占化の進展、グループの一体経営による市場支配力の濫用を防ぐために、グループ化に関する規律の導入や非対称規制の対象事業者の指定の基準にグループ単位のシェアを導入することについて、MVNO の市場参入を容易なものとする観点から、これに賛成いたします。</p> <p>公正競争を担保しつつグループに対する規律の導入を実効あるものにするために、グループの明確な定義を設けることは重要であると考えます。この際、グループ内各社の出資関係や出資率、取引率など、経営における客観的かつ数値的な基準を採用されることが望ましいと考えます。</p>
<p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p> <p>6. 1. 2 政策の具体的方向性</p>	<p>52</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2)各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</p> <p>.....</p> <p>【意見】</p> <p>本答申案 4.1.2(3)に掲げられています通り、グループ化の進展に伴い、グループ内外における卸電気通信役務契約の公平性確保や多様なプレーヤー間の公平な競争の担保が今後の課題となっています。取引に係る公平性を確保する方向性が本答申案に盛り込まれたことに賛成し、行政における相対取引の実効ある監視による透明性の担保が重要であると考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 141-8647

とうきょうとしながさくひがしごうんだ

住所 東京都品川区東五反田 2-17-1

にっぽん こむしす かぶしがいしゃ

氏名 日本コムシス株式会社

いとう のりあき

代表取締役社長 伊東 則昭

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

弊社は、通信事業者殿から請け負った通信設備の構築を、安全に高品質・低コスト・短納期でご提供することを主な事業としております。

我が国の通信インフラや通信サービスは、固定・移動分野ともに、世界で最も普及し、品質・料金ともに世界最高水準にあると認識しております。

これらの成果・業績は、総務省殿の情報通信行政および通信事業者殿の並々ならぬご努力によるものでありますが、弊社としても通信建設会社として、施工技術の改善、技術者の育成、技術力の向上を推進するとともに、生産性向上にも積極的な努力を積み重ねることにより、その一翼を担い貢献させていただいていると自負しております。

今後とも通信事業者殿からのご期待に応え、継続的な努力を積み重ねていく所存ですが、今回の意見募集にあたり、以下の2点について、意見を述べさせていただきます。

1.NTT 東西殿の光アクセス回線の卸売サービスについて (3.2.の章 20～22 頁)

我が国の光アクセスサービスの普及率は50%を超え、単なる通信サービスだけでは、今後の成長に限界が見え始めています。

この度、NTT 東西殿が光アクセス回線の卸売サービス（光コラボレーションモデル）の提供を表明されましたが、幅広い産業分野の方々の知恵や工夫が加わることで、お客様に魅力的な利活用方法が提案され、光アクセスサービスが再び成長する起爆剤になりうると考えており、歓迎いたします。

ところで、一部の事業者殿から、卸売サービスの料金について、「約款による事前認可制とすべき」との意見がありますが、新しく誕生するビジネス環境に、あらかじめ規制を設けることは、新規参入される方々のビジネス展開の自由度や柔軟性を奪うことになりかねず、望ましくありません。

弊社としては、自由なビジネス環境の下で、多くのサービス事業者殿が参入され、多種多彩なサービスが展開されることで、通信サービスの普及がさらに進み、市場が拡大・活性化することに期待をしております。

2. 光ファイバの分岐単位接続料について (4.3.の章 35～38 頁)

分岐単位接続料の設定については、平成23年3月にも反対意見を出させていただきましたが、実際に光ファイバ工事を担う者としては、非効率な設備の増加によって、工事作業が更に複雑化し、引いてはお客様サービスの低下・コストの増大・景観の悪化などを招くことになるため、採るべき施策ではないと考えます。

具体的な理由は、次のとおりです。

- ・弊社では、NTT 東西殿を始めとして、多数の通信事業者殿・CATV 事業者殿の通信設備の構築を請け負っておりますが、現状においても、都市部では、ケーブルを敷設される事業者殿やケーブルの種類・量の増加によって、電柱周りの設備構成は非常に複雑なものになっています。
- ・それでも、現在採用されている芯線単位の接続料であれば、通信事業者殿は多くのお客様を獲得することによって、1 芯・1 スプリッタ当たりの収容効率を高め、1 ユーザ当たりのコストを低減しようとするインセンティブが働きますが、分岐単位接続料では、1 芯・1 スプリッタ当たりのユーザ数にかかわらず、1 ユーザ当たりのコストが同じになるため、設備効率を高めようとするインセンティブが働きません。
- ・その結果、非効率なスプリッタや光ケーブルが増えるだけでなく、スプリッタや光ケーブルを収容するクロージャの増設や、クロージャ間をつなぐ渡りケーブルの増設が必要になるなど、電柱周りの設備は今以上に複雑なものになります。都市部では、これらの増設工事は、たいへん難しい作業になると考えられ、工事の安全性・正確性・迅速性といった観点から問題があります。また、地下配線区間では、クロージャを増設する場所さえもない場合があります。
- ・さらに言えば、上述した設備の複雑化は、①開通工事や故障修理にかかる時間を長くし、お客様サービスを低下させる、②近隣住民からは景観が悪化したとの苦情を招く、③国が推進されている無電柱化の施策の支障にもなりかねないことを危惧いたします。
- ・また、経済的に見ても、分岐単位接続料は、設備を構築して事業を展開する事業者殿に比べて、設備を借りて事業を展開する事業者殿のリスクを著しく軽減するものであります。世界最高水準にある我が国の通信インフラや通信サービスを維持・発展させていくためには、通信事業者殿の設備投資インセンティブを阻害するような施策を採るべきではないと考えます。

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 135-8112

とうきょうと こうとうく とよす

住所 東京都江東区豊洲5丁目5番36号

氏名 株式会社ミライト

すずき まさとし

代表取締役社長 鈴木 正俊

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

章	頁	意見
4.3.2 政策の具体的方向性 (1) 加入光ファイバに関わる接続制度の在り方	35～38	<p>2020年代に向けて、ICT（情報通信技術）により、日本の有する諸課題の解決が期待されることは明白であり、世界最高水準のIT社会を実現していくことは、経済の活性化と国民生活の向上につながるものと思われまます。</p> <p>このような環境の元、超高速ブロードバンド基盤の構築において弊社は通信事業者からの発注を受け、大量かつ広範囲な設備を短期間に構築するという業務を遂行してきました。その結果、固定電話が全国津々浦々に普及するのにかかった期間に比べ、光ファイバを用いた超高速ブロードバンド基盤は半分以下の期間で構築することに寄与できたのではないかと考えています。髪の毛より細く、かつガラス素材という脆弱性をもつ素材でできている光ファイバを工事するにあたり、曲げ条件に留意したケーブルの布設、ファイバの接続などの精密作業、メタルケーブルにはないスプリッタの柱上での挿入作業等、複雑な作業を技術向上により克服してきました。</p> <p>今回、主端末回線に係る接続料について、主端末回線の芯線数を単位として設定しているところを主端末回線に収容する分岐端末回線単位に変更した場合、一光配線区画においてユーザ数の少ない事業者が参入することが想定されるため、収容密度の低いスプリッタを多く設置することが推定され、柱上や狭隘なハンドホール内において、スプリッタを追加で設置する工事が発生します。また、場合によってはスプリッタを収容する接続端子函をさらに増設する必要が生じます。このことは、現在においても、固定電話用接続端子函と光ファイバ用の接続端子函が複数設置された電柱が多々存在し、さらにCATVや有線放送のケーブルが添架されているケースもあり、構築時の煩雑な作業、保守時の切り分けの難解さなどを誘発することになります。さらには、柱上の構造物の増加は街の美観を損ねるとともに、電柱の負荷増にもつながり、サービスを提供しながら電柱のより強度あるものへの更改、ハンドホールにおいては大型化など困難を伴う工事が発生する可能性があります。</p> <p>2020年代に向け、多くの社会的課題をICTで解決していくためには、超高速ブロードバンド基盤が必要不可欠であることは答申の通りであり、そのためには、設備を効率的およびシンプルに構築していくこと、</p>

		<p>設備の安定的な運用するため容易に保守ができるという視点が必要と思われます。今回の新たな接続料の算出方法は、電柱回りの設備をより複雑化させていくことにつながり、工事／保守の困難さが高まることとなる現実を直視すべきと考えます。</p>
--	--	--

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 様

郵便番号:150-0033

とうきょうとしぶやくさるがくちょう

住所:東京都渋谷区猿楽町3-3

いっばんしゃだんほうじん じょうほうつうしんえんじにありんぐきょうかい

氏名:一般社団法人 情報通信エンジニアリング協会

たかしま はじめ

会長 高島 元

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4. 3. 2. (1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方	35～38	<p>私ども一般社団法人情報通信エンジニアリング協会は、電気通信工事業その他の情報通信に関する設計、工事、運用等のエンジニアリング事業の健全なる発達を図り、国民生活の保安及び産業の振興並びに文化の向上に寄与し、もって公共の福祉を増進することを目的としております。</p> <p>私ども電気通信工事業界は、加入光ファイバ設備の大量施工実績と経験を有しています。これまで業界全体で、現場一線の施工技術者の技術力向上、製造メーカーと工事会社とが連携した改善活動の推進などのコストダウンに向けた努力を積み重ねてきました。日本の情報通信インフラは世界に類をみないほど高品質で低廉化が進み、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率は99%近くに達しています。このような環境が整備できたのは、NTTをはじめとする通信事業者、CATV、製造メーカー並びに工事施工業者等が不断の努力を積み重ねてきた結果であると認識しています。大量の工事实施経験を踏まえ、以下の2点について意見を述べさせていただきます。</p> <p>(結論)</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定については、平成23年3月にも反対意見を出させていただきましたが、接続料の算定方式の見直しに反対します。</p> <p>(意見)</p> <p>これまで分岐単位接続料の導入について過去4回の審議会で議論され、OSU共用・専用の何れ的方式においても分岐単位接続料の導入は様々な課題があるとしてその導入には至っておりません。</p>

章	頁	意見
		<p>今回の答申案における接続料の算定方式の見直し が、これまで審議会で議論されてきた分岐端末回線単 位の接続料の設定であるとする、複雑且つ非効率な 設備構築や作業を強いられる等、工事施工業者として 多くの問題が生じ、お客様にも不利益が生じるおそれ があることから、接続料の算定方式の見直しは行うべ きでないと考えます。</p> <p>分岐端末回線単位の接続料設定に伴う具体的な影響 としては、以下が挙げられます。</p> <p>現行の芯線単位の接続料であれば、通信事業者は1 ユーザ当たりのコストを低減させるため1 スプリッ タ当たりの収容率を高めようとしませんが、分岐端末回 線単位の接続料では1 スプリッタ当たりのユーザ数 にかかわらず1 ユーザ当たりのコストが変わらない ため、スプリッタの収容率を高めようとするインセン ティブが働かず、結果として1 芯で1 ユーザしか利用 しないような収容効率の悪い事業者が多数参入し、そ うした非効率な利用形態の芯線数が増えることによ り、架空ケーブルや地下ケーブルが不足し、追加でケ ーブル敷設する必要が生じます。また、1 ユーザしか 収容しない非効率なスプリッタが増えると、それを収 容するクロージャは最大8 スプリッタしか収容でき ないため、8 スプリッタを超える場合は、追加でクロ ージャを設置する必要が生じますが、クロージャを追 加するにしても、場所によっては、追加クロージャを 設置する場所さえ確保できず、確保できたとしても、 それぞれのクロージャをつなぐための渡りケーブル が必要となり、電柱周りのケーブル構成が更に複雑と なります。その結果、①開通工事や故障修理に要する 時間が長時間におよびお客様サービスを低下させる、 ②共架する他設備（電力・CATV）での作業に支障 が発生する、③近隣住民から景観を損ねるとの苦情が 発生するおそれがあります。</p>

章	頁	意見
		<p>(結論)</p> <p>光配線区画を統合することにより発生する課題を考慮することなく既存の光配線区画を見直すことに反対します。</p> <p>(意見)</p> <p>河川や鉄道等を挟んでいる等の地理的条件や地下配線やビル引き込み等物理的条件によりそもそも光配線区画の統合が出来ない場合があるばかりか、統合したとしても、光スプリッタからユーザ宅までの配線距離が長くなったり、設備構成が複雑となることで、上述と同様に開通工事や故障修理に要する時間が長時間におよびお客様サービスを低下させ、共架する他設備（電力・CATV）での作業に支障が発生し、近隣住民から景観を損ねるとの苦情が発生するおそれ等多くの問題が生じるため、このような課題を考慮することなく既存の光配線区画を見直すべきでないと考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 108-0075

(ふりがな) とうきょうとみなとくこうなんにちようめじゅうろくばんいちごう
住 所 東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいいしゃ
氏 名 UQ コミュニケーションズ株式会社

のざか あきお
代表取締役社長 野坂 章雄

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※文中では敬称を省略しております。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	18 頁	<p>【総務省案】</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>2020 年代に向けて、ICT は、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれを引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>不当な優先的取扱い等の禁止の緩和には強く反対します。</p> <p>本規律の緩和により、N T T ドコモが競争事業者と取引のある異業種の事業者に不利な取り扱いを行うことが可能となり、これにより、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を行うことなく、有望な異業種の事業者を N T T グループに囲い込むことが可能となります。</p> <p>既にヒアリングに対する追加質問においてお答えしたとおり、N T T ドコモは、インタビュー記事 (http://k-tai.impress.co.jp/docs/interview/20140314_639666.html) において、自らと異業種との提携において、当該異業種の事業者と N T T ドコモと競合する電気通信事業者との提携を阻止したい意向を明確に示しており、本規律がひとたび緩和されれば、我が国のこれまで民間の電気通信事業者の創意工夫やイノベーションにより発展してきた我が国の ICT 産業が N T T グループに独占される状況になると考えます。</p>

		<p>NTTドコモが異業種の事業者と競争事業者との提携を阻止することを可能とする本規律の緩和の結果、利用者はNTTグループ各社が連携しているサービスしか選択できなくなります。</p> <p>このことは、民間事業者による多様なサービスが享受されることを目的とした、基本五原則の②「イノベーションの促進」の原則に明確に反しています。</p>
<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p>	<p>19 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>③ 不当な規律・干渉の禁止</p> <p>本規律については、制度導入当時、市場支配的事業者が、1) 自社のインターネット接続サービス（プラットフォーム）における選択権を背景にコンテンツ・プロバイダに対してポータルサイトへの掲載を拒否することや、2) 自己の端末設備に係る購買力等を背景として、端末メーカーに自社向けの端末設備のみに新規機能の搭載を要請すること等が想定されていたところである。</p> <p>しかしながら、1) 現在、プラットフォーム・端末レイヤにおいて、グローバル企業が急速かつ大幅に業績を伸ばし、電気通信事業者との関係で影響力を増大させており、こうしたグローバル企業に対して不当な規律・干渉を行う可能性が低くなっていること、加えて、2) その他のコンテンツ・プロバイダや端末メーカー等に対しても、プラットフォームにおける選択権や端末設備の購買力等の影響力がグローバル企業の伸張やそれに伴う SIM フリー端末の流通等により相対的に低下していることを踏まえると、ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられる。したがって、本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>不当な規律・干渉の禁止の撤廃には強く反対します。</p> <p>答申（案）7 頁、8 頁で記載されているとおり、2020 年代の ICT は、M2M、IoT（以下、「M2M 等」）をはじめとした、モノとモノとの通信が経済活性化の観点で重要な役割を担うことが想定されており、これらのモノとモノとの通信は、例えばスマートメータに代表されるように、それぞれの業種や使用するモノに対してより密接な端</p>

		<p>末設備が必要となることが予想されます。</p> <p>M2M等に用いられる端末設備は、現在主流であるスマートフォンとは端末設備の様態もそれを製造する事業者も異なることから、端末設備の一つの様態に過ぎないスマートフォンにおいてSIMフリー端末が登場していることを理由として、全ての端末設備が対象となる本規律を撤廃する理由とすることは不適切です。</p> <p>本規律がひとたび緩和されれば、NTTドコモがM2M等を担う端末メーカー等に対して競合事業者の通信方式に対応する端末の製造を行わないよう干渉することが可能となり、競合事業者がM2M等のビジネスから排除されることが容易に予想されることから、重大な弊害が生じることは明白です。</p> <p>このことは、民間事業者による多様なサービスが享受されることを目的とした、基本五原則の②「イノベーションの促進」の原則に明確に反しています。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ 基盤の利活用推進に よるイノベーション 促進</p>	<p>20 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>NTT 東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>一方で、NTT 東西が依然として固定通信市場で市場支配力を有していること、協調的寡占とも指摘される移動通信市場の現状や、設備競争の重要性を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、公正競争を確保することについて、総務省において、次の方向で検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東西による「サービス卸」の提供は禁止すべきであると考えます。</p> <p>料金や提供条件が一切明らかにされていないNTT東西によるサービス卸について、何ら根拠を示すこともなく「多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資する」と断定し「我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。」とされたことは極めて不適切であると考えます。</p> <p>NTTグループは、モバイル事業だけでなく、固定通信事業の分野においても、依然、圧倒的な市場支配力、</p>

		<p>ブランド力を有する状況です。</p> <p>巨大なNTTグループによる「サービス卸」の提供は、固定通信事業における市場支配力を携帯電話やBWA事業の分野に及ぼすこととなることは明白であり、日本のブロードバンド市場やMVNO市場はNTTグループに席卷され、競合事業者による多様なICT基盤が失われることとなります。</p> <p>このことは、強靱なICT基盤を多様なプレーヤーにより実現することを目的とした、基本五原則の①「公正競争徹底」の原則に明確に反しています。</p>
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	23 頁	<p>【総務省案】</p> <p>その結果、協調的寡占の色彩が強い状況とも指摘されるように、3グループの主要各社の料金プランは横並びとなっているほか、我が国のスマートフォンの料金が国際的に見ても高い水準である一方で、3グループの連結営業利益（2013（平成25）年度）は我が国の中でいずれも10位以内という状況となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>当該記述は意味が明瞭でない印象論であるため、削除すべきであると考えます。</p> <p>MVNOを含めて多様な料金の実現している状況があるにも関わらず、3グループの主要各社の料金プランを横並びとして、これを踏まえてスマートフォンが国際的に見ても高い料金水準であると示した上で、「一方で」として3グループの連結営業利益が国内で10位内であると評価しており、あたかも国際的に高い料金を3グループが協調して提供しそれが営業利益の源泉であるかのような記述となっておりますが、なんら根拠が示されておらず、誤解を招きかねない不適切な表現であると考えます。</p>
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	24 頁	<p>【総務省案】</p> <p>（1）主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るためには、事業者がグループ化を行う際に、総務省が一定のチェックを行い、グループ化に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否かを判断することが必要であ</p>

		<p>る。</p> <p>このため、設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>グループ化に関する新たな規制は不要と考えます。</p> <p>グループ化については、独占禁止法に基づく企業結合規制が存在しており、寡占化の防止については既に十分な規制が存在しております。また、サービス多様化、料金低廉化の観点についても、現行の電気通信事業法が提供するサービスや料金水準について原則自由としている以上、企業結合時において審査を行ったところで、これを確保することはできないと考えます。</p> <p>NTT東西による「サービス卸」という重大な競争上の懸念がある行為を、業務改善命令という現行の事後規制の存在に基づき許容する一方で、「競争に与える影響について問題がないか否か」が不明な、グループ化という行為については事前の判断を行うこととするのは、規制のバランスを欠いていると言わざるを得ません。</p>
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>25 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>(略)</p> <p>こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。</p> <p>具体的には、二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である。</p>

		<p>【意見】</p> <p>非対称規制の対象にBWAを含めることには強く反対します。</p> <p>提供するサービスや設備規律が明らかに異なるBWAについて、携帯電話と同質化しているとの判断は、何ら根拠が示されておらず不合理であると言わざるを得ません。</p> <p>データ専用であるBWAが、音声、データの両サービスを提供可能な携帯電話と同様の市場支配力を持つことはありえず、二種指定設備制度や禁止行為規制を課す対象とする必要性は一切ないと考えます。</p> <p>弊社は、ローコスト運用が可能なデータ専業のBWA事業者として、MVNOモデルを採用することによって、事業を急速に拡大して参りました。これにより、携帯事業者との差別化を図り、また、モバイル、固定の両方のブロードバンド市場での競争促進を実現し、日本の電気通信サービス市場における低廉な料金や、M2M分野を含めた多種多様なサービスの実現を可能にしました。</p> <p>携帯電話システムとは異なるデータ通信のみの技術基準や設備規則も含め、BWAに対する規制の枠組みを維持し、引き続き、ローコストな運用が可能な制度にして頂きたいと考えます。</p> <p>なお、国民の財産である電波の有限希少性に基づくNWの開放義務については、周波数割当時に電波法に基づき一定の規制が課されており、BWAに対して更なる規制は不必要であると考えます。</p>
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>26 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>事業者のグループ化の進展の中で、特に、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している。</p> <p>「電波利用の連携」をはじめとする他の事業者へのネットワークの提供については、事業者の同一グループ内のみならず、グループ外のMVNO等に対しても積極的に実施されることで競争が促進され、サービス多様化や料金低廉化に資することとなるが、他方、「電波利用の連携」等は、卸電気通信役務等の相対取引により行われるため、事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否かが不透明との指摘もある。</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善</p>

		<p>命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3) の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>卸取引に内容についての届出制度、定期的な報告制度（以下、「卸取引の届出等の制度」）は不要であると考えます。</p> <p>企業間の取引条件が通常外部から不明であることは当然のことであり、MVNOとの紛争等の個々の事案において「事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否か」に疑義が生じ、業務改善命令の検討が必要になった際に初めて、現行の電気通信事業法第 166 条に基づき法律の施行に必要な限度において報告を求めれば十分です。</p> <p>何ら具体的な弊害が明らかとなっていない「不透明との指摘」をもって、卸取引の届出等の制度を設けるべきではないと考えております。</p> <p>なお、MNO間の取引については「総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」としている一方で、同様に相対取引を行うことが許容されている「サービス卸」については、「一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討する」（答申（案）22 頁）とされており、規制の導入が明確となっております。</p> <p>MNO 対して卸取引の届出等の制度を導入するのであれば、固定通信市場において圧倒的なシェアを有し国の出資を受ける特殊法人である NTT が提供する「サービス卸」については、MNO に対する規制を超える規制を課すべきことは明らかであり、整合性の取れた規制を行っていただくよう強く要望します。</p>
5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充実	41 頁	<p>【総務省案】</p> <p>① 適合性の原則</p>

<p>による安心して ICT を利用できる環境の 整備</p>		<p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>制度化にあたっては、例えば「高齢者」とは何歳以上のお客様を指すのかといった点など、適合性の原則を踏まえるべきお客様について明確な基準を設けていただくようお願いいたします。また、適合性の原則を踏まえるべきお客様であるか否かを事業者から能動的に確認することは、お客様と無用なトラブルを生じさせる懸念があることから、お客様より前述の基準への該当性を自己申告いただくことにより、適合性の原則を踏まえた説明を実施する必要性が生じることとしていただきますようお願いいたします。</p>
<p>5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充実 による安心して ICT を利用できる環境の 整備</p>	<p>41 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>② 書面交付義務</p> <p>契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付（利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能）することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNOをはじめとした小規模事業者の中には、インターネット上で契約を完結させている事業者が多数存在していることから、新たに紙媒体を発行するための体制を整えることは負担が大きいと予想されます。</p> <p>消費者が多様な選択肢を確保できるよう、電気通信事業法に基づく提供義務が課されていない事業者であって、当該事業者が提供するサービスが他の事業者が提供するサービスと代替性がある場合には、電子媒体による書面交付のみとすることも許容していただきますようお願いいたします。</p>
<p>5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充実 による安心して ICT</p>	<p>41 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>① 禁止行為・取消し</p> <p>提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実</p>

<p>を利用できる環境の整備</p>		<p>の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>通信サービスは、様々なアプリケーション等の利活用による生活の質的改善や新たな利便性を発見するといった面でも、「実際に利用してみないと」わからない特性があると考えます。</p> <p>動機に関する不実告知を禁止する制度においては、例えば「タブレットにはモバイルルータが必須。」といった明らかな動機の不実は当然禁止すべきであると考えておりますが、一方で、お客様ご自身が認識していないニーズを喚起するために利活用方法の説明を行うことは、サービスの特性上不可欠と言えることから、利活用方法の説明が結果として個別のお客様の実利用方法と一致しなかったケースは不実告知にあたらぬこととしていただきますようお願いいたします。</p>
<p>5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充実 による安心して ICT を利用できる環境の 整備</p>	<p>41 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>(略)</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>現行の規律に基づき契約者数を拡大させ経営基盤が安定している大規模事業者と、今後拡大が見込まれ未だ経営基盤が安定していないMVNOをはじめとした小規模事業者との間では、新たな制度への対応に必要なコストの負担能力が大きく異なることは明らかです。</p> <p>初期契約解除ルールが、対象となるサービスを提供する事業者に一律的に課されることとなった場合、小規模事業者は制度対応にコストを捻出するために営業活動を縮小せざるを得なくなる可能性があり、消費者にとって多</p>

		<p>様な選択肢が失われることとなります。</p> <p>加えて、契約数シェアを踏まえれば、現在発生している苦情の大半が既存の大規模事業者に起因するものであることは明らかであり、今後発生する小規模事業者の苦情は、一律的な制度の下ではなく、実態を踏まえた個々の対応を行えば十分解決が可能であると考えております。</p> <p>以上のことから、初期契約解除ルールを導入する場合には、当面の間、最終利用者へ直接役務提供を行うサービス市場において一定の規模を有する事業者を対象とすべきであると考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充実 による安心して ICT を利用できる環境の 整備</p>	<p>43 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 販売勧誘活動の在り方</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>再勧誘拒否の効果を当該代理店以外にも及ぼすこととする場合には、申し出のお客様の個人情報を共有する必要がありますので、個人情報保護法に基づく第三者提供の許諾の可否や必要である場合の方法について明確化いただきますようお願いいたします。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 141-0022

ときよとしながわくひがしごたんだ

住所 東京都品川区東五反田 1-24-2

かぶしきがいしゃだいいちこうしょう

氏名 株式会社第一興商

くまがい たつや

専務取締役 熊谷 達也

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3.2.光ファイバ基盤の 利活用推進によるイノ ベーション促進	20～22	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>(略)</p> <p>【意見】</p> <p>今回NTT東西より公表された光コラボレーションモデルについては、ブロードバンドを利用して様々なサービスを展開したい事業者にとって、非常に興味深いアプローチであり、特に、これまで通信事業を営んでこなかった事業者が、自らは通信設備の設置・維持・運用を行わなくても、自身で自由に価格設定できるようになる等、様々な可能性を感じさせるものであり、歓迎すべき試みであると認識しています。</p> <p>こうした中、光コラボレーションモデルの卸料金が、画一的なものとして『約款』により公表された場合、当該モデルの利用を検討する事業者にとっては、自らが提供しようとするサービスの“サービス原価”を公表されることに他ならず、事業者のビジネス上の自由度・柔軟性が奪われ、その結果として、ユーザ利便性向上の観点からも大きなマイナスとなることが避けられません。</p> <p>光コラボレーションモデルについて、数百社からNTT東西に対して利用に係る照会等が寄せられているとのことですが、その中には、当社のように、これまで通信事業を営んでこなかった事業者も数多く含まれると考えられます。当該モデルは、通信事業者がメインだった従来のビジネスモデルから抜け出し、これまで通信事業を営んでこなかった事業者の積極的な参入により市場活性化を目指すものであることから、それら事業者に“サービス原価”の公表を強いる等、実質的な規制を課すのではなく、むしろ自由な事業環境・創造性を確保して、ビジネスを振興させることができるよう対応いただきたいと考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号	〒105-0001
住所	とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門4-1-28
氏名	にほんつうしんかぶしきがいしゃ 日本通信株式会社 だいいょうとりしまりやくしゃう さんだせいじ 代表取締役社長 三田聖二

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

2020 年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-答申(案)につき、以下のとおり意見を述べさせていただきます。

まず本紙において、各意見の要旨を述べさせて頂き、続く別紙1から別紙4にて、各意見につき詳説させていただきます。

章	頁	意見要旨
4.2. 移動通信サービスに関する 競争の促進	27	<p>答申案は、世界最高水準の ICT 環境実現のための一環として MVNO を普及促進し、サービス多様化や料金低廉化を目指すことを掲げ、そのための具体的な方策としていくつかの個別の対応を記載しています。</p> <p>当社はより包括的に未解決の課題を解決し、MVNO を普及促進するための施策として、平成 26 年 4 月に開催された事業者ヒアリングにて当社が提案したとおり、MNO の設備部門とサービス部門を機能分離すること、あるいは会計分離することを再度検討することを提案致します。</p> <p>MNO を機能分離/会計分離することにより、MNO のサービス部門は、MVNO と同条件で MNO の設備部門から役務提供を受ける仕組みとなるため、MNO サービス部門と MVNO 間の公平性が確実に担保され、両者は同一の競争環境下で利用者にサービス提供することになります。即ち、現在 MNO のみが提供可能な、音声通話定額のようなサービスの MVNO による提供や、現在 MVNO は利用が制限されている SIM の遠隔アクティベーション、あるいは SIM ロックに関連した機能制限の撤廃といった様々な課題を包括的に解決することが可能となり、移動通信市場における競争の健全化や MVNO の普及促進が大きく前進すると考えております。</p> <p>MNO 設備部門とサービス部門の機能分離の詳細につきましては、別紙1をご参照ください。</p>
4.2.2.(1)②1) マルチキャリアネットワークを 利用したサービスの提供や 独自 SIM の発行	29	<p>MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できるようにすることに関して、答申案に記載されている対策では不十分と考えます。</p> <p>HLR/HSS の開放は、現在 MNO によって制限されている多くの機能を開放するための喫緊の課題です。たとえば SIM 発行時間制限の撤廃による利用者への迅速な</p>

	<p>サービス提供や国際ローミング料金の低廉化、MVNO システムと SIM アクティベーション端末の電子的結合による MVNO オペレーションコストの削減等、MVNO のサービス多様化、料金低廉化のために必要な多くの課題を解決することが可能です。また国際的見地からも、諸外国にて HLR/HSS を保有運用する MVNO が登場する中で、日本の MVNO/MVNE 環境が遅れを取り戻すために、HLR/HSS の開放は重要です。したがって当社は HLR/HSS のアンバンドル化が直ちに実現できるよう事業法運営上の環境を迅速に整備することを強く要望します。</p> <p>詳細につきましては、別紙2をご参照ください。</p>
<p>4.2.2.(1)②2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p>	<p>30</p> <p>MVNO に対する電気通信番号の直接の割り当てに関して、電気通信番号規則等関係法令の見直しを直に行い、一刻も早く番号割り当てがなされることを強く希望します。</p> <p>MVNO が MNO の電気通信番号を借用している現状では、番号を払い出す方法が全て MNO 独自の方式で管理されるため、MVNO 端末への着信接続において、呼を MVNO にルーティングすることが実質的に困難であり、MVNO が音声通信の相互接続サービスに参入できない状況に陥っています。また、MNO の電気通信番号を MVNO が借用してサービス提供することは、HLR/HSS アンバンドル化の議論において、番号管理の円滑な実施等を理由に、MVNO-MNO 間の協議を遷延させる MNO 側の言い訳になっている現実が存在します。</p> <p>これらの問題を解決し、MVNO による音声サービスの提供を推進させるために、MVNO への直接的な電気通信番号割り当てを可能とする法令の改正が直ちになされることを強く要望します。詳細は別紙3をご参照ください。</p>
<p>4.2.2.(2)② SIM ロック解除の推進</p>	<p>31</p> <p>SIM ロック解除の推進に関して、当社は全面的に賛同するとともに、SIM ロックと類似のあらゆる機能制限 (APN による制限等) に関しても禁止する制度設計を望みます。SIM ロックや類似の機能制限が撤廃されれば、利用者は端末と事業者を自由に選択することが可能に</p>

別紙

	<p>なり、利用者便益が毀損されている現在の状況が解消 されます。 詳細につきましては別紙4をご参照ください。</p>
--	---

MNO 設備部門とサービス部門の機能分離

本答申案では、世界最高水準の ICT 環境を目指すために、競争政策と電波政策の連携を図りつつ、電気通信事業者間の公正競争を一層徹底し、多様なプレーヤーによる活発な競争を促す政策を推進することが必要であり、そのためには MNO の新規参入が困難であるという現状に鑑みて、MVNO を普及促進し、サービス多様化や料金低廉化を目指すことが必要であるとされています。

また、答申案には、それらを達成するための具体的な方策の方向性(HLR/HSS のアンバンドリングの促進、電気通信番号の直接割り当て等)も記載されていますが、MVNO と MNO 間の接続・卸契約に関する協議が進展しない現実が存在する中、答申案に記載された提言だけでは、MVNO の普及促進は困難な状況にあります。

このような問題を包括的かつ効果的に解決する手段として、当社は平成 26 年 4 月に開催された事業者ヒアリングの機会に、MNO の設備部門とサービス部門を機能分離すること、あるいは会計分離することを提案しました。この提案は、過去 15 年以上の我が国 MVNO の歴史において、MVNO 事業が進展していない最も大きな原因が、MNO サービス部門と MVNO の間で、MNO 設備部門から受ける役務の提供条件が著しく異なっていた実態に起因していたことを背景とするものです。IP 化の進展と共に、今後益々、移動通信ネットワークの様々な機能を利用して新たなサービスを提供するサービス提供事業者が増加すると予測される中、その契約形態が接続であれ卸役務契約であれ、この条件格差が解消されないと、MVNO による市場活性化は実現せず、3社寡占状態は、決して解消されません。本提案は、結局、答申案には盛り込まれませんが、以下に例示する課題をはじめとする各種課題を一挙に解決できる効果的な施策であると考えられることから、答申をまとめるに当たって再度ご検討いただくこと、若しくは、今後、早期に議論していただくことを要望します。

機能分離/会計分離により解決可能な代表的な問題の一例は、音声サービスにおいて、MNO と MVNO 間でのサービス提供条件が異なり、大きな格差が存在する(たとえば、MNO は音声通話定額サービスを提供できるが、MVNO は MNO からの卸条件が極めて限定的であることから、定額サービスを提供できない等)ことです。即ち、音声通話定額サービスについて言えば、MNO(サービス部門)が秒単位での課金や着信接続料による収入を得てサービスを提供している一方で、MVNO は 30 秒単位で課金される卸契約しか選択肢がない、といった明確な条件の違いが存在していることから、大きな格差が生まれています。仮に MNO の設備部門とサービス部門を分離し、MNO 設備部門から見た提供サービスの公平性が担保できれば、MNO サービス部門に対する条件と MVNO に対する条件は一致するため、上述のような不公平性は排除できます。

また別の例としては、SIM のアクティベーションや SIM ロックに関連する機能があげられま

す。たとえば端末のテザリング機能制限を、APN を変えることにより実現している MNO が存在します。また、OTA(Over the Air)と呼ばれる遠隔で SIM をアクティベーション(使えるようにすること)する機能を自社の利用者には提供しておきながら、MVNO には利用させない MNO が存在します。これらの条件格差問題も MNO の設備部門とサービス部門を分離すれば、MNO 設備部門は MNO サービス部門と MVNO に対する公平性を担保しなければならないことから、解決することができます。

答申案に記載はありませんが、MNO の上位レイヤープラットフォームの利用に関する不公平性(たとえば、利用者識別情報を使った一部アプリケーションの機能制限(LINE の年齢認証等)の実施)も今後注目される可能性が高く、個別の対策では対応しきれないこのような問題も一挙に解決できることから、MNO の設備部門とサービス部門の分離は極めて有効な手段であると考えられます。

については移動通信市場における競争の健全化促進やそのための MVNO の普及促進のために、答申案に記載されている対策だけではこれらが十分に前進しない現実を踏まえ、MNO の設備部門とサービス部門の機能分離あるいは会計分離を義務付けることによる包括的な対策について、早期導入が図られることを強く望みます。

MVNO による HLR/HSS の保有

答申案 30 頁によれば、「MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できるようにすることは、MVNO の更なるサービス多様化の実現につながると考えられる。したがって、MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置づけるかどうか検討することが適当である」とされています。

しかしながら、MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できることの政策的/経済的価値が極めて高いこと、MVNO と MNO 間の事業者間接続協議に関しては協議が停滞し前進しないという明確な現実が存在すること、及び、欧州では極めて一般的な形態であり、このまま放置すれば日本の MVNO サービスが国際的にさらに劣後する状態になってしまうことから、「注視すべき機能」としてガイドライン上位置づけるかどうか検討する」のではなく、直ちに実現できるよう環境整備を図ることを強く要望します。

MVNO が HLR/HSS を保有・運用し MNO の移動通信ネットワークとの接続が実現した場合、下記のような利用者の利便性の向上を見込むことができます。

- ①現在は MNO によって時間制限されている MVNO による SIM の発行が、24 時間を通して可能になるため、利用者の要望に沿った迅速なサービス提供が可能となる。
- ②現在は MNO の制限により利用不可となっている OTA(Over The Air)による遠隔アクティベーションが可能となり、利用者が使いたいと思うタイミングから SIM をアクティベートする(課金されているのに使えない期間が存在しないようにする)ことができる。
- ③MVNO が独自 SIM を発行できるようになり、EAP-SIM の利用による WiFi へのオフロードの早期実現(それによるサービスエリアの拡大、通信トラフィック輻輳緩和による通信速度の向上、利用者料金の低廉化等)、eSIM の利用によるグローバルな M2M 事業の早期展開(それによる利用者利便性の向上等)、ソフト SIM への早期対応等を MNO の制約を受けることなしに実現できる。
- ④現在は MNO の制限により実質的に不可能となっているマルチ IMSI 方式等による廉価な国際ローミングサービスを実現できる。
- ⑤MVNO の社内システムと SIM アクティベーション端末を電子的に統合させることにより、アクティベーション等の作業が自動化され、現在発生している多額の無駄な MVNO オペレーションコストを削減すること(それによる利用者料金の低減)ができる。

欧州においては、2000 年以降、地域全体をカバーする MVNO が誕生し、国境を越えて域内の各国へ移動した後も廉価な音声サービスが提供されるようになり、その後はデータ通信

MVNO/MVNE の数も増加し、データ通信についても廉価な料金でのサービス享受が可能になりました。これに伴い、GGSN 等の交換機や HLR/HSS を保有する MVNO/MVNE も増加し、英国・フランス・アイルランドにおいては、MVNO/MVNE が HLR/HSS を保有することが制度上認められ、スペインやオランダ等の他国においても、HLR/HSS を保有する MVNO が出現するに至りました。

このように、日本と欧米各国との MVNO/MVNE 環境には大きな差が存在しており、今回の答申案に記載のとおり、日本において「世界最高水準の IT 社会の実現」を目指すことを掲げるのであれば、MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークの利用を可能とすることは即刻実現されるべき課題です。

現在の電気通信事業法において MVNO の HLR/HSS と MNO の移動通信ネットワークの接続は一般論として認められていると考えられる中、そもそもアンバンドル化について議論しなければならない状況自体が問題です。また、答申案には「MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置づけるかどうか検討することが適当である」と記載されていますが、当該ガイドラインで注視すべき機能として既に特定されている料金情報提供機能、大容量コンテンツ配信機能、パケット着信機能などほとんどの機能は数年以上にわたり「注視」されているだけの状態で、その後の要望の有無や重要性を考慮されることなく、全く整理がなされていません。このことも踏まえると、「注視すべき機能」としてガイドライン上位置づけるかどうか検討すること」は、問題の先送りでしかないと言えます。

以上のことから、MVNO の HLR/HSS と MNO ネットワークの接続を直ちに実現できるよう、必要な事業法運営上の整備（例えば、かかる接続が可能であることをガイドラインに明記すること）を図ることを強く要望します。

MVNO に対する電気通信番号の直接割り当て

答申案においては、MVNO による低廉で多様な音声サービスの提供を可能とするためには、MVNO への 090 等の電気通信番号の直接割り当てを検討することが適当であるとされています。当社はこの MVNO への電気通信番号の直接割り当てが直ちに実現されることを強く要望します。

MVNO が MNO を介して二次的に電気通信番号を借り受けるのではなく、総務省から直接割り当てを受けることが実現すれば、以下の問題が一挙に解決できます。

- ①現在、MVNO は MNO の電気通信番号を“借用”している状態にあり、その払い出し方は、すべて MNO の独特な管理方法に基づき実施され、MVNO にその選択の余地はない。そのため、相互接続音声通話サービスにおける MVNO 端末への着信接続に関して、MNO から払い出されるまで番号がわからないこと、及び続き番号ではないことから、実質的に、MVNO 用に払い出された電気通信番号を発信側事業者の交換機に MVNO に割り当てられた番号として登録することができず、MVNO が音声通信の相互接続サービスに参入できない構図になっている。
- ②MNO の電気通信番号を“借用”して MVNO サービスを展開することは、HLR や HSS のアンバンドル化議論において、番号管理の円滑な実施等を理由に、MVNO-MNO 間の協議を遷延させる MNO 側の言い訳になっている現実が存在する。

答申案においてもサービス設計の自由度を持った MVNO による音声サービスの提供の推進が妥当であるとされているところ、上述の基本的な問題を解決するために、MVNO への直接的な電気通信番号割り当てを可能とするための法令の改正が直ちになされ、MVNO への電気通信番号の直接割り当てが迅速に実現されることを強く要望します。

なお、将来の電気通信番号に関する報告書(平成26年3月:将来の電気通信番号に関する調査検討会)に記載されているように、英国、フランスにおいては以下のとおり電気通信番号が MVNO に割り当てられています。

- 英国: MVNO による HLR の保有が認められているだけでなく、MVNO は英国情報通信庁より直接電気通信番号の割り当てを受けることが可能である。
- フランス: HLR 保有の有無に関わらず、MVNO は電気通信番号の割り当てを受けることができる。

SIM ロック解除の推進

答申案 31 頁に記載されている、「SIM ロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうとともに、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となって」おり、「SIM ロックの解除について、事業者から示された懸念については現時点において、SIM ロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められず、「したがって、最近の移动通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である」という見解は妥当であり、全面的に賛同致します。

加えて、SIM ロック解除の詳細に関しては答申案 32 頁にも記載があるとおり、「SIM ロック解除のルール化に向けた「SIM ロック解除に関するガイドライン」(2010(平成 22)年策定)の改正に当たって改正ガイドラインの実効を確保することを前提とした検討がなされるべきである」という点にも賛同致します。

これらは、平成 22 年に SIM ロック解除に関するガイドラインが公表され、MNO による主体的な取り組みによることとされながら、SIM ロック解除を進展させていないばかりか、逆に進展を阻害するとも受け取れる行為が見られたこの4年余の市場環境を鑑み、より明確かつ具体的に、SIM ロック解除を推進すべきであると再提言された内容であり、高い評価に値すると考えます。

これらに関連して、利用者の自由な事業者選択を妨げる、SIM ロックと類似のすべての手法に対して、それらを禁止する対策(省令やガイドラインによる規律)がとられることを強く希望します。答申案 32 頁に記載されている、MNO が端末に設定する APN 情報を利用したテザリングの利用規制に代表される機能制限の排除も、SIM ロック解除とともに推進されなければ、利用者の自由な選択を妨げる状況は依然として変わりません(同様の手法は、IMEI (International Mobile Equipment Identity)を使ったロック等、幾つも存在します)。

したがって、当社は SIM ロック解除の推進に大いに賛同するとともに、SIM ロックと類似の機能制限に関してもそれらすべてが排除されることを強く要望します。

また、SIM ロック解除や SIM ロックと類似の機能制限の排除の対象となる端末に関して、一部の端末(たとえば iPhone)を対象外とすることは、利用者の利便を損なう可能性が高いことから、新たに販売されるすべての端末を対象とすることを要望致します。

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>競争激しく生き残りが厳しい中、光回線については圧倒的に優位に立つ NTT が、卸価格を開示しないなら、国民が納得できる理由を説明するべきです。</p> <p>一旦このようなことを政府が認めると、後続するものが出て気かねません。</p> <p>また、そもそも通信の公平性を求めるなら、開示があたりまえで、開示しないと政府が認めるなら、やはり癒着なのだろうかと、国民に思わせることになるだろうと思います。</p> <p>世界に、あやしいと言っているようなものだと感じます。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>私は数年前に NTT からの執拗な電話勧誘を受け、NTT 名古屋の担当者と「2 度と電話を架けない約束をした」にも係わらず、今年の 6 月頃、NTT 代理店「ワイズ」から電話による勧誘を受けました。</p> <p>ワイズでは、私に対する電話勧誘をしないという約束に関して対応ができないため、ワイズからの情報で NTT が業務委託している NTT マーケティングアクトの担当者に電話にて理由を尋ねると、上記約束をした当時の、NTT から同番移行した電話番号ではないため、管理できない電話番号である旨の説明を受け、今回電話が架かってきたことは理解しました。</p> <p>しかし、私の下記質問に対し、明確に回答しないまま一方的に対応を打ち切る通知書が届きました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 私の電話番号は、電話帳に掲載の無い KDDI 発番の電話番号である。どのようなリストに基づいて電話をかけることができるのか。 2. 「電話を架ける前に勧奨を希望しないお客様の電話番号を削除する」のであれば、下記 3 にある説明と矛盾すると同時に、リストの入手方法は代理店の資産であり回答する立場にないという説明では、入手元のはっきりしない個人情報をもとに勧誘活動を行うことにエヌ・ティ・ティが同意し、適正な営業であるかどうかを管理・監督する義務を果たしていない可能性があることに対する説明。 3. 私が最初に NTT マーケティングアクト担当者として確認を行った時に、電話番号は局番を除くと 0~9 の 4 桁の組み合わせであるため、電話を掛ける相手は誰かわからない状態で無作為に電話を掛けたものであるとの説明。 <p>その場合、電話がつながった顧客に対し、エヌ・ティ・ティがサービスを提供できない環境であることも想定され、エヌ・ティ・ティが勧誘営業を行う一方で、サービスを利用できない可能性を無視して営業活動を行う事についてのエヌ・ティ・ティの考え方を</p>

	<p>示すこと。</p> <p>以上、不適切営業といわざるをえない問題が現場で日常行われております。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公開していない個人情報の入手とそれを活用することの説明がされない。・ 営業代理店に委託して勧誘等を行う場合が殆どで、コンプライアンスに違反する行為が行われるリスクがあり、また代理店の管理が不明で疑わしい事実が発生しても、透明性が確保されない上に責任者であるエヌ・ティ・ティが委託先の責任として片付けてしまう。 <p>仮にエヌ・ティ・ティの卸サービスが許可された場合、圧倒的シェアを持つエヌ・ティ・ティと、携帯電話の圧倒的なシェアを持つドコモが、豊富な資金力に基づき不適切な営業も管理できないまま、ありとあらゆる手段により単なる顧客の囲い込みを行うだけであり、崇高な目標である「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展」には貢献しません。</p> <p>総務省様におかれましては、NTT サービス卸の許可に賢明なご判断をお願い申し上げます。</p> <p>エヌ・ティ・ティマーケティングアクトからの通知書並びに、私の会社に対する要望書の写しは、本日中に別途メールにてお送りいたします。</p>
--	--

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

〒 150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 29 階

キューアンドエー株式会社

代表取締役社長

金川 裕一

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【意見】

サービス卸の料金に関する答申案に対する当社の考え方

サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されていません。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという懸念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

〒 150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 29 階

ディー・キュービック株式会社

代表取締役社長

牛島 祐之

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【意見】

サービス卸の料金に関する答申案に対する当社の考え方

サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されていません。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという懸念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

〒 150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 29 階

株式会社アークパワー

代表取締役社長

池邊 竜一

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【意見】

サービス卸の料金に関する答申案に対する当社の考え方

サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されていません。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという懸念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

意見書

平成 26 年 11 月 18 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

〒 150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-15-1 渋谷クロスタワー 29 階

株式会社 HORIZON ARCHITECT

代表取締役社長

小山 琢

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、下記のとおり意見を提出します。

【意見】

サービス卸の料金に関する答申案に対する当社の考え方

サービス卸の料金について、弊社としては画一的な料金公表はすべきではないと考えております。現状において、サービス参入のための各社の自主性は最大限に尊重されており、弾力的で柔軟なサービス提供が可能であるため、料金及びその他提供条件の適正、及び公平性については担保されていません。

設備稼働率によって原価は異なり、将来的に価格が変動するリスクも考えると、一律での提示は差別化がはかりにくく、大企業に有利に働いてしまうという懸念が考えられ、中小企業の参入が難しくなる恐れがあります。

以上の理由から、弊社においては、料金の開示はすべきではないと考えます。

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよたく くだみなみ ちよめ ばん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号

(ふりがな) ふゆーじょん こみゆにけーしょんずかぶしきがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく いけぐち せいごう

代表取締役社長 池口正剛

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3. 2. 1. 現状と2020 年代に向けた課題</p>	<p>20～22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 <p>【意見】</p> <p>移動通信事業者がその移動通信市場で上げた利益を原資として、固定通信市場、ISP市場に参入した場合、既存事業者が提供する料金の適正性が損なわれることとなります。</p> <p>その結果、固定通信市場も移動通信事業者のシェアと同一グループに固定され、多様なプレイヤーが活躍できない市場が形成されてしまうことを危惧します。</p> <p>総務省殿におかれましては、不当なNTTグループ連携（NTTグループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、NTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策（販売奨励金等）を通じた優遇、「サービス卸」に係る業務委受託を通じたNTT東西の受付・運用等のリソースのNTTドコモへの転用）が行われないう適切な監視と公正競争を歪める変化を早期にチェックし、その兆候が見える場合は、「サービス卸」自体の適切な見直しをNTTグループに対して指導して頂くことを要望します。</p>

<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題</p>	<p>27～32</p>	<p>【総務省案】</p> <p>昨今の移動通信市場では電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者(MNO)の契約数シェアが均衡しつつある一方で、MNO による他のMNO の株式取得等により事業主体が実質的に3グループに収れんされ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。(中略) この点、現在では、MVNO の契約数シェアは5.0%と低水準に留まっており、MVNO も含めた競争が十分に進展しているとはいえない。このため、MVNO の新規参入を促進するとともに、MVNO が更に普及発展するための環境整備を行うことにより、移動通信市場における競争を促進することが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>①本答申(案)が指摘しているとおりと考えます。事業主体が実質的に3グループに収れんされた結果、利用者の利用量のニーズに応えられない国際的にみて割高で画一的な料金プランが提供されています。移動通信市場は、電波の有限希少性や多額の設備投資の必要性から、MNOとしての新規参入は極めて困難な事業分野です。この市場を利用者のニーズに対応できる市場とするためには、MVNOの役割が重要な役割を果たすと考えます。</p> <p>本答申(案)では以下の各施策について、その検討が適当であると結んでいます。本答申(案)が示す政策を早期に実現されることを要望します。</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)MVNO の更なる普及促進のための環境整備 (2)多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIM ロック解除の推進 (3)低廉で多様な利用者料金の実現 <p>②通話料金の低廉化策について</p> <p>各電気通信事業者のネットワークはIP網化が進展しています。</p> <p>IP網化が進展することにより、PSTN設備が少なくなり、かつ加入者/回線収容効率も</p>
--	--------------	--

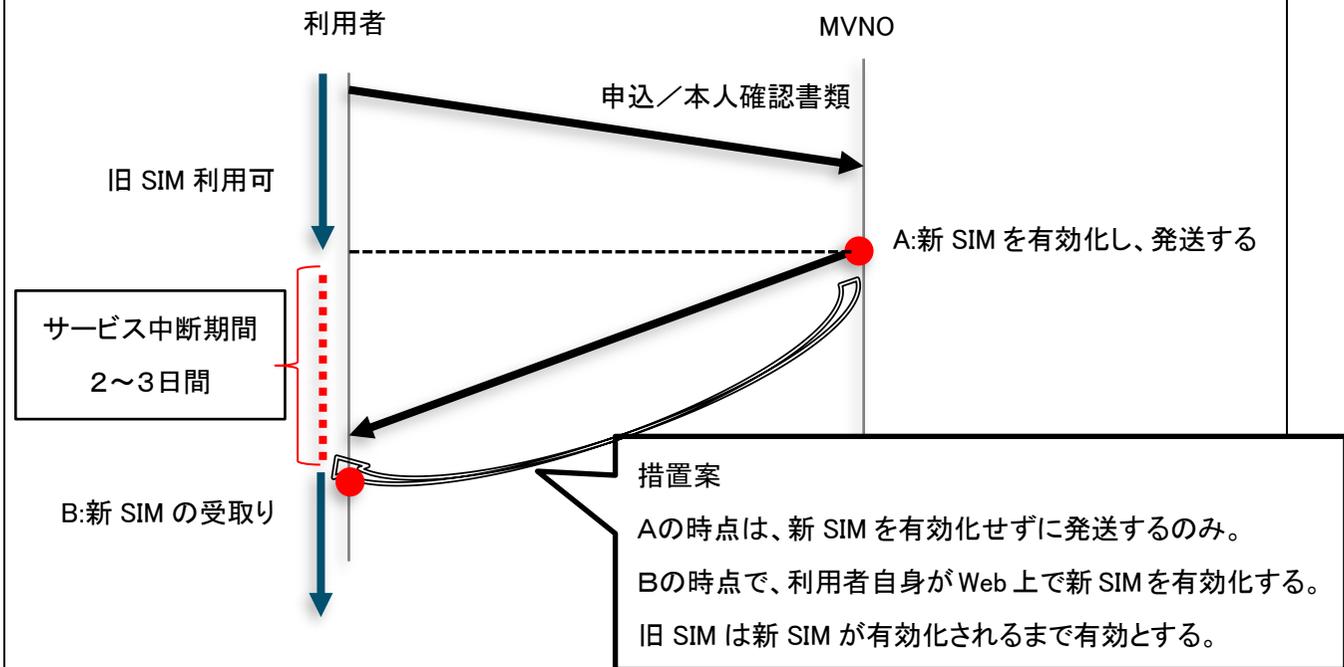
		<p>あがることにより、接続コストの低減が図れます。</p> <p>携帯事業者との相互接続においてもPSTN網を経由させないIP網同士の直接接続へ早期に移行させることで接続コストの低減が図られ、利用者料金の低廉化に繋がると考えられます。</p>
<p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行</p> <p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p>	<p>29～30</p>	<p>【総務省案】</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行現状 MNO のみが運用している HLR/HSS63 を MVNO も保有することが必要となる。また、MVNO が HLR/HSS を保有すると、現在は MNO しか発行できない SIM を独自に発行することが可能となり、MVNO によるサービス設計の自由度も上がることとなる。</p> <p>このように、MVNO が HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークを利用できるようにすることは、MVNO の更なるサービス多様化の実現につながると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>①MVNOが独自にSIMを発行できることで、MVNO は本答申(案)の参考資料52に示されている以下のサービスの実現性が高まりますので、移動通信ネットワークを利用するための必要な機能として、ガイドラインに位置付けされることを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNOが複数のMNOネットワークに対応したSIMの発行・管理による冗長性の高いMVNOサービスの提供。 ・MVNOが独自に設定できる柔軟な音声サービスの提供。 ・海外のオペレータに対応したSIMの発行を可能し、現地でのSIMの差し替えを要しない通信サービスの利用。 ・MNPをする際の端末の即日受取、SIMカードからAPN自動設定等 <p>②MNPに係る手続について(手続に係る時間の短縮について)</p> <p>現行の MNP の手続は、MNO の店舗(対面)と MNO が提供する Web 上(オンライン)で行うことを前提に構築されたシステムです。このため MNO から MNO への MNP 手続は、店舗でも Web 上でも即日完了することができます。</p>

一方、店舗を持たないMVNOが、MNPの利用者の申込を受ける場合は、移転先MNOへの転出申込が完了後に、移転先MNOが有効化したSIM(新SIM)をMVNO経由で利用者宅へ配送することになります。移転元SIM(旧SIM)は、移転先MNOが新SIMを有効化された時点で無効になりますので、新SIMが利用者へ到着するまでの間(2~3日)は、携帯電話サービスが中断することになり、利用者の利便性が著しく損なわれています。<下図のとおり>

この時間差を埋める措置案として、新SIMが利用者へ到着するまでは旧SIMを有効とさせ、新SIMを受け取った利用者が新SIMの有効化をWeb上(オンライン)で可能とすることですが、本機能の開放は、一部のMNOに留まっています。

本機能をMNOが開放すべき基本的な機能に位置付け、早期にMVNOがその機能を利用できることを要望します。

MNPした場合、新SIMが到着するまで携帯電話サービスが中断する



<p>5. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備</p> <p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p>	<p>42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>③ 解約</p> <p>期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要である。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者からの対応として、オプションサービスについて、無料期間が終わったら、自動的に一度サービス提供を終了し、続けて使いたいという利用者の意思を確認した後に、サービス提供の継続を可能とするシステムを検討中である事例が紹介されています。</p> <p>この様なシステムの運用を基本サービスの契約期間拘束終了後の更新の取り扱いについて適用することも可能と考えます。尚、更新の意志表示をした場合の初期費用等は発生させない扱いをするものとします。</p>
--	-----------	---

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号	920-0024
(ふりがな)	かなざわしさいねんいちちようめ1ばん3ごう
住所	金沢市西念一丁目1番3号
(ふりがな)	ほくりくつうしんねっとわーくかぶしきかいしゃ
氏名	北陸通信ネットワーク株式会社
	だいひょうとりしまりやくしゃちよう もり えいいち
	代表取締役社長 森 栄一

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2)固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014年3月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)の「現行の規律を維持することが適当である。」という考え方に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、依然として加入者回線数で圧倒的なシェアを有するドミナント事業者であるため、引き続き現行の規律を維持することが必要であると考えます。</p> <p>なお、これまで総務省が実施してきた公正競争ルールの整備などの施策により、徐々にではありますが設備シェアが2004年度末の94.7%より2013年度末には83.7%へと下落してきております。総務省には、第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を目指した公正で公平な競争施策の実施を期待いたします。</p>

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ 基盤の利活用促 進によるイノベ ーション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)に「イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」という考えた方に対し、以下のとおり要望いたします。</p> <p>イノベーションを阻害しないためには十分な透明性が確保されることが必要であると考えます。サービス卸はあくまで回線を提供するものであり、サービス卸を利用する事業者が新たなビジネスモデルを創出するためのツールの一つに過ぎないと考えます。イノベーションを創出するのはサービス卸を利用する事業者であり、それを促進するためには、回線の提供条件を公開し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことが不可欠と考えます。</p> <p>総務省におかれましては、多様なプレイヤーの競争を通じたイノベーションや地方創生を支えるため、ICT基盤の更なる普及・発展に向けて、サービス卸の提供については、約款の作成・公表をはじめとするサービス卸に対する適切な規律(約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等)を導入して頂き、十分な透明性を確保して頂くことを要望いたします。</p>

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ 基盤の利活用促 進によるイノベー ション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)に「総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。」という考えた方に対し、以下のとおり要望いたします。</p> <p>適切な措置を講ずることがないまま、サービス卸の提供が行われると、なし崩し的にサービス卸の展開がなされ、公正競争環境を損なうこととなる恐れがあると考えます。従って、約款の作成・公表をはじめとするサービス卸に対する適切で実効的な規律(約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等)を講ずるまでは、実施を見合わせるべきであり、総務省において、適切に指導頂くことを要望いたします。</p>

章	頁	意見
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>事業者のグループ化の進展の中で、特に、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内の「電波利用の連携」等が拡大している。</p> <p>「電波利用の連携」をはじめとする他の事業者へのネットワークの提供については、事業者の同一グループのみならず、グループ外の MVNO 等に対しても積極的に実施されることで競争が促進され、サービス多様化や料金低廉化に資することとなるが、他方、「電波利用の連携」等は、卸電気通信役務等の相対取引により行われるため、事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否かが不透明との指摘もある。</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2 (3) の各事業者の業務の適正性などのチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)の「事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」に賛同いたします。</p>

章	頁	意見
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	39	<p>【総務省案】</p> <p>(3) NTT東西の機能分離等、NTTグループに課されている規律等の検証</p> <p>NTT東西の機能分離等については、総務省は、NTT東西より「設備部門と営業部門との隔離、監視する部門が設備部門から独立して構築されている」等を内容とする実施状況等についての報告を毎年受け、規律の遵守状況を検証するとともに、当該報告内容を公表しており、NTT東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる。</p> <p>また、NTT東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行については、NTT東西は、2011(平成23)年のNTT法改正以降、計16件の活用業務を届け出ている(2014(平成26)年10月1日現在)が、総務省は、その業務の実施前に、届出のあった全ての業務について、公正の確保に支障のない範囲内かどうかを確認し、その確認した内容を公表しており、公正競争が確保された上で、事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えている。</p> <p>以上のとおり、NTT東西の機能分離や業務範囲規制等、NTTグループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。また、NTTグループにおいても、民間会社として自由に企業活動を行うことが前提ではあるが、再編成や機能分離の趣旨や、ボトルネック設備を有していること等に鑑み、不当なグループ内連携等の問題が生じることのないよう、十分留意することが望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)の「NTT東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行については、NTT東西は、2011(平成23)年のNTT法改正以降、計16件の活用業務を届け出ている(2014(平成26)年10月1日現在)が、総務省は、その業務の実施前に、届出のあった全ての業務について、公正の確保に支障のない範囲内かどうか</p>

どを確認し、その確認した内容を公表しており、公正競争が確保された上で、事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えている。」という考えた方に対し、以下のとおり要望いたします。

NTT 東西殿は、公正競争環境を確保するために行われた NTT 再編の趣旨に反し、事前届出制を利用して、なし崩し的に業務範囲を広げております。現在の NTT 東西殿のほとんどの主力サービスは活用業務を用いて提供されており、活用業務自体 NTT 東西殿の圧倒的なシェアの維持に貢献しており、固定通信市場における NTT グループの市場支配力の拡大要因となっております。

また、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えている。」とありますが、事前届出制への移行後に届出された活用業務が市場に与える影響について、分析・検証したプロセス・結果が公表されておりません。よって、総務省には、個々の活用業務に対する検証について、サービス開始時や NTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、永続的に適宜実施していただき、検証プロセス・結果については、公の場(審議会、競争政策委員会等)で議論していただき、状況によってはさらなる措置を講じていただくことを要望いたします。

章	頁	意見
5. 2. ICT基盤の整備促進による地方の創世	45	<p>【総務省案】</p> <p>(2) ICT基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>携帯電話については、2017(平成29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)の「補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。」に原則として賛同いたしますが、以下のとおり追加で要望いたします。</p> <p>補助金の活用により整備されたエリアは、整備した事業者のサービスエリアの拡大に直結しており、特定の事業者のみ優遇されることがないように、補助金のスキームについて、慎重に検討を進めていただくことを要望いたします。</p>

以上

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 様

郵便番号 141-6010

住 所 とうきょうとしながわくおおさき
東京都品川区大崎2-1-1

名 称 ソネット株式会社

代表取締役社長 いしい りゅういち
石井 隆一

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

章	頁	総務省案	意見
2.3. 2020年代にふさわしい ICT 基盤の姿	12	<p>(1) 様々な産業が新事業・新サービスを創出できる ICT 基盤</p> <p>その際、それぞれの得意分野を持った様々な分野・産業の多様なプレーヤーが ICT とサービスを自由に組み合わせ、新たな付加価値を与えたサービスを提供することで、多種多様な新事業や新サービスの創出をもたらす経済活性化の起爆剤となると考えられる。</p> <p>このため、2020年代に向けて、様々な産業が、移动通信と固定通信の双方のネットワークをニーズに合わせて自由に組み合わせ、様々な分野で利用できるようにすることを目指すべきである。</p>	<p>総務省案に賛同いたします。</p> <p>2020年代に向け、様々な分野・産業のプレーヤーに対し公平、公正であり、かつ透明性のある競争環境が確保されることを強く望みます。ICT とサービスをニーズに合わせて自由に組み合わせられる環境は、国民の利便性を向上させるだけでなく、ICT 産業の発展を促し、経済の活性化に貢献するものと考えます。</p>
2.4. 2020年代に向けた ICT 基盤政策	14	<p>(1) ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出</p> <p>多様な産業における ICT 基盤の利活用のためには、ICT と様々な異業種との連携が鍵となるため、公正競争に支障がない範囲内で支配的事業者規制を見直し、イノベーションを促進することにより、新事業・新サービスの創出を図る。</p>	<p>公正競争に支障がない範囲内であることが前提条件となりますが、新事業・新サービス創出のための異業種との連携によるイノベーションを促進することに賛同いたします。</p>
同	14	<p>東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。また、NTT 東日本及びNTT 西日本を以下「NTT</p>	<p>NTT 東西殿が提供予定の卸売サービスを受けた事業者等が公平に多種多様なサービスを提供できる環境であるかどうか、公正競争の観点から一定の透明性が確保されるよう十分</p>

		東西」という。)が提供予定の光アクセス回線の卸売サービスについて、卸売を受けた事業者等が公平に多種多様なサービスを提供できる環境等を整えることにより、4K8K や移動通信の受け皿等としてますます重要性が高まる光ファイバ基盤の利活用を推進する。	な検討が行われることを要望いたします。
同	15	<p>(2) 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方についてより専門的な知見に基づく検討に着手すること等により、超高速ブロードバンド基盤の更なる競争の促進を図る。</p>	加入光ファイバに係わる接続制度は、接続事業者の事業に多大なる影響を及ぼします。十分な議論が行われるよう接続制度の在り方に特化された専門的な知見に基づく検討を進めることに賛同いたします。
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p>	ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変化がなく、現行の規律を維持することが適当とされることに賛同いたします。

<p>3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p>	<p>21 ～ 22</p>	<p>3.2.2. 政策の具体的方向性 (中略)</p> <p>他方、サービス卸は、NTT 東西が自ら提供してきた FTTH の小売サービスについて異業種を含む様々な事業者任せ、今後は卸売サービスを主体とするという「東西会社が B2C から B2B にビジネスモデルを改革するもの」であり、また、NTT 東西が依然として固定通信市場において市場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、加えて、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH 	<p>指定電気通信役務に対しては、相対契約での提供が可能となっており、秘密保持契約が締結されることから、料金や提供条件について公表されることなく事業者の交渉力に委ねられることとなります。また、不透明な条件下での相対取引による、NTT グループ内での優先的取扱い等が行われた場合、独占的な状態が形成されることが想定されます。その結果、「公正競争の徹底」「イノベーション促進」等の原則から逸脱し、公正競争上の大きな問題となることが懸念されます。特定の事業者の優先的取扱いが行われないよう、交渉段階から透明性、公平性が十分に確保できる規律を設けることが適当であると考えます。</p> <p>また、「サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素」として「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」とされている点については、競争環境に多大なる影響を及ぼす可能性があるため、十分に留意し検討することが適当とされていることに賛同いたします。</p>
---------------------------------------	------------------------	---	--

		<p>サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 	
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25	<p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>事業者のグループ化の進展の中で、特に、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している。</p> <p>「電波利用の連携」をはじめとする他の事業者へのネットワークの提供については、事業者の同一グループ内のみならず、グループ外の MVNO 等に対しても積極的に</p>	<p>移動通信市場における MNO グループのシェアは 95% を超えており、MVNO も含めた競争のさらなる促進が重要であると考えます。卸電気通信役務等の相対取引については、MNO グループ内の取引の透明性を高めることに加え、筆頭株主が同一である等の MNO グループであると認識されやすい MVNO と MNO との取引に係る透明性についても検討していくことが、多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争</p>

		<p>実施されることで競争が促進され、サービス多様化や料金低廉化に資することとなるが、他方、「電波利用の連携」等は、卸電気通信役務等の相対取引により行われるため、事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否かが不透明との指摘もある。</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3) の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p>	<p>できる環境の担保につながり、移動通信市場の競争を促進させるものと考えます。</p>
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>29</p>	<p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>②MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>現在の MVNO のサービスは、データ通信サービスを中心に提供されており、いわゆる「格安スマホ」といった低廉なスマートフォンサービスとして提供しているケースが多い。他方、今後、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供するためには、MNO のネットワーク</p>	<p>MVNO による独自 SIM (ソフト SIM を含む) 発行は、MVNO が利用者のサービス及び端末に係るニーズの変化・多様化に対応する観点から重要であると考えます。MNO のネットワークの新たな機能の開放を含む多様な手段を検討し MVNO による独自 SIM 発行を迅速に実現することが、MVNO によるサービス設計の競争を促進し、ひいては、利用者の利便性の向上につながるものと考えます。</p>

		<p>の新たな機能の開放が必要となる。</p> <p>具体的には、MVNO が新たに、①マルチキャリアネットワークを利用した（複数の MNO のネットワークを接続する）サービスの提供や独自 SIM の発行、②サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供を行うことが考えられる。</p>	
同	30	<p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p> <p>近年、多種多様な MVNO の登場に伴い、データ通信サービスのみならず、音声サービスも含めた移動通信サービスを提供する MVNO が増えている。一方で、MVNO の音声サービスは、MNO から卸電気通信役務の提供を受けているが、MVNO による利用者料金の設定は、MNO の卸電気通信役務の条件の制約を受けるため、例えば定額サービスといったサービス設計の自由度の高い低廉な音声サービスの提供は困難な状況にある。</p>	<p>データ通信に係る接続料については、現行規制の成果もあり低下が進められてきた認識ではありますが、本年度の接続料を見ても MNO により水準が乖離しています。接続料の適正性を MVNO において検証することができないため、総務省により公平性の観点から接続料について検証していただき、接続料が低下することで、利用者料金の低廉化が促進されるものと考えます。</p> <p>一方、MVNO の音声サービスの利用者料金については、MNO の卸電気通信役務の条件の制約を受けております。MNO 音声サービスの利用者料金との比較等により、音声サービスに係る卸料金についても適正な低下が図られることで、音声サービスについても利用者料金の低廉化促進につながるものと考えます。</p>
同	31	<p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進</p> <p>SIM ロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損な</p>	<p>SIM ロック解除の推進に賛同いたします。利用者の利便性を鑑みると、利用者が求める場合に、可能な限り迅速、容易かつ利用者の負担なく SIM を差し替えられる環境を実現することが望ましいと考えます。</p>

		<p>うとともに、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となっている。</p> <p>他方、SIM ロックの解除について、事業者から示された懸念については、現時点において、SIM ロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められなかった。</p> <p>したがって、最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p>	
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p>	<p>37</p>	<p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 (中略)</p> <p>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光</p>	<p>NTT 東西殿が設置される「光配線区画」は、接続事業者にとって事業を継続していく上で最も重要な要素のひとつとなっており、「光配線区画」に設置されている局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数向上が、接続事業者の採算性向上に大きく寄与し、ひいては、光ファイバの公正競争を促進させると考えられます。</p> <p>しかしながら、その「光配線区画」については、NTT 東西殿の判断により設計、変更することが可能になっており、また NTT 東西殿から提供される情報だけでは、接続事業者が</p>

		<p>ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が NTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 	<p>明確に「光配線区画」を把握することは困難な状況となっております。</p> <p>接続事業者の企業努力によって、1局外スプリッタあたりの「光信号分岐端末回線」の収容数を向上させ、設備の利用効率を高めることにより、ユーザあたりのコストを下げするためには、的確な「光配線区画」の設定が必要不可欠と考えます。公正に競争できる環境を整備するため、NTT 東西殿による「光配線区画」の設定、およびその情報の公開が適切に実施されているかの検証を「分岐単位接続料」の導入検討よりも優先的に行うことが適当だと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>42</p>	<p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方 (中略)</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用</p>	<p>工事が必要となる電気通信サービスの提供形態として「光ファイバ」を念頭にした場合、今後異なる取扱いとして詳細検討されていくにあたっては、「利用者や事業者双方の負担が大きくなり得る」ことから、事業の運用実態を勘案し、関係諸団体・事業者の意見を幅広く反映させることを要望します。</p> <p>また、その際は</p>

		<p>の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 値段、期間、用途等「工事の定義」や「費用負担の範囲」についての定義 ・ 敷設・撤去関連のすべての工事費用、及び利用分の通信費の利用者負担 <p>等を詳細検討し、その上で工事が必要なサービスが初期解除ルールに適するの可否かを検討する必要があると考えます。</p>
5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現	49	<p>(2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>① MVNO 等の販売する SIM の初期設定手続の改善など訪日外国人が迅速かつ容易に国内発行 SIM を利用できる環境を整備すること。</p> <p>② 訪日外国人が国内発行 SIM やレンタル携帯電話を利用する際に必要となる本人確認等について、パスポートによる本人確認が可能であることなど訪日外国人の円滑な利用を促進する方策をまとめ、電気通信事業者等に対し周知すること。</p> <p>③ 訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込むスマートフォン等の移動通信端末のうち、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していないものを国内発行 SIM により利用することについて、所要の制度整備を検討すること。</p>	<p>訪日外国人の利便性の観点から、原案に賛同いたします。</p>
6.1. 適切な行政運営	50	<p>6.1.2. 政策の具体的方向性</p> <p>市場環境が著しい速度で変化を遂げつつある情報通信</p>	<p>2020 年代に向けて、異業種連携によるイノベーションを促進させ、新事業・新サービスを創出することによる利用者利</p>

<p>の確保</p>	<p>分野において、急激な市場環境の変化の中で生ずる新たな課題に対応するためには、行政が定期的に市場動向を分析・検証し、その結果に基づき、時代に即した制度に改善するとともに、法令の審査基準や適用基準の更なる明確化を図っていくことが必要となる。</p> <p>同時に、イノベーションを促進し新事業・新サービスを創出していくためには、自由競争を基本としつつ、規制の実効性を担保するために、行政が各事業者の業務の適正性を絶えずチェックし、公正競争や利用者利益を確保していくことが重要となる。</p> <p>以上を踏まえ、明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。</p>	<p>益及び利用者利便の向上を図るには、より透明かつ明確なルールに基づく公正競争環境の確保が必要であると考えます。</p> <p>また、2020年代までには、情報通信分野のさらなる技術革新によるビジネスモデル、領域の変遷が想定されるため、市場の環境変化等を考慮した、的確な対応を可能とする行政運営を要望いたします。</p>
------------	---	---

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長様

郵便番号：003-0026

住所：さっぽろししろいしくほんどおり 19 ちょうめみなみ 6 ばん 8 ごと
札幌市白石区本通 19 丁目 南 6 番 8 号

かぶしきがいしゃ
氏名：株式会社 つうけん

だいひょうとりしまりやくしゃちょう みうら ひでとし
代表取締役社長 三浦 秀利

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの
情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

NTT東西の「光アクセス回線の卸売りサービス」に関する意見

- ① 今回、NTTは、サービス卸しについて「光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーションを促進し、それにより日本の社会的課題の解決や産業力の強化へ貢献するもの」と位置付けており、その思いについては強く賛同するものです。
- ② イノベーションを促進するためには、NTT東西だけではなく多様なプレイヤーに新たな価値を創造してもらうことが重要であり、サービス卸しとはそのためのビジネススキームであると理解しています。この発想についても強く賛同するものです。
- ③ 大事なことは、イノベーションの担い手である多様なプレイヤー（以下、卸先事業者）が自由な発想で伸び伸びとビジネスが出来ることです。
- ④ 総務省による最小限の適正性や公平性等に対する規制は必要であると思いますが「卸先事業者の自由度、活性化」に軸足を置いたものとするべきと考えます。
- ⑤ ビジネスの世界においては、大口割引や特典の付与などは当然のことです。これらは相対取引の折衝の中で決められるものであり、まさに企業秘密に属するものです。
- ⑥ NTTは民営化して約30年、アクセス系の光化はこの10年間で構築されたものです。光化はエリアカバー率がほぼ100%と聞いており、まさに世界一のITC基盤となっています。これは民間会社NTTが自分の力で築いてきたものです。NTT東西と卸先事業者との間の規制の少ないビジネス展開を望みます。
- ⑦ NTTドコモによる「セット割」の提供については賛成です。
何故なら、競合他社は、すでに、何らの規制の無い中で「セット割」サービスを提供しているからです。
同じ環境で競争してこそ、ICT市場は活性化できるものと考えます。

- ⑧ くり返しになりますが、サービス卸に対する規制については、実際にエンドユーザの開拓を担う卸先事業者の自由度や活性化に軸足を置いたものとするべきと考えます。

以 上

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 105-0021

とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号
氏 名 ワイモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17頁	<p>【総務省案】</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性をもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて（83.7%（2014（平成26）年3月末））おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申案のとおり、NTT 東西殿はボトルネック設備を保有し依然として市場支配力を有する事業者であるため、現行の禁止行為規制を引き続き維持することは適切であると考えます。</p>
	18頁	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>2020年代に向けて、ICTは、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携</p>

		<p>を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申案のとおり、本規定はNTT ドコモ殿に対する規律を前提にしており、「不当な優先的取扱い等の禁止」において、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については引き続き禁止とすることは適切であると考えます。</p> <p>移動通信市場における禁止行為規制の見直しは、2020年代に向けた異業種との連携によるイノベーションの促進を目的としたものと理解しておりますが、本規定の見直しによる規制緩和は通信市場への影響が多岐に及ぶと見られ、公正な競争環境の確保が必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、今回の措置が有効かつ適切に機能していないと判断した場合は、早急に見直しを行うべきと考えます。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ 基盤の利活用推進 によるイノベーシ ョン促進</p>	<p>22頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>～略～</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>～略～</p> <p>サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例</p>

		<p>が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】</p> <p>NTT ドコモ殿は、2014 年 10 月 31 日の 2015 年 3 月期第 2 四半期決算説明会にて、2015 年 2 月より、「ドコモ光パック」を提供開始予定と発表しておりますが、本答申案に記載されていますように、NTT 東西殿のサービス卸に関する公正な競争環境確保の仕組みが検討されているなか、NTT グループ会社である NTT ドコモ殿がなし崩し的にサービス開始を発表したことは大変遺憾であり、時期尚早であると考えます。</p> <p>NTT 東西殿は依然として FTTH サービスで 71%のシェア（2014 年 3 月末）、NTT ドコモ殿は携帯電話サービスで 43.8%のシェア（2014 年 3 月末）を占めており、移動体通信市場で最大の契約者基盤を有する NTT ドコモ殿がセット割引（料金競争力も最優位）を提供した場合は、営業・販売体制の集約化による NTT グループ内でのサービス提供事業者の役割変更が行われるに過ぎず、NTT 東西殿のサービス卸の主要提供先が NTT ドコモ殿になるなど、却ってコンシューマ市場に対する NTT グループによる独占強化に繋がる虞れ（自ずと NTT ドコモ殿のシェアが NTT 東西殿のシェア</p>
--	--	--

		<p>に近づくなど)があることを強く危惧します。</p> <p>さらに、事業領域に規制のないNTT ドコモ殿がFTTHの提供事業者となることで、ISP市場に対してもNTTグループの市場支配力を直接及ぼすことが可能となります。</p> <p>これでは、本来政策として意図した「イノベーションの進展」、「光回線利用率の向上を通して経済成長の貢献に資する」といった効果は全く期待できない結果となりますので、本答申案の実施フェイズにあたっては、NTTグループ内での連携による市場への影響を確りと分析することが必須になると考えます。</p> <p>本答申案において、サービス卸の提供により、電気通信市場の競争環境に多大な影響を与える虞れがあるとして、具体的な事例を挙げていることから、適正性、公平性、透明性が十分確保される仕組みの導入及び適切な措置が講じられるまでは、サービス卸及び「ドコモ光パック」の提供は実施すべきではないと考えます。</p> <p>なお、総務省殿におかれましては、仕組みの導入を検討するにあたっては、適正性、公平性、透明性確保の観点からも、以下の措置を講じる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サービス卸」に対して、約款の事前認可、届出、公表、相対取引の禁止など、接続約款と同等の規律の導入 ・NTTドコモ殿によるセット割引の禁止 ・NTTグループ内における優遇的措置の類型化（例証化）とアセスメントの実施
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>23頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 1. 現状と2020年代に向けた課題</p> <p>～略～</p> <p>また、MNO間の競争にとって、割当てを受けている電波の幅（周波数幅）は重要な要素のひとつである。近年のトラヒックの急増に伴う電波のひっ迫はもとより、広い周波数幅を利用できる通信規格（LTE47等）の普及や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術により、使用する周波数幅によって通信速度等のサービス品質に差が出</p>

		<p>る状況となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申案では、MNO 間の競争の重要要素として、電波の幅（周波数幅）のみが取り上げられています。周波数特性（低い周波数ほどエリア展開に優位）、グローバルな相互接続性（ネットワークや端末調達におけるスケールメリットによるコスト優位性及び期間短縮化）、及び割当て時期の前後差によるサービス投入や設備投資の効率性（より計画的な事業展開が可能）といった周波数の質も競争優位性の要因となるため、この点も加味して評価したうえでの結論とすべきと考えます。</p> <p>また、この周波数の質が十分に評価されないまま、周波数割当て時の競願時条件として、周波数のひっ迫状態のみを重要視、特に加入者あたりの周波数幅だけを取り上げて評価するといった現状の市場状態の追認型の周波数割当ては適切ではないと考えます。</p>
	24頁	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>～略～</p> <p>このため、設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本制度の導入には以下の課題があると考えますので、これらの課題のもと、本制度の設計については、電気通信事業法として審査対象の最小化、明確な基準策定、迅速な処理等の確保が前提になるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「競争の縮退を招くおそれ」の定量的評価と予見性の確保 ✓ 企業の事業活動を一定程度制限する側面を有するため、萎縮効果への懸念

		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国における独占禁止法との関連性 ✓ 事前手続きの場合における審査期間と機密情報の保持
24頁	<p>【総務省案】</p> <p>～略～</p> <p>なお、競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>競争政策と電波政策との連携にあたっては、その政策の遂行にあたって市場競争のあるべき具体的な競争状態（ビジョン）の醸成が必要不可欠と考えます。そのビジョンの醸成がなければ、例えば、周波数割当て時の競願時条件として、周波数のひっ迫状態のみを重要視するといった現状の市場状態の追認型の政策になることは適切ではないと考えます。</p>	
25頁	<p>【総務省案】</p> <p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>～略～</p> <p>こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。</p> <p>具体的には、二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「グループ」の概念構成及び二種指定設備制度の対象サービス（シェアの算定対象となるサー</p>	

		<p>ビス)の追加範囲については、恣意的な運用にならないように市場での競争力に資する項目などを設定する基本原則を明確化すべきと考えます。</p> <p>(基本原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話技術との互換性 ・携帯電話サービスとの同質性 ・市場参入の可能性が制限(周波数の利用の機会が確保されていない) ・技術汎用性 <p>また、「市場の実態に合致した制度」とありますが、契約者数や収益高の算出方法についても、各事業者のサービス提供内容や端末実装の実態を勘案した上で設定する必要があると考えます。</p>
	25頁	<p>【総務省案】</p> <p>ただし、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>シェアが低く規模の小さい事業者については、その事業者単体については相対的に市場への影響度合いが低いことから、現行制度からの追加的な規制は課すべきではないと考えます。</p>
	25、26頁	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>～略～</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適</p>

		<p>正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>従来の禁止行為の対象となる事業者を除いては、相対取引において一律の提供条件を規律として規制することは適切ではなく、当社の経験則からも提供条件の画一化は却って MNO 間の競争力を削ぐ、もしくは MVNO によるサービスの多様性への障壁要因につながるものと考えます。</p> <p>具体的な施策として挙げられている「必要な内容を把握できる仕組み」についても、取引の相手先への萎縮効果や交渉の余地を残さない懸念も生ずるため、合理的な範囲に留めるべきと考えます。</p> <p>例えば「機会を限定する：交渉の妨げとなっている場合に実施」、「影響力を測る：取引規模を勘案したうえで実施」、「接続約款との関連性：接続約款を設定する場合に接続約款における条件での提供は除外」にすることなどが適切と考えます。</p> <p>また、規制コストの最小化の観点も加味し、結果として規制範囲とする必然性がない（市場競争への影響度合いが相対的に認められない）分野に負担がかからない制度設計を要望します。</p>
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>29 頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>～略～</p> <p>しかし、現在では、ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、パケット通信に係る機能のように二種指定事業者が一方的に設備を貸し出す形の機能が增加していることや、過去に事業者によっては開放が実現されない不透明な時期もあったことを踏まえれば、MVNO が技術の進展に合わせて発展していくためには、今後とも、多様なサービスに対応する多様な機能が二種指定事業者によって迅速かつ確実に開放され、利用可能となることが必要不可欠である。</p>

		<p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>移動通信に係る設備については、累次の周波数割当ての機会も存在していることもあり、固定通信に係る加入者回線系設備と異なり、ボトルネック性が認められないとする認識は適切であると考えます。</p> <p>他方、移動通信市場においては、イノベーションによる第4世代ネットワークの構築、さらに第5世代への取り組み、及び利用者側の需要拡大に伴うトラヒックの増加等への対応によって、継続的な設備投資が求められますので、今後のアンバンドル施策へのアプローチについては、MNO側の設備投資に対するインセンティブの減衰、結果として移動通信市場の高コスト化や地盤沈下を招くことが無いよう十分な考慮が必要と考えます。</p>
31頁		<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIMロック解除の推進</p> <p>① 販売奨励金等の適正化</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられるが、現時点においては、これを直接規制することは必ずしも適当ではなく、まずはSIMロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>端末の買取り施策含めて過度な販売奨励金とキャッシュバックについては、サービス競争を損なう可能性が高く、特に事業規模の大きいドミナント事業者に優位に働くことから、適正化のためのベンチマークを設定するなど継続的な取り組みを図るべきと考えます。</p>

	32頁	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p> <p>～略～</p> <p>データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるよう、次の2点を満たす利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。</p> <p>① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること</p> <p>② データ通信量の平均値や分布を勘案すること</p> <p>通信量分布に応じた多様な料金プランが実現すれば、利用者は毎月の通信量動向に敏感になり、Wi-Fi や固定回線へのオフロードが進むことが想定されるところであり、電波の効率的な利用の促進（電波のひっ迫対策）にも資すると考えられる。</p> <p>あわせて、総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>低廉で多様な利用者料金を促進することは利用者利益に資するものではありませんが、料金プランの多様性は各社の事業戦略によって判断されるべきものであり、その結果として、サービスの評価は市場の競争原理によりなされ、さらに各社の創意工夫により、今までにない新たなサービス、料金プランが生まれてくると認識しています。</p> <p>このように、本来、料金戦略については、事業者におけるサービス競争の根幹であるため、行政における関与は最低限にすべきであり、本答申案のように特定の概念を設定し適切と結論づけることは、却ってこれからの料金プランの自由度や多様性を損なうことに繋がる虞れもありますので避けるべきものと考えます。したがって、本答申案の①②については、あくまで例示の1つとして留めるべきと考えます。</p>
--	-----	--

		<p>なお、料金プランの体系についても、当社では、今年 8 月より、新料金プランとしてスマホプラン S (1GB)、スマホプラン M (3GB)、スマホプラン L (7GB) のシンプルな料金設定を導入しており、他事業者においても、データ通信量に応じた多段階の料金プランを導入していること、さらには複数の契約者回線でデータ通信量を分けあえるサービスも導入されており、各社、自主的な創意工夫によって既に新しい料金体系のプランを提供している段階にあります。</p> <p>また、データ通信サービスの利用動向としては、「一人あたりのデータ通信量が全体として増加する傾向にあること」、「利用されるデバイス、利用者のニーズや使い方等も変化していくこと」、「動画など大容量コンテンツのさらなる登場と需要が拡大していくこと」などが顕在化しており、一時的な断面をとらえて、利用者の利用動向と料金プランとの間に不整合が起きていると判断することは適切ではないと考えます。</p>
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p>	<p>37、38頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>～略～</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が NTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・加入光ファイバ等の設備利用効率の向上

		<p>・設備投資インセンティブに対する配慮</p> <p>【意見】</p> <p>2012年度に光配線区画の拡大や補完的措置としてエントリーメニューが導入されたものの、現在においても競争事業者の利用実績がなく、FTTH利用率も伸び悩んでいる状況のため、本答申案のとおり、接続委員会において加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、検討に着手するとしたことは適切であると考えます。</p> <p>「分岐単位接続料」は、多様なプレーヤーによる新規参入の促進及び料金低廉化に有効な手段であるため、早期に結論を得る必要があると考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護 ルールの見直し・充 実による安心して ICT を利用できる 環境の整備</p>	<p>41頁</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>① 適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等、特に配慮が必要と考えられる利用者に対して、提供する電気通信サービスについて良くご理解いただき、快適にそのサービスをご利用いただけるよう丁寧な対応が必要であることは、電気通信事業者としても必要不可欠であると考えます。</p> <p>なお、高齢者や障害者等に対する対応に関しては、繊細な側面が実態としてあり、当事者の主観によってトラブルが発生するケースが想定されるため、ある程度の定義づけやルールが必要であると考えます。</p> <p>一方で、知識、経験、目的等によって、特に配慮を必要としない利用者に対しては、画一的な説明等によってストレスが生じることは望ましい状況ではなく、より簡便な説明手法等があって然るべきです。ひいては、明示的な同意を前提条件として、より簡便な説明、手続き等を認め、</p>

		特に配慮を必要としないお客様にとってより効率的な対応方法を実現すべきと考えます。この場合、簡便な説明を行ったことに起因する事後的なトラブルの発生が想定されるようですが、書面交付や初期契約解除ルール等の施策と合わせて、利用者および電気通信事業者または代理店双方にとって、どちらか一方に過度な負担が生じないような合理的なルールが定められることを期待します。
41頁	<p>【総務省案】</p> <p>② 書面交付義務</p> <p>契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付（利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能）することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>交付する書面については、その書面に記載がないことをもって責任を電気通信事業者や代理店が背負うことがないように、あくまでも、契約内容や提供サービスの内容をより分かりやすく理解するためのツールと位置付けていただくよう要望します。</p> <p>なお、書面に記載がない、記載内容に不足があるといった事由に起因した事後トラブルが発生しないよう、書面への掲載項目についてはある程度のルール付けが必要であると考えます。その際、利用者が提供を受けるサービスについては、電気通信事業者のほか、コンテンツプロバイダ、販売店など、様々なプレーヤーが関与することが予想され、異なる事業者間のサービスを一枚の書面に一まとめにすることは極めて困難であることから、書面への掲載項目については、同一事業者に限定することが必要であると考えます。</p>	
41頁	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>① 禁止行為・取消し</p> <p>提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止すること</p>	

		<p>が適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>仮に電気通信事業法において不実告知等違反に関する取消権を付与する場合には、消費者契約法及び特定商取引法と同様に、取消権の行使にあたっての立証責任は利用者にあることを明記していただくべきと考えます。</p>
	41、42頁	<p>【総務省案】</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>サービス品質について、利用しないと把握できないとされる点については、電気通信事業者の自主的取り組みとしてお試しサービスの導入を検討していること、また契約内容が十分理解できないとされる点については、本答申案に記載されているサービス説明の改善に向けた各種取り組みについて対応を検討していくことが見込まれるため、今後の取り組みの浸透により利用者の理解が深まることが期待できるものと考えます。</p> <p>一方で、初期契約解除ルールを導入する場合における懸念事項としては、特に対面販売について、購入の意思をもって店舗に来店していること、説明時間の冗長化や複雑化により却って利用者の混乱を招くことが想定され、本質的な課題解決の手段とはならないものと考えられます。</p> <p>利用者のサービス理解向上や苦情削減については、販売形態ごとの特性によって最適な取り組</p>

		<p>みがあるものと考えており、対面販売については、お試しサービスの導入やサービス説明の創意工夫が利用者の理解向上に資するものと考えます。従って、対面販売については、初期契約解除ルールの対象外としていただくべきと考えます。</p>
	42頁	<p>【総務省案】</p> <p>③ 解約 ～略～</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>オプションサービスについては、利用者の多くが継続的なサービス利用を目的として、オプションサービスの申し込みを行っている実態への考慮が必要と考えます。</p> <p>なお、実際の運用に際しては、無料期間終了後に一旦契約が終了とした場合、利用者に改めて契約手続きをしていただく手間が必要となり、加えてサービスを利用できない期間が発生するため、多くの利用者にとっては不利益になることが想定されます。</p> <p>また、本来は無料期間を設定することでオプションサービスを試験的に利用できるという意味合いも含まれており、利用者に改めて利用の継続のための契約手続きをお願いするといった手間を考慮した結果、無料期間の設定を取りやめるといった利便性の低下にもなりかねず、継続利用を想定している利用者にとっては不利益が生じる可能性もあります。</p> <p>以上のことから、通常のご利用をいただいている大多数の利用者の利便性確保と制度導入により懸念される不利益を考慮したバランスのよい制度設計としていただくべきと考えます。</p>
5.3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現	48、49頁	<p>【総務省案】</p> <p>5.3.2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化</p> <p>⑤ 訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込む Wi-Fi 通信機器のうち、我が国の技術基準を満</p>

		<p>たすことを予め確認していないものの利用について、所要の制度整備を検討すること。</p> <p>(2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>③ 訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込むスマートフォン等の移動通信端末のうち、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していないものを国内発行 SIM により利用することについて、所要の制度整備を検討すること。</p> <p>【意見】</p> <p>技術基準制度の規定については、本答申案のとおり利用者利便性の向上に加えて、実質的な制度運用についても徹底が困難なことから、規制緩和をすすめる方針は適切と考えます。なお、SAQ2 JAPAN Project のアクションプランにおいては、「平成 26 年度末に結論を得る」とありますので、確実な履行を要望します。</p> <p>ただし、(2) ③の国内発行 SIM を利用する場合について、当該 SIM を発行する移動通信事業者になんらかの義務付けを行うことも考えられますが、利用円滑化の趣旨に反する制度とならないようにして頂きたいと考えます。</p> <p>また、その際は、対象を海外からの持ち込み端末に限定することなく、国内における SIM フリー端末市場の拡大も見越して多角的な検討を行って頂けるよう要望します。</p>
49 頁		<p>【総務省案】</p> <p>(2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>② 訪日外国人が国内発行 SIM やレンタル携帯電話を利用する際に必要となる本人確認等について、パスポートによる本人確認が可能であることなど訪日外国人の円滑な利用を促進する方策をまとめ、電気通信事業者等に対し周知すること。</p> <p>【意見】</p> <p>本人確認については、本答申案のとおり利用者利便性の向上を目指し、制度運用の緩和をすすめる方針は適切と考えます。なお、SAQ2 JAPAN Project のアクションプランにおいては「平成 26 年度中に実施する」とありますので、確実な履行を要望します。</p>

		<p>また、訪日外国人に限らず、運用の硬直化を招くことが無いよう合理的な範囲（例えば、サービス種別ごとに基準を設定）で適宜見直すことも必要と考えます。</p>
6. 1. 適切な行政運営の確保	53頁	<p>【総務省案】</p> <p>6. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>～略～</p> <p>以上を踏まえ、明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>2020年代に向けて、情報通信分野は固定・移動だけでなく、様々な分野・産業の多様なプレーヤーによる新事業、新サービスの創出が想定されるため、総務省殿におかれましては、新たな行政運営サイクルの確立にあたって、予見性、公正中立的な観点を確保することが重要であると考えます。</p> <p>特に、NTTグループの在り方や市場支配力に関する制度的課題については、2020年を踏まえても避けては通ることができないため、実効的な行政運用に資するよう継続的に具体的な事案について検証を行うなど、時機を逸することがなく対応して頂くことが必要と考えます。</p>

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長殿

郵便番号 100-6150
住 所 とうきょうとちよだくながたちょうにちょうめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社NTTドコモ
だいひょうとりしまりやくしやちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

意見提出者:NTTドコモ

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	18	<p>【総務省案】 携帯電話の契約数の増加に加え、近年のMVNOの増加により、禁止行為規制の適用事業者が扱う接続関連情報はますます増加していることから、本規律を見直すような事情変更は認められず、本規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】 近年の競争環境の進展による、MNO各社のグループ化、シェアの均衡により、CATV等の固定系事業者やMVNO等の各事業者は3グループ共との接続を求めるのが通常であり、特定のMNOとのみ接続できれば良いという状況ではなくなっております。また、「電気通信事業法第30条」における「市場支配的な事業者」に対する規制では、対象事業者以外の「不当な行為」を予め規制することが出来ないこと等、本規律を市場支配的事業者のみへの非対称規制として維持する合理性は低くなっているものと考えます。</p> <p>本規律については全事業者に対する事後規制である「電気通信事業法第29条」で十分対処することが可能であり、本号の趣旨(接続情報の目的外利用の禁止)と環境変化を踏まえれば、電気通信事業法第30条ではなく、電気通信事業法第29条で対処することが適当であると考えます。</p> <p>加えて、今後、異業種のパートナーとの協業を推進していくと、協業先やジョイントベンチャーが「電気通信事業者(=MVNO)」となる場合もあり、協業交渉を「接続」という形で行う可能性もあります。その際、接続情報の目的外利用の禁止が協業の妨げとなることが想定されます。また、どのようなビジネスモデルが創出されるか分からない今後のICT動向を見据えると、MVNOに対して一律に「聴取禁止事項」を規定することにより、様々なパートナーとのビジネス交渉の妨げとなる場合があることから、現在の「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を見直し、一律に聴取禁止とする点については改める必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	18	<p>【総務省案】 2020年代に向けて、ICTは、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】 2020年代に向け、当社はあらゆる事業分野のプレーヤーとのコラボレーションを推進する考えです。これによりイノベーションの促進や利用者利便の向上、国際競争力の向上に貢献します。本規律の緩和は、電気通信事業全体の健全な発達に資するものであり、極めて画期的な方針であるとして賛同致します。</p> <p>他方、「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等」については引き続き禁止する方向性が示されておりますが、これについては異業種との連携を加速し、イノベーションを促進する等の本答申(案)の趣旨を損ねる可能性があることから、以下の通り制度設計にあたりご考慮頂くことを要望します。</p> <p>2020年代はIoT、M2Mが進展し、あらゆる事業分野のプレーヤーが通信サービスの担い手となります。当社も自由なコラボレーションにより様々なパートナーと協業し、イノベーションを促進する考えでありますが、新たな事業領域への挑戦として協業事業者とのジョイントベンチャーの設置や、新領域の会社をM&Aで取得することも想定しております。また、当社子会社にはシステム子会社など役割分担として事業体を分離した機能分担子会社も多数存在しております。それらも定義上「自己の関係事業者」に該当してしまいます。</p> <p>自己の関係事業者に対して全て一律にイコルフットイングとし事前規制を課してしまうと、これまでと同様、他事業者と合併で設立した子会社との間で連携したサービスを行うことが事実上出来ないなど、当社にとって萎縮効果をもたらし、イノベーションの促進が阻害される懸念があります。結果的には本答申(案)の目的とする2020年代のICT活性化、イノベーション促進にも資さないこととなると考えております。他事業者との合併会社の設立等は企業間の連携における最も一般的な方法であり、これらに規制が課せられることは異業種との連携を促進するという本答申(案)の趣旨から見て、いかにも不合理です。</p> <p>加えて、審議会における事業者ヒアリング等で他事業者殿から不当な連携による弊害や、巨大NTTグループへの回帰といった懸念が示されたものは、当社とNTT東西との連携であると認識しております。しかしながら、NTT東西には禁止行為規制が残置され、また、NTT東西はB2Bを主たる業態として転換していく方針であることを踏まえれば、移動体側にまで禁止行為規制は不要と考えます。それでも当社からNTT東西に対する不当な優先的取扱い等を規制するのであれば、「市場支配的事</p>

章	頁	意見
		<p>業者である自己の関係事業者」等の表現で十分であると考えます。</p> <p>なお、NTT コミュニケーションズについて他の MVNO から不当な優先的取扱い等が懸念され、仮に NTT コミュニケーションズに対する取扱いも規制するのであれば、「市場支配的事業者である自己の関係事業者と、その特定関係事業者」といった表現に改める等、他の電気通信事業者との連携にあたって支障がないよう、対処すべきであると考えます。しかし、グループ内の相対取引は総務省にて把握できる仕組みを検討することとされており、やはり禁止行為規制まで課す必要性はないものと考えます。</p> <p>加えて、「自己の関係事業者」の定義は「自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えている事業者」とされ、例示として、「子会社・親会社・親会社の子会社など」とされており、「自己の関係事業者」が広く捉えられると、事業の予見性が大きく損なわれ、円滑な事業展開に支障を及ぼすことから、「自己の関係事業者」の対象を明確化すべきと考えます。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において「自己の関係事業者との排他的な取引」が「不当」か否かに係りなく、直ちに「不当な優先的取扱い等」に該当する禁止行為類型の例示として扱われており、「自己の関係事業者」に対する規律が極めて厳しいものとなっている点も問題であると考えます。</p>
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	19	<p>【総務省案】</p> <p>1) 現在、プラットフォーム・端末レイヤにおいて、グローバル企業が急速かつ大幅に業績を伸ばし、電気通信事業者との関係で影響力を増大させており、こうしたグローバル企業に対して不当な規律・干渉を行う可能性が低くなっていること、加えて、2) その他のコンテンツ・プロバイダや端末メーカー等に対しても、プラットフォームにおける選択権や端末設備の購買力等の影響力がグローバル企業の伸張やそれに伴う SIM フリー端末の流通等により相対的に低下していることを踏まえると、ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられる。したがって、本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>近年の上位・下位レイヤの伸長、グローバル企業の影響力が増大している市場環境を鑑みると、本規律撤廃は適当であり、極めて画期的な方針であるとして賛同致します。</p>
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	20	<p>【総務省案】</p> <p>NTT 東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>【意見】</p> <p>サービス卸は様々なプレーヤーによる多様なサービスが創出されるものであり、サービス卸の提供が新サービス創出、経済成長への寄与等が期待できる新たな取組と評価されたことに賛同致します。なお、当社としてもサービス卸を活用した創造的</p>

章	頁	意見
		なサービスの提供に努め、利用者利便の向上にも資する考えです。
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	22	<p>【総務省案】 また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】 サービス卸の提供を受けた FTTH サービスと当社の移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてのセット割引が、『「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。』と指摘されていますが、いわゆる「セット割」と、サービス卸の提供を受けて実現する「自社のサービスの組み合わせ」は本質的に異なるものであり、指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>いわゆる「セット割」は、他社が提供する光サービスと自らの携帯電話サービスをセットにして割引くものである一方、サービス卸の提供を受けた事業者が実現する FTTH サービスと自らの通信サービスとの間の「自社のサービスの組み合わせ」は、いわゆる「セット割」とは本質的に異なるものです。当社が提供する「光サービスとその他サービスの組み合わせ」も、他社から卸された光サービスを基に付加価値等を加えて提供する「自社の光サービス」と自社の携帯電話や ISP サービスとを組み合わせる「自社のサービスとの組み合わせ」であり、当然「セット割」とは本質的に異なるもので、イコールフットリングには馴染みません。そもそも他社がユーザに提供する「光サービス」と、当社が卸された光サービスを基に付加価値等を加えて提供する「自社の光サービス」は異なるものであり、同列に扱うべきではありません。これは例えば、当社のネットワークを卸を受けて提供されている MVNO 各社の携帯電話サービスと、当社が提供する携帯電話サービスは全く異なっていることと同様です。</p> <p>また、イコールフットリングは「電気通信役務の提供の業務」を対象としておりますが、本答申(案)においては電気通信設備の「仕入れ(卸受け)」に拡大解釈されているようにも見えます。</p> <p>「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」においても、電気通信設備を卸受ける場合の調達先を対象とした禁止行為類型が例示されていないことから、イコールフットリングの適用範囲として調達先にまで及ばないとする解釈がなされていたことは明らかだと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>当社としては他の固定通信事業者から提案があれば、料金の経済合理性、保守の信頼性等諸要素を勘案し、ビジネスベースで判断し、メリットがある提案であれば、卸提供を受ける所存です。仮に仕入れ側もイコールフットिंगの対象とされれば、企業経営の自由度が著しく制約され、競争力が低下するだけではなく、そもそも利用者ニーズがない光サービスまで仕入れることとなれば、光サービスが複雑化することによる説明時間の長時間化等が想定され、利用者利便の向上も妨げられることとなります。</p> <p>加えて、サービス提供に際し、最適な調達先を選定することは経営判断そのものです。従って、その判断に対して客観的に「不当」か否かは判断できません。調達先にまでイコールフットिंगの対象と解釈され、卸受け側が非「不当性」の立証責任を負うことは実行上不可能であると考えます。</p> <p>従って、「仕入れ(卸受け)」にまでイコールフットिंगが及ぶものではないことは明確にすべきです。</p>
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	24	<p>【総務省案】 設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</p> <p>【意見】 規律導入における趣旨には賛同しますが、合併や株式取得については既に独占禁止法等での規制も存在することから、過度な二重規制とならないよう、慎重に検討すべきと考えます。</p>
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25	<p>【総務省案】 こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。</p> <p>具体的には、二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である。</p> <p>ただし、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である。</p> <p>【意見】 近年、当社以外の事業者においてグループの一体的な経営が進展し、電波利用や販売戦略上の連携が行われ、実質的にグループ一体として事業が展開されている一方、規制は事業体毎に指定・運用されていることから、非対称規制について「グループ概念」を導入することは実態に即した方向であるとして賛同致します。他方、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者に対する規律については、「必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である」とされており</p>

章	頁	意見
		が、当該事業者を通じた規制の潜脱が行われ、本答申(案)の趣旨が損なわれることのないような制度設計を要望します。
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25-26	<p>【総務省案】 卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】 「総務省において必要な内容を把握できる仕組み」の検討にあたっては、本答申(案)の目的である他事業者との連携に支障が生ずることのないよう、事前に契約内容を届け出る必要があるといったような、連携する当事者へ過度な負担を強いることや、行政手続により迅速なサービス提供が妨げられることが無いように制度設計において考慮すべきと考えます。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	29	<p>【総務省案】 二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNOがMNOのネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。</p> <p>【意見】 当社は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」により定められる「アンバンドルすることが望ましい機能」(基本的機能)をすべて提供し、また、MVNOからの接続請求に係る手続き等の迅速性を確保しているところであり、現行制度においてもMVNOの普及促進に積極的に取り組んでいるところです。 一方で、MVNOの要望内容は画一的なものではなく、個社ごとに区々であり、技術的な側面、費用面や要望の実現手段等については、一義的には要望するMVNOとMNOが個別に話し合うべき性質のものであり、当社においても各MVNOからの要望について誠実に対応しているところです。 こうしたMVNO普及促進への取組姿勢や、第二種指定電気通信設備制度は、移動通信市場において設備のボトルネック性が存在しないこと等に鑑み、第一種指定電気通信設備制度に比べて緩やかな規制となっていること及び現行ガイドラインにおける「アンバンドルすることが望ましい機能」の判断基準を踏まえ、法令規定への変更において現状を踏まえることなく実質的に単なる規制強化に働くことのないよう、慎重な制度設計を要望致します。</p>
4. 2. 移動通信サービス	30-31	<p>【総務省案】 MVNOがHLR/HSSを保有することについて、まずは要望するMVNOと二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業</p>

章	頁	意見
スに関する競争の促進		<p>者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、前述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】 MVNO が HLR/HSS を保有することについては、MVNO から要望があった場合には各 MVNO の要望内容に基づき実現の可否等について真摯に検討していく考えです。</p> <p>この点、HLR/HSS を保有することについては法制度面、技術面や費用面等において未だ多くの問題・課題があり、問題回避のためには、MVNO 毎の協議による個別条件確保が必須となるため、卸提供が前提となり接続に位置付けることは馴染まないものと考えます。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	31	<p>【総務省案】 多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられるが、現時点においては、これを直接規制することは必ずしも適当ではなく、まずは SIM ロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。</p> <p>そのためにも、総務省において実態を十分に把握する必要があることから、販売奨励金等の状況について、携帯電話事業者に定期的な報告を求める等、何らかの対応を取ることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】 販売奨励金等の状況は重要な経営情報であり、報告徴収において事業者に過度な負担とならないよう留意すべきと考えます。</p> <p>なお、当社はこれまでも「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」に基づき、端末販売奨励金等の金額を公表してきたところですが、本ガイドラインに基づく公表を行っている事業者は当社のみに残っている状況にあります。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	31	<p>【総務省案】 最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】 当社サービスに適合している端末に対して、他事業者の SIM を用いたときの機能の制約等を当社では把握できないことから、お客様が利用上の問題を十分に理解されずに用いてしまうことを防ぐために SIM ロックは継続する考えです。 なお、SIM ロックの解除にかかる費用は、全てのお客様が負担するのではなく、SIM ロック解除を希望されるお客様に個別に負担していただくことが合理的であると考えます。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	32	<p>【総務省案】 端末に設定されているテザリング用の APN が MNO の APN に初期設定され、端末 OS の仕様等の理由により利用者による変更が不可となっているため、利用者がその端末で MVNO の SIM カードを用いる際にテザリングを行えないケースが生じている。このような問題についても、利用者利便の観点から、SIM ロック解除の推進とともに、関係事業者間の協議を促進することが適当である。</p> <p>【意見】 当社が発売する一部のスマートフォン端末におけるテザリング用の APN については、設定に係る利用者の稼働や、利用者の誤設定に起因する誤接続に伴う高額請求リスクからの利用者保護等を総合的に勘案し、当社を利用する前提で初期設定しているものであり、あたかも問題があるかのような記述は適切ではありません。なお、こうした点については昨今 MVNO 独自端末やメーカーブランド端末も多くなってきていること、また、端末メーカーによる機能変更によるところでもあることから、そうした動向を注視する必要があるものと考えます。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	32	<p>【総務省案】 通信量分布に応じた多様な料金プランが実現すれば、利用者は毎月の通信量動向に敏感になり、Wi-Fi や固定回線へのオフロードが進むことが想定されるところであり、電波の効率的な利用の促進（電波のひっ迫対策）にも資すると考えられる。総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】 当社は、お客様のご要望にお応えし、お客様のライフステージに合わせて、長くおトクにお使いいただける、新料金プランの提供を開始するなど、お客様の満足度を向上できる取組を行ってきたところです。 このような事業者の取組が行われているところにおいては、料金に関する新たな規制や報告は不要と考えます。</p>
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	33	<p>【総務省案】 具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み（着信接続料の原則廃止）とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事</p>

章	頁	意見
		<p>業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】 接続料を自己の利用者から回収する仕組み(ビル&キープ方式)については、一律に導入すべきものではなく、事業者間の合意形成が図られるのであれば、その導入は否定されるものではありません。 他方、ビル&キープ方式の導入は2009年の情報通信審議会において議論され、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」において言及されたとおり、①互いの接続料支払い額が同水準である場合、②通信量が均衡している場合の2つの考え方が示されましたが、いずれも以下のとおり整理されており、その状況は大きく変化したものではないと認識しております。 ①は、支払額が同水準となること自体が想定され難いこと、適用が音声通話の接続料に限られることから、精算コスト削減の観点からも導入の必要性は乏しい。 ②は、事業者毎にネットワークコストが異なることを考慮できないこと、新規・中小事業者にとって不利となり、適用・非適用が混在することへの公平性の観点等から課題がある。 従って、ビル&キープ方式については、双方の接続料水準や通信量を考慮し、精算の一方法として事業者間個々の合意がなされる場合に行うものであり、事業者全てに対して導入することについては慎重に議論すべきと考えます。</p>
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備	41	<p>【総務省案】 ① 適合性の原則 高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】 当社は、お客様が最適なサービスをご利用いただけるよう、サービスの充実化を図ると共に、それらサービスを適切に選択していただけるためにサポート体制の充実にも努めております。 携帯電話機においては、シニア向けに「らくらくフォン」の提供を、青少年向けには「スマートフォン for ジュニア」などを提供しております。また、お客様対応の取組として、携帯電話のご利用に不安のあるお客様を対象に「電話教室」の企画・実施、「あんしん遠隔サポート」サービスによる操作方法のご案内、手話サポートなどの施策にも取り組んでおります。サービス面ではハーフティ割引の提供をはじめ、未成年者が携帯電話を使う場合にはフィルタリングサービスの利用勧奨も強く実施しているところですが、 これらは、全国のドコモショップにおいてお客様と直に対応し、お客様のご利用状況、ご希望、知識、経験に配慮した説明も行っておりますので、その現状も踏まえ、仮に制度化を図る場合であっても過度なものとならないよう検討していただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備	41	<p>【総務省案】 ② 書面交付義務 契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付(利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能)することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】 当社は、お客様とご契約する際には契約内容を記載した書面を交付しておりますが、「2020 年代世界最高水準の ICT 社会の実現」という目標を鑑みれば、書面交付によらない契約手続きの加速化が望ましいと考えますので、電子媒体による契約内容の確認を推奨すべきと考えます。</p>
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備	41-42	<p>【総務省案】 ② 初期契約解除ルール 電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。 (略) 端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>【意見】 消費者が行う一般的な取引においては、契約初期の一方的な解除権が導入されていないにもかかわらず、電気通信分野において初期契約解除ルールを導入することは、事業者・販売店・消費者に新たな混乱を招く等、大きなデメリットがあるので導入すべきではないと考えます。 当社は、「実際に利用しないと電気通信サービスの品質を十分に把握できない」といった指摘を踏まえ契約前にエリア確認等が可能な「試用サービス」の提供及び2年契約プランにおける「契約更新案内の強化」「契約更新時における解約金がかからない期間の延長」を検討しております。また、電気通信事業者協会においては苦情相談体制を構築することで、より一層の苦情・相談件数の削減につながるよう検討を行っており、これら自主的な取組を確実に実施することで消費者の苦情相談を減少させていく考えでおります。 とりわけ店頭販売においては、仮に、本ルールを回線契約に適用するとした場合でも、端末の取扱いについてお客様の理解を得られないことから、お客様の混乱や負担が懸念されるとともに、短い期間で解約される方が増加した場合には、端末価格等への影響が懸念されるところです。</p>

章	頁	意見
		<p>また、本制度の名称は「初期契約解除ルール」となりましたが、これまでの報道等により「クーリングオフ」という言葉が浸透しておりますので、その言葉を巧みに使った悪用や犯罪利用の懸念もあります。従って店舗販売・通信販売へ本制度は導入すべきではないと考えております。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p>	<p>42</p>	<p>【総務省案】 期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要である。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】 お客様への2年契約の更新に関するご案内については、従来の請求書における記載などに加え、SMS等を用いたお知らせの実施及び契約更新時における解約金がかからない期間の延長を検討しております。 なお、「期間拘束付契約に自動更新がセットとなっていること」等の指摘がありますが、料金プランの割引などは契約が終了すると共に適用されなくなりますので、自動更新がセットになっていることの是非などは、お客様の利便性の観点から慎重な検討が必要と考えております。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p>	<p>42</p>	<p>【総務省案】 オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】 店頭でお勧めするオプションサービスは「無料のお試しサービス」といったものではなく、正式なサービスをお申込みいただいたものが一定期間無料になることを適切に説明しておりますので、お客様の契約の意思は明確であると考えております。また、お客様との間のサービスに係る契約を一方的に終了する等の行為は、かえってお客様に不利益を与える場合があると想定しており、例示としては適切ではないと考えます。</p>

章	頁	意見
6. 1. 適切な行政運営の確保	52	<p>【総務省案】 これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。</p> <p>具体的には、競争評価において毎年度市場支配力の有無等を定点的に観測している「定点的評価」を更に発展させ、市場支配力の有無等の競争政策に係る市場動向のみならず、料金政策や消費者保護政策に係る市場動向も含む電気通信市場全般の動向について、各種データ等を用いて定量的・定性的な分析・検証を行い、その結果を(1)の基本的な指針や法令・ガイドラインに反映させる仕組みとしていくことが適当である。</p> <p>【意見】 競争評価、公正競争レビュー制度を法令、ガイドラインへ反映させる仕組みとして位置付けるのであれば、情報通信審議会との位置付けの明確化、及び透明性の確保(議論や検討過程及び使用されている資料や数値の公開)が前提と考えます。競争評価アドバイザリーボードについては、直近である平成25年度に全5回開催のうち過半である3回が非公開であり、また、平成23年度には全5回中全てにおいて非公開とされており、これらの点を変更することのないものとした場合には透明性確保の観点から課題があるものと考えます。</p>
6. 1. 適切な行政運営の確保	52-53	<p>【総務省案】 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する年間計画や当該年度の重点事項を明らかにし、当該重点事項を中心に定期的・継続的に電気通信事業者へのヒアリングを行い、また、その一環として必要に応じ報告徴求や立入検査を実施するなど、これまで随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当である。</p> <p>なお、これらのプロセスを進めていく際には、4. 1. 2. (3)の卸電気通信役務等に係る取引の状況や4. 2. 2. (3)の利用者一人当たりのデータ通信量の分布等、「政策の具体的方向性」に掲げてきた事項に関する行政への報告内容等の充実を図るとともに、市場の環境変化により定期的に報告等が必要な事項が新たに生じた場合には、速やかに行政への報告事項として追加していくことが望ましいと考えられる。</p> <p>【意見】 「行政への報告内容等の充実」にあたっては重要な経営情報に係る項目は慎重な取り扱いをするとともに、卸取引において事前に契約内容を届け出るなど、連携する当事者に過度な負担とならないようにすべきと考えます。</p>

以上

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 105-7303
住 所 (ふりがな) 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
氏 名 (ふりがな) Wireless City Planning かぶしがいしや 株式会社
代表取締役社長 だいいやうとりしまりやくしやちやう 孫 そん 正義 まさよし

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4. 1. 2. 政策の具体的な方向性	25	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>卸電気通信役務等の相対取引は、事業者間での合意により自由に契約が成立するもので、事業者間で合意に至らなかった場合には、電気通信紛争処理委員会により、あっせん仲裁といった仕組みが設けられており、公正競争条件を担保される仕組みとして機能していると考えます。</p> <p>二種指定を受けない事業者が、二種指定を受けている事業者のグループであるという理由のみで二種指定の役務とは別の役務を行う事業者に対して一種指定の事業者以上の規制を受けることは、過剰規制であると考えます。</p> <p>また、仮に二種指定の役務において、市場支配力がある事業者のグループであっても、別の役務では、二種指定の役務の支配力とは関係ないものと考えており、二種指定以外の役務の関係の相対取引に対して規制をかけることは意味がないと考えます。グループであっても別会社、別役務である点を考慮していただきたいと考えます。</p> <p>ただし、禁止行為規制の対象となる事業者の取引については、規制の対象となることは妥当であると考えます。</p>

以上

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 108-0023

住所 東京都港区芝浦四丁目 2 番 8 号

住友不動産三田ツインビル東館

氏名 アルテリア・ネットワークス株式会社

代表取締役社長 大澤 智憲

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3.2.光ファイバー 基盤の利活用推進 によるイノベーション 促進	20	<p>今回の NTT 東西から提供されるサービス卸については、新たなビジネスモデルによる ICT 市場の創出の機会と考えます。この新しいモデルが健全な市場として成長していくために本来のサービス卸の趣旨である「異業種、MVNO 等の多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出」につながっているかの重点的なモニタリングが必要と考えます。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 一部の市場支配力を有しているプレイヤーの参入により市場の寡占化や歪んだ市場環境や利用者視点の適正性。さらには、異業種プレイヤーの参入による業種を超えた新たな課題の有無2. 過度な規制やルールにより、料金の低廉化が損なわれたり、サービス卸の煩雑な業務により、新たなサービスプレイヤーの機会損失の有無3. 利用者のニーズ、新たなサービスプレイヤーのニーズ含めたサービス卸の仕組みや制度面、環境面での課題の有無 <p>このような継続的なモニタリングを通じて、ICT 基盤の更なる普及・発展の寄与するものと考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤特別部会長 様

〒150-0002

とうきょうと しづやく しづや 3-29-20

東京都渋谷区渋谷 3 丁目 29 番 20 号

かぶしきがいしゃ きょうわえくしお

株式会社 協和エクシオ

こぞの ふみのり

代表取締役社長 小園 文典

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. はじめに

- (ア) 当社は電気通信設備建設業を営む会社で、電電公社の時代より60年以上電気通信事業者様発注の電気通信設備の建設工事の元請として、設計から施工までの一貫した請負業を事業の柱としてきた会社です。最近では、設備建設に加えて設備運營業務への拡大、また、長年培ってきたエンジニアリング・スキルを活用した情報インフラの構築等、安全・安心で快適な社会に対するソリューション等を提供する総合通信エンジニアリング企業を目指しているところです。
- (イ) 当社は、加入電話の全国普及工事に始まり、光ファイバ設備の拡大・拡充工事、携帯電話基地局の建設工事など、所内・所外・固定・移動系など広範な業務を扱うことで成長してきましたが、近年の主力であった光ファイバ設備のエリア拡大が一巡したことにより、受注高(工事量)が減少する傾向にあります。特に最近では、NTT東西のフレッツサービスがLTE等の高速移動系ブロードバンドサービスと競合関係となり、所外系のインフラ基盤への工事量の減少傾向に歯止めがかからなくなってきました。
- (ウ) 今回の答申のテーマである「世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展」は、新たな通信需要が喚起されることで、光ファイバ等の所外系インフラ基盤関連投資の拡大に繋がることが期待でき、新たなチャンスととらえています。
- (エ) 60年以上の長い間、電気通信設備の建設・保守事業に携わってきた経験と、全国津々浦々に張り巡らされ、市民の日々の生活を支える電気通信設備の現場を支えるものの視点で、今回の答申のテーマである「世界最高レベルの情報通信基盤作り」に沿ったこのような意見を述べる機会を与えていただいたことに感謝いたします。

2. 主要要旨

- (ア) 過去の競争政策についての評価と今後の規制の在り方について
- ① 過去の競争政策の結果として、世界最高レベルの高速ICT基盤が整備され、面的・量的な意味ではほぼ完了したと言えますが、今後急激に増大するトラヒックを疎通させるため、『密度の向上のための投資』が必要となります。
 - ② 今まで、高速ICT基盤の整備と並行して、国民生活に必要なユニバーサルサービスの維持のための施策が行われ、高齢者の通信や災害時の通信の確保が図られてきました。しかしながら、ユニバーサルサービスを支える現場のメタル設備は老朽化が進んでおり、なんらかの対策が必要となります。
 - ③ 数千倍に増えるテラビット級のトラヒックを疎通させるには、固定系ICT基盤として、また、移動体の基地局用回線として、光ファイバ設備を充実させる『密度向上のための投資』意欲を設備設置事業者に維持させることが絶対条件になります。それには、老朽化した電柱・管路等のエッセンシャル・ファシリティの補修・改修し、収容する老朽メタル設備を統合・効率化し負荷を下げる『エッセンシャル・ファシリティの健全化』の支援策を導入することが効果的であり、ひいては『世界最先端の技術を活用した強靱なICT基盤作り』につながるものと考えています。
- (イ) 分岐回線単位の接続料金について
- ① 『OSU専用方式』による競争促進が図られた場合、エッセンシャル・ファシリティである電柱は、スプリッタ等の添架設備の増加で輻輳し、設備オペレーションを複雑化させるこ

とになります。これにより、設備の保守性は低下し、災害復旧の妨げとなることから、『OSU専用方式』を加速させるための『分岐端末回線単位の接続料の制度化』には反対です。

- ② 少数しかユーザを収容しないスプリッタや主端末回線が増加することで、全体の設備利用率が低下し、自ら投資したコストを回収できなくなった設備設置事業者が、投資意欲を喪失してしまえば、『世界最先端の技術を活用した強靱な ICT 基盤』作りは達成できないことになります。
- ③ スマホの登場で、固定系ブロードバンド市場と移動系ブロードバンド市場が融合し、競合しているなか、設備利用実態とは異なるコストで固定系のみ競争を促進することは、固定系間の競争構造を歪めるうえ、移動系との競争をも歪める可能性があります。

(ウ) 通信料金が家計に締める額と割合が増加している件

- ① 消費総額が減少する中で移動系通信料の額の割合が増加したのは、ネットショッピングやネットゲームで、今まで別にかかっていた交通費・遊興費の領域を侵食したのが大きな理由です。この現象は、『ICT 基盤の利活用による異業者との連携』が具体化したものであって、これを問題視することは新たな ICT 基盤の利活用の促進を妨げることになります。
- ② こうした異業種連携が加速した時代のルールを新たに検討すべきだと考えます。例えば、ネットショッピングでの消費者の要望は、『ネットでもリアルと同等の安心感で買い物ができる』ことであって、『お金を払ったのに商品が届かない』といった事故や事件を未然に防ぐルールとして、『悪意をもった事業者の排除のための事前審査ルール』などが有効だと考えます。

(エ) 着信接続料の廃止について

- ① 『ビル&キープ』による接続は、特定の接続形態、過去においてはポケットベルで、現在もインターネットに関する接続で実現されている既存のルールで、事業者間が合意すれば今でも実現可能なルールです。
- ② 現行の利用した設備と使用量に応じた公平な負担ルールは、多様な接続を実現していますが、コストに基づかない『着信料金 0』のルールを規則化・義務化することは、競争構造を歪める可能性があるため、事業者間合意を前提とすべきだと考えます。

(オ) NGNオープン化について

- ① 『品質保証型 IP 電話サービス』の料金規則化は、接続が実現していない理由が技術仕様とされており、この問題の解決に先立ち料金の制度化を行うことは、かかるコストや事業化の要望が不明な状態で接続条件を作ることになり、適切ではありません。まず、現状制度や過去のルールに囚われず、最も効率的に当該サービスを実現できるのかを純粋技術的に検討すべきで、その上で技術仕様やコストを明らかにすることが先決だと考えます。

(カ) NTT東西のコラボモデルについて

- ① NTT東西が発表したサービス卸は『多様なプレイヤーの新たな価値創造をお手伝いすることで ICT 市場を活性』することが目的とされており、本答申の目的に合致するため、利用を希望する企業の自由な発想とチャレンジを阻害するべきではなく、規制は最低限とすべきです。特に事前審査や公表は、利用を希望する企業の先行者メリットを阻害する可能性があるため、極力行うべきではないと考えます。

章	項	意見
3.ICT 基盤の活用による新事業・新サービスの創出	3.12 政策の具体的方向性 (1) 基本的方向性 過去の競争政策についての評価と今後の規制の在り方について	<p>【答申 P17】</p> <p>(前略)固定通信市場と移動通信市場における禁止行為規制については、同一の規律が課せられているが、こうしたそれぞれの市場における規制対象や根拠の違い、市場の環境変化等を踏まえて、それぞれの市場ごとに検討を進め、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の双方の観点から適切な規律とすることが適当である。</p> <p>【当社意見】</p> <p>① 民間の自由競争をベースとして、技術進展・競争の進展・課題の状況に応じて適宜方向修正をするための最低限の規制を導入し、さらに、市場への影響を穏やかなものとするため、段階的な規制緩和、事後規制への移行等が進められた結果、我が国は、世界で最も進んだ高速ブロードバンド環境が実現されています<P9>。</p> <p>② 我が国の基盤整備率は、ほぼ 100%¹を達成し、人口急減・超高齢化へ向かう中、残った数少ない未整備エリアについても、支援策の検討が行われること²となっており、近く我が国は基盤整備率完全 100%を達成できると推定されます<P44>。</p> <p>③ 高速ブロードバンドサービスが普及すると並行して、国民生活に必要なサービスとしての NTT 東西のユニバーサルサービスが提供され続けています<P46>が、NTT 東西の加入電話サービスは毎年 10%程度減少し続け、ユニバーサルサービス基金で補てんされているとはいえ、毎年巨額の赤字で両社の経営を大きく圧迫しています。そして、ユニバーサルサービスを支える現場の電気通信設備は、メタル設備等を中心に老朽化が進んでいますが、メ</p>

¹固定系ブロードバンド 99.9%、固定系超高速ブロードバンド 98.7%、携帯電話 99.9%

² 未整備エリアの居住人口は、携帯で 4 万人、固定系 BB で 7 万世帯、固定系超高速 BB で 74 万世帯、と言われており、これらの整備には、少なくとも数千億円の投資が必要、とされているため、競争原理化での基盤整備は困難とされているため、現状の支援措置についての検討を行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討することが適当である。<P46>

		<p>タル設備利用率が低下し I C T 基盤としては光ファイバ設備に劣るため、ケーブル更改・統合等の効率化等の抜本的な対策ではなく、部分的な補修・改修で維持を余儀なくされているのが実態です。更に、メタル系技術者の高齢化が進み、新たな育成も困難なため、技術者確保は当社のみならず業界全体の大きな課題となっています。加えて、製造メーカーも体制を縮小しており、確保している予備品で対応していますが、災害等により大量の代替機器の手配が必要となる場合など不安が残ります。減少を続ける加入電話サービス等に対する新たな投資を抑制することは、民間企業の経営判断として当然ではあるものの、国民生活に必要なサービスとされるユニバーサルサービスの公共的な役割を将来に渡って確実なものとするためには、新たな支援策が必要です。</p> <p>④ 現に、携帯電話や I P 電話など、ユニバーサルサービスとほぼ同等の機能を有する他サービスが存在し、老朽化したメタル設備を苦勞して維持しなくとも同等の通信手段の提供は可能であるため、ユニバーサルサービス基金による支援範囲を拡大し、電話サービスの維持を目的とした老朽メタル設備等の効率化や、携帯電話の未整備エリア解消のための光ファイバ整備に充当する等の方策が必要です。</p> <p>⑤ FTTH サービスの NTT 東西のシェアが「設備ベースで 78.3%」「サービスベースで 71.1%」で高止まりしつつも、利用率は 51.2%と低迷し、更にその伸びが鈍化しているのは、まだ競争が進展していないため<P34>とされていますが、現実には、相互補完関係にある固定系超高速ブロードバンドと移動系ブロードバンドの市場<P10>が、スマホ・タブレットの登場で融合し競争関係になっており、固定系と移動系とのトータルとしての利用は確実に増えています。NTT 東西の FTTH サービスの伸びが鈍化している事実は、この固定系と移動系とで ICT 基盤設備としてのシェアの棲み分けが進展していることを示していると考えます。</p> <p>⑥ しかしながら、今後は、4K8K テレビジョンなどの超広帯域伝送、WIFI 屋外アンテナ等でトラフィックは数十倍~数千倍と爆発的に増加するとされており、医療・教育各分野、移動体のオフロード等によって、更に固定系と移動系との競争が深化すると共に、移動体基地局回</p>
--	--	--

		<p>線としての光ファイバ設備の重要性はますます高まっていく<P10>ため、光ファイバ設備の整備は高水準で継続する必要がある、設備設置事業者の投資インセンティブの維持は、ICT 基盤整備政策として非常に重要です。</p> <p>⑦ 光ファイバ設備は、『面的・量的の投資』は一巡し、今後の投資目的は、テラビット級のトラフィックを疎通させるための『密度向上のための投資（心線数の追加）』にシフトしています。密度の向上を目的とした光ファイバ整備に重要なのは、電柱・管路といったエッセンシャル・ファシリティの健全性が重要で、これらの設備の整備・維持・管理が正常なことが、光ファイバ設備の『密度向上のための投資』には必須要件となります。しかしながら、これらの設備は概ね構築年度が古いうえ、公道や官地といった公共空間を専有しているため、様々な規制を受けているのが実態です。例えば『占有スペースは最小限』、『景観に配慮』などは当たり前で、更に『定期的かつ適切な維持・補修』は一般市民の生命・生活を守るための安全施策として必須ですが、その実施には膨大な費用や稼働が必要なため、設備設置事業者はその捻出に苦勞しているのが現状です。</p> <p>⑧ 設備設置事業者に対して、エッセンシャル・ファシリティ上の設備を整理・統合し負荷を軽減すること、エッセンシャル・ファシリティの更改・補修し、永続的に利用可能とする『健全化』を支援することは、光ファイバ設備の『密度向上のための投資』、すなわち『強靱な ICT 基盤』作りのための施策として非常に有効であると考えます。</p> <p>⑨ 具体的には、ユニバーサルサービス基金の支援範囲を拡大し、提供形態を緩和、老朽設備の効率化投資に利用することで、エッセンシャル・ファシリティに対する永続的な利用を確保するとともに、固定・移動のインフラ上で多彩なビジネスを展開し、高収益を上げているOTT等からの基金の徴収も合わせて検討すべき課題だと考えます。</p>
4.公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現	4.3.2 政策の具体的方向性 (1) 加入光ファイバに係る接続制度	<p>【答申 P35】</p> <p>戸建て向け FTTH サービスにおける算入障壁を引き下げてサービス競争を促進する観点から、NTT 東西が設置した加入光ファイバを他の電気通信事業者が接続により利用する場合の接続料のうちシェアドアアクセス方式の加入光ファイバの主端末回線に係る接続料について、「芯線単位接続料」から「分岐単位接</p>

	<p>の在り方</p> <p><P35></p> <p>分岐回線単位の接続料金について</p>	<p>続料」へと設定方式を変更してはどうか（後略）</p> <p>【答申 P38】</p> <p>NTT東西の加入光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態。（後略）</p> <p>【当社の意見】</p> <p>① 電柱上に設置される光ファイバケーブル（以下「架空光ケーブル」）は、電柱添架位置の制限や電力線との離隔距離、他の添架物との干渉を避けて設置する必要があり、将来の設備更改や地権者や道路管理者からの要請による支障移転等の設備オペレーションで不具合が出ないように、秩序だった設計を心がけているところですが、近傍に添架される設備数が増加すれば、設計の自由度は下がり、複雑さは倍増し、秩序立った設計・施工ができなくなる可能性が高くなります。結果発生するデメリットとして、『架空光ケーブルを追加する場所がない』『他の添架設備（電力線等）との干渉が発生する』『電柱建替えや移転工事時の工程量が増加する』『災害等による被災時に短期間で復旧できない』『無理な添架で安全性が低下する』等があります。</p> <p>② どのような方法であれ『OSU 専用方式』による競争が促進した暁には、各社専用のスプリッタを各社毎に設置することとなり、スプリッタ自身はもちろん、それを収納する端子函、端子函～端子函間の渡り回線等の添架設備が増加し、電柱添架設備の輻輳・複雑化を招くこととなります。添架設備の輻輳・複雑化のデメリットは、①で述べた通りです。更に、支障移転工事や災害復旧工事での工事期間が長延化することで、人件費、工事車両のレンタル期間、ガードマン拘束時間等が増加しコスト増となるうえ、公道上の設備工事期間中は道路を占有するため、期間が長引くことによって一般市民への影響も増加するし、占有許可を出す道路管理者の許可も得づらくなるばかりではなく、無電柱化を推進するうえにおいても大きな障害になると考えます。</p>
--	---	--

		<p>③ 分岐回線単位の料金水準は、設備利用実態と異なるコストで設備の利用を可能とすることであり、実際に自ら設備を設置する固定系事業者とのコスト差は、固定系設備設置事業者間の競争構造を歪め、また、スマホ・タブレットの登場で固定系超高速ブロードバンドと移動系ブロードバンドの市場が融合し、お互いが競争関係になっているような環境下では、その歪みは移動系事業者との間でも発生してくるものと考えます。</p> <p>④ また、『OSU 専用方式』は、スプリッタ当たりの収容ユーザ数が減少し、スプリッタと主端末回線当たりのトラフィック量が減少することで、設備全体の利用効率が低下することにつながります。利用効率が低下すれば、相対的にコストが上昇するうえ、場所によっては新たな架空光ケーブルの追加設置が必要となるため、添架設備の輻輳・複雑化の要因となります。</p> <p>⑤ 自ら架空光ケーブルを設置する設備設置事業者間の競争の場合、両社が投資リスクを負いながら、経済合理性の範囲内で競争することとなりますが、設備利用実態に即していない接続料金による競争促進は、経済合理性の競争の範囲を超えた過剰な競争状態を作り出すうえ、コスト上昇要因となり、エッセンシャル・ファシリティである電柱上の添架の健全性を崩しかねないため、『分岐単位接続料による OSU 専用方式の競争促進』には反対です。</p> <p>⑥ また、NTT東西が設定した光配線区画が小さく競争の初期段階において競争事業者の負担を大きくし、高いハードルとなっているとの指摘がありますが、光ファイバ設備利用率の伸びが鈍化している設備の面的・量的な普及が一巡した現在において、既存の光配線区画を変更することは、区画整理等の特別な場合を除けば、余計な工事を増やすことになり、経済合理性はないと考えます。</p>
<p>4.公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p>	<p>4.2 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4.2.1 現状と 2020 年代に向けた課題</p>	<p>【答申 P28】</p> <p>(前略) 過去 10 年間、「消費支出総額」が減少する一方、「移動電話通信料」は 8,217 円から 11,710 円と 43%増加し、これに伴い「消費支出総額」に占める『移動電話通信料』の割合が 2.5%から 3.7%へと上昇するなど国民にとって負担感が増している状況にある (後略)</p> <p>【当社の意見】</p>

	<p><P28></p> <p>通信料金が家計に締める割合が増加している件</p>	<p>① 携帯電話通信料の支払い額が上昇しているのは、一人で複数台の携帯端末を所有する人が増えていることや、スマホ・タブレット上で動作する各種アプリで、ネットショッピングやネットゲームによるところが大きいと思われます。移動通信料が増加するのと逆に、交通費や遊興費が減少していますが、ネットショッピングで買い物時に電車に乗らなくなったことや、ゲームソフトをダウンロードで購入することで、これらが通信費にシフトしていると推測されます。これらの事象は、まさに『ICT 基盤の利活用による異業種との連携』が具体化したものであって、これを問題視することは新たな ICT 基盤の利活用の促進を妨げることとなります。</p> <p>② 競争によって生まれる消費者のデメリットを除外することはルールの大切な役割であり、誰もが安心して利用できる ICT 環境の整備<P15>のため、例えば、ネットショッピングであれば、『ネットでもリアルと同等の安心感で買い物ができる』ことが必要で、『お金を払ったのに商品が届かない』や『注文したものと違うものが届いた』等の競争環境下で発生しかねない事故・事件を未然に防ぐための『入場者ルールの整備』が必要です。例えば『悪意もった事業者の事前審査・排除ルール』、『財務状況の事前審査・排除ルール』『供託制度による損害発生時の補償ルール』などが考えられます。</p> <p>③ 消費者が安心できるルールは、新規参入するMVNOやOTT等にとっても、貸し倒れリスクやリスク低減のためのコスト削減にもなるため、競争促進政策としても有効だと考えます。</p>
<p>4.公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p>	<p>4.2.2 政策の具体的方向性</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p>	<p>【答申 P33】</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金を実現する観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み（着信接続料原則廃止）とすることが考えられる。（後略）</p> <p>【当社意見】</p> <p>① 『ビル・アンド・キープ方式』は、『接続する両者のネットワーク規模がほぼ同等』で『双</p>

	<p>着信接続料の廃止について</p> <p><P33></p>	<p>方に流れるトラヒックが同等程度』の場合に有効なルールとされており、単純に『トラヒックが双方向に流れる』のみで適用すべきではないと考えます。我が国では、多種多様な接続要望に全て答えるという NTT 東西のオープン化方針に対して、『接続形態の如何に関わらず使った設備分だけのコストを支払う』ことで、NTT 東西の設備を自由に使えるという、一種指定設備規則による設備アンバンドルとインタフェース開示という施策によって、『ビル・アンド・キープ方式』による接続は限定的にしか実現されておらず、過去においてはポケットベル、現在においてはインターネット関連の接続という特殊な事例でのみ実現しています。つまり、現在でも当事者間の合意があれば可能なルールとなっています。</p> <p>② 着信接続料0円という、設備利用実態から乖離した接続料金を規則化・ルール化することは、設備設置事業者の過度な負担につながりかねないため、その適用は『事業者間の合意を前提』とすべきだと考えます。</p> <p>③ 接続形態が多様化したのは過去の競争政策の成果ですが、多様化したことのデメリットとしては、接続料の事業者間精算が複雑かつ大量な作業を要する点であり、これを簡素な精算ルールを作ることは、小規模事業者のコスト負担を軽減につながると考えます。</p>
<p>4.公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p>	<p>4.3 超高速ブロードバンド基盤に対する競争の促進</p> <p>4.3.2 政策の具体的方向性</p> <p>(2) NGNの更なるオープン化</p> <p><P38></p>	<p>【答申 P38】</p> <p>(前略) NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービスの実現に向けて NGN の更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに整っていない状況³⁾にあり、協議を加速していくことが必要である。(中略)・・・を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。</p> <p>【当社の意見】</p> <p>① 接続が実現していない理由が、『事業者間協議が進まない』であり、進まない理由が『技術仕様化が(両者の協議だけでは)進まないため』とされているので、早期に技術仕様を固めるべく、仕様化機関に働きかけるのが先決だと考えます。</p>

³ 「当事者間の協議だけでは仕様化が一向に進展しない状況にある」との接続事業者の認識が示されている

		<p>② 技術仕様が未確定であるならば、必要となるコストも未確定のはずであり、要望事業者の事業化の計画の策定もできていないと推測されます。事業計画のないところに、接続の要望などあるはずもなく、まずは、NTT 東西と接続要望事業者双方のコスト算定の基本となる技術仕様を確定したうえで、必要な措置を取るべきであり、具体的な要望がないまま料金規則を改正する必要はないと考えます。</p> <p>③ IP 系技術は、ネットワーク機器と端末機器との区別が、従来の電話系と比べて明確ではなく、相当の労力を掛けた事業者間協議でも技術仕様が合意に至っていないのは、そのような背景があるのではないかと推察できます。もともと技術的背景が異なるもの IP 系技術を、電話系技術をベースとして作り上げられてきた現状のルールに即した協議がそもそも成立するのか検証が必要です。まず、現状ルールに拘らない純粹技術的な事業者間協議によって、最も効率的なサービス実現方法を検討すべきであり、現状ルールが合わない場合には、適宜ルールを見直す柔軟さが必要だと考えます。</p>
<p>3. ICT 基盤の活用による新事業・新サービスの創出</p>	<p>3.2 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3.2.2 政策の具体的方向性</p> <p>NTT 東西のコラボモデルについて</p> <p><P21></p>	<p>【答申 P21】</p> <p>(前略) 様々なプレイヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取り組みと評価することができる。</p> <p>(中略) 現在エンドユーザ向けに提供されているフレッツ光ネクスト等と同様、「指定電気通信役務」に該当すると考えられる。</p> <p>(中略) 「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務等が課される。</p> <p>(中略) 当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。(中略) 適正なコストを下回る等の「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に適用される総務大臣の改善命令を発動することが可能</p> <p>(中略) イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を、(後略)</p>

		<p>(中略) 少なくとも、当分の間はフレッツ光サービスや IP 電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される。</p> <p>(中略) 次のような事例があるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じて適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <p>(中略) 過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争がゆがめられるおそれがある。</p> <p>(中略) 自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>【当社の意見】</p> <p>① NTT 東西の設備シェアが高く、保有する設備に排他性・ボトルネック性があるものの、NTT 東西の小売シェアは設備シェアを大きく下回っています。この事実は『指定電気通信設備規制』が有効に機能し、公正競争状態が確保されているという証拠であって、競争を阻害するという実際の問題が発生しておらず『競争を阻害するおそれがある』という点だけで、現行を超えた規制を課すことは、技術や競争の進展具合によって段階的に緩和してきたこれまでの競争政策の進め方と、齟齬があると考えます。</p> <p>② これまで進められた競争政策の結果として、ICT 基盤は全国に広く整備され、世界最高レベルの超高速ブロードバンドをほぼ全国で提供可能な状態となった反面、NTT 東西の収益は悪化し続けています。これは、NTT 東西がこの間その支配力を行使してこなかった証拠であって、今回提供が計画されているサービス卸は、現行フレッツ光のサービス提供形態やネットワーク設備形態を変更せずに、提供先をエンドユーザから卸先事業者へ変えて提供するもの、であるので、競争阻害要因が現行よりも増加するとは考えづらいと考えます。それよりも、サービス卸は、『多様なプレイヤーの新たな価値創造をお手伝いすることで ICT 市</p>
--	--	---

		<p>場を活性』することが目的であり、『ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出』という政策目標に合致するものですから、その制約は極力少なくすることで、新規参入者の自由な発想、アイデアをまずは実現させ、世の中に提供することを第一優先として考えるべきと考えます。</p> <p>③ 『指定電気通信役務』としての規則は、公正競争確保の面から、提供条件や不当な優先的取扱いの禁止等を目的としたもので、その内容は『事前届出』『公表』『透明性』『外部による検証』などですが、これらの規制が異業種から参入するプレイヤーにとって足枷となる可能性があります。例えば、新たな提供条件を保障契約約款として事前届出や公表する手続きに手間がかかることで、時宜を捉えたビジネス展開に支障をきたす、また、公表された情報から新たに参入するプレイヤーの事業形態が類推され、模倣される可能性がある、などですが、これらは独自性・先見性を持つプレイヤーからは敬遠される可能性があります。先見性を持つプレイヤーの先行者メリットを確保できるよう、その規制の適用は柔軟に、特に事前審査や公表は極力行うべきではないと考えます。</p>
--	--	---

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 100-8116

住所 とうきょうとちよだくおおてまちいちちようめ 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

おおてまち 大手町ファーストスクエア イーストタワー

名称及び代表者の氏名

にっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
日本電信電話株式会社

代表取締役社長 うのうら ひろお 鵜浦 博夫

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)についてのNTTの考え方

答申(案)に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的なFMCサービスも実現しておりません。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。

さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。

こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと移行するため、NTT東西は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。

NTT東西による「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、答申(案)でも、「多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上につながり、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある」と評価いただいているところです。

「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供にあたっては、NTT東西に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールは当然遵守し、幅広いプレイヤーに使っ

ていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。

「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 810-0001

住所 ふくおかしちゅうおうくてんじん
福岡市中央区天神1丁目12番20号

氏名 きゅうしゅうつうしん かぶしきかいしゃ
九州通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 あきよし ひろゆき
秋吉 廣行

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>3. 1 異業種との連携に係る支配的 事業者規制の見直しによるイ ノベーション促進</p>	<p>17</p>	<p>【総務省案】 (2)固定通信市場における禁止行為規制の見直し 固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】 固定通信市場における禁止行為規制について、現行の規律を維持するとの考えに賛同します。 また、現行規律が維持されたとしても、NTT 東西殿によりサービス卸が開始されれば、NTT 東西殿の設備シェアが増加し、更なる市場支配力の拡大につながる懸念があるため、引き続き、公正な競争環境を維持するための適切な対応を要望します。</p>

章	頁	意見
<p>3. 2 光ファイバ基盤の利活用推進 によるイノベーション促進</p>	<p>21</p>	<p>【総務省案】</p> <p>上述のとおり、指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、NTT 東西が適正なコストを下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して事業を営む事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき」等に総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており、これらは、サービス卸の相対契約の料金その他の提供条件についても適用されると考えられる。</p> <p>さらに、NTT 東西の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは 83.7%(2014(平成 26)年 3 月末現在)であり、その設備は第一種指定電気設備として指定されている。このため、当該設備の設置者たる NTT 東西は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制の適用対象とされており、サービス卸を提供する場合についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止されると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>サービス卸について、相対契約では料金・条件等の透明性が確保できず、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こす可能性があるため、相対契約を認めるべきではないと考えます。</p> <p>適正性・公平性・透明性を十分確保するためには、サービス卸の料金・条件等を約款化し、事前認可(届出)・公表等による『事前規制』が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の接続制度は、適正性・公平性・透明性が確保されており、同制度の考え方に準ずることが適当です。 ・ サービス卸は市場に対するインパクトが大きなサービスであり、不当な料金・条件・契約が明らかとなった時点では、既に市場に大きな影響を及ぼしていることが危惧されます。

章	頁	意見
	22	<p>【総務省案】</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「イノベーションを阻害しないことに留意しつつ」とありますが、サービス卸は単なる回線サービスであり、それ自体にイノベーションの要素はありません。</p> <p>イノベーションを創出するのは、B2B2CのうちB2Cの部分であり、B2B（回線）部分の料金・条件等が開示されてもイノベーションの阻害にはならないと考えます。</p> <p>また、「適正性・公平性」と同様に、「透明性」についても『十分』に確保される措置を講ずるべきと考えます。適正性・公平性・透明性の確保にあたっては、具体的な仕組みや判断基準を明確にさせていただくことを要望します。</p>

章	頁	意見
		<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】</p> <p>電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素に対し、適切な措置を講ずる考えに賛同します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度なキャッシュバックについては、移動通信事業者が、寡占市場で得た強大な資金力によって固定通信市場の公正競争を阻害することのないよう、上限値を定める等の適切な措置が必要であると考えます。 ・NTT ドコモ殿がサービス卸を受けたFTTH サービスと自らの移動通信サービスのセット割を開始する場合、例えば、自己の関係事業者以外とのセット割の提供条件を開示する等、排他的なセット割とならないための事前措置が必要であると考えます。

章	頁	意見
<p>4. 1 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>24</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1)主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るためには、事業者がグループ化を行う際に、総務省が一定のチェックを行い、グループ化に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否かを判断することが必要である。(中略)</p> <p>また、固定通信市場においても、新規事業者が線路敷設基盤(電柱・管路等)を新規に整備することが容易でないなどの特性に鑑みれば、グループ化の進展により設備設置事業者による競争の確保に支障を及ぼす懸念等を防止する必要がある点では同様であることから、制度の導入に当たっては、固定通信も含めて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>グループ化に係る資本関係の取引について、総務省殿が審査を行う等の規律の導入に賛同します。</p> <p>寡占市場において大規模な利益・顧客基盤を有する移動通信事業者がこれ以上強大化し、その資金力を原資に固定通信市場に進出する場合、固定通信市場の公正競争が阻害されることが危惧されます。</p>

章	頁	意見
<p>4. 2 移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>31</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2)多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>①販売奨励金等の適正化</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられるが、現時点においては、これを直接規制することは必ずしも適当ではなく、まずは SIM ロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。</p> <p>そのためにも、総務省において実態を十分に把握する必要があることから、販売奨励金等の状況について、携帯電話事業者に定期的な報告を求める等、何らかの対応を取ることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信・固定通信の両市場において、事業者による自主的な適正化に委ねるのではなく、上限値を定める等の規制を設けるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に、自主規制により過度な販売奨励金が一時的に収束したとしても、獲得競争が激化すれば、形態を変えるなどにより、過度な販売奨励金が再燃する可能性があります。 ・頻繁に変更される販売奨励金等の状況を、定期的な報告等で遅滞なく把握することは容易ではないため、予め一定の規制を設けるべきと考えます。 <p>また、NTT 東西殿の光サービス卸等によりモバイル事業者が本格的に固定市場に参入し、強大な資金力を元に高額な販売奨励金等が実施されれば、固定市場の公正競争が阻害されることが危惧されます。</p>

章	頁	意見
<p>5. 1 消費者保護ルールの見直し・ 充実による安心して ICT を利 用できる環境の整備</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2)契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>②初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。 (中略)工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>③解約</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意志を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定系サービスのうち FTTH については、無線系サービスと比較して、高品質で安定したサービスであり、「実際に利用しないとサービスの品質が分からない」には該当しないため、不意打ち性のある販売(電話勧誘、訪問販売)のみを対象とすることが適当と考えます。 ○また、工事が必要となるサービスについては、異なる取扱いをする点に賛同するものの、「異なる取扱い」の詳細が不明確であるため、公の場での議論にて、内容を明確にさせていただくことを要望します。 ○オプションサービスは、消費者の意思で契約されたものであり、無料期間終了後もそのまま継続利用を希望する消費者もいるため、無料期間終了後に自動的に契約を終了し、再契約手続きを必要とすることは、消費者にとって負担増・利便性悪化に繋がるため、適当ではないと考えます。 <p>上記を考慮しつつ、引き続き、「ICT 安心・安全研究会」での検討をフォローアップさせていただくことを要望します。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT基盤政策特別部会長殿

郵便番号 980-0811

住所 みやぎけんせんたいしあおぼくいちばんちやう 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

氏名 とうほく 東北 つうしん インテリジェント通信株式会社

だいひやうとりしまりやくしゃちやう 代表取締役社長 さくま ひろし 佐久間 洋

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3月月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することに賛同いたします。</p>
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>サービス卸の提供にあたっては、適正性・公平性・透明性いずれも十分に確保されることが重要です。とくに透明性については、イノベーションを阻害しないことに留意とありますが、サービス卸は「回線」(土管)を提供するものであり、サービス卸の提供を受ける事業者が新たなビジネスモデルを創出するツールにすぎません。サービス卸の提供を受ける事業者が最終利用者へ対して提供する部分(B2C部分)ではなく、NTT東西とサービス卸提供事業者の条件(B2B部分)</p>

		<p>の提供条件の公表はイノベーションを阻害することにはならないと考えます。</p> <p>むしろ、「サービス卸」の料金その他の提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことこそが、新たなビジネスモデルの創出を後押しし、イノベーションの促進につながるものと考えます。</p> <p>さらに今回のサービス卸は第一種指定電気通信設備(ボトルネック設備)を用いたサービスである以上、接続制度と同様に、すべての提供条件・料金を公表することが必要であり、サービス卸に対して約款の事前認可及び相対取引禁止を導入すべきと考えます。</p> <p>また、サービス卸を通じた不当なNTTグループ連携がなされないように、適切な監視・検証が必要です。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】</p> <p>イノベーションを起こすのは、「得意分野を持った様々な分野・産業のプレイヤー」であります。移動通信事業者がサ</p>

		<p>ービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)は、本来のサービス卸の目的であるイノベーション促進や新たな需要創出を達成することには該当しないと考えます。むしろ答申案にあるとおり、移動通信事業者によるセット割引は過度のキャッシュバック等により固定通信市場における競争を歪めるおそれや排他的な自社グループ優遇の懸念があります。移動通信事業者へのサービス卸の提供は実施すべきではないと考えます。</p>
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p>	<p>37</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用してFTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、これまで情報通信審議会で数年にわたり何度も議論しております。その結果、「OSU共有方式」、「OSU専用方式」ともに、様々な問題から導入が見送られた経緯があり、現状もその問題点は変わっていない状況です。その間、接続料は低下しており、現行制度を利用した事業者数社がシェアードアクセス方式にてFTTHサービスを提供する等競争は進展しています。</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度に特化した新たな競争ルールの検討ではなく、市場の飽和、既存ユーザーの奪い合いといったICTを取り巻く環境を踏まえ、利活用促進策を検討すべきと考えます。</p>

<p>5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生</p>	<p>45</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>携帯電話については、2017(平成29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p>
----------------------------------	-----------	---

	<p>【意見】</p> <p>固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことに賛同いたします。</p> <p>ICTによる地方創生のためには携帯電話及びブロードバンドサービスの未整備地域の解消並びにユニバーサルサービス制度の在り方の検討が必要です。</p> <p>これらの課題を解決するため、携帯電話を固定電話の補完と位置づけ、携帯電話によるユニバーサルサービス及びブロードバンドサービスの提供が効果的と考えます。</p> <p>携帯電話基地局整備は、現状の補助制度では採算性(運営費用を含む。)の問題から更なる整備を民間事業者が行うことは困難です。整備費用だけでなく運営費用も補填する制度の導入等、採算ラインを低くする制度が必要です。そこで、国費(電波利用料を含む。)及びユニバーサルサービス基金を財源として補助制度の拡充(補助率の拡充、運営費用の補助の追加)が有効と考えます。</p>
--	--

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会
2020 - ICT 基盤政策特別部会長 様

郵便番号060-0031

(ふりがな)

さっぽろしちゅうおうくきた1じょうひがし2ちょうめ5ばん3

住 所

札幌市中央区北1条東2丁目5番3

(ふりがな)

ほっかいどうそうごうつうしんもうかぶしきかいしゃ

氏 名

北海道総合通信網株式会社

とりしまりやくしゃちょう みやもと えいいち

取締役社長 宮本 英一

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方 - 世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて - 」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>	17	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 基本的方向性</p> <p>～省略～</p> <p>この点、禁止行為規制とは別に「業務改善命令」制度も存続するが、業務改善命令は実際に弊害が生じてから初めて発動されるものであり、公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような行為を未然に防止するという禁止行為規制の趣旨や発動要件とは異なることから、禁止行為規制は引き続き存置することが適当である。</p> <p>～省略～</p> <p>現在、固定通信市場と移動通信市場における禁止行為規制については、同一の規律が課せられているが、こうしたそれぞれの市場における規制対象や根拠の違い、市場の環境変化等を踏まえて、それぞれの市場ごとに検討を進め、公正競争の一層の徹底とイノベーション促進の双方の観点から適切な規律とすることが適当である。</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準（50%）を越えて（83.7%（2014（平成26）年3月末）おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <hr/> <p>【意見】</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制について、「現行の規律を維持することが適当」に賛同します。</p> <p>その理由は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定通信市場における市場支配力を有する NTT 東西殿が「サービス卸」を開始することにより、これまで以上に市場の寡占化が進行し、競争事業者の設備投資インセンティブが失われ、結果として NTT 東西殿の設備シェアの拡大・独占を招く可能性が高いと考えられます。 ・ これにより、現在よりも市場支配力を行使しやすい環境を招く恐れがあると考えます。

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用 推進によるイノベーション促進 3. 2. 2. 政策の具体的方向性	22	<p>【総務省案】</p> <p>～省略～</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>～省略～</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】</p>

	<p>「サービス卸」の提供に当たっては、「適正性」「公平性」「透明性」はいずれも十分に確保すべきであり、透明性の十分な確保も念頭に「サービス卸」に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）を導入することが必要と考えます。</p> <p>その理由は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・NTT 東西殿は、加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備について約 84%と高いシェアを有しており、「サービス卸」は、その市場支配力の源泉となっている第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであることから、特定の事業者を優遇することがないよう、提供料金およびその他の提供条件は、公表されるべきものです。・更に、今後の「サービス卸」の提供において NTT 東西殿が他の事業者との二社間で合意する新たな提供条件があった場合、これが公表されない場合には特定の事業者が独占的に利用することとなり、公平性を確保できないと考えます。・「サービス卸」の提供により、移動体事業者を含む多様な事業者の各種サービスとの融合等によるサービスイノベーションを期待することですが、多様な事業者が新たなビジネスモデルを検討するにあたり、相対契約により、料金その他の提供条件が公開されないとすれば、事業者はビジネスモデルの検討段階においてそのメニュー等を検討することができず、却って新たなビジネスモデル創出の機会を逃し、利用者の利便性向上を損ねる恐れがあります。「サービス卸」の料金その他の提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことが、新たなビジネスモデルの創出を後押しし、イノベーションの促進につながるものと考えます。・「サービス卸」を通じた不当な NTT グループ連携が行われ公正競争環境を損なうことがないよう監視、チェックするためには、適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）の導入が必要です。

章	頁	意見
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>	37	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 ～省略～</p> <p>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用してFTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮
		<p>【意見】</p> <p>分岐単位接続については、その導入により設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれることから、当社はその導入に反対いたします。</p> <p>市場競争を活性化するためにはサービス競争と設備競争の双方を有効に機能させる必要がありますが、設備投資インセンティブを損なう分岐接続の導入により、設備競争が進まず接続料の高止まりを招くことからサービス料金へも反映されることが予想され、ひいては市場競争をも阻害することが予想されます。</p> <p>分岐単位接続については、これまで情報通信審議会等において論議を重ねており、OSU の共用方式、専用方式ともに様々な問題から導入が見送られていたものであり、現状においてもその問題は変わっていない状況にあります。</p> <p>一方、その間に接続料は低下しており、現行制度においても事業者数社がシェアードアクセス方式によってFTTH サービスを提供しており、競争は確実に進展しています。</p> <p>FTTH サービス市場は飽和に近い状態となっており、既存ユーザーを複数の事業者が奪い合うなど、現状の ICT を取り巻く環境を踏まえ、ICT 利活用の促進方策について総合的な検討が必要であり、分岐単位接続の導入を前提とした接続政策委員会での検討は、必要がないと考えます。</p>

章	頁	意見
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進 4. 3. 2. 政策の具体的方向性	39	<p>【総務省案】</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p> <p>～省略～</p> <p>また、NTT 東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行については、NTT 東西は、2011（平成23）年のNTT法改正以降、計16件の活用業務を届け出ている（2014（平成26）年10月1日現在）が、総務省は、その業務の実施前に、届出のあった全ての業務について、公正競争の確保に支障のない範囲内かどうかを確認し、その確認した内容を公表しており、公正競争が確保された上で、事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる。</p> <p>以上のとおり、NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。また、NTT グループにおいても、民間会社として自由に企業活動を行うことが前提ではあるが、再編成や機能分離の趣旨や、ボトルネック設備を有していること等に鑑み、不当なグループ内連携等の問題が生じることのないよう、十分留意することが望まれる。</p> <hr/> <p>【意見】</p> <p>活用業務について現行の届出制で進めていくに当たっては、認可制時代を含めた個々の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を継続的に検証し、その状況によって更なる措置の実施を指導することが必要と考えます。</p> <p>その理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿は、公正競争を確保するために実施された NTT 再編の趣旨に反し、活用業務制度を利用してなし崩し的に業務範囲を拡大しています。現在の NTT 東西殿の主力サービスの多くが活用業務により提供されており、活用業務自体が NTT 東西殿の圧倒的なシェア維持に貢献し、固定通信市場における NTT グループの市場支配力の拡大要因となっています。 ・特に届出制への移行後は、全国サービスである NTT 東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲の拡大が進行していることから、個々の活用業務に係る手続きについて、より一層の透明性・客観性の確保が必要と考えます。 ・本答申（案）では、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与えた影響について、分析・検証がなされていません。 ・よって、総務省殿における個々の活用業務に対する検証は、サービス開始時や NTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降も継続的に実施いただくことが重要であり、併せて当該検証結果については審議会等の公の場で議論いただきたいと思います。

章	頁	意見
5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生 5. 2. 2. 政策の具体的方向性	45	<p>【総務省案】</p> <p>(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>未整備地域におけるICT 基盤の整備については、今後の人口減少や人口流動に伴う集落の状況や、地域毎に異なるニーズを十分に踏まえつつ、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資するよう進める必要がある。</p> <p>携帯電話については、2017（平成29）年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <hr/> <p>【意見】</p> <p>未整備地域における ICT 基盤の整備については、補助金を活用することにより未整備地域の解消を推進することに賛同します。</p> <p>また、不採算地域における ICT 基盤については、今後の人口減少や人口流動化に伴い利用者が減少することが想定され利用者からの料金収入だけでは ICT 基盤の継続的な維持が困難となる可能性が高いことから、整備面における初期投資への支援措置に加え、維持・運用ランニングコストの軽減により継続的に利用できる支援策を講じる必要があると考えます。</p> <p>加えて、公正な競争環境のもと、民間事業者の競争を通じて多種多様なサービスの創出により利用者の需要喚起につながるよう、補助金の活用により整備したICT基盤を公正・公平に利活用できる措置についても必要と考えます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020 - ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号： 812-8565

ふくおかけんふくおかしはつたくはつたえきひかし

住所： 福岡県福岡市博多区博多駅東 3-7-1

せいぶでんきこうぎょうかぶしがいしゃ

氏名： 西部電気工業株式会社

みやかわ かずみ

代表取締役社長

宮川 一巳

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4.3.2 (1) 加入光 ファイ バに係 る接続 制度の 在り方	35～ 38	<p>当社は、光ケーブルの敷設や接続などの通信設備工事、お客様の情報通信端末にいたる設備の設計・施工、設備保守等を通して、高速情報化社会を支えるデジタルネットワークの構築の一端を担っているところであり、常に未来を先見し、卓越する技術力と不断の挑戦により、豊かな社会づくりに貢献したいという理念の基で事業を進めております。</p> <p>分岐単位接続料の導入に関して、以下のとおり意見提出します。</p> <p>今後、議論が予定されている分岐単位接続料が設定された場合次のような事態が懸念されます。</p> <p>ルート営業等を行わないインバウンド営業主体の事業者が多数参入してくると低収容スプリッタが増加し、結果的に幹線光ケーブルのファイバ心線の不足が懸念されます。また、クロージャには最大8スプリッタしか収容できないため、クロージャ設置数が増え電柱回りのスペースの輻輳が懸念されます。場所によっては、クロージャを追加設置できるスペースが確保できない場合も生じ、その場合は離れた電柱にクロージャを設置することになります。そのような状況の下では、サービス開通工事、故障修理・設備保守、道路改良等に伴う通信設備の支障移転移設工事等における作業環境の悪化による工事安全確保への支障が懸念され、引いては工事トラブルの発生による工事品質の低下、設備保守作業への支障等お客様サービス品質の低下に繋がる事態となることも考えられます。</p> <p>現在の貸出方法の下でも、FTTH事業を展開されている事業者があり、FTTH事業を展開することは可能になっている事、上記のような懸念事項があることから当社としては分岐単位接続料の設定に反対します。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	項	意見
1. 検討に当たったの基本的考え方	3	<p>【総務省案】</p> <p>1. 1. 検討の目的</p> <p>2020年代に向けて、我が国は多くの課題に直面している。新興国の著しい成長による我が国の経済的地位の低下、少子高齢化の急速な進展による労働力人口の減少や社会保障給付費の増大、国・地方の財政収支の悪化、地域の格差や地方の疲弊、エネルギー問題といった社会的課題に加え、グローバル化の進展への対応、大規模災害発生に備えた対策の必要性等、我が国はまさに「課題先進国」の立場に置かれている。ICT(Information & Communications Technology: 情報通信技術)は、こうした課題の解決に大きく貢献するものである。</p> <p>1. 2. 検討に当たったの基本5原則</p> <p>①「公正競争徹底」の原則 2020年代に向けて、世界最先端の技術を活用した強靱なICT基盤を多様なプレーヤーにより実現するとともに、このICT基盤を低廉かつ多様な条件で利用できるよう、設備及びサービスの両面で公正な競争環境を一層徹底することを目指す。</p> <p>②「イノベーション促進」の原則 2020年代に向けて、ICT基盤を活用した新事業・新サービスの創出を促進し、利用者が新たな価値や多様なサービスを楽しむことができるよう、イノベーションによる民間事業者の創意工夫が促される仕組みとすることを目指す。</p> <p>③「社会的課題解決」の原則 2020年代に向けて、少子高齢化等により生ずる社会的課題の解決や地域の元気に資するため、我が国が有する世界最高レベルのICT基盤を楽しむ・活用できるようにすることを目指す。</p> <p>④「魅力向上・発信」の原則 少なくとも2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までには、日本人のみならず訪日外国人も最先端のICT基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備することを目指す。</p> <p>⑤「利用者視点」の原則 ①～④のいずれにおいても、民間事業者の自由な事業活動を促進しつつも、常に利用者視点に立って、高齢者や青少年を含む全ての利用者が多様で低廉なサービスを安心して利用するための環境を整備するなど、利用者便益の最大化を目指す。</p> <p>【意見】</p> <p>「2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会」において、我が国が抱える課題を正面から捉えられ、かつその解決に向けての意志を検討の目的と据えられていた事に対し、一国民として、心より感謝申し上げます。そして、電気通信事業法と電波法に示される「目的」に基づき、本答申案全体像を俯瞰する、「基本的な5つの原則」が目指す競争環境を以って2020年代に向けた我が国の公共の福祉を増進するには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通信市場とは、固定網においても無線網においても、ボトルネック性の存在によって不合理性が生じている事を鑑みれば、<u>その企業規模やその展開地域に捉われることなく、どの通信事業者においても、このボトルネック性をあまねく開放させる事が適当であり、それがICTによる課題解決貢献へのアクセス手段を担保する為のユニバーサルサービスの実現にも必要とされるのではないだろうか？</u> <p>と考えます。</p>

なぜならば、我が国は 1980 年代当時、民間企業による市場間競争を通じて国益増進(公共の福祉の増進)を図る、と国策として決定した事で、この通信自由化が始まりましたが、それでも未だ解決できていない事ならびに悪化に拍車が掛かってしまった事が、**「未到達」「非選択」「沈滞化」**なのであり、**その状況が顕著なのが、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)**だからです。

特に、本答申案にも切実に示される通り、我が国は、「高齢化を伴う人口減少」が加速状態ではありますが、防災面・減災面に加え、物流面、行政面などにおいて、既にその人手不足・人材不足に直面している状況です。今後、それを補うのが、センサー技術(遠隔監視含む)、ロボット技術(装着型介護ロボット、自動走行車含む)、コンピューティング技術(人工知能含む)と期待される所ではありますが、一部の通信事業者が、それらを総合的に提供する事は不可能であると共に、**それらを繋ぐ手段が排他的になってしまう事は、我が国の国益を損なう事に加え、市場としても健全ではありません。**

加えて、世界的潮流としても IoT:Internet of Things と称される様に、あまねく物事にて、この固定網・無線網を用いた電気通信サービスが活用されると見込まれる通り、電気通信事業法に示される事業者像に留まらず、実際にこの電気通信役務上のサービスを利活用する方々が属する各事業法における本業や事業形態において、農業も、漁業も、畜産業も、鉱工業も、建設業も、交通業も、製造業も、教育も、医療も、福祉も、その他あまねく産業も、国や地方公共団体であるあまねく行政機関や NPO、NGO においても、**この固定網や無線網を用い「わが国の公共の福祉の増進」を図る事を踏まえれば、それら法人や団体が用いるあまねく通信サービスにおけるボトルネック性が開放されている事の必然性が求められる、と考えます。**

それを踏まえると、電気通信サービス市場の「繋がる」という定義は、「**入手可能として繋がる**」+「**排他性なく繋がる**」+「**技術脱落なく繋がる**」が揃っていないと、**誰もが利用可能なユニバーサルサービスの実現においても、どの固定網も無線網もボトルネック性が解放されている必要がある、**と考えるに至るからです。

その意味においては、端末類の SIM ロック解除を原則化する事も必要条件なのであり、当該端末がスマートフォンやタブレットに留まる事無く、自動販売機やセンサー類、医療機器、介護機器等に内蔵される M2M モジュール類においても適用される事が絶対必要条件と言える、と考えます。

特に、それら技術用途において、固定的接続が有効な場合と、無線的接続が不可欠な場合が混在する事も踏まえば、いわゆる FMC: Fixed-Mobile-Convergence 的な接続形態が求められていると共に、**その固定網・無線網の両方を有するグループ会社が、我が国には 2 社しかない事から、そのドミナンス性から否応なく発生してしまう行動(=当該 2 社が意図せずとも、それでもなお発生してしまう状況)を防止する為にも必要です。**

これは、放送コンテンツ流通における 4K8K スーパーハイビジョン時代は地上波帯域では伝送できない事からも、NHK 殿、民間放送事業者殿、ケーブル事業者殿等における IPTV 伝送において、視聴者層の利用シーンにおける屋内外の到達手段(防災・減災面含む)として担保される様、**固定網・無線網におけるネット中立性の法的な担保が、我が国日本においても必要です。**そして、ネット中立性を含む伝送接続におけるボトルネック性の開放を確保する事で、TV 番組だけでなく、ラジオ番組、映画、音楽、ニュース、電子書籍などのあらゆる表現方法、および国や地方公共団体の情報流通手段も確保していくべきです。これが、日本国憲法第 21 条 2 項に基づく「表現の自由の遵守」や第 29 条 2 項に基づく「独占禁止法の遵守」となる事が、2020 年代に向けた情報通信政策に求められる使命と考えます。

そして、どの通信事業者においても、このボトルネック性をあまねく開放させる事により生み出す選択性が、対 B2C でも対 B2B 向けでも、**「Coverage: 到達度、Speed: 速度、Price: 価格の三要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」**の結果としての「**択一性**」となるよう、**固定事業者殿・移動体通信事業者殿における設備競争・サービス競争を切磋琢磨を実現させ得る「公正性と公平性: イコールフットイング」**を同時に整備する事が、このボトルネック性の開放による市場メリットを担保し、市場デメリットを防止させる為の絶対必要条件である、と考えます。

なお、そうしたライフラインは、この通信網に留まらず、電力網、ガス網においても同様である事を鑑み、かつ本特別部会と、同時期に行われていた、**「経済産業省 総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループ http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/18.html」**における、**「発送電分離」(法的分離含む)を参考にする事**で、来年度以降の政策に活かされる事も期待します。

<p>2. 2020 年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿</p> <p>2. 4. 2020 年代に向けた ICT 基盤政策</p>	<p>14</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出 電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、電気通信事業者と様々な業種との連携を後押し、イノベーションによる民間事業者の創意工夫を促進するための政策を推進することにより、あらゆる産業において新事業・新サービスを創出できる ICT 基盤の実現を目指す。</p> <p>(2) 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現 (1)と合わせて、競争政策と電波政策の連携を図りつつ、電気通信事業者間の公正競争を一層徹底し、多様なプレーヤーによる活発な競争を促す政策を推進することにより、世界最高水準の ICT 環境を目指す。</p> <p>(3) 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備 民間事業者による競争ではその達成が不十分な消費者保護や条件不利地域における ICT 基盤の整備等について、(1)及び(2)の競争政策を補完し、利用者便益の最大化を図るための政策を推進することにより、誰もがより安心して利用できる ICT 環境の実現を目指す。</p> <p>(4) 適切な行政運営の確保 最後に、2020 年代に向けた ICT 基盤政策の推進に当たり、その実効性を確保していくために必要となる適切な行政運営を確保するための政策を推進することにより、我が国が誇る世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展を目指す。</p> <p>【意見】</p> <p><u>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ポトルネツク要因をアンバンドル化する事だ、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送における IPTV 伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。</u></p> <p><u>無線周波数割当においては、開設指針に基づく絶対評価基準と KPI 達成を前提に、各グループに対する特定周波数帯域は同幅に割り当てる事でイコールフットイングを実現し、不感地区を無くし、高速化と価格抑制を実現し、電波を効率よく運用する基地局競争(ベストエフォートの実効競争)を促すと共に、その国民共有の電波資源が免許人グループに私物的運用されない様、アンバンドル化させる事だと考えます。</u></p> <p><u>通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化するれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でも FVNO 向け・MVNO 向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO 事業者が HLR/HSS を独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。</u></p> <p>これにより、他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。</p> <p>また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、<u>無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設けておく事</u>で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。これは、通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP 事業者等にも適用する事が考えられます。</p>
---	-----------	---

		<p>なお、アンバンドル化する事での投資停滞懸念については、無線網においては無線局免許制度における開設指針等で回避できますし、固定網においては利用者層から選ばれなくなるだけとなり回避できると考えます。例えば無線網の場合であれば、都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限る、とする事が一手だと考えます。加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を打破する政策として、固定網・無線網ともに国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)を KPI として設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。</p> <p>但し、現時点において、ルーラル地区とデザート部が存在し、その解決方法が望まれる事においては、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募り、最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点と考えます。</p> <p>加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為の 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。</p> <p>そして、あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?の指標として、「6. 1. 2. (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」における自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。</p>
<p>3. ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出</p> <p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>18</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>2020 年代に向けて、ICT は、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。</p> <p>したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本規律は、KDDI グループ殿における「不当な優先的取扱い等」の徹底が必要と考える事から、「通信市場における、ボトルネック性を有する全ての事業者に対し、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を禁止していくことが適当である。」とすべきと考えます。</p>

なぜならば、KDDIグループ殿は、CATV市場において1位と2位の合併を行った事で、全国的に50%以上のシェアを持つ事に加えて、その販売促進において「auスマート・バリュー」を導入する事で、NTTドコモ殿やソフトバンク・グループ殿を排除する行為を行っているからです。

また、KDDIグループ殿は、このCATV回線網を、自社のみには開放していません。特に、マンションやアパート、ならびにUR:都市機構殿の公団住宅等においては、NTT東西殿の光ファイバー敷設が不可能であったり、その賃貸オーナー殿との契約条件(商慣習)においてNTT東西殿の光ファイバー敷設を行わせないとしたりした排他的行為を行っています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの放送が予定される、4K8Kスーパーハイビジョンは、BS/CS、ケーブルテレビ、IPTVでの提供が計画される事や、見逃し番組を含むオンデマンド放送が普及する等を鑑みれば、KDDIグループ殿は、トリプルプレイ(固定網、無線網、TVサービス)による排他的行為を行う恐れがある事が否定できない、とも考えられます。

もちろん、NTT東西殿は、禁止行為規制対象として、NTTドコモ網とフレッツTVを合わせたトリプルプレイを独自提供できるわけではありません。

こうした背景の中、

NTTの「光」卸売りに通信業界の思惑錯綜

<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/140614/biz14061412000003-n1.htm>

2014.6.14 12:00 MSN 産経ニュース

KDDIの小野寺正会長は、産経新聞のインタビューで、**光サービスの卸売りについて「いまさら、タイミングが悪い」と批判**する。同社の前身の第二電電時代、NTTにアクセス系設備の開放を求めたが、応じてもらえず、自前で設備投資を続けてきた苦労があるだけに、**「もっと前にNTTが卸売りをやっていたら」と憤りを隠さない。**

と仰る等、自己の関係事業者との排他的な連携が脅かされる事には、「いまさら、タイミングが悪い」と反対されていますが、これは今に始まった事ではありません。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

KDDI 田中孝司 社長

もし光回線サービスを手がけるのがNTTだけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性もあります。市場全体を見渡せば、**今の状況はNTTにとっても悪い話ではないと思います。**何とか設備競争ができるようなところまでは**そっ**としておいてほしいというのが今の私の本音です。

結局のところ、KDDIグループ殿が、我が国で仕掛けたのは設備競争ではなく、ボトルネック設備を用いた排他的行動を、KDDIグループ殿のみで独占する事だったのではないのでしょうか？それが否めない程、KDDIグループ殿のとられる3M戦略は、排他的垂直統合の経営戦略となっています。

しかしながら、全国的に固定網をを所有していなかった時は、NTT東西殿におけるボトルネック問題を課題として取り上げ、その解決の意志を示しておられたのが、KDDIグループでした。2010年に「光の道」構想の実現に向けて、と総務省のタスクフォースに公式に提出した資料は以下の通りです。

グローバル時代における電気通信市場の競争のあり方について -「光の道」構想の実現にむけて-

http://www.soumu.go.jp/main_content/000063316.pdf

2010年4月20日 KDDI株式会社



ボトルネック設備を所有すると、主張も変わり、顧客対応も変わり、排他的行動を取り、それを脅かされると反対意見や自己正当行動を取る・・・。

この事例から分かる通り、どの事業者であっても、自己の関係事業者に対する**不当な優先的取扱い等**については、引き続き禁止していくことで、「固定と無線のグループドミナンス」や「排他的割引サービスによる困り込み」が発生する懸念が高まらない事が絶対必要条件だと考えます。

また、今後は、「電力販売の自由化」に伴うセット販売やセット割引を実施する通信事業者も出現する事でしょう。実際にNTTグループ殿は、NTTファシリティーズ社やエネット社(NTTファシリティーズ・東京ガス・大阪ガスの共同出資)を有しておられますし、ケイ・オプティ殿は、関西電力殿の子会社ですが「auスマート・バリュー」を導入しています。

電力市場においては、オール電化施策や HEMS/BEMS を含めたエネルギー販促活動もあり、これは住宅市場(一軒家、マンション、アパート等)や事業者ビル・店舗テナントビル等の販売施策や契約施策における販促活動もあります。

その結果として、グループ内取引や資本・業務提携先等との相対取引として、「固定網・無線網・電力販売」が、家庭向け(B2C)や事業者向け(B2B)に行われれば、事実上、固定網を有する2グループによって、我が国の通信市場・エネルギー市場・住宅市場が複占化(Duopoly)となる恐れが否めません。

この事から、その弊害は既に著しい状況なのであり、これは全国市場のシェアでの競争度合いを計測している制度の網の目をかいている事からも、

- 通信市場における、**ボトルネック性を有する全ての事業者に対し、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を禁止していくことが適当である。**

とすべきと申し上げます。

3. ICT 基盤の活用による新事業・新サービスの創出
3.1. 異業種との連携に係る支配的事业

19

【総務省案】

(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し

③ 不当な規律・干渉の禁止

<p>者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>		<p>本規律については、制度導入当時、市場支配的事業者が、1) 自社のインターネット接続サービス(プラットフォーム)における選択権を背景にコンテンツ・プロバイダに対してポータルサイトへの掲載を拒否することや、2) 自己の端末設備に係る購買力等を背景として、端末メーカーに自社向けの端末設備のみに新規機能の搭載を要請すること等が想定されていたところである。</p> <p>しかしながら、1) 現在、プラットフォーム・端末レイヤにおいて、グローバル企業が急速かつ大幅に業績を伸ばし、電気通信事業者との関係で影響力を増大させており、こうしたグローバル企業に対して不当な規律・干渉を行う可能性が低くなっていること、加えて、2) その他のコンテンツ・プロバイダや端末メーカー等に対しても、プラットフォームにおける選択権や端末設備の購買力等の影響力がグローバル企業の伸張やそれに伴う SIM フリー端末の流通等により相対的に低下していることを踏まえると、ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとははいえない状況にあると考えられる。</p> <p>したがって、本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本規律の撤廃には、ハードウェア依存のサービスがあることから、強く反対意見を申し上げます。</p> <p>なぜならば、例えば、決済の「おさいふケータイ」は、NTT ドコモ殿の出資する、フェリカ・ネットワーク殿が展開されています。この端末を、SIM ロック解除によってMVNO 事業者殿や競合 MNO 殿と契約した場合に使えなくなるとか、新型の Chip を国内外の端末メーカーに搭載させないとかの排他的行動を取る事が可能になる、と考えられるからです。(* 決済は、SIM 認証を用いるケース(SIM セキュアエレメント)も、諸外国には存在します。)</p> <p>また、2020 年代を見据えれば、端末レイヤは、現存するスマートフォン等の範疇で見べきではなく、住宅、自動車を含む、IoT デバイスと捉える必要があります。</p> <p>例えば、教育では、「電子教科書」や「電子黒板」の導入が進められようとしています。2020 年には、その「電子教科書」が小中学校の生徒 1 人に 1 台を整備する目標が掲げられておりますが、その端末を管理する為に、M2M の活用方法の1つである MDM (Mobile-Devices-Management) を行う場合にて、SIM や SoC (システム・オン・チップ)、セキュリティチップ等を用いる場合(サーバー連携やクラウド連携含む)もあると考えれば、その入札等(特に、公募型プロポーザル方式や随意契約方式)において、<u>「2) 自己の端末設備に係る購買力等を背景として、端末メーカーに自社向けの端末設備のみに新規機能の搭載を要請すること等」</u>が起きる可能性が否めない、と考えます。</p> <p>これは、教育のみならず、医療、福祉などにも起き得ると考えられますし、その他、電子政府・電子自治体における端末やネットワーク機器の調達における入札項目にも起きる可能性も有る、と言えます。</p> <p>以上の事から、WTO 調達規定、ならびにそれが及ばない公共入札において、一部の通信事業者等が、それら排他的行動を基本的に取る事が出来ない様、本規律の撤廃に対し、強く反対意見を申し上げます。</p> <p>また、これら公共調達に関する端末やネットワーク機器においては、その入札条件として、SIM ロック・フリーを原則としたり、ネットワーク回線契約におけるボトルネック性を取り除く事を原則としたりする事で、本規律の抜け穴を塞ぐ事も、合わせて必要とされる、と考えます。</p>
<p>3. ICT 基盤の活用による新事業・新サービスの創出</p> <p>3. 2. 光ファイバ基</p>	<p>20</p>	<p>【総務省案】</p> <p>NTT 東西によるサービス卸の提供は、(中略)以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、<u>イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である</u>。</p>

<p>盤の利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p><中略></p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」⁴⁴と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>⁴⁴ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」において、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」が禁止される行為の例として挙げられている。</p> <p>【意見】</p> <p>消費者保護に対する意味でも、「外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入」の早期確立を切に願います。</p> <p>特に、本項目にも懸念されております通り、「移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等」や、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」とは、『(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し ② 不当な優先的取扱い等の禁止』に示された懸念と同様、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが否めません。</p> <p>また、本答申案時点で、既にその懸念がある事を踏まえれば、実際の NTT 東西殿のサービス卸提供開始前に、未然に防がねばなりません。</p> <p>このことから、</p> <p>➤ “事業者のイノベーションを阻害しない事”とは無関係である、「キャッシュバック競争」や「排他的行動」に対する、外部による検証可能性も含めた監視体制構築、ならびに禁止措置発令</p> <p>が、実際の NTT 東西殿のサービス卸提供開始前に向けて用意されるべき総務省殿としての行政監督者としての義務であり、その問題行為に対しては、発生事前でも発生事後でも早期に是正される事で、消費者利益・国益の実現への寄与を、切に願います。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占</p>	<p>24</p> <p>【総務省案】</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>このため、<u>設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</u></p> <p>また、固定通信市場においても、新規事業者が線路敷設基盤(電柱・管路等)を新規に整備することが容易でないなどの特性に鑑みれば、グルー</p>

化の進展に対応した競争政策の推進

4. 1. 2. 政策の具体的方向性

化の進展により設備設置事業者による競争の確保に支障を及ぼす懸念等を防止する必要がある点では同様であることから、制度の導入に当たっては、**固定通信も含めて検討することが適当である。**

<中略>

なお、競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが**適当である。**

【意見】

主要事業者のグループ化に関する規律の導入において、固定通信も含めて検討することに対し、賛成します。

特に、固定通信市場においては、ケーブルテレビ事業者と電力系 FTTH 事業者による合併が否定できないと思います。実際に KDDI グループ殿は、旧電力系 FTTH 事業者を買収したり、1 位と 2 位のケーブルテレビ事業者を合併させ、市場シェアの 50%を握るに至りました。仮に関西地区でケイ・オプティコム殿に一部であっても資本投下や買収すれば、現状 3 グループ以上の選択肢 (NTT 東西殿、KDDI グループ殿 (J:COM)、ケイ・オプティ殿) がある状態が、2 グループによる複占状態 (Duopoly) となってしまうかねません。

既にこれは、「au スマートバリュー」という企業間契約によって垣間見えています。KDDI グループ殿、ケーブルテレビ事業者各社殿、電力系 FTTH 事業者各社殿は、その固定網販売において卸売メニューも提供されず、総務省からの規律適用が無い事から芯線貸しも行われていない為、あくまでも KDDI グループ殿の「au ブランド」の携帯電話契約のみに対する、料金値引き策となっているからです。

こうした背景の中、

NTTの「光」卸売りに通信業界の思惑錯綜

<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/140614/biz14061412000003-n1.htm>

2014.6.14 12:00 MSN 産経ニュース

KDDIの小野寺正会長は、産経新聞のインタビューで、**光サービスの卸売りについて「いまさら、タイミングが悪い」と批判する。**同社の前身の第二電電時代、NTTにアクセス系設備の開放を求めたが、応じてもらえず、自前で設備投資を続けてきた苦労があるだけに、**「もっと前にNTTが卸売りをやっていたら」と憤りを隠さない。**

と仰る等、自己の関係事業者との排他的な連携が脅かされる事には、「いまさら、タイミングが悪い」と反対されています。

結局のところ、このボトルネック性における被害は、事業者ではなく、利用者(既存契約者のみならず、関連的な契約者、および潜在的な利用者含む)が被るのであり、それは「全国でのシェア」とか「都道府県単位でのシェア」で起きているのではなく、市区町村の番地単位・建物単位(ビル、マンション、アパート、公営住宅)で発生しているのです。

我が国が、民間企業による市場間競争を通じて国益増進(公共の福祉の増進)を図る、と国策として決定した事で、この通信自由化が始まりましたが、未だ解決できていない事ならびに悪化に拍車がかかってしまった事が、「未到達」「非選択」「沈滞化」なのであり、**これが顕著なのがルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)**なのです。その利用者の被る被害が積み重なり、結果として我が国の総国益を棄損しているのであり、公共の福祉の増進を妨げているのです。

その意味においても固定通信も含めたグループ化に関する規律の導入は不可欠だ、と考える次第ですし、固定網と無線網の割引を導入する場合は、自社グループ以外に対しても同等の条件でオープン化するよう、全ての固定事業者・全ての移動体通信にも義務化すべき、と考える次第です。

		<p>それが、検討にあたっての基本原則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>⑤「利用者視点」の原則</p> <p>①～④のいずれにおいても、民間事業者の自由な事業活動を促進しつつも、常に利用者視点に立って、高齢者や青少年を含む全ての利用者が多様で低廉なサービスを安心して利用するための環境を整備するなど、利用者便益の最大化を目指す。</p> </div> <p>を実現する為の、絶対必要条件と考えられるからです。</p> <p>なお、MNO においては、グループ内のキャリア・アグリゲーションが認可された事により、既に利用者から見れば1つの回線事業者と契約するのと何ら変わりはありません。また、どの移動体通信事業者も BWA 事業者も MVNO を提供している事から、その卸売料金や接続料金を低廉化させ、B2C である対直接契約者向けメニューにおいても、B2B である MVNO メニューにおいても、より一層の競争が促進が期待し得る合併や株式取得に関しては、その総務省の審査を前提としての資本取引は妨げられるべきでは無い、と考えます。</p> <p>特にその MVNO への卸売料金等の算出方法が、「総設備投資額に対する契約者総数での割り算」である事から、KDDI グループ殿 (au、UQ)・ソフトバンクグループ殿 (SBM、YM、WCP) から提示される料金が、NTT ドコモ殿と比較して 1.3 倍以上になっているのが現状だからです。これは B2B である MVNO 事業者の取引における「選択性」の競争環境を棄損し、その B2B2C である利用者の「選択性」の競争環境を棄損している状態です。</p> <p>また、この「移動体高速データ接続時代＝モバイル・インターネット時代」においては、免許人である各移動体通信事業者グループの有する、特定周波数および割当幅の差が、その「Coverage: 到達度、Speed: 速度、Price: 価格の三要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」における CAPEX / OPEX (投資対効果における維持費と運用費の効率性) を決定付ける事、LTE-Advanced (4G) にて表記速度 3Gbps を達成するには、100MHz 幅の同時運用を必要とする事 (3G は最大 20MHz 幅でしか運用できなかった事) からも、その市場競争性は「もしもし通話時代」の非対称規制や新規参入奨励策とは異なる範疇で起きています。</p> <p>よって、KDDI グループ殿であれば au と UQ の完全合併吸収、ソフトバンクグループ殿であれば、SBM と YM と WCP の完全合併吸収は可能とすべき、と考えます。そして、実際にその資本取引が行われる場合においては、その審査において、自社グループ以外に対する MVNO 向けへの接続料金や接続方法のオープン化をコミットメントさせる事で、実際の完全合併吸収後における競争環境の具現化を担保させるべき、と考えます。</p> <p>その結果として、我が国が抱える通信市場の「未到達」「非選択」「沈滞化」の解決を図るべきであり、<u>ルーラル地区 (山間部、諸島部、農村部) とデザート部 (都区部でも見捨てられた点在箇所) に対する展開と MVNO メニューの提供 (地域系事業者による独自サービスの実現性含む) を前提条件として、その合併は認可されるべき、</u>と考えます。これにより、MVNO としても、例えば、「都区部では UQ の 2.5GHz 帯・ルーラル部では au の 850MHz 帯」や「YM の Band 3 (1.7GHz 帯) と WCP の Band 41 (2.5GHz) のキャリアアグリゲーションを用いた相互接続サービス」を MNO 側とワンストップ (交渉窓口の統一化) で実施でき、<u>手続コスト削減や時間短縮の効果によって、多様で低廉なサービスを提供できる等の選択肢を有し得る、</u>と考えます。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4.1. 主要事業者のグループ化・寡占</p>	<p>25</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>現在の電気通信事業法の規律は、グループ経営を前提とした規制体系になっておらず、MNO 間の相互接続や MVNO の移動通信ネットワークへの接続を規律する第二種指定電気通信設備制度 (以下「二種指定設備制度」という。) や市場支配力を有する事業者に対して一定の行為を禁止する禁止行為規制は、対象となる事業者について事業者毎のシェアを基本として判断している。(中略) こうしたグループ一体経営により、グ</p>

化の進展に対応した競争政策の推進

4. 1. 2. 政策の具体的方向性

ループ内のみへの優遇のほか、規制の適用を受ける必要のない程度にシェアの低い事業者を通じた規制の潜脱や、シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用が行われ、MVNO 等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきている。こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。

【意見】

「グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し」においては、その前段階として、我が国の通信自由化の歴史において、その新規参入を奨励する目的として非対称規制が存在していたものの、平成 13 年に設定された当時の役割は既に果たし切ったと捉えるべき、と考えます。これは、「もしも通話時代」の奨励策であり、それは主に「通話料金競争」の環境生成を対象とする非対称規制だからです。

一方、「高速データ接続時代」は、ネット中立性が求められるように、相互接続の担保が、あまねく通信事業者・通信活用事業者（データセンター提供者や、IPTV 配信者を含む）に必要とされますし、そのサービス提供に必要な帯域網においては、実行速度で数十 Mbps（固定なら FTTH 相当、無線なら LTE-Advanced 相当）が絶対必要条件となっており、速度面でも遅延面でも当該高速ブロードバンド市場におけるメタル回線の選択性はなくなり、ケーブル回線も HFC 化されていない場合は選択肢とならなくなりつつある事から、「データ接続の速度と料金の競争」の奨励策が必要でしょう。

また、この「移動体高速データ接続時代＝モバイル・インターネット時代」においては、免許人である各移動体通信事業者グループの有する、特定周波数および割当幅の差が、その「Coverage: 到達度、Speed: 速度、Price: 価格の三要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」における CAPEX / OPEX（投資対効果における維持費と運用費の効率性）を決定付ける事、LTE-Advanced（4G）にて表記速度 3Gbps を達成するには、100MHz 幅の同時運用を必要とする事（3G は最大 20MHz 幅でしか運用できなかった事）からも、その市場競争性は「もしも通話時代」の非対称規制や新規参入奨励策とは異なる範疇で起きています。

この事から、PHS と衛星電話（NTT ドコモ殿の Wide-Star）は、異なるシステム・異なる用途である事から非対称規制の範疇での対応が必要と考えますが、**電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」**に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、**ボトルネック要因をアンバンドル化する事だ**、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送における IPTV 伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。

無線周波数割当においては、開設指針に基づく絶対評価基準と KPI 達成を前提に、各グループに対する特定周波数帯域は同幅に割り当てる事でイコールフットリングを実現し、不感地区を無くし、高速化と価格抑制を実現し、電波を効率よく運用する基地局競争（ベストエフォートの実効競争）を促すと共に、その国民共有の電波資源が免許人グループに私物的運用されない様、アンバンドル化させる事だと考えます。

通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル＆キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でも FVNO 向け・MVNO 向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO 事業者が HLR/HSS を独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。

これにより、他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。

また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設

	<p>けておく事で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。これは、通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP 事業者等にも適用する事が考えられます。</p> <p>なお、アンバンドル化する事での投資停滞懸念については、無線網においては無線局免許制度における開設指針等で回避できますし、固定網においては利用者層から選ばれなくなるだけとなり回避できると考えます。例えば無線網の場合であれば、<u>都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限る、とする事が一手だと考えます。</u>加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を打破する政策として、固定網・無線網ともに国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)を KPI として設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。</p> <p>但し、現時点において、ルーラル地区とデザート部が存在し、その解決方法が望まれる事においては、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募り、<u>最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点と考えます。</u></p> <p>加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為に 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、<u>当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。</u></p> <p>そして、あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、<u>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?</u>の指標として、「6. 1. 2. (2) <u>市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立</u>」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) <u>各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</u>」における自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>25</p> <p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>事業者のグループ化の進展の中で、特に、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している。(中略)こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、<u>規制の実効性を高めることが適当である。</u></p> <p>【意見】</p> <p>「同一グループ内外での取引の公平性の確保」においては、会社法第 120 条ならびに第 970 条に基づく、利益供与の禁止の観点からも、相対取引における公平性の問題の調査が行われる事が望まれます。</p> <p>特に、KDDI グループ殿における、「au スマートバリュー」における割引原資が、KDDI グループ殿の所有する FTTH 網やケーブルテレビ網における損益勘定に与える影響において、総務省の監視下に無い不透明な相対取引が発生している事を鑑みれば、この利益供与が起きる可能性があります。</p>

		<p>また、報道によると、11月12日に開かれた自民党の情報通信戦略調査会においても、この不透明さが指摘されているとの事でした。</p> <div data-bbox="548 217 2051 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>NTT光回線卸売りに暗雲 自民が待った「地方業者に影響」…料金開示も要求 http://www.sankeibiz.jp/business/news/141117/bsj1411170500003-n1.htm 2014.11.17 06:25</p> <p>12日に開かれた自民党の情報通信戦略調査会(会長・川崎二郎元厚生労働相)で、NTTとNTTドコモの役員に同党の国会議員がかみついた。川崎氏らは、ドコモの光回線と携帯電話とのセット割引が地方で光回線が利用される機会の拡大に貢献する可能性を認めながらも、値引き競争が激化すれば地方でインターネット事業を展開するCATV事業者への影響が大きいとの考えを強調し、懸念を示した。また別の議員は、NTTによる光回線の卸売りが、ドコモへの事実上の営業支援につながることを危惧。「卸売料金が(ドコモ以外の卸売り対象と)同じだというなら公表して透明性を確保すればいい」として、NTTに料金の開示を求めた。</p> </div> <p>この状況は、B2B提供側のNTT東西殿においても、契約者側のFVNO事業者殿においても望ましい事ではありません。また、最終的にB2Cとして契約する一般利用者や法人利用者においても望ましい事ではありません。これでは、我が国において公共の福祉は増進しません。</p> <p>よって、総務省として、同一グループ内での卸電気通信役務等による相対取引を認めるのであれば、その商取引や商慣習において不合理や不公正が発する事で我が国の国益や公共の福祉が棄損されない様、然るべく規律性を以って、我が国の健全な競争状況を担保し得る監視体制の構築を、切にお願い申し上げます。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現</p> <p>4.2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4.2.2. 政策の具体的方向性</p>	<p>28</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNOの更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>しかし、現在では、ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、パケット通信に係る機能のように二種指定事業者が一方的に設備を貸し出す形の機能が增加していることや、過去に事業者によっては開放が実現されない不透明な時期もあったことを踏まえれば、MVNOが技術の進展に合わせて発展していくためには、今後とも、多様なサービスに対応する多様な機能が二種指定事業者によって迅速かつ確実に開放され、利用可能となることが必要不可欠である。</p> <p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。</p> <p>また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNOがMNOのネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。</p> <p>なお、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能以外の接続機能については、事業者間の協議を注視する観点から、引き続き「注視すべき機能」としてガイドラインに規定することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民がICTを利用できるよう、2020年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ボトルネ</p>

ック要因をアンバンドル化する事だ、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送における IPTV 伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。

無線周波数割当においては、開設指針に基づく絶対評価基準と KPI 達成を前提に、各グループに対する特定周波数帯域は同幅に割り当てる事でイコールフットイングを実現し、不感地区を無くし、高速化と価格抑制を実現し、電波を効率よく運用する基地局競争(ベストエフォートの実効競争)を促すと共に、その国民共有の電波資源が免許人グループに私物的運用されない様、アンバンドル化させる事だと考えます。

通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でも FVNO 向け・MVNO 向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO 事業者が HLR/HSS を独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。

これにより、他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。

また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設けておく事で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。これは、通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP 事業者等にも適用する事が考えられます。

なお、アンバンドル化する事での投資停滞懸念については、無線網においては無線局免許制度における開設指針等で回避できますし、固定網においては利用者層から選ばれなくなるだけとなり回避できると考えます。例えば無線網の場合であれば、都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限り、とする事が一手だと考えます。加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を打破する政策として、固定網・無線網ともに国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)を KPI として設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。

但し、現時点において、ルーラル地区とデザート部が存在し、その解決方法が望まれる事においては、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募り、最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点と考えます。

加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為の 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。

そして、あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?の指標として、「6. 1. 2. (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」における自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。

<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>29</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行</p> <p>現状では、1 つの MVNO は1つの MNO のネットワークのみを利用したサービスを提供している。MVNO がマルチキャリアネットワークを利用可能になると、ネットワークの冗長性を利用した災害にも強いサービスの提供や、外国の MNO のネットワークを利用することによる低廉な国際サービスの提供が可能となる。このようなマルチキャリアネットワークの実現のためには、現状 MNO のみが運用している HLR/HSS⁶³ を MVNO も保有することが必要となる。</p> <p><中略></p> <p>したがって、MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNO サービスにおいて、1つの SIM でマルチキャリアネットワークを利用可能になる事は、絶対反対です。これでは MVNO による新たな SIM ロック行為や新たな他社排除行為になってしまいかねません。</p> <p>更にこれを行えば、MNO(二種指定設備事業者である移動体通信会社)による、競争を行うインセンティブが無くなる恐れがあるからです。特に、不採算地域であればあるほど、整備をしたくないとか、古い設備のままでも繋がれば文句ないだろう、と考える事が懸念されます。</p> <p>実際に NTT ドコモ殿は、最近の各種調査を見ると、競合他社殿と比較して、繋がらない場所や実効速度の遅い場所が顕在化しています。これは契約者に比類してアンテナ基地局が少ないからであり、決して周波数が足りないのではなく、設備投資や周波数効率化運用を怠っている結果として起きている現象と言える、と認識します。</p> <p>やはり、移動体通信会社の競争において必要な事は、B2C である対直接契約者向けであっても、B2B である対 MVNO 向けであっても、「択一で選ばなければならない！」と奮起される事であり、その競争を司る KPI 要素は、「Coverage、Speed、Price の3要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」に他なりません。ここにおける、切磋琢磨が、我が国の通信技術の発展を促すのであり、その通信技術を利活用するサービスが実際の国益を生み出したり、公共の福祉を増進したりするのであり、その基盤における競争条件の公正性と公平性(イコールフットイング)の確立が、政策立案側に必要とされるのです。</p> <p>よって、MVNO がマルチキャリアを実施したいのであれば、複数社の SIM 契約を冗長化できる端末(Dual-SIM 端末や、Triple-SIM 端末)を、自らの意志と努力の下、誠心誠意用意すれば良いのであり、それを回避する為に MNO にリスクを押し付けるような事があってはなりません。</p> <p>また、MVNO 側の立場として、KDDI グループ回線(au・UQ)を一括提供したい為や、ソフトバンクグループ回線(SBM・YM・WCP)を一括提供したい為にマルチネットワークサービスが必要とされるのであれば、これは当該グループ会社の合併を認可する事によって、MVNO 側から見てもワンストップ手続を可能とするべきです。</p>
--	-----------	--

これであれば、キャリアアグリゲーション化された MVNO 卸売りメニューや MVNO 相互接続サービスも可能になるでしょう。キャリアアグリゲーションは異なる周波数帯域を同時運用する技術であり、速度向上だけでなく、電波未到達や電波微弱による遅延や切断を抑制する事(複数周波数を切り替えるフォールバックによる遅延要因を含む)も可能と考えられ、MVNO 側の立場としてマルチネットワークサービスを求める必要性も無くなると考えられます。

なお、本項目が、本答申案に記された背景は、日本通信殿によるアピールが高かったからだと認識しますが、この MVNO 関連については、ほぼ日本通信殿の言い分を丸のみ(コピー・ペースト)しているような状態である事は、甚だ遺憾である、と指摘せざるを得ません。



MVNO の SIM ならば、どの MNO の周波数を自由に組み合わせても良い様にさせるが、MNO の提供 SIM では法律的に出来ない・・・。

これではMVNOによる新たなSIMロック行為や新たな他社排除行為になってしまいかねません。こうした事を、仰る日本通信殿について、本基本政策委員会の部会長・主査・委員の皆様はご存じ無いのは致し方ないにしても、もし事務方である総務省の方々もご存じ無いのであれば、とても危険な状態である、と思います。

なお、日本通信殿は、「NTT 法律の改正にMVNOが東西の売上げを数兆円モバイルキャリアの売上げ持ってこられるようにしたらいいんでしょ？これはそんなに難しいことではない。」とも仰っています。



なぜ、MVNO 事業者の 1 社である日本通信殿が、NTT 東西殿を助けるべきだと仰るのか、本意見者は理解に苦しみます。

なぜ、MVNO 事業者の 1 社である日本通信殿が、NTT 法の改正が簡単だと仰るのか、本意見者は理解に苦しみます。

仮に NTT 法の改正を目指して、かつ日本通信殿が NTT 東西殿と MVNO 事業を行おうと画策しているのであれば、これは不健全なシナリオを進める為に、日本通信殿が、その本当の思惑を隠して、この特別部会に働き掛けているのではないかと考えざるを得ないからです。

もし、NTT 東西殿が提供する MVNO ブランドの為に、「どの MNO も法的に実現できないマルチ・キャリアネットワーク」を実現させようとしているのであれば、これは非常に危険な行動である、と懸念が高まります。

加えて現状においても、NTT コミュニケーションズ殿は、NTT 持株殿の 100% 出資子会社であり、かつ NTT 法における規制範囲の適用除外である事から、NTT 法を改正しない場合でも、「NTT 持株殿が、どの MNO も法的に実現できないマルチ・キャリアネットワーク」を実現させる事も可能になってしまう恐れがある、とも言えます。

この状況下で、NTT コミュニケーションズ殿が、

- 「OCN ブランド」や「ぷららブランド」のマルチキャリア MVNO (NTT ドコモ殿、KDDI グループ殿、SB グループ殿の全ての回線)
- フレッツ光の卸売りをういた ISP による、FVNO (卸売ではなく、心線貸しによる提供形態含む)
- フレッツ光で運用する、0AB~J の IP 電話 (長距離電話でのマイライン含む)(固定網と無線網で運用可能な 050 電話含む)
- フレッツ光で運用する、フレッツ TV (スーパーハイビジョン対応の、ひかり TV)
- 支払や顧客管理は、NTT ファイナンス (tabal まるごと決済)(NTT ファシリティーズ殿の電力販売含む)

をセットメニュー化してしまえば、全ての固定事業者、無線事業者、ISP 事業者は、競争環境を失う事になります。

現時点では、それを阻止する規制は全く無いのですから、本意見書がパブリック・コメントとして公開される以上、NTT 持株殿のグループ会社が本内容をご覧になった時点で、それを実施する事も可能だ、という状況とも言えます。



なお、日本通信殿は、英国 BT が、MVNO を提供できている背景を存じていらっやらないのか、それとも正しく認識されていないのか、は分かりませ

	<p>んが、英国 BT は、債務削減の為に移動体通信会社を資本分離しグループ外放出した事、ならびに固定網ボトルネック設備を、法的分離によるグループ内分社化した事 (OpenReach 社) で、その英国市場におけるドミナンス的な支配力を無くしたからです。</p> <p>欧州通信市場の展望 - 第4号(市場レビュー) http://www.dri.co.jp/dri_f/watcher/2009/octegra/octegra122009.htm 2009年12月 株式会社データリソース</p> <p>2001年までに、BT は 300 億ポンド(約 500 億 US ドル)の負債を抱え、一年半以上もの間に株価は 60%も下落する。この債務危機に対処するために、BT はヨーロッパでも過去最大の株式発行に着手し、後に Telefonica が獲得することになった携帯電話会社 O2を含む主要な資産の多くを売却する。(中略) Openreach は、ローカル回線のプロバイダとして、BT のネットワークサービスを他の業務から分離させようという規制の圧力に応じて設立された。BT Openreach は、イギリスのローカル回線ネットワークの管理や開発を担当し、それには銅線及び光ファイバによる家庭接続も含まれる。</p> <p>よって、この MVNO 関連については、本答申案として検討する事を適当とした場合であっても、実際の検討作業においては、十分留意する事が必要と指摘申し上げます。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4.2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4.2.2. 政策の具体的方向性</p>	<p>30</p> <p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p> <p>したがって、定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、前述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。</p> <p>HLR: Home Location Register の略。3G のネットワークにおいて、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況等の顧客情報を管理するデータベース。</p> <p>HSS: Home Subscriber Server の略。LTE のネットワークにおいて、携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況等の顧客情報を管理するデータベース。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNO が、HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークで利用することに対しては、<u>原則としてボトルネック要因である HLR/HSS を保有する全ての事業者に対し、禁止行為規制の「接続関連情報の目的外利用・提供」ならびに「不当な優先的取扱い等」の対象に加えるのであれば、検討に値する、と考えます。</u></p> <p>なぜならば、上記、「1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行」にて、疑念を提起申し上げました通り、NTT 法の規制の及ばないグループ企業を通じて、NTT 殿が直接的に支配力を行使出来得る状態の下で、HLR/HSS を保有し MNO の移動通信ネットワークで</p>

		<p>利用する事が可能になってしまえば、「固定サービスとMVNO」の契約者情報を、この HLR/HSS、ならびに支払手段等をまとめて管理する事が可能になってしまうからです。</p> <p>例えば、NTT コミュニケーションズ殿の MVNO ブランド(OCN やぶらら)にて HLR/HSS が所有され、NTT ファイナンス殿の決済管理とシームレス化すれば、「電話番号、端末所在地、顧客の契約状況等」を用いて、フレッツ光の卸売メニュー販売に活用したり、0AB-J 電話番号、090/070 電話番号、050 電話番号等も、この HLR/HSS 上で連携させる事も可能になるでしょう。</p> <p>更に、「1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行」が行われ、その接続状況等の通信ログ(Bigdata)を解析する等を行えば、NTT ドコモ殿・KDDI グループ殿・ソフトバンクグループ殿の通信状況(例:電波感度、利用周波数帯、速度等)をリアルタイムで取得する事も可能になるでしょう。</p> <p>以上の事から、固定網は VoIP 化、無線網は VoLTE 化が進み、その顧客管理手段は1つのシステムを基軸にし、その契約状況等を元にした営業施策が取れる事を鑑みれば、現状の NTT 法の規制範囲である NTT 東西殿・NTT ドコモ殿以外のグループ会社を通じて、NTT 持株殿のグループ会社・一部出資会社が、事業展開をする事が可能である事からも、<u>原則としてボトルネック要因である HLR/HSS を保有する全ての事業者を、禁止行為規制の「接続関連情報の目的外利用・提供」ならびに「不当な優先的取扱い等」の対象に加えるべき、と指摘申し上げます。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>3. 1. 2. (3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>① 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止</p> <p>携帯電話の契約数の増加に加え、近年の MVNO の増加により、禁止行為規制の適用事業者が扱う接続関連情報はますます増加していることから、<u>本規律を見直すような事情変更は認められず、本規律を維持することが適当である。</u></p> <p>なお、移動通信は国民生活に不可欠な基盤として今後もその利用の拡大が見込まれること、さらには、2020 年代に向けて、M2M や IoT の進展を見据えると、様々な業種のプレーヤーが事業主体となり、MVNO にもなり得る可能性があることから、<u>接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の重要性が一層高まっていくと考えられる。このため、今後その状況を注視していく必要があると考えられる。</u></p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>2020 年代に向けて、ICT は、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、<u>本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</u></p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、<u>自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</u></p> </div>
4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>① 販売奨励金等の適正化</p>

<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられるが、現時点においては、これを直接規制することは必ずしも適当ではなく、まずは SIM ロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックが起きる背景の1つが、総務省殿の電波割当制度の開設指針にて、契約者の多い方に電波を割り当てるという項目に起因している点が否めない事について、情報通信審議会の皆様方にも十分ご認識ならびにご留意頂きたい、と考えます。</p> <p>なぜならば、NTTドコモ殿は、契約者当たりの基地局設置数が少ない事が、総務省「無線局情報検索 無線局統計情報」で取得できるデータを見ると明らかだからです。もちろんこれは置局ベースではなく、申請数ベースではありますが、KDDI 殿、ソフトバンク殿が同じく所有する周波数帯域である 2.1GHz 帯(5~15MHz)で比較してみると、1 契約者当たりでの割り算で最も少ないのが NTT ドコモ殿である事が明確です。</p> <p>また、1 空間当たり(例:500m 四方)における、周波数: Spectrum の 1 利用者あたり: Subscribers の利用可能度合い(Capability)とは、この置局実数(Base allocations)に比例します。それを単純な方程式で示すと、「Capability=Subscribers ÷ (Spectrum × Base allocations)」なのであり、NTT ドコモ殿が KDDI 殿やソフトバンク殿よりも 1.3 倍の契約者数を有するのであれば、その周波数単位の 1 空間当たり置局実数が 1.3 倍以上無ければ、自ずと KDDI 殿やソフトバンク殿よりも Capability が低下します。</p> <p>もちろん、NTT ドコモ殿の電波はエリア内には届くかも知れませんが、通話用途では問題ではないでしょう。また、NTT ドコモ殿の基地局能力としてのアンテナ効率が他社よりも常時 1.3 倍あれば、この方程式による Capability 比較は正しくないことになりませんが、仮に同置局数の場合でもその Data Input/ Output は、$1 \div 1.3 = 76.9\%$となるのであり、これが実効速度: Actually Speed の比較での劣等性として利用者の不満になるのであり、NTT ドコモ殿は契約者数当たりの置局数が絶対的に足りない事が明確なのです。</p> <p>(* 実際の実効速度は、ルーターやバックボーンのスループット(処理速度)も構成要素にはなりますが、少なくとも 1MHz あたりの Input / Output を高めるには、アンテナ効率を高めるか置局数を増やすしか、応用物理学的解決手段は、この社会に存在しません。)</p> <p>つまり、NTT ドコモ殿は、1 契約者当たりの設備投資実績が最も少ないとも言えるのであり、1 契約者当たりの設備投資が最も少ない事が MVNO への貸出原価が最も安い事をも意味しているのです。KDDI 殿やソフトバンク殿の MVNO 貸出価格がドコモ殿の 1.3 倍以上という理由もこれで説明が付きまします。決して MVNO に対し高値を提示したのではなく、公正な積算下で価格提示したのでしょう。だから、KDDI 殿やソフトバンク殿の通信品質(顧客満足度)が高まったのでしょう。3 社同端末(Apple 社 iPhone 5s や 6)を用いた速度計測や顧客満足度比較を見れば、その努力の積み重ね度合いは、基地局整備・運用実績と比例するのは当然かも知れません。NTT ドコモ殿の iPhone は東名阪以外で 850MHz 帯と 2.1GHz 帯しか使えないからです。</p> <p>その意味において、通信量収入は、販売奨励金やキャッシュバック原資、とれたたて野菜の会社や TV ショッピング会社の買収資金にするのではなく、基地局の分散化・冗長化整備や、データトラフィックで通信事故を起こさない運用体制に投資をして頂けなければならないのです。</p> <p>この NTT ドコモ殿のご姿勢が、対 B2C 向け市場競争においても、対 B2B 向け市場競争においても、歪んだ市場を形成する要因ともなっていないでしょうか？ 2013 年秋に、NTT ドコモ殿が Apple 社の iPhone を新規に取り扱われた際に行った販売奨励金を契機に、このキャッシュバック競争に拍車がかかった事、2014 年春に総務省殿から各社に指導が入った事に、私達は目を背けるべきではありません。</p> <p>またこれを解決する為に、NTT ドコモ殿に対し、KDDI 殿やソフトバンク殿よりも 1.3 倍の周波数割当を行えば、国民の共有資源である周波数帯域を NTT ドコモ殿の不努力を穴埋めする事に対し割当する事を意味するのであり、希少な周波数資源の効率的な運用を掲げている電波法第一条に反する行為を、総務省殿が行い続ける事をも意味しています。周波数を割り当てても、データトラフィック処理は基地局アンテナより上位層で起きているのです。</p>
--	---

	<p>特にスマートフォン時代となり、常時接続的な利用においては小セル化(分散化)が必要なにも関わらず、また利用用途における映像品質が 4K8K スーパーハイビジョン相当となる事(フルHDと比較して4~16 倍の画素数となる)、音声品質がハイレゾ音源となる事(MP3と比較して65 倍 CD 音源と比較して6.5 倍となる)、写真の画素数が高まる(100 万画素と比較して1000 万画素なら10 倍、1600 万画素なら16 倍)となるにも関わらず、最大の契約数のあるNTTドコモ殿がその設備投資を行わなければ、我が国の電波資源はNTTドコモ殿の不努力の穴埋めの為に投入されども、「電波法 第一条(目的) この法律は、電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。」を果たせないのです。</p> <p>これは、仮にオークション制度を導入しても解決しないどころか、かえって設備投資が起きない事になってしまう事をも意味します。実際に 3G 導入において欧州で起きた事はこれであり、応札価格が高騰した結果、設備投資資金が賸えなくなってしまった事で、その電波資源は死蔵化され、利用者の下には届かず国益増進の寄与が起きなかったのです。未だに GSM 方式である 2G が一般的に用いられているのです。</p> <p><u>だからこそ、周波数割当は、各グループに対し、イコールフットイング(各グループが所有する周波数において、帯域性質と帯域幅が同条件となっている事)を実現しなければならないのです。そのイコールフットイングにおける電波資源有効化競争(ベストエフォートの実効競争)が起きなければ、技術的イノベーションも起きないのです。また、その周波数割当によってその免許人による国民共有資源の排他的行為が起きないように、MVNOメニュー等によるアンバンドル化を含めたオープン性を有していなければならないのです。</u></p> <p>そうした目的を達成するにおいて、我が国が開設指針の下で割当制度を行う事が、今後も望めますし、その開設指針においては、今後は契約者総数を見るのは適当では無く、<u>第一に「割当済周波数運用における、既存契約者総数当たりの既存置局の実績数」</u>を見るべき、と考えます。</p> <p>加えて、比較可能な限り、その既存置局における実効速度を定点観測する事も、「Coverage、Speed、Price の3要素から成る、ネットワークの総合力から選ばれる競争」を促進する為に必要と考えますし、それは都区部やルーラル部の特性に合わせて比較可能とするべき、と考えます。</p> <p>また、新規周波数割当においても、<u>比較審査においては、「新規周波数運用における、既存契約者総数当たりの新規置局の計画値」</u>を見るべき、と考えます。</p> <p><u>それを踏まえた上での、MVNO メニューや料金の多様性を見る事が適切であり、どのような免許人であれ、当該移動体通信事業者の不努力の結果としての、安かろう悪かろうメニューが我が国に蔓延らない様、是非とも情報通信審議会の皆様方にも十分ご認識ならびにご留意頂きたいと考えます。</u></p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>32</p> <p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる⁶⁷。</p> <p><u>67 着信料金を原則廃止とすると、基本的にいかなる事業者のネットワークに着信しても費用が変わらなくなるため、特に低廉な料金を設定するインセンティブが大きいと考えられる新規参入者にとって費用の予見性が大幅に高まる。このため、例えば、地方に住む親の固定電話から東京に住む家族の携帯電話へ固定電話並の料金で通話できるようになるといった競争的な料金設定が可能となる。</u></p> <p>【意見】</p> <p>着信料金の原則廃止である、ビル&キープ方式の導入に対する検討を進めることに、賛成します。</p>

		<p>これは、脚注の67に示された通り、固定電話(0AB～J電話)から移動体通信への発着信、ならびに移動体通信から固定電話への発着信のコスト削減にもなる、と期待されると共に、硬直化した固定電話市場における競争喚起も促し得る、と考えるからです。</p> <p>よって、<u>通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でもFVNO向け・MVNO向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO事業者がHLR/HSSを独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。</u></p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準のICT環境の実現</p> <p>4.3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4.3.2. 政策の具体的な方向性</p>	35	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な社会基盤としての重要性を増す中で、<u>事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要である。</u>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <p>移動体通信事業者殿におけるMVNOに対する卸売メニューや相互接続においては、帯域単位契約や1回線当たり契約が可能な事を鑑みれば、FTTHにおいても分岐単位貸しを導入する事が、原則的に正しいアプローチだと考えます。これは、MVNO方式によって、多様なサービス提供者の新規参入を促進し、無線通信市場における料金の低廉化、料金プランの多様化等を図ると同様、固定通信市場において、その目的を果たす為にも必要だと考えるからです。</p> <p>また、NTT東西殿が、フレッツ光の卸売メニューにおいて、1契約者単位での受付を行われた事からも、その顧客管理は分岐貸し単位でも可能な事を示されました。フレッツ光の直販に加えて、卸売メニューでも、設備効率が下がるという理由で一芯8分岐線の内の1契約者でも拒まれない事からも、NTT東西殿の社内取引においては、1契約者あたりから得られる1分岐分相当価額を妥当とする事を示す証拠とも考えられます。</p> <p>この事から、<u>NTT東西殿のボトルネック設備保有部門と他部門とで人事・情報・会計などのファイアウォールを厳格化する、「機能分離」が適当とされているにも関わらず、競争事業者が1芯線の主端末回線を利用する場合は1芯線分の「芯線単位接続料」の支払いが必要である状態は、この機能分離が実施されていない事と同意義な状態と言えますし、仮に同条件での他社からの申し出を拒めば、それは他社に対する排他的行為である、</u></p>

とも言えると考えます。

更に、総務省に申請している事業計画においては、「フレッツ光」の純増数は、平成23年度(2011年)から3年連続で下方修正されていますが、NTT東西殿が既に整備した回線資産は、空芯・空分岐であっても、毎年毎年維持・管理費用を計上されているのであり、その資産が使われていない状態である事は、総括原価方式でその費用計上をし、最終的なB2C貸出料金、B2B貸出料金に反映されている事を鑑みれば、如何にしてその資本効率を高める為に、総契約者数を増やすか？が、あまねく利用者にとっての利益創造に繋がる、とも言えると考えます。

これは、もちろん、NTT東西殿がフレッツ光の直販もしくは卸売メニューを導入している芯線の空分岐線を、当該分岐単位貸出を望む事業者(*ケーブルテレビ事業者を含む)が有効利用できる事を意味するだけでは無く、同様に当該分岐単位貸出を望む事業者がその芯線を占有する事無くNTT東西殿がフレッツ光の直販もしくは卸売メニューの展開ができる事(*および顧客獲得競争を、当該分岐線上で行える事)を意味するからです。

よって、NTT東西殿の芯線貸しにおいては、1契約者単位で行われるべきであり、その最小単位を実現するのが一分岐貸しである、と指摘申し上げます。また、その分岐貸しの検討においては、ミニマム貸出期間を設定する方法も考えられる、と思います。例えば当該分岐単位貸出を望む事業者との取引条件において、「初期:24か月以上、延長:12か月単位、解除申し込み:3か月前」での接続契約を相互に原則化する事で、NTT東西殿の貸出部門側の予見性を鑑みる事で、リスクを抑制させられる事への配慮等が考えられます。

また、機能分離では、社外貸出に対し積極でなかった事を鑑みれば、法的分離により、事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上を達成する事も検討点だと考えます。

なお、「分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれる」という意見については、KDDIグループ殿のご主張も含まれると認識するものですが、全国的に固定網をを所有していなかった時は、NTT東西殿におけるボトルネック問題を課題として取り上げ、その解決の意志を示しておられたのが、KDDIグループ殿でした。2010年に「光の道」構想の実現に向けて、と総務省のタスクフォースに公式に提出した資料は以下の通りです。

グローバル時代における電気通信市場の競争のあり方について -「光の道」構想の実現にむけて-

http://www.soumu.go.jp/main_content/000063316.pdf

2010年4月20日 KDDI株式会社



	<p>また KDDI グループ殿におかれましては、KDDI 殿が唱える設備競争の結果として、ユーザーに選ばれる事を自ら放棄されるようなご発言をするのか、本意見者は理解できません。それとも、「いまさらタイミングが悪い」から、設備投資インセンティブが損なわれるのでしょうか？</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>4G や 5G で固定網の重要性が高まる 設備競争促進による拡充が不可欠 KDDI 代表取締役社長 田中 孝司 http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/Interview/20140402/547806/ 2014/04/11 (加藤 雅浩＝日経コミュニケーション)</p> <p>小野寺正前社長(現会長)もかねて設備競争を強く主張していた。方針は今後も変わらないと。 当社は元々、設備競争論者。関東地方(東京電力から取得)や東海地方(中部電力から取得)で光ファイバーの設備を保有するほか、ジュピターテレコム(J:COM)の買収などで CATV のインフラも収めてきた。だが、光ファイバーの貸し出し単位を 8 分岐から 1 分岐にしようとの話がある。NTT 東西にとっても設備の稼働率が高くなれば良いわけで、今後は卸の役割で十分と判断する恐れがある。これまでの設備競争からサービス競争に切り替わってしまうことを危惧している。サービス競争へのシフトではなく、利活用を活性化する競争の促進に焦点を当てるべきだ。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>NTTの「光」卸売りに通信業界の思惑錯綜 http://sankei.jp.msn.com/economy/news/140614/biz14061412000003-n1.htm 2014.6.14 12:00 MSN 産経ニュース</p> <p>KDDIの小野寺正会長は、産経新聞のインタビューで、光サービスの卸売りについて「いまさら、タイミングが悪い」と批判する。同社の前身の第二電電時代、NTTにアクセス系設備の開放を求めたが、応じてもらえず、自前で設備投資を続けてきた苦労があるだけに、「もっと前にNTTが卸売りをやっていたら」と憤りを隠さない。</p> </div> <p>ボトルネック設備を所有すると、主張も変わり、顧客対応も変わり、排他的行動を取り、それを脅かされると反対意見や自己正当行動を取る・・・。</p> <p>この事例から分かる通り、どの事業者であっても、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが、「固定と無線のグループドミナンス」や「排他的割引サービスによる囲い込み」が発生する懸念が高まらない為への絶対必要条件だと考えますし、それを市場において健全に担保する為にボトルネック設備のアンバンドル化が必要だ、という事も合わせて、「情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討」が行われる事を、切に願います。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>38 【総務省案】</p> <p>(2) NGN の更なるオープン化 しかし、NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービスの実現に向けて NGN の更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>本報告書案においては、「4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進」において、</p> <p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p>

- ① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等
- ② MVNO のサービス多様化の実現
 - 1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行
 - 2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供
- (2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進
 - ① 販売奨励金等の適正化
 - ② SIM ロック解除の推進
- (3) 低廉で多様な利用者料金の実現
 - ① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること
 - ② データ通信量の平均値や分布を勘案すること

として、移動体通信事業者に対するアンバンドル施策の方向性と、それが実現する利用者利益・国益創造の姿が徹底されているにも関わらず、10年以上前から課題提起されている NTT 東西殿の NGN のオープン化については、その言及が非常に弱い、と指摘申し上げます。

その様に指摘せざるを得ないのは、何よりも、NGN のオープン化の必要性については、事業者間競争の活性化だけでなく、国益棄損状態の解決の為に、一刻も早く必要とされると考えるからです。

その客観的根拠として、平成25年(2013年)1月23日に開催された、内閣官房 日本経済再生本部の「第1回 産業競争力会議」の民間議員の配布資料においても、ICT による成長を目指すと共に、立地競争力を比較する資料の中で、電話月額基本料ならびにインターネット月額利用料金の高さが指摘されています。

第1回 産業競争力会議 配布資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai1/siryou.html>

資料6-2 榊原議員提出資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai1/siryou6-2.pdf>

参考② 日本と韓国の立地競争力(投資関連コスト)比較

項目	詳細	単位:ドル		
		韓国(ソウル)	日本(横浜)	韓国/日本
賃金(製造業)	作業員(月額)	1090	3953	0.43
	エンジニア(月額)	2156	5008	0.43
	課長層(月額)	3075	6790	0.45
土地購入・工業用地	土地購入価格(m ²)	267	453	0.59
	工業用地賃料(m ² ・月)	0.10	16.47	0.01
通信費	電話月額基本料	4.48	106.04	0.04
	インターネット月額基本料	26	87	0.30
電気料金	産業用(kWh・月)	0.06	0.16	0.36
水道料金	産業用(m ³ ・月)	0.01	2.73~5.93	~ 0.00
ガス料金	産業用(m ³ ・月)	0.68	0.82	0.83
輸送	コンテナ(対米向、40F)	1700	2648	0.64
	法人実効税率(%)	24.20	35.64	0.68
税制	付加価値税(%)	10	5	-

(注) 賃金レートは対米ではドル=77.19円、対韓国では1ドル=1160.50ウォンで換算。
 ・日本の法人実効税率は12年度のものが、12年度以降の3年間課税される課税特別法人税(法人税額の9%)を考慮していない。
 (出所: 財務省(12年4月)、JETRO資料(12年1月調査)より算出・作成)

この産業競争力会議で配布された資料が比較した年次は、平成24年(2012年)におけるコストではありますが、この時点で、わが国は韓国と比較して数倍もコスト負担を強いられている事が理解できます。

また平成23年(2011年)の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」(*ブロードバンド答申)においても、アンバンドルによりコスト削減が見込める事が記載されています。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申
平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 事業者対応 5 NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

ウ 考え方

アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、**アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。**

更に、NTT持株殿の現社長である、鶴浦博夫氏のインタビューによると、NGNのコストは、NTT殿自身の負担になっている事を告白されていると共に、NGNを必要としない接続事業者殿の存在を認識されている事が分かります。顧客層は、自らの必要に応じた価格負担を望んでいるのでしょう。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

ブロードバンド時代を見越して、大容量が保証され、非常にセキュリティの高い **NGN(次世代ネットワーク)を構築してきましたが、想定ほど利用されていません。こうしたものを必要としないプレーヤーがどんどん出てきたからです。いいネットワークはコストがかかるし維持が大変です。**

この事からも、NGN のオープン化の必要性は明確であると共に、そのコスト削減方法は、不要な機能を外すというアンバンドル化によって、即座に実行可能な事が分かります。これは、NTT東西殿が始められる、フレッツ光の卸売メニューにおいても不要な機能をアンバンドル化する事で、その卸売価格を低廉化させられる事をも意味しているでしょう。これは、総務省に申請している事業計画において、「フレッツ光」の純増数は、平成 23 年度(2011年)から 3 年連続で下方修正している事からも、どのようにしたら、この光ファイバーアクセス回線が活用されるかの検討が必要と言えるでしょう。

是非とも NTT 東西殿におかれましては、NTT 法: 第三条(責務)に基づき、オープン化・アンバンドル化の徹底の程、宜しく願い申し上げます。

日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十五号)

最終改正:平成二三年六月一日法律第五八号

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO085.html>

(責務)第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たつては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、**国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展**

		<p style="text-align: center;">に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。</p> <p>なお、この固定網におけるアンバンドル化の必要性は、NTT 東西殿に留まるべきではなく、KDDI グループ殿の FTTH 網、ケーブル回線網、電力系 FTTH 殿にもあてはまります。やはり、内閣官房 日本経済再生本部の「第1回 産業競争力会議」の民間議員の配布資料による指摘は、KDDI グループ殿の FTTH 網、ケーブル回線網、電力系 FTTH 殿にも当て嵌まるからです。</p> <p>それが、全ての移動体通信事業者殿に対するアンバンドル施策の必要性を求めると同様に行われ、我が国の企業立地力や生産性を高める事で、我が国の公共の福祉の増進に繋げて頂きたい、とお願い申し上げます。</p>
<p>4. 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>4.3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p> <p>4.3.2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>38</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p> <p>以上のとおり、NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>こちらの答申案は、NTT 東西殿の機能分離を示した2011年のブロードバンド答申に示された、包括的な検証が行われてないばかりか、「光の道」構想における基本方針であった 2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標は達成されていない事に加えて、NTT 東西殿の固定網は、ルーラル地区におけるユニバーサルサービスの維持も不可能な状態である事について、情報通信審議会の見解を問いたい内容と指摘申し上げると共に、4.3.2.(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方に記載された、「情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。」に基づく見解への修正を望みます。</p> <p>まず、NTT 東西殿への機能分離を示した2011年のブロードバンド答申は、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 ー情報通信審議会からの答申ー http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html 平成 23 年 12 月 20 日 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について</p> <p>第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等</p> <p>1 公正競争環境の検証の在り方</p> <p>2010 年 12 月に総務省が策定・公表したブロードバンド普及促進のための「基本方針」においては、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下「ICT 政策タスクフォース」という。)合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置について、次</p> </div>

のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

- NTT 東西における規制の遵守状況
- 料金の低廉化や市場シェア等の動向
- 「光の道」構想に関する取組状況 等

また、包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要があるとした上で、特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行うこととされている。

であり、その「光の道構想」の定義とは、

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 - 情報通信審議会からの答申 -

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

平成 23 年 12 月 20 日 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

「光の道」構想(2015 年頃を目途にすべての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目標)は、インフラ整備・利活用の加速化を通じて、我が国の更なる経済発展を目指すとともに、ICTを最大限活用し、誰もがコミュニケーションの権利を保障された上で、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会の実現を目指すものであり、この推進のためには、レイヤー内・レイヤー間のオープン性を確保し上記の有機的な連携を確立していくことが重要と考えられる。

とされておりました。

しかしながら、4. 3. 2. (1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方にも記載されている通り、「FTTH サービスが我が国の経済・社会活動や国民生活に不可欠な社会基盤としての重要性を増す中で、事業者間の競争を促進することによって FTTH サービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげる必要がある。(中略)こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。」とある通り、この NTT 東西の機能分離では、FTTH サービスは伸び悩む利用率を解決できていません。

これは、総務省に申請している事業計画において、「フレッツ光」の純増数は、平成 23 年度(2011 年)から 3 年連続で下方修正している事からも、どのようにしたら、この光ファイバーアクセス回線が活用されるかの検討が必要と言えるでしょう。

また、レイヤー内・レイヤー間のオープン性は、4. 3. 2. (2) NGN の更なるオープン化に記載されている通り、「NGN の更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、」とある通り、このボトルネック要因が事業者の競争参入を妨げている事が、その FTTH サービスが伸び悩む利用率の背景であるとも考えられます。

更に、5. 2. 2. (3) ユニバーサルサービス制度の在り方にも記載されている通り、「これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。」事が、NTT 持株殿より表明されており、ブロードバンドどころか、基礎的な音声通信サー

ビスすら、すべての世帯における入手性が棄損しようとしています。

固定、全国維持は困難、NTT社長、契約減少で。 2013/11/15 日本経済新聞 朝刊 12 頁

NTTの鶴浦博夫社長は、加入者の減少が続く固定電話サービスの復活は見込めないと「中長期でどうあるべきかを議論してもいい時期にきている」と述べた。法律上「ユニバーサルサービス」として、全国でくまなく提供を義務付けられているサービスの維持が難しくなっているとの認識を示したものだ。携帯電話の普及に伴い「加入電話」と呼ぶ固定電話の契約者は減り続けている。9月末時点で約2400万件と、1990年代半ばのピークからの減少率は6割に達する。鶴浦社長は「携帯やメールへの流れは防ぎようがない」と述べ、一部を無線電話で代替している米国の事例を挙げた。見直し論議に触れた背景には、加入電話がNTT東西地域会社の経営を圧迫していることがある。2012年度のユニバーサルサービス収支は2地域会社で計約1千億円の赤字だった。

加えて、NTT グループ殿に課されている規律等の検証は、現在 NTT 東西殿の卸売メニューに対し、競争事業者からの連盟要望書が提出されている事や、自民党の情報通信戦略調査会における指摘がある通り、全くもって、その措置に基づいた対応が基本的になされているとは考えられません。

2020 年代に向けた情報通信政策の在り方に関する検討についての連名要望書の提出について

<http://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2014/10/23/733.html>

2014 年 10 月 23 日 KDDI 株式会社

2020 年代に向けた情報通信政策の在り方に関する検討についての連名要望書の提出について

http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/news/info/2014/20141023_01/

2014 年 10 月 23 日 ソフトバンクグループ

NTT光回線卸売りに暗雲 自民が待った「地方業者に影響」…料金開示も要求

<http://www.sankeibiz.jp/business/news/141117/bsj1411170500003-n1.htm>

2014.11.17 06:25

12日に開かれた**自民党の情報通信戦略調査会**(会長・川崎二郎元厚生労働相)で、NTTとNTTドコモの役員に同党の国会議員がかみついた。川崎氏らは、ドコモの光回線と携帯電話とのセット割引が地方で光回線が利用される機会の拡大に貢献する可能性を認めながらも、値引き競争が激化すれば地方でインターネット事業を展開するCATV事業者への影響が大きいとの考えを強調し、懸念を示した。また別の議員は、NTTによる光回線の卸売りが、ドコモへの事実上の営業支援につながることを危惧。「**卸売料金が(ドコモ以外の卸売り対象と)同じだというなら公表して透明性を確保すればいい**」として、NTTに**料金の開示を求めた**。

これらを踏まえれば、NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、その目的を果たしていないばかりか、その措置に基づいた対応とされる内容では、我が国の公共の福祉の増進や、安全保障の担保すら不可能である、と懸念しなければならぬのではないかと指摘せざるを得ません。

よって、まずは、この NTT 東西殿に対して実施された、機能分離の主旨を正しく省みると共に、この「2020-ICT 基盤政策特別部会 基本政策委員会」において、我が国が抱える課題を正面から捉えられ、かつその解決に向けての意志を検討の目的と据えられていた事に対し、NTT 東西殿の在り方が機能分離のまま実現するのか？、それとも構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制としてのボトルネック要因をアンバンドル化する事が必要とされるのか？、について、**4. 3. 2. (1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方に記載された、「情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。」**に基づく見解への修正を望みます。

なお、補足として、KDDIグループ殿の主張におかれましては、KDDIグループ殿は、CATV市場において1位と2位の合併を行った事で、全国的に50%以上のシェアを持つ事に加えて、その販売促進において「au スマート・バリュー」を導入する事で、NTTドコモ殿やソフトバンク・グループ殿を排除する行為を行っている事から、目を背けるべきではありません。

また、KDDIグループ殿は、このCATV回線網を、自社のみには開放していません。特に、マンションやアパート、ならびにUR:都市機構殿の公団住宅等においては、NTT東西殿の光ファイバー敷設が不可能であったり、その賃貸オーナー殿との契約条件(商慣習)においてNTT東西殿の光ファイバー敷設を行わせないとしたりした排他的行為を行っています。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの放送が予定される、4K8Kスーパーハイビジョンは、BS/CS、ケーブルテレビ、IPTVでの提供が計画される事や、見逃し番組を含むオンデマンド放送が普及する等を鑑みれば、KDDIグループ殿は、トリプルプレイ(固定網、無線網、TVサービス)による排他的行為を行う恐れがある事が否定できない、とも考えられます。

こうした背景の中、

NTTの「光」卸売りに通信業界の思惑錯綜

<http://sankei.jp.msn.com/economy/news/140614/biz14061412000003-n1.htm>

2014.6.14 12:00 MSN産経ニュース

KDDIの小野寺正会長は、産経新聞のインタビューで、**光サービスの卸売りについて「いまさら、タイミングが悪い」と批判する。**同社の前身の第二電電時代、NTTにアクセス系設備の開放を求めたが、応じてもらえず、自前で設備投資を続けてきた苦労があるだけに、**「もっと前にNTTが卸売りをやっていたら」と憤りを隠さない。**

と仰る等、自己の関係事業者との排他的な連携が脅かされる事には、「いまさら、タイミングが悪い」と反対されていますが、これは今に始まった事ではありません。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

KDDI 田中孝司 社長

もし光回線サービスを手がけるのがNTTだけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性もあります。市場全体を見渡せば、**今の状況はNTTにとっても悪い話ではないと思います。**何とか設備競争ができるようなところまでは**そっとしておいてほしいというのが今の私の本音です。**

結局のところ、KDDIグループ殿が、我が国で仕掛けたのは、設備競争ではなく、ボトルネック設備を用いた排他的行動を、KDDIグループ殿のみで独占する事だったのではないのでしょうか？それが否めない程、KDDIグループ殿のとられる3M戦略は、排他的垂直統合の経営戦略となっています。

しかしながら、全国的に固定網をを所有していなかった時は、NTT東西殿におけるボトルネック問題を課題として取り上げ、その解決の意志を示しておられたのが、KDDIグループでした。2010年に「光の道」構想の実現に向けて、と総務省のタスクフォースに公式に提出した資料は以下の通りです。

グローバル時代における電気通信市場の競争のあり方について -「光の道」構想の実現にむけて-

http://www.soumu.go.jp/main_content/000063316.pdf

2010年4月20日 KDDI株式会社

	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">サービス競争の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備競争の拡大にはある程度の時間が必要 ・全ての利用者の多様な選択が確保 <p style="text-align: center;">多様な事業者による サービス競争 を活用</p> <p style="text-align: center;">必要な措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行接続ルール(ダークファイバ等のアンバンドル義務)の継続 (参考1) ・アクセス回線と一体で機能するように構築された次世代網(NGN)の開放 (参考2) <p style="text-align: center; color: red;">ボトルネック設備の問題が存在</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;">ボトルネック設備の問題</p> <p>ボトルネック設備問題を基点に公正競争を考えると、NTT東・西のアクセス部門の完全資本分離 が有効</p> <p><small>※分離後のアクセス会社に設備開放義務を負わせる ※実効性担保のため、開放状況について公正競争を監視する機能も必要</small></p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>ただし、総合的なNTTグループの市場支配力の問題を考慮し、どのように措置すべきか議論が必要</p> </div> </div> <p>ボトルネック設備を所有すると、主張も変わり、顧客対応も変わり、排他的行動を取り、それを脅かされると反対意見や自己正当行動を取る・・・。</p> <p>この事例から分かる通り、どの事業者であっても、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが、「固定と無線のグループドミナンス」や「排他的割引サービスによる囲い込み」が発生する懸念が高まらない為への絶対必要条件だと考えますし、それを市場において健全に担保する為にボトルネック設備のアンバンドル化が必要だ、という事も合わせて、「情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討」が行われる事を、切に願います。</p>
<p>5. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備</p> <p>5.2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生</p> <p>5.2.2. 政策の具体的方向性</p>	<p>45 【総務省案】</p> <p>(1) 希望する全ての国民が ICT を利用できる環境の整備推進</p> <p>我が国が「人口急減・超高齢化」に向かう中、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資する ICT の利活用の基盤となる携帯電話や超高速ブロードバンドの整備を推進することにより、<u>条件不利地域であっても ICT の恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる環境を確保することが重要である。</u></p> <p>このため、未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民が ICT を利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT 利用機会の格差の是正を図ることが適当である。</p> <p>(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>未整備地域における ICT 基盤の整備については、今後の人口減少や人口流動に伴う集落の状況や、地域毎に異なるニーズを十分に踏まえつつ、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資するよう進める必要がある。</p> <p>携帯電話については、2017(平成 29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標 106 としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>106 「携帯電話の基地局整備の在り方に関する研究会報告書」(2014(平成 26)年3月、総務省)において、「平成 26 年度から平成 28 年度末</p>

での間に、エリア外人口(エリア化要望なしを除く)の半減を目指すことが**適当である**。」とされている。

また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。

したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが**適当である**。

【意見】

電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民がICTを利用できるよう、2020年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、あまねく固定網も無線網も、ポトルネック要因をアンバンドル化する事だ、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示されたICTによる課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送におけるIPTV伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。

無線周波数割当においては、開設指針に基づく絶対評価基準とKPI達成を前提に、各グループに対する特定周波数帯域は同幅に割り当てる事でイコールフットイングを実現し、不感地区を無くし、高速化と価格抑制を実現し、電波を効率よく運用する基地局競争(ベストエフォートの実効競争)を促すと共に、その国民共有の電波資源が免許人グループに私物的運用されない様、アンバンドル化させる事だと考えます。

通話料金においては、固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でもFVNO向け・MVNO向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO事業者がHLR/HSSを独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。

これにより、他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。

また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設けておく事で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。これは、通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP事業者等にも適用する事が考えられます。

なお、アンバンドル化する事での投資停滞懸念については、無線網においては無線局免許制度における開設指針等で回避できますし、固定網においては利用者層から選ばれなくなるだけとなり回避できると考えます。例えば無線網の場合であれば、都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限る、とする事が一手だと考えます。加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を打破する政策として、固定網・無線網ともに国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)をKPIとして設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。

但し、現時点において、ルーラル地区とデザート部が存在し、その解決方法が望まれる事においては、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募

		<p>り、最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点と考えます。</p> <p>加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為の 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。</p> <p>そして、あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?の指標として、「6. 1. 2. (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」における自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。</p>
<p>5. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備</p> <p>5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>46</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の対象となるサービス、地域、サービス提供のための技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>まず、ユニバーサルサービス制度が対象とする、基礎的な音声通信サービスについては、固定電話に限るべきでは無い、と申し上げると共に、「1. 1. 検討の目的」に示された ICT による課題解決貢献に向けて誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段の実現が求められる、と考えます。</p> <p>なぜならば、基礎的な音声通信サービス面で見れば、3.11 東日本大震災において、外出者に避難を呼び掛けたり、避難先から安否を確認したりする為に用いた電話回線は、携帯電話が多数を占めていたからです。加えて、日常的な緊急呼(110:警察、119:消防・救急、118:海上)においても携帯電話からの通報が多数を占めると考えられると共に、医療従事者や介護従事者における連絡手段も、携帯電話が多数を占めていると考えます。</p> <p>東京消防庁<広報テーマ(2013年11月号)> http://www.tfd.metro.tokyo.jp/camp/2013/201311/camp1.html 平成 24 年中の通報手段別 119 番受付状況によると、全通報件数に占める割合は、一般電話は 42.7%、携帯電話等は 37.0%。</p>

北海道警察 110 番の受理状況 <https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sirei/pages/page02.html>

平成 25 年中の 110 番の受理件数は、372,338 件。その内携帯電話は 244,698 件 (65.5%)

この事から、まずはそのライフラインを用いる人物像として、自宅にいる高齢者という固定観念的な限定設定に留まるのではなく、通話先の受話側・送話側の人物像とその通話場所を明確化する事で、固定電話のみを基礎的な音声通信サービスとして位置付けている事に対する状況の見直しが必要だと考えます。

更にその固定電話は、特殊法人の NTT 東西殿にですら頼れない状態である事を、情報通信審議会の皆様にはご理解を頂く必要がある、と考えます。なぜならば、報道によると、

固定、全国維持は困難、NTT社長、契約減少で。 2013/11/15 日本経済新聞 朝刊 12 頁

NTTの鶴浦博夫社長は、加入者の減少が続く固定電話サービスの復活は見込めないとして「中長期でどうあるべきかを議論してもいい時期にきている」と述べた。法律上「ユニバーサルサービス」として、全国でくまなく提供を義務付けられているサービスの維持が難しくなっているとの認識を示したものだ。携帯電話の普及に伴い「加入電話」と呼ぶ固定電話の契約者は減り続けている。9月末時点で約2400万件と、1990年代半ばのピークからの減少率は6割に達する。鶴浦社長は「携帯やメールへの流れは防ぎようがない」と述べ、一部を無線電話で代替している米国の事例を挙げた。見直し論議に触れた背景には、加入電話がNTT東西地域会社の経営を圧迫していることがある。2012年度のユニバーサルサービス収支は2地域会社で計約1千億円の赤字だった。

と表明されているところであり、その代替策は、NTT 東西殿以外の固定網を用いるか、移動体通信を用いるかの検討が必要と考えるからです。

この事から、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話は、主にケーブルテレビ回線を展開する地方通信事業者の所有網であれば、現時点で 0AB~J 電話が利用可能であり、かつナンバーポータビリティでの移行が可能である事から、その代替策としての検討が考えられます。

また、NTT 持株殿がお示しの通り、米国においては固定電話の番号を携帯電話に移行する事も可能であり、かつその移動体通信事業者との相互接続において、固定電話番号を収容する HLR/HSS を用いれば、技術的には代替可能だと考えられます。

加えて、日本における固定無線アクセス技術ならびにサービス実績としては、平成10年(1998年時点)において、

NTTアクセスサービスシステム研究所:1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)

<http://www.ansl.ntt.co.jp/history/wireless/wi0201.html>

1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)は、アナログ電話サービスの提供を中心とした、無線を用いたアクセスシステムです。加入者が点在している平原地帯や、離島などの小規模需要が数多くある地域など、国内の高コスト地域向けの老朽メタルケーブルの更改ツールとして開発しました。本システムは、ARIB((社)電波産業会)により標準化された、PHS(Personal Handy-phone System)と同様のエアインタフェースを用いており、他の FWA(Fixed Wireless Access: 固定無線アクセス)システムに比べて装置コストが安価であり、早期かつ経済的に通信設備を構築することが可能です。

という事例がある事から、この無線網技術(実際は PHS 技術)は、開発された当時、ユニバーサルサービスの該当を含む電話サービスの提供を目的としていた事が伺えます。

	<p>よって、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話については、その地域地域の実情に合わせて、NTT 東西網、ケーブル回線網、無線網(3G、LTE-Advanced、PHS)をアンバンドル化する事で、「<u>ユニバーサルサービス該当可能な 0AB～J 電話の実現</u>」の検討を行われるべき、と提言すると共に、無線網を利用する場合においては MVNO 型の提供によって、NTT 東西殿、KDDI 殿、ソフトバンクテレコム殿、並びにケーブルテレビを含む地域系通信事業者殿が、当該無線網部門を所有する同一グループによる排他的行為なく活用できるよう、本主旨に基づく議論を、これら各地域地域の地方公共団体関係者、ならびに各固定網通信事業者殿も交えて検討を行う事が肝要と考えます。</p> <p>こちらの検証については、その地域地域で発生するデータ・トラフィック量を予測する事(基礎数値としては 500m メッシュでの人口数)(気象条件による影響度含む)で、教育面や医療面およびその地区の産業に利活用した場合のインターネットアクセス回線が無線網でも許容できるのかを含めて検証した上で、基礎的な音声通信サービスを収容していく事が考えられます。</p> <p>また、「1. 1. <u>検討の目的</u>」に示された ICT による課題解決貢献を目指すにも関わらず、「<u>これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</u>」事を鑑みれば、これは、奨励策アプローチと、補てん的アプローチを合わせて行う事が必要と考えます。</p> <p>よって、無線網においては無線局免許制度における開設指針等にて、<u>都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限る、とする事が一手だと考えます。</u>加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を確保する政策として、国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)を KPI として設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。</p> <p>また、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募り、最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、<u>当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点</u>と考えます。</p> <p>加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為の 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、<u>当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事</u>で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。</p>
<p>5. 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備</p> <p>5. 3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>48</p> <p>【総務省案】</p> <p>総務省は、2014(平成 26)年6月 12 日に公表した訪日外国人の ICT 利用環境整備に向けたアクションプランである「SAQ2 JAPAN Project」に沿って、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、関係省庁、機関、団体、事業者等と幅広く連携しつつ、次の取組を重点的に推進することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>基本五原則の④にも示された通り、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、「<u>日本人のみならず訪日外国人も最先端の ICT 基盤をストレスなく活用でき、その魅力が世界に発信される環境を整備することを目指す。</u>」にあたっては、現在、準備委員会や東京都が参考にされている、2012 年ロンドン大会における英国の取り組み(以下の英 BT 会長へのインタビュー抜粋)が、情報通信政策においても非常に参考になる、と考えます。</p>

スマホ時代の五輪どう対応？、英BTグループ、マイケル・レイク氏(そこが知りたい) 2012/07/08 日本経済新聞 朝刊 7ページ

ロンドン五輪が27日開幕する。スマートフォン(高性能携帯電話＝スマホ)やインターネット映像配信の広がり、4年前の北京五輪に比べ、莫大な通信需要が見込まれる。会場の通信基盤を担う英BTグループのマイケル・レイク会長に、五輪対策と英国の通信インフラ整備を聞いた。

——五輪を機に家庭にもネットが普及するのでは。

「BTは25億ポンドを投じ、2015年までに約2500万世帯の3分の2に光ファイバー網を配備する計画だったが、目標を1年前倒した。五輪を前に1000万世帯に達した。残り3分の1の世帯は、政府が補助金を出し、我々やCATV局などが入札方式でインフラを整備する計画だ」

——英国でネット利用が進んだのはなぜか。

「BTの独占を排そうとした英政府とBTとの話し合いにより、06年に通信インフラ部門をグループ内で別組織にしたためだ。競合他社もBTの通信基盤を同じ条件で使えるようになり、通信費が劇的に下がった。我々には厳しい選択だったが、結果的には通信需要が高まり、インフラ部門の収益も大きく改善した」

これは、国や地方公共団体が、「5. 3. 2 (1)無料 Wi-Fi の整備促進と利用円滑化」、もしくは低価格の公衆無線 LAN スポットを整備する上でも、その投資対効果やコスト抑制効果を高める為の重要な視点である、と考えます。

また、2012年当時と2020年における最大の違いは、データトラフィック量が1000倍程度にも増える、と予測されている事です。その背景としては、スマートフォンやタブレット等が普及している事(2012年当時はシェアが20%程度で少数派だった)、映像品質が4K8Kスーパーハイビジョンとなる事(フルHDと比較して4~16倍の画素数となる)、音声品質がハイレゾ音源となる事(MP3と比較して65倍CD音源と比較して6.5倍となる)、写真の画素数が高まる(100万画素と比較して1000万画素なら10倍、1600万画素なら16倍)が挙げられます。

つまり、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、その国内外からの観客は、メールやSNS等において、試合会場ならび観光シーンにおいて、それだけ多くの情報を受発信する事に加えて、大会公式Webサイトやニュースサイトにおけるページ閲覧や動画閲覧を行う、という事を意味しています。それは全都道府県における自宅や職場・学校などからの受発信や閲覧等が同様に行われる事を意味しています。

これを賄う一般的な無線網は、LTE-Advancedや無線LANが見込まれますが、無線LANのIEEE 802.11ac(5.47~5.725GHz帯)の場合で表記速度6.9Gbpsとなります。つまり、50Mbpsや100Mbps、1Gbpsが現在の固定アクセス網となるFTTHやケーブルインターネットでの提供表記速度ですが、それでは賄えないのです。FTTHなら10-GE-PON、ケーブルインターネットならHFC:光ハイブリッド方式のDocsis3.1が必要となります。

加えて、4K8Kスーパーハイビジョン放送波は、地上波では実現せず、BS/CS、ケーブルテレビ、IPTVで実施される計画となっております。これは、特にケーブルテレビ会社における独自設備投資が不可欠であると共に、その設備投資を自社で賄えない事業者も存在するであろう事を意味しています。これをケーブルテレビ網の同軸線で行う場合、前記のとおりインターネット接続はHFC:光ハイブリッド方式であるDocsis3.1が必要となりますが、例えば、公営ケーブルテレビ会社の場合、市区町村税や公債の投入無く、その設備投資や網張替が可能でしょうか？これが不可能な場合、事業立地や電子政府・電子行政にも影響があります。

また、ケーブルテレビ事業者に、真に求められる事は、そうしたアクセス網における税支出や収支賄いではなく、ケーブルテレビ連盟殿が仰る地域BWA帯域への投資でもなく、地域住民の絆を結んだり、地域の魅力を国内外に発信したり、防災・減災に備えたりする事に寄与する「番組作り」であり、他の誰でもない、ケーブルテレビ事業者にしかならない事だと思えます。

		<p>NTT東西殿を含む全国系通信事業者は、固定網・無線網を整備しても、地域の為のコンテンツは作りません。そうした番組作りに必要な、4K8Kスーパーハイビジョン対応のTVカメラやマイク、編集機材、そして人々を想う従業員の待遇が、ケーブルテレビ事業者に必要な不可欠な投資だと思えます。</p> <p>もちろん、本意見者は同軸線を全廃してしまえ等と申し上げる訳ではありません。需要に対する供給体制における選択肢として、自社網整備か？他社網活用か？の経営自由度を有する事で、ケーブルテレビ事業者に真に求められる責務と経営意志に戦略を集中できる事が望まれている、と認めている次第です。</p> <p>なお、そうしたデータトラフィックを捌く為に、英国は、BT社のアクセス網部門を法的分離のOpenReach社にし、FTTH網を排他的なく活用できるようにしたのです。ケーブルテレビ事業者が選択性を有し得る為に必要だと意味においても、NTT東西殿のアクセス網のアンバンドル化や、一分岐貸し、法的分離を含むオープン化の担保が求められている、と提言申し上げます。</p>
<p>6. 適切な行政運営の確保等</p> <p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p> <p>6. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	51	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表</p> <p>特に、4. 1. 2(1)に掲げている合併・分割、株式取得等の事業者のグループ化に関する審査においては、法人格の変更等に係るものであり、事業運営への影響が大きく、行政の恣意的な裁量の下に制度運用がなされることを防止するため、その審査基準を基本的な指針に定めること等により、明確化を図ることが望ましい。</p> <p>また、4. 1. 1のとおり、競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、行政運営に関する指針の作成過程において、競争政策とともに電波政策についても十分考慮を行い、連携を図っていくことが適当である。</p> <p>その上で、例えば、新たに導入された制度の遵守状況や苦情・相談件数が多い事案等を各年度に重点的にモニタリングしていく事項を定め、各事業者の業務の適正性等のチェックや個別の市場動向の分析・検証を実施すること等により、市場環境の急激な変化にも的確に対応していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民がICTを利用できるよう、2020年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成するには、<u>あまねく固定網も無線網も、ボトルネック要因をアンバンドル化する事だ</u>、と考えます。これは「1. 1. 検討の目的」に示されたICTによる課題解決貢献に向けて、誰もが利用可能なユニバーサルサービス手段として、放送におけるIPTV伝送を確保する上でも、電子政府・電子自治体の公共サービスを担保する為にも必要と考えます。</p> <p><u>無線周波数割当においては、開設指針に基づく絶対評価基準とKPI達成を前提に、各グループに対する特定周波数帯域は同幅に割り当てる事でイコールフットイングを実現し、不感地区を無くし、高速化と価格抑制を実現し、電波を効率よく運用する基地局競争(ベストエフォートの実効競争)を促すと共に、その国民共有の電波資源が免許人グループに私物的運用されない様、アンバンドル化させる事だ</u>と考えます。</p> <p>通話料金においては、<u>固定も無線も着信料金の原則廃止である「ビル&キープ方式」とし、あまねく通話サービス提供者に対し相互接続も義務化すれば、「同一グループ内外での取引の公平性の確保」が担保されると共に、自社網内のコスト削減結果が、その通話料金定額制等における原価となり、直接販売でもFVNO向け・MVNO向け卸売メニューでも低廉化が進み、MVNO事業者がHLR/HSSを独自所有した場合の接続性も担保できるでしょう。</u></p>

	<p>これにより、他社への排他的行動や自社グループのみの優遇契約行動が起きなければ、公正競争を阻む一切の事項が、我が国で問題点として上げられる事が無くなります。</p> <p>また、仮にも排他的行動が起きる場合に備え、<u>無線局免許取り上げ、全直接販売・卸売・相互接続における営業停止、課徴金を含む処分制度を設けておく事</u>で、それら一切の行動が自社・自グループ・取引先に不利益だと理解できる事が肝要でしょう。これは、<u>通信事業者のみを対象とするのではなく、販売代理店、端末メーカー、ISP 事業者等にも適用する事が考えられます。</u></p> <p>なお、アンバンドル化する事での投資停滞懸念については、無線網においては無線局免許制度における開設指針等で回避できますし、固定網においては利用者層から選ばれなくなるだけとなり回避できると考えます。例えば無線網の場合であれば、<u>都区部の基地局運用認可は、ルーラル地区(山間部、諸島部、農村部)と、デザート部(都区部でも見捨てられた点在箇所)が解決された場合に限り、とする事が一手だと考えます。</u>加えて、適切な投資をしない事の不合理性・不利益性を打破する政策として、<u>固定網・無線網ともに国や地方公共団体の入札条件や調達条件における機能要件(スペック値)を KPI として設ける事で、「見える化」と「奨励化」を行う事が肝要と考えます。</u></p> <p>但し、現時点において、ルーラル地区とデザート部が存在し、その解決方法が望まれる事においては、あまねく固定網利用にも無線網利用にも公平に賦課するユニバーサルサービス基金を設け、<u>当該地区・スポットにおける展開希望者を入札方式(およびコンセッション方式による設備更改)にて募り、最も投資対効果と運用効果(CAPEX と OPEX)の高い整備によって、アンバンドル回線化する事が考えられ、当該対象固定網は 2015 年時点で 10Gbps を達成し得る FTTH か HFC 方式ケーブル回線とし、固定電話、固定インターネット(Wi-Fi スポット用途含む)、移動体通信基地局用バックホールにおいて、あまねく事業者との相互接続と設備設置を許容させると共に、当該利用の通信事業者のアンバンドル化の原則徹底が検討点と考えます。</u></p> <p>加えて、無線網基地局アンテナについては、都区部では混雑緩和の為の 5G 時代における小セル化に必要な不動産取得費用・賃借費用を低廉化させる為、<u>国有財産等の屋上や壁面を用いた共用設置許可を等しく提供する代わりとして、当該利用の移動体通信事業者のアンバンドル化の原則徹底とルーラル部の整備を都区部と同等に行わせる事で、都区部とルーラル部の投資コストバランスを平準化させる「奨励化」も検討点と考えます。</u></p> <p>そして、あまねく固定網・無線網におけるボトルネック要因のアンバンドル化が、<u>電気通信事業法第一条と電波法第一条に示される「目的」に基づき、その電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、希望する全ての国民が ICT を利用できるよう、2020 年代に向けて世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展を達成しているか?</u>の指標として、「6. 1. 2. (2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立」における市場動向を分析・検証する新たなツールが、「(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立」における<u>自由競争の下で規制の実効性を確実に担保し、その目的達成 KPI 設定と罰則規定の「見える化」「奨励化」「規律化」に資するよう整備されると共に、利用者自身においても客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、</u>と考えます。</p>
<p>6. 適切な行政運営の確保等</p> <p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p> <p>6. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>51</p> <p>【総務省案】</p> <p>(2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立</p> <p>このため、これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>公正競争レビュー制度におきましては、是非とも、市区町村番地単位や県間網における料金政策等を含めた市場動向を分析・検証する事が可能なツールとなる事を、切にお願い申し上げます。</p>

なぜならば、公正な競争を見るに当たっては、本答申案の各項目に示されておりました通り、「1. 入手可能性の有無、2. 選択可能性の有無、3. 選択多様性の有無」が必要とされると考えるからです。その状況をまとめると、

1. 入手可能性の有無 .. 都区部でもルーラル部でも、1社も選べないとか、旧態以前の通信サービスしかない所がある
2. 選択可能性の有無 .. 都区部でもルーラル部でも、1社しか選べないとか、1社しか繋がらない所がある
3. 選択多様性の有無 .. 都区部でもルーラル部でも、料金プランが1つしかないとか、アンバンドル化されていないサービスを選べない所がある

という状態だからです。

例えば、東京都という単位で見ると、どうしても23区内が目立ってしまいますが、東京都には多摩山間部や小笠原諸島があります。確かに人口総数で見れば、95%以上の利用者において、入手可能性や選択性はあるかも知れませんが、無線網においては実効速度が1Mbps以下の3Gに留まっていたり、LTEの周波数帯域が10MHz幅しか発射されていないスポットがあります。23区内であってもマンション、アパート、公営住宅ではADSLしか対応していなかったり、NTT東西のFTTHしか契約できなかったり、ケーブルテレビしか契約できない人もいます。

加えて、地方公共団体は、市町村合併により、旧町・旧村が同じ旧市として含まれてしまった事で、1つの市の中で繋がる所と繋がらない所が把握し辛くなっている状況です。

また、本答申案においては、アクセス網の競争状態に留まっており、県間網やインターネットエクステンジにおける課題については皆無でありましたが、そこにおける公正さが欠如すれば、自ずとアクセス網の入手可能性、選択可能性、選択多様性も閉ざされてしまいます。

そうした状態である事から、目を背けたり、全く進まない事業者の努力期待に委ねていても、公正な競争も地域の発展も実現しないのです。

総務省 平成 24 年版 情報通信白書

第 1 部 特集 ICT が導く震災復興・日本再生の道筋

第 5 節 地域成長力をけん引する ICT 2 地域における成長と ICT

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc115200.html>

地域における ICT の利活用を通じた地域活性化については、これまでの情報通信白書において、現状や課題等を取り上げてきた。今回は、特に ICT と地域経済成長の観点に焦点を当て、情報通信産業の地域展開による地域発展の可能性やブロードバンド整備等の ICT 基盤整備・利活用促進が農林水産業など地場産業の活性化や企業誘致に与える影響等について、アンケート調査による自治体の意向や先進的な事例の調査結果を踏まえ、分析を行う。

(2)ICT 基盤整備による企業誘致・産業集積促進

ア 企業誘致における ICT インフラ整備についての自治体の評価

ICT 基盤整備は企業立地や産業誘致にどのような影響を及ぼしているだろうか。まず、企業誘致に取り組む自治体のうち、誘致地区での ICT の整備水準についての把握状況を尋ねたところ、約 6 割の自治体が ICT の整備水準を把握している。「把握している」自治体に整備水準への評価をたずねると、58.8%の自治体が自らの地区の ICT の整備水準を肯定的に評価しているが、全く十分ではないとした意見も 13.2%存在した(図表 1-5-2-9)。行政区域内に進出した企業から、ICT インフラ環境について拡充の要望を聞くことがある自治体は、誘致に取り組む自治体の 25.1%であり、その具体内容は「ギガビット回線の整備」(52.4%)、「超高速無線通信の整備」(32.0%)と超高速ブロードバンド整備に係るものが多い。情報通信産業にとどまらず、幅広い産業分野において ICT 利活用が進む中で、企業誘致においてもブロードバンド・ネットワークの整備が必要条件となりつつあることがうかがえる。

		<p>よって、我が国の通信市場における、行政管轄者が公式に行う、公正競争レビュー制度においては、是非とも、市区町村番地単位や県間網における料金政策等を含めた市場動向を分析・検証し、一般利用者層においても法人利用者層においても、事業者間取引においても、より一層の健全な競争を喚起する事で、2020年代に向けた情報通信政策が、我が国の公共の福祉の増進を図ることに寄与される事を、切にお願い申し上げます。</p> <p>また、その市場動向を分析するにおいては、固定・移動とも、通信事業者各社殿の訴求点が、「Coverage, Speed, Price」である事からも、その実情(Bigdata 解析)を踏まえた政策立案が出来る事が望ましいと共に、利用者自身が客観的に判断できる指標になる事が最も望ましい、と考えます。</p>
<p>6. 適切な行政運営の確保等</p> <p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p> <p>6. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>52</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</p> <p>なお、これらのプロセスを進めていく際には、4. 1. 2. (3)の卸電気通信役務等に係る取引の状況や4. 2. 2. (3)の利用者一人当たりのデータ通信量の分布等、「政策の具体的な方向性」に掲げてきた事項に関する行政への報告内容等の充実を図るとともに、市場の環境変化により定期的に報告等が必要な事項が新たに生じた場合には、速やかに行政への報告事項として追加していくことが望ましいと考えられる。</p> <p>こうした各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを確立することにより、より効果的な監督を行っていくことが可能となり、自由競争の下で規制の実効性を確実に担保していくことに資する。</p> <p>【意見】</p> <p>「4. 1. 2. (3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保」における、卸電気通信役務等に係る取引の状況については、NTT 東西殿の卸売メニューの開始が、真の意味で我が国の公共の福祉の増進に寄与される為にも、その相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みの導入が求められている、と考えます。</p> <p>やはり、要望書や各種報道等から垣間見える各社殿の心情を察すれば、NTT 東西殿における信頼性が弱いから、だと思えます。</p> <p>これは、その卸売メニューを利用したいと思いつつ、NTT グループ内における子会社、ならびに親密な取引先等と比べて、自分達に不利益や不合理が発生する事はないだろうか？という素朴な疑問から発せられていると思えます。</p> <p>また、報道によると、11月12日に開かれた自民党の情報通信戦略調査会においても、この不透明さが指摘されているとの事でした。</p> <div data-bbox="548 1040 2056 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>NTT光回線卸売りに暗雲 自民が待った「地方業者に影響」…料金開示も要求 http://www.sankeibiz.jp/business/news/141117/bsj1411170500003-n1.htm 2014.11.17 06:25</p> <p>12日に開かれた自民党の情報通信戦略調査会(会長・川崎二郎元厚生労働相)で、NTTとNTTドコモの役員に同党の国会議員がかみついた。川崎氏は、ドコモの光回線と携帯電話とのセット割引が地方で光回線が利用される機会の拡大に貢献する可能性を認めながらも、値引き競争が激化すれば地方でインターネット事業を展開するCATV事業者への影響が大きいとの考えを強調し、懸念を示した。また別の議員は、NTTによる光回線の卸売りが、ドコモへの事実上の営業支援につながることを危惧。「卸売料金が(ドコモ以外の卸売対象と)同じだというなら公表して透明性を確保すればいい」として、NTTに料金の開示を求めた。</p> </div> <p>この状況は、B2B提供側のNTT東西殿においても、契約者側の事業者殿においても望ましい事ではありません。また、最終的にB2Cとして契約する一般利用者や法人利用者においても望ましい事ではありません。これでは、我が国において公共の福祉は増進しません。</p>

『電電ざっばらん』 真藤恒 東洋経済新報社(昭和 57 年(1982 年))

はじめに P.3~P.6

『この本に書いたことは、電電公社が、電気通信事業を真に国民・利用者のために役立たせるためには、いかにすべきかということ、言い換えれば「世の中のために電電があるのであって、電電のために世の中があるのではない」という、当たり前の方考え方に立って、今後の経営の在り方を述べたものである。』

『さて、電気通信事業の将来を考えてみよう。今日のように、地球が小さくなった時代には、電気通信事業も、国際的な競争裏にさらされている。すなわち、電気通信システムがコンピュータと結びつき、その効用が幾何学級数的に増大することにより、成熟した先進工業国の間では、このシステムは、最も大切なインフラストラクチャーとして位置づけられている。今後、こうしたシステムの影響は、ますます大きなものとなり、将来にわたって、国全体の動きの能率化・活性化を左右するものとなろう。』

『社会の需要に応じて、高度な電気通信事業の運営が、もっとも合理的な料金でできるようにするためには、**経営形態のいかにかわらず、いかにして効率的に、この大転換を図るかにかかっており、またこのことが、電電公社の経営当事者としての社会的責任の第一義的なものだと考えている。**』

2章 日本語とデンデン語 P.30

『電電公社という“閉鎖社会”の中に長い間生きてきたために、世間では通用しない常識が多いということである。**「日本語」と「電電語」の開きが大きくなることは、我々にとっても、社会にとっても好ましくない。**社内常識と世間の常識を密着させる義務が私にはある。＜中略＞国民は「こうして欲しい」と思っているときに、自分たちの都合で「それはできない」と考えると、加入者が電話をかけ、料金を払ってくれるから、自分たちはメシが食えるのに、そういう意識がないとか、物事の判断が逆さまに出てくることをいっている。それがいけないのである。＜中略＞口では「公共性、公共性」といっているが、実際の言動は自分たち本位ではないのか。＜中略＞「自分は公共性やサービスという面で、本当はどう行動すべきか」という点での真剣な、当事者として当然の“第一人称”の立場での自己反省が少ないのではないか。そのへんを十分に考えていけば、すべての業務上の行動も、発想の原点も変わってくるはずである。＜中略＞**電電公社の世界から物を眺めるのではなく、外から見つめていけば、我々はいま何をすべきかなのか、おのずと答えが出るのだと思う。**』

よって、総務省として、同一グループ内の卸電気通信役務等による相対取引を認めるならば、その商取引や商慣習にて、不合理や不公正が発つし我が国の国益が棄損されない様、然るべく規律性を以って、ここにおける健全な競争状況を担保し得る監視体制の構築を、切にお願い申し上げます。

また、NTT 東西殿との取引にて、地域 ISP や地域ケーブルテレビ事業者(公営ケーブルテレビ会社含む)が 1 回線あたりで利用可能な一分岐貸し、およびアクセス部門の法的分離による透明性確保にて、自由競争の下で規制の実効性を確実に担保する事も検討に値するのではないかと考えます。

なお、ここにおける本当の課題は、電電公社から民営化した現状の NTT グループ殿の営業方法が、ボトルネック設備を用いた NTT 独自品として行われる事で、ドミナンス性が発生しているものと、本意見者は認識します。また、市場競争性においては、総括原価方式や排他的垂直統合型ではなく、**何よりも市場との対話(需要側の求める費用対機能の理解、母子家庭やアルバイト学生でも支払可能な費用、それらに対応可能な品揃え)の実現が必要とされている**と思ひますし、B2C でも B2B でも、「**その顧客からの信用と信頼に結ばれた関係性**」として選ばれる事を目指して欲しいと思ひます。

また、アンバンドル化を望む事業者は、NTT 回線を使いたくないのではなく、NTT 回線を使って其々の顧客や地域地域の実情に合わせてお役に立つ事を欲していると思ひますので、そうした社会を実現する為、社会を築く人々を支える為に、NTT グループ殿が有する技術的イノベーションを展開して欲しいと願っております。その実現策の1つとして、卸売りメニュー導入をご判断をされたと個人的には信じたいと思ひますし、ボトルネック部門の公平性と透明性を担保し得るアンバンドル化としての法的社内分離や一分岐貸しについても、NTT グループ殿の経営ご意志として検討下さると幸いです。

我が国の公共の福祉を増進する一社として、災害復旧を含む日夜のご尽力に感謝申し上げますと共に、NTT グループ殿のご活躍の姿を期待します。

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

会社名 株式会社イーフロー
代表者 代表取締役社長 四ノ宮力
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12 菱化
代々木ビル 3F

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3.2 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進		<p>一律の約款による画一料金とその公表には反対です。</p> <p>弊社のように、異業種の中小の企業にとっては新しいアイデアによる無形の貢献度を含めた上での契約こそが重要であり、</p> <p>単純に一律の料金では、パワーに勝る大企業に対して勝ち目がありません。</p> <p>サービス卸の全ての契約内容の画一化は、ビジネスの創造性を阻害し、新規参入障壁となる可能性があるかと存じます。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 104-0061

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくぎんざ

住所 東京都中央区銀座4-12-15

(ふりがな) かぶしきがいしゃあさひねっと だいひょうとりしまりやくしゃちょう ひじかた じろう

氏名株式会社朝日ネット 代表取締役社長 土方 次郎

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ 基盤の利活 用推進によ るイノベー ション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 1 サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【「2020年代における情報通信政策の在り方に関する検討についての連名要望書」(H26.10.23 KDD Iほか236社からの総務大臣宛て連名要望書)(抜粋)】</p> <p>総務省におかれましては、多様なプレイヤーの競争を通じたイノベーションや地方創生を支えるため、ICT基盤の更なる普及・発展に向けて、「サービス卸」の提供については十分な透明性を確保する観点から、約款の作成・公表をはじめとする「サービス卸」に対する適切な規律(約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等)を導入して頂くことを要望いたします。</p> <p>また、「サービス卸」を通じた不当なNTTグループ連携(NTTグループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、NTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇、「サービス卸」に係る業務委受託を通じたNTT東西の受付・運用等のリソースのNTTドコモへの転用)が行われないよう適切に監視、チェックすべきです。</p> <p>上記事項を満たすための措置が取られないまま、なし崩し的にNTT東西の「サービス卸」の提供が行われ、公正競争環境を損なうこととならないよう、NTTグループに対して適切に指導頂くことを要望いたします。</p> <p>【当社意見】</p>

		<p>当社は NTT 東日本様・NTT 西日本様の「サービス卸」を活用して、多様な業界の事業者様との協業により、従来の事業領域にとられない新たなサービスを模索していきたいと考えています。</p> <p>「サービス卸」において仕入原価が公表されることは、一般的な商習慣上特異な状況と言わざるをえず、柔軟なサービス開発を阻害するなど、事業展開の妨げとなるものと想定されます。</p> <p>当社は「サービス卸」の活用を計画している事業者として、一定の適正性および公平性を確保する仕組みが導入されることには賛成ですが、自由なビジネス環境に負の影響を及ぼす可能性のある卸料金の公表や約款化には反対の立場です。</p>
--	--	--

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 100-8019

(ふりがな) とうきょうと ちよだくうちさいわいちょう
住 所 東京都千代田区内幸町一丁目1番6号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 I.N.T.E.I.コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 ありま あきら
有馬 彰

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
4.2 移動通信サービスに関する競争の促進	31	<p>【総務省案】 最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】 SIM ロック解除を推進する、という本案に賛同いたします。 従来、ごく一部の機種しか対応しない事業者が存在し、事業者間の取組に格差が生じておりましたが、今後、取組格差が生じないよう、総務省の主導による確実な推進を要望致します。</p>
5.3 訪日外国人に対しても利用しやすい ICT 環境の実現	48	<p>【総務省案】 総務省は、2014（平成 26）年 6 月 12 日に公表した訪日外国人の ICT 利用環境整備に向けたアクションプランである「SAQ2 JAPAN Project」に沿って、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催を見据え、関係省庁、機関、団体、事業者等と幅広く連携しつつ、次の取組を重点的に推進することが適当である。また、訪日外国人に対し、こうした取組について適切に情報提供していくことにより、より多くの訪日外国人が円滑にサービスを利用できるようにすることが重要である。</p> <p>【意見】 「SAQ2 JAPAN Project」に沿った同取組に賛同いたします。特に、国内発行 SIM への差替え等によるスマートフォン等利用の円滑化にあたっては、外国人の本人確認などが課題として挙げられておりますが、お客様の利便性を損なうことがないように検討が進められることが必要と考えます。</p>

<p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p>	<p>50</p>	<p>【総務省案】 市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新たな行政運営サイクルを確立することが適当である。</p> <p>【意見】 新たな行政運営サイクルの確立にあたっては、関係当事者に過度な負担とならぬような制度としていただきたいと考えます。</p>
-------------------------	-----------	--

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 761-0195

かがわけんたかまつしかすがちょう

住 所 香川県高松市春日町1735番地3

かぶしきがいしやえていねっと

氏 名 株式会社STNet

取締役社長 なかむら 中村 すすむ 進

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見提出者： 株式会社STNet

領域	頁	意見
—	—	<p>【答申（案）】</p> <p>2020年代に向けた情報通信政策の在り方 —世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて— 答申（案）</p> <p>【意見】 ※答申（案）全体を通じた当社意見</p> <p>まず今回、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」を長期間にわたり検討され、答申（案）を取りまとめられた2020-ICT基盤政策特別部会・基本政策委員会の委員ならびに関係者各位のご尽力に感謝を申し上げます。</p> <p>今回取りまとめられた答申（案）を拝見しますと、個別の論点に関する内容だけでなく、全体を通じて個別論点の背後にある明確な問題意識、或いは情報通信を取り巻く環境に対する的確な状況認識についても、大いに賛同するところです。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来は、代替的あるいは個別の市場として捉えられがちだった移動通信と固定通信の両分野について、「代替的な存在というよりも、むしろ相互補完を果たすものとして、双方ともに重要なネットワーク」と位置づけていること ・ 固定通信分野において「設備事業者による競争が利用者便益の向上につながる」と評価するなど、設備競争の重要性を正当に評価していること ・ 大手通信事業者によるM&A等を通じて事業者の統合化、系列化が進み、固定通信、移動通信の両分野にまたがるメガキャリア3グループが圧倒的シェアを保持していることで、「協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている」との認識に立ち、とりわけ移動通信分野での競争促進の重要性や多様な競争促進策について提言していること、特に圧倒的な競争力を持つMNOに対するMVNO事業者の重要性を評価していること <p>といった点が挙げられます。</p> <p>今後は、本答申（案）で提言された方向性を実効性のある制度に仕上げ、着実に実施いただくとともに、新たな環境変化や状況の推移に対しても、適時的確な政策運営を行っていただくことを要望いたします。</p>

<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>17</p>	<p>【答申（案）】</p> <p>（2）固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準（50%）を超えて（83.7%（2014（平成26）年3月末））おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p>
		<p>【意見】</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制に関して、「現行の規律を維持することが適当」とする答申（案）に賛同いたします。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるNTT東西殿の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは、依然として事実上の独占状況が続いているといっても差支えないほどの高い水準であることは、答申（案）に指摘されているとおりです。</p> <p>このため、現状のままで禁止行為規制を緩和した場合には、NTT東西殿による独占状態・市場支配力の高進によって自由で活発な固定通信市場が阻害され、本来利用者が享受すべき多様かつ利便性の高いサービスの創出ができなくなることが懸念されます。したがって現行規律の維持は適切な判断であると考えます。</p>

<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>18</p>	<p>(3) 移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>2020年代に向けて、ICTは、様々な分野・産業との連携を図ることで、その分野におけるイノベーションを促進し、新たな付加価値をもたらすことが期待されている。こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p>
		<p>【意見】</p> <p>禁止行為規制の三類型のうち「② 不当な優先的取扱い等の禁止」に関し、移動通信市場においては、新事業・新サービスの創出を促進する観点から、異業種との連携を加速させるためにも緩和が適当であるとする主旨については理解します。</p> <p>また、その上で、「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当」とする答申（案）に強く賛同します。</p> <p>この「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等の禁止」は、NTT東西殿が予定する自社光アクセス回線の「サービス卸」を移動通信事業者が利用する場合を考えると、その必要性は明らかです。</p> <p>サービス卸は多数の事業者が利用すると予想されますが、最も競争に与える影響が大きいのは、移動通信市場で事実上“協調的寡占”状態にあるメガキャリアが、移動通信分野で得た巨大なユーザ基盤や販売チャネル、或いは膨大な利潤を原資とした販売促進費やセット割引等を梃子に、固定通信市場でも瞬間に巨大なシェアを築き上げることであり、こうしたメガキャリアによる移動通信と固定通信の両分野にまたがるサービス提供は、既存の固定通信事業者には太刀打ちできないものです。</p> <p>そしてその中でも、依然として移動通信市場で第1位の契約数を有しているNTTドコモ殿が、自己の関係事業者であるNTT東西殿のサービス卸を正当な理由なく優先的に取り扱った場合には、この競争状況の歪みは一層顕著なものとなります。</p> <p>このため、移動通信を越えて固定通信市場にも波及する競争状況の歪みを排除する観点からも、移動通信市場における「禁止行為規制の適用事業者に対して、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等を禁止すること」は不可欠であると考えます。</p>

<p>3. 2. 光ファイバの利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>22</p>	<p>【答申（案）】</p> <p>（略）</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>（中略）</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。
		<p>【意見】</p> <p>サービス卸の提供に当たり「一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討する」とする点について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス卸は、ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いて提供することから、特定の事業者を優遇することがないよう、料金や提供条件は当然公表されるべきものであり、NTT東西殿は国民に対する説明責任を十分に果たす必要がある ・ サービス卸の料金や提供条件が相対契約により公開されない場合、サービスプレイヤーはビジネスモデルの十分な検討ができず、却って新たなビジネスモデル創出の機会を逃し、ひいては利用者の利便性向上を損ねる恐れがある。このため、サービス卸の料金や提供条件を公表し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことこそが、新たなビジネスモデルの創出、イノベーションの促進につながるものである <p>ことから、透明性は“十分に”確保される必要があると考えます。</p> <p>については、サービス卸の提供には“十分な”透明性が確保される仕組みとして、約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等の適切な規律を導入して頂くことを強く要望</p>

	<p>いたします。</p> <p>また、競争環境への影響を踏まえ「総務省において必要に応じ適切な措置を講ずる」とする点に賛同し、以下を強く要望いたします。</p> <p>1つ目の事例である「移動通信事業者による過度なキャッシュバック等により固定通信市場における競争が歪められるおそれ」に関しては、これまで移動通信市場では、膨大な超過利潤を原資に過度なキャッシュバック等が横行してきており、サービス卸の提供を受けて開始するF T T Hサービスにおいて同様の行為がなされた場合、固定通信市場での公正競争が阻害される懸念があります。このため、実効性のある監視ならびに検証を行う体制を導入して頂くことをお願いいたします。</p> <p>2つ目の事例である「移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてF T T Hとモバイルのセット割引を行う際、正当な理由なく排他的な組み合わせで提供することは、実質的な禁止行為に該当」に関しては、N T T ドコモ殿は「ドコモ光」を開始するに当たり、自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱っていないことを立証しておりません。このため、「ドコモ光」を開始する条件として、自己の関係事業者以外の事業者のサービスを取り扱う仕組みを公表するなどの施策を講じて頂くことをお願いいたします。</p>
--	---

<p>4. 3. 超高速 ブロードバンド 基盤に関する競争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>37 ～ 38</p>	<p>【答申（案）】</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 (略)</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用してFTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮
		<p>【意見】</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の検討については、「接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされましたが、検討にあたっては、答申（案）にも示された留意事項、その中でも特に「設備投資インセンティブへの配慮」について、十分留意いただけますようお願いいたします。</p> <p>加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、分岐単位接続料の導入可否について長く議論されてきましたが、議論の中で取り上げられた解決すべき課題の中でも、設備競争に与える影響が最も懸念されます。</p> <p>仮に、分岐単位接続料の設定が他の光ファイバ接続料との間の整合性や合理性を欠き、極端に安価なものに算定された場合には、光ファイバを借りてサービス提供する事業者が有利になり、これまで設備投資のリスクを負って自ら光ファイバ網を構築し、FTTH市場の拡大を牽引してきた事業者（以下「設備事業者」と言う）との間に不公平が生じ、FTTHのみならず光ファイバを利用した通信サービス全般における競争環境を歪める懸念があります。</p> <p>このような歪んだ競争環境では、設備事業者による設備投資へのインセンティブが損なわれ、設備事業者の事業縮小・撤退に伴うNTT東西殿による光設備の独占や料金の高止まり、設備に依存するサービス開発の停滞等、設備競争不在による弊害が発生し、ひいては国民の通信サービス利用環境にも悪影響を及ぼすことが想定されます。</p> <p>以上のことから、分岐単位接続料導入の検討にあたっては、設備事業者の設備投資へのインセンティブが保たれるよう、料金算定での整合性・合理性を十分確保いただくことを強く要望いたします。</p>

<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>41 ~ 42</p>	<p>【答申（案）】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p> <p>(中略)</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>(以下略)</p>
		<p>【意見】</p> <p>ICTサービス安心・安全研究会 報告書（案）で示された、利用者の不利益を解消する主旨から「電気通信サービスに対しても契約の内容やサービスの品質について納得できるまでの契約初期の間には、契約の拘束力から離脱する道を用意する」という考え方は、我々事業者にとっても、真のお客さま志向の実現やお客さまとの信頼関係の醸成、ひいては電気通信市場の更なる発展にも通じるものと理解しています。</p> <p>加えて、当社も手掛けるFTTHの場合、サービス提供にあたっては工事が必須であることから、“工事不要”で“即日利用可能”となるモバイル系サービスとは状況が大きく異なります。このため、上記報告書（案）および本答申（案）のとおり“異なる取り扱い”とする点についても賛同いたします。</p> <p>ただし、FTTHに対するこの“異なる取り扱い”に関しては、その適用のあり方次第では、事業者が利用希望者の意志確認を今以上に厳格化したり、サービス提供基準を引き上げることに繋がり、ひいては利用希望者がサービスを受けることが難しくなる可能性があります。</p> <p>また、事業者は、利用者からの申込みにより実際に多額の支出（開通や原状復帰に伴い発生する工事費等）を伴うため、契約解除にあたって事業者が過大な負担を強いられる状況となれば、公平性やルール濫用抑制の観点からも問題があるものと考えます。</p> <p>この場合、事業者は利用者に対して費用負担を求めざるを得ず、結果的に利用者の不利益・苦情の増加や、FTTHの発展を阻害することに繋がりがかねないという、本来の制度の主旨から逸脱するジレンマに陥ることも懸念されます。</p> <p>このため、今後の制度設計にあたっては、これらの懸念にも留意しながら慎重にバランスをとっていただくとともに、まずは、公の場で議論を尽くしていただければ幸いです。</p>

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 100-0005

住 所 とうきょうとちよだくまるのうち
東京都千代田区丸の内1-8-1

氏 名 かぶしきがいしゃ
株式会社ジュピターテレコム
だいひょうとりしまりやくしやちょう
代表取締役社長 まき としお
牧 俊夫

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	21-22	<p>【総務省案】</p> <p>(3. 2. 2. 政策の具体的方向性)</p> <p>サービス卸は、NTT 東西が自ら提供してきた FTTH の小売サービスについて異業種を含む様々な事業者に委ね、今後は卸売サービスを主体とするという「東西会社が B2C から B2B にビジネスモデルを変革するもの」であり、また、NTT 東西が依然として固定通信市場において市場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、加えて、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となると考えられる。以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 <p>【意見】</p> <p>NTT はすでに本年度に光のサービス卸の提供を始めることを公表しており、また NTT ドコモは 11 月の決算発表の場において、来年 2 月から NTT 東西の光のサービス卸を利用した「ドコモ光」の提供を開始することを発表しました。</p> <p>答申案でも述べられているとおり、「NTT 東西が依然として固定通信市場において市場支配力を有している中</p>

		<p>でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと」からすれば、固定通信市場の公正競争を阻害することのないよう、NTT 東西による光のサービス卸について、料金及び提供条件の約款化と公表等、適正性、公平性、並びに十分な透明性が確保できる制度整備を強く要望いたします。</p>
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>23</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(4. 1. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題)</p> <p>電気通信事業においては、自ら回線設備を設置する事業者（以下「設備設置事業者」という。）が重要な役割を果たしている。設備設置事業者は、自ら設備の高度化・新機能の追加を行い、他の事業者に先んじてサービスを提供することが可能であり、また、自助努力により設備コストを削減可能なため、サービスの質や料金の水準をコントロールできる余地が大きい。また、設備設置事業者が複数存在することにより、我が国のネットワークの冗長化を図ることが可能となる。さらに、自らの経営努力による競争的なサービスエリアの拡大が行われることにより、より多くの利用者が高度なサービスを利用することが可能となる。このような設備設置事業者による競争は、利用者便益の向上につながるものと評価できる。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省のこれまでの設備ベースの競争政策は有効に機能していると考えており、その結果ブロードバンド利用者は増加し、料金の低下等、利用者の便益につながっているとの認識です。</p> <p>2020 年に向けては、今後の ICT 利活用拡大に伴うトラフィック増への対応や、安心・安全かつ強靱な情報通信網の構築は更に重要になると考えています。例えば固定アクセス回線についても、NTT 東西のみに依存せず、キャリアダイバーシティによるネットワークの強靱化が必要であると考えられ、ケーブルテレビ事業者がすでに有する幹線総延長 37 万 Km に及ぶケーブルテレビネットワークを、携帯データオフロードや Wi-Fi 基地局バックホールとして活用することも見込まれます。強靱化の一端を担うものとして、ケーブルテレビの固定網を</p>

		<p>今後活用していくことはますます重要になっていくものと考えます。</p> <p>ただし固定通信市場で強い支配力を有する NTT 東西とケーブルテレビ事業者の間では、加入者数や売上高などに依然として大きな差があります。こうした現状下で、弊社を含むケーブルテレビ事業者が引き続き設備整備を行っていけるよう、公正競争を引き続き維持できる中長期的視点に立った政策を要望します。</p>
<p>4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進</p>	<p>37-38</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(4. 3. 2. 政策の具体的方向性)</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が NTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <p>弊社は「分岐単位接続料」の検討にあたっては、これまで、「現行の競争状況および光ファイバ接続料での競争状況の両輪を十分に分析・評価した上で導入の要否を検討する必要がある、その結果、仮に導入すべきとの結論となった場合においても、これまでの議論で課題として残っている、サービス品質・運用面の確保等に係</p>

		<p>るコストの分析・評価、それに基づく算定方法の検討等を行うことが必要」との主張をしてきております。</p> <p>また、『「光の道」構想実現に向けて一取りまとめ』(平成22年12月14日)において、「設備競争とサービス競争のバランスの観点から、設備競争への影響等に十分に留意することが適当」と明記されていることを踏まえると、加入者向けアクセス回線網を自ら構築してきた弊社の立場からすれば、今回これらの点について十分な議論が行われていると思えません。</p> <p>従って分岐単位接続料については、NTT東西による光サービス卸の導入予定などの影響も踏まえながら、今後十分な検討を行うべきと考えます。</p>
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	38-39	<p>【総務省案】</p> <p>(4. 3. 2. 政策の具体的方向性)</p> <p>(3) NTT東西の機能分離等、NTTグループに課されている規律等の検証</p> <p>子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。また、NTTグループにおいても、民間会社として自由に企業活動を行うことが前提ではあるが、再編成や機能分離の趣旨や、ボトルネック設備を有していること等に鑑み、不当なグループ内連携等の問題が生じることのないよう、十分留意することが望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT東西はユニバーサルサービスの責務を負ってはいますが、わずか数パーセントの利益率の一方で、高額キャッシュバック施策を実施するなど、通常の民間企業には真似ができない施策をとっております。</p> <p>100%親会社であるNTTからすれば、NTTドコモの高い利益をベースに、グループ内を連結することで、非上場のNTT東西の低利益率が許容された状況にあるものと考えます。</p>

		<p>こうした状況において NTT 東西が、NTT グループと資本関係のない電力系やケーブルテレビ事業者などの間との取引と比較して、NTT ドコモ等のグループ内の事業者にのみ有利な条件で光サービス卸などの設備提供を行うことがあるとすれば、NTT グループと他社との間での公正な競争が担保されない懸念があります。</p> <p>そのため、NTT 東西に対する NTT の経営責任を明確化する視点から、NTT が NTT 東西の経営目標を明確化すること、また、国は NTT の最大株主という観点から NTT の経営目標の達成を評価するといった、経営視点での政策を要望します。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>40</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(5. 1. 2. 政策の具体的方向性)</p> <p>2020 年代に向けて、安心して ICT を利用できる環境を整備するため、「ICT サービス安心・安全研究会」において、次の事項を主な内容とする報告書(案)が取りまとめられた。この報告書(案)において示された考え方を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実等に向け、電気通信事業法をはじめとする関連法令の改正等、制度規律による実効性の確保を含め、具体的な制度設計を行うことが適当である。</p> <p>そして、関係団体、電気通信事業者、代理店等においても、総務省を含め、関係者間で十分な連携を図りながら、報告書(案)に示された考え方を踏まえた具体的取組を早急に行うことを期待する。</p> <p>また、総務省における制度設計についての検討状況や、関係団体、電気通信事業者、代理店等による取組状況については、同研究会等の場でフォローアップしていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>ケーブルテレビ業界は、消費者保護に関しては自主的な取り組みを進めており、弊社も以前よりクーリングオフに準ずる運用の導入や適切な広告表示の徹底など、様々な自主的な対応を実施しております。本研究会の報告書(案)におけるオプションサービス等の扱いについては、弊社として懸念すべき点もあることから、消費者保護ルールの見直し等の具体的な制度設計に際しては、業界団体や関係事業者の意見を幅広く聴取し、利用</p>

		<p>者に混乱をきたすことのないよう要望します。</p> <p>なお消費者保護ルールの見直しに関しては、総務省の「ICT サービス安心・安全研究会」において検討され、先日総務省にて実施された意見募集に対して、弊社としても意見書を提出いたしております。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(5. 1. 2. 政策の具体的方向性)</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>先日総務省にて実施された「ICT サービス安心・安全研究会」報告書(案)に関する意見募集に対して、すでに弊社として意見書を提出いたしておりますが、以下、同意見書の趣旨を記載します。</p> <p>初期契約解除ルールの検討にあたり、契約解除までに生じる工事費やサービス利用などにかかる対価費用の請求権について、理解を示して頂いていることについて評価いたします。</p> <p>弊社の CATV サービスは、申し込み後最短 4 日でサービスをご利用いただける優れた特徴を有しており、利用者から好評をいただいております。</p> <p>しかしながら、初期契約解除ルールを逆手にとって、仮に短期間で大量にサービスを利用されたり、一時的な利用を前提に短期に加入と解除を繰り返された場合、事業者にとっては過度の負担となります。</p>

		<p>従いまして、短期間であっても、利用された通話料などの費用（従量課金）等については、利用者が負担する制度となるようお願いします。</p> <p>またオプションサービスの取り扱いについては、適用対象は新規契約に限ることとし、既加入者のサービスの変更に対しては、初期契約解除ルールの適用が除外されることを要望します。</p> <p>これは、加入者はすでに弊社サービスを利用し、初期契約解除ルールで想定されている販売方法の不意打ち性やサービスの複雑性、消費者の熟慮期間の問題はすでに解消されていると考えるためです。</p> <p>仮に初期契約解除ルールが適用され、短期間でサービス変更を繰り返すにも関わらず、事業者がサービス提供等にかかる費用を請求できない場合、それに要する費用は最終的には他の善良な加入者が負担していることとなり利用者の公平性の観点からも好ましくないと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>43</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 販売勧誘活動の在り方</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>先日総務省にて実施された「ICT サービス安心・安全研究会」報告書（案）に関する意見募集に対して、すでに弊社として意見書を提出いたしておりますが、以下、同意見書の趣旨を記載します。</p> <p>弊社は映像（放送）、インターネット、電話の3サービスをトリプルプレイと称してお客様に提供しておりますが、加入者の中には、これらの3サービスの中で、特定の1サービスのみを契約されない方もおられます。</p> <p>「複数サービス提供時の一サービスの拒絶時」に、仮に一つを以て全てのサービスの再勧誘の禁止が適用となると、お客様は利用されている、あるいは利用の意思のあるサービスに関する新たなサービス等の情報を得る</p>

(別紙)

		<p>機会を失うこととなり、利用者にとっては逆に利便性を損なう結果を生じる恐れがあります。したがって、勧誘の拒否につきましては全てのサービスを包括的にとらえるのではなく、利用者の要望に沿った形での解釈ができるような制度となるよう要望します。</p>
--	--	--

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オブティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性がもたらす、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成 26)年 3 月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、<u>現行の規律を維持することが適当</u>である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現行の規律を維持することが適当」とする考え方に賛同します。 ○ NTT 東西殿が「サービス卸」を開始することとなれば、固定通信市場における競争に次のような歪みをもたらす恐れがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスのセット割引を実施する場合、過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場においても移動通信事業者による寡占が進行する ➢ 固定通信サービスを移動通信サービスとセット販売しなければ、固定通信設備コストの回収が困難となり、固定通信分野の設備投資インセンティブが損なわれ、設備競争が縮退・消滅する ➢ 固定通信サービスの料金の適正性が損なわれると、固定通信事業者は利益を得ることが難しくなり、淘汰される一方、NTT 東西殿のみがサービス卸で利益を確保できるため、NTT 東西殿の設備シェアのさらなる拡大、ひいては設備シェアの独占が進む ○ このような事態が現実のものとなれば、NTT 東西殿の市場支配力は現在以上に強力なものとなり、市場支配力をより行使しやすい環境が整うこととなりかねません。 ○ したがって、固定通信市場における禁止行為規制は引き続き堅持すべきと考えます。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	18	<p>【総務省案】</p> <p>(3)移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>① 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止</p> <p>携帯電話の契約数の増加に加え、近年のMVNOの増加により、禁止行為規制の適用事業者が扱う接続関連情報はますます増加していることから、本規律を見直すような事情変更は認められず、<u>本規律を維持することが適当</u>である。</p> <p>なお、移動通信は国民生活に不可欠な基盤として今後もその利用の拡大が見込まれること、さらには、2020年代に向けて、M2MやIoTの進展を見据えると、様々な業種のプレイヤーが事業主体となり、MVNOにもなり得る可能性があることから、<u>接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の重要性が一層高まっていく</u>と考えられる。このため、今後その状況を注視していく必要があると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「本規律を維持することが適当」とする考え方に賛同します。 ○ 接続関連情報の目的外利用・提供は、競争阻害につながる恐れがあり、今後、MVNOの参入促進等によって、接続が増加する傾向にある二種指定事業者を中心に「接続関連情報の目的外利用・提供の禁止の重要性が一層高まっていく」と考えます。 ○ また、二種指定事業者を含む企業グループにおいて電波利用の連携が進んでいることや、本答申(案)「4.1.2(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し」等を踏まえると、本規律を維持することに加え、すべての二種指定事業者およびその同一グループのMNOに対して本規律を適用すべきと考えます。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	18 19	<p>【総務省案】</p> <p>(3)移動通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>(略)こうした新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、<u>本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</u></p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、<u>自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</u></p> <p>③ 不当な規律・干渉の禁止</p> <p>(略)ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとまではいえない状況にあると考えられる。したがって、<u>本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当」とする考え方に賛同します。 ○ しかしながら、本答申案のとおり規律が緩和されることとなれば、禁止行為規制の適用事業者が自社グループ外の特定の事業者・MVNO に対して不当に不利な取扱いを行ったり、不利益を与えたりすることが認められることとなるため、事業内容が競合する MVNO に対してこのような行為が横行することとなれば、競争の縮退、新規参入の減少が懸念されます。 ○ さらには、禁止行為規制の適用事業者が圧倒的優位な交渉力を活かし、取引を通じた不当な規律・干渉によって、資本関係がなくともグループ外の電気通信事業者を実質的に支配することも可能となり、さらなる市場寡占の進行等が懸念されます。 ○ そうなると、電気通信市場全体の競争促進や MVNO の振興に水を指すこととなり、利用者利益が損なわれます。 ○ 本規律を緩和する趣旨が、イノベーション促進にあることを踏まえると、異業種と同業種の事業者区分を明確にした上で、異業種との連携についての緩和に限定すべきであり、同業種である電気通信事業者に対する不当に不利な取扱いの禁止は引き続き、維持すべきと考えます。 ○ また、上記の内容は、すべての二種指定事業者でその実施が懸念されることから、本規律を維持することに加え、すべての二種指定事業者に本規律を適用すべきと考えます。

章	頁	意見
3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	22	<p>【総務省案】</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、<u>移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。</u> ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。<u>これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</u> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「サービス卸」の料金その他の提供条件について、「適正性・公平性」については“十分に”確保とされる一方、「透明性」については“一定の”確保とされていますが、「適正性・公平性・透明性」はいずれも十分に確保すべきであり、異なる取扱いとすべきではないと考えます。 ○ 料金その他の提供条件にはイノベーションの要素はなく、透明性を十分に確保してもイノベーションを阻害することはないことから、約款の作成・事前認可/届出、公表、相対取引禁止等の適切な規律を課すべきと考えます。 ○ サービス卸は、単に「回線サービス」を提供するものであって、卸受事業者が新たなビジネスモデル創出するための材料のひとつに過ぎません。 ○ 卸受事業者がその「回線サービス」に新たな付加価値を加えることではじめて、イノベーションが創造されるものであって、付加価値を加える前の取引に関する情報(サービス卸の料金・提供条件)はイノベーションと明らかに無関係であり、情報を秘匿せねばならない根拠は見当たりません。

章	頁	意見
		<p>○ むしろ、イノベーションを促進するためには、サービス卸に関する情報を広く公開し、幅広い分野の事業者に対して検討を促すことが不可欠であって、情報の一部を秘匿して透明性を十分に確保しない、もしくは相対取引を許容することこそが、イノベーションを阻害することは明らかです。</p> <p>○ さらに、サービス卸を通じて不当な NTT グループの連携や一体営業がなし崩し的に実施され、常態化する恐れがあり、これを踏まえると、料金その他の提供条件について透明性を十分に確保することは不可欠と考えます。</p> <p>○ そのため、サービス卸に対する適切な規律(約款の作成・事前認可/届出、公表、相対取引禁止等)を課すことは必要不可欠です。</p> <div data-bbox="622 491 2085 895" data-label="Diagram"> </div> <p>単なる「回線サービス」の卸提供 = イノベーションに無関係 ⇒ 「透明性の十分な確保」がイノベーションを阻害することはない</p>

章	頁	意見
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	24	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>このため、設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高い MNO 間の合併や株式取得等、<u>グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</u></p> <p>また、固定通信市場においても、新規事業者が線路敷設基盤(電柱・管路等)を新規に整備することが容易でないなどの特性に鑑みれば、グループ化の進展により設備設置事業者による競争の確保に支障を及ぼす懸念等を防止する必要がある点では同様であることから、制度の導入に当たっては、固定通信も含めて検討することが適当である。</p> <p>(略)</p> <p>なお、競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、<u>競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「主要事業者のグループ化に関する規律の導入」に賛同します。 ○ 本答申(案)では、本規律による審査対象を設備設置事業者に限定されていますが、一定の市場シェアをもつサービス競争事業者の合併等についても競争の縮退要因となると考えられることから、設備設置事業者と同様に審査対象とするかどうか慎重に検討する必要があります。 ○ また、「競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当」とする考え方に賛同します。 ○ 今後の電波政策に競争政策の考え方を導入することで、例えば、 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 周波数割当や再免許交付の要件に MVNO への設備開放のコミットを求める等モバイル市場の競争促進に資する要素を加える ➤ グループ外の MVNO の受入・設備開放の多寡に応じて周波数割当の優先権・インセンティブを与える 等の新たな施策を導入することが考えられ、電波の有効利用と競争の双方がより促進される政策の立案が期待できるものと考えます。

章	頁	意見
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25	<p>【総務省案】</p> <p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、<u>現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。</u></p> <p>具体的には、二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である。</p> <p><u>ただし、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて『グループ』の概念を導入することが適当」とする考え方に賛同します。 ○ しかしながら、「そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要」について、現在のモバイル市場においては、二種指定事業者を含むグループ各社が、グループ内で協調的な行動をとることで互いの長所を伸ばし、短所を補っている状況にあることから、シェアのみをもって異なる規律を適用すべきではないと考えます。 ○ 下位 MNO※は、自社グループの二種指定事業者(上位 MNO)と協調することで互いの交渉力・競争力を著しく向上させたり、互いのシェアをコントロールしたりすることが可能であることから、次の点にも着目して制度設計することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各グループ内の MNO が一体で設備を構築・共用しており、接続協議における二種指定事業者と下位 MNO の交渉力が同一化している ➢ 下位 MNO は、二種指定ガイドラインに則った接続料や提供条件を示していない一方で、グループ内事業者のみを優遇している疑念が拭えず、グループ外の MVNO に対して参入障壁を設けている ➢ 下位 MNO が二種指定事業者のサービスをセット販売・割引しているケースがあり、二種指定事業者のシェアを梃子にした事業活動を展開するだけでなく、二種指定事業者のシェア向上にも寄与している ➢ 下位 MNO は、二種指定事業者を中核とした自社グループ戦略上の補完的な役割を果たしており、二種指定事業者との競争を避けるため、敢えて自らのシェア向上を犠牲にしている可能性がある

章	頁	意見
		<p>○ なお、グループ内で設備を共用・一体運用している場合においては、グループ外事業者・MVNO とのイコールフッティング確保の観点から、グループ外事業者・MVNO に対しても同等の条件で設備開放を義務付けるべきと考えます。</p> <p>※ 下位 MNO： 二種指定事業者を除く MNO(携帯電話事業者、BWA 事業者)を指す。 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」(平成 26 年 10 月 10 日公表)P150 参照。</p>

章	頁	意見
4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	25 26	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>事業者のグループ化の進展の中で、特に、卸電気通信役務等の相対取引による事業者の同一グループ内での「電波利用の連携」等が拡大している。</p> <p>「電波利用の連携」をはじめとする他の事業者へのネットワークの提供については、事業者の同一グループ内のみならず、グループ外のMVNO等に対しても積極的に実施されることで競争が促進され、サービス多様化や料金低廉化に資することとなるが、他方、「電波利用の連携」等は、卸電気通信役務等の相対取引により行われるため、事業者の同一グループ内とグループ外との公平性が確保されているか否かが不透明との指摘もある。</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「(3)同一グループ内外での取引の公平性の確保」に示された考え方に賛同します。 ○ 海外各国においては、MNOがサブブランドとしてMVNO子会社を設立するケースが一般化しており、今後、国内MNOにおいても同様の動きが顕著となる可能性があります。 ○ そのため、各グループ内MNO間の相対取引のみならず、同一グループ内のMNO、MVNO、MVNEそれぞれの間でなされる相対取引についても総務省において把握し、公正競争の確保に向けた取組に活用することが必要と考えます。

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	28 29	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>具体的には、二種指定事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料や接続条件について接続約款を策定し、総務大臣に事前に届け出る義務や、他事業者と接続協定を締結する際に一律に届け出た接続約款を適用する義務等が課せられている。二種指定設備制度では、MVNO 等の競争事業者がネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにするアンバンドルについて、法令ではなくガイドラインで一定のルールが定められているほか、接続請求に係る手続等も法令では規定されていない。</p> <p>二種指定設備制度における接続約款に事前届出制が採用されている点については、<u>設備のボトルネック性が認められない移動通信市場において、迅速かつ機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築を可能とする観点から適切であり、現時点で認可制を採用することが必要不可欠とはいえない</u>と考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場において「設備のボトルネック性が認められない」とされていますが、特別部会および基本政策委員会において、現時点で設備のボトルネック性が認められるか否かについての議論が尽くされておらず、近年の環境変化を踏まえると、従来と同様の理由で「ボトルネック性が認められない」と断じることは時期尚早であり、あらためて本件について議論すべきと考えます。 ○ 平成 12 年の電気通信審議会答申※によれば、「設備のボトルネック性が認められない」理由として次の 3 点が示されています。 <ul style="list-style-type: none"> ① 移動体通信市場においては、固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に 3 以上存在すること ② 固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が加入者回線を含め自ら設備を構築しており、且つその設備も各社が遜色なく全国にエリア拡大されており、加入者線を含めたネットワークの代替性が存在していること ③ 移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも移動体間の通信は全体の 5 分の 1 以下（平成 11 年度）にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段（ラストリゾート）となっているのに対し、移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと ○ しかしながら、近年の環境変化により、現状は上記の 3 点に適合しないと考えます。 ○ 上記①、②は、平成 12 年当時に比べて MNO のグループ化の進行に伴い事業者数が減少していることに加え、次の点で現状に適合しないと考えます。

章	頁	意見
		<p>A) 各事業者の通信方式・技術仕様が統一されておらず、ネットワークの代替性が確保されていない</p> <p>B) 各事業者の機能アンバンドルの状況が一律でなく、実質的にネットワークの代替性が損なわれている</p> <p>○ また、上記③については、現在の移動通信の普及・発展の状況を踏まえると、現状に適合しないことは明らかなです。</p> <p>○ 以上より、平成12年に示された上記①～③が現状に適合するのか丁寧に再検証した上で、あらためて移動通信設備にボトルネック性が認められるか否かについて検討し、判断を示すべきと考えます。</p> <p>※平成12年12月21日電気通信審議会「接続ルールの見直しについて(電気通信事業法の一部を改正する法律(平成9年法律第97号)附則第15条を踏まえた接続ルールの見直しについて)第一次答申」</p>

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	29	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>しかし、現在では、ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、パケット通信に係る機能のように二種指定事業者が一方的に設備を貸し出す形の機能が增加していることや、過去に事業者によっては開放が実現されない不透明な時期もあったことを踏まえれば、MVNO が技術の進展に合わせて発展していくためには、今後とも、多様なサービスに対応する多様な機能が二種指定事業者によって迅速かつ確実に開放され、利用可能となることが必要不可欠である。</p> <p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が<u>迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である</u>。また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、<u>MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である</u>。</p> <p>なお、全ての二種指定事業者が開放すべき基本的な機能以外の接続機能については、<u>事業者間の協議を注視する観点から、引き続き「注視すべき機能」としてガイドラインに規定することが適当である</u>。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当」、「MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当」とする考え方に賛同します。 ○ ガイドラインではなく、法令により規定を整備することで、MVNO のさらなる参入促進や振興につながるものと考えます。 ○ また、現行の二種指定ガイドライン(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン)によれば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アンバンドルすることが望ましい機能 ➢ 注視すべき機能 <p>の2つに区分して規定されていますが、「注視すべき機能」に分類されている機能も「アンバンドルすることが望ましい」ことには変わりはないことから、特段の区分を設ける必要はないと考えます。</p> ○ したがって、MVNO から一定の要望がある機能については「アンバンドルすることが望ましい機能」として一律に規定すべきと考えます。

章	頁	意見
		<p>○ なお、二種指定事業者とMVNOの交渉力の格差を踏まえ、事業者間協議で迅速に機能の開放が実現するよう、原則として、ガイドラインにより規定するのではなく、法令化を積極的に推進すべきと考えます。</p>

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	29 30 31	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行</p> <p>したがって、MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p> <p>したがって、定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、前述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ HLR/HSS 機能開放や MVNO への携帯電話番号の直接割り当てに向けた取組を検討・推進する政策の方向性に賛同します。 ○ HLR/HSS 機能の開放等により、MVNO の独自 SIM 発行が実現し、現状で MVNO が MNO に対して競争上不利な点の多くが解消され、移動通信市場の競争促進につながるものと考えます。 ○ 加えて、HLR/HSS 機能開放等によって、マルチキャリアネットワークサービスをはじめとする MVNO 発の新サービスが出現することも期待されることから、利用者利便性の著しい向上にも寄与するものと考えます。(例: SIM への複数番号書込による国内外 MNO のローミング、サービスエリアの相互補完、キャリアダイバーシティによる信頼性向上サービス 等) ○ なお、現行の二種指定ガイドライン(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン)によれば、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アンバンドルすることが望ましい機能 ➢ 注視すべき機能 <p>の2つに区分して規定されていますが、「注視すべき機能」に分類されている機能も「アンバンドルすることが望ましい」ことに変更はなく、特段の区分を設ける必要はないと考えられることから、HLR/HSS 機能開放を「アンバンドルすることが望ましい機能」として位置づけるべきと考えます。</p>

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>① 販売奨励金等の適正化</p> <p>多額の販売奨励金及びこれを原資としたキャッシュバックについては、移動通信市場における適正な競争を阻害する点や、長期利用者との間の不公平性を拡大させる点において問題があると考えられるが、現時点においては、これを直接規制することは必ずしも適当ではなく、まずは SIM ロック解除の推進等の競争環境の整備を通じて、事業者による自主的な適正化を促すことが適当であると考えられる。</p> <p>そのためにも、総務省において実態を十分に把握する必要があることから、販売奨励金等の状況について、携帯電話事業者に定期的な報告を求める等、何らかの対応を取ることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動および固定通信市場を問わず、潤沢な資本や市場支配力を有する支配的事業者が抛出する販売奨励金・キャッシュバックは依然として過剰な水準にあり、新規参入を阻む一因となるなど公正競争を歪めるものです。 ○ また、過剰な販売奨励金等は、頻繁に事業者乗換を行う利用者とそうでない利用者との負担の公平性をも損ないます。 ○ さらに、携帯電話事業者が、NTT 東西殿の FTTH の「サービス卸」を活用して携帯電話サービスと FTTH サービスをセットで割り引く場合、過剰なキャッシュバックにより FTTH 料金の適正性が損なわれることで、固定通信市場の健全性が損なわれる恐れもあります。 ○ 携帯電話事業者等の過剰な販売奨励金・キャッシュバックについては、事業者による自主的な適正化の取組により、一時的には適正化に向けた動きがみられたものの、現在は従来と同様の過剰なキャッシュバックがなされており、取組は逆戻りしています。 ○ そのため、現状を踏まえると、事業者による自主的な適正化の取組を促すのみでは事態が改善しないことから、総務省殿による監督・管理の下、適正化に向けて指導を行っていただくことを強く要望します。 ○ 特に、移動および固定通信市場における支配的事業者(一種・二種指定事業者)に対しては、販売奨励金・キャッシュバックの状況について詳細に報告を求め、総務省殿はその原資やしくみを把握すべきと考えます。 ○ 報告を求めるにあたっては、販売奨励金・キャッシュバックは金銭のみならず、さまざまな形態(ポイント、人、モノ、オプションサービス等)で抛出されることにも留意する必要があると考えます。 ○ なお、販売奨励金等の適正化の動きが見られない場合は、回線あたりのキャッシュバックに上限を設ける等の制度的措置についても速やかに検討すべきと考えます。

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	31 32	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進</p> <p>したがって、最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>SIM ロック解除等が推進された場合には、これまで、端末と通信サービスが一体的に提供されてきたことを前提として事業者が担ってきた端末のアフターサービスについて、関係する事業者間で利用者への対応に当たる体制を明確にするとともに、インターネット利用における青少年保護が適切に図られるよう、課題の整理を行うことが適当であると考えられる。</p> <p>このほか、端末に設定されているテザリング用の APN が MNO の APN に初期設定され、端末 OS の仕様等の理由により利用者による変更が不可となっているため、利用者がその端末で MVNO の SIM カードを用いる際にテザリングを行えないケースが生じている。</p> <p>このような問題についても、利用者利便の観点から、SIM ロック解除の推進とともに、関係事業者間の協議を促進することが適当</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「② SIM ロック解除の推進」に示された考え方に賛同します。 ○ なお、SIM カードと SIM ロック解除端末との組み合わせによっては通信サービス、アプリケーション等の機能が制限されたり、不具合が生じたりする恐れがある一方、その制限・不具合の責任が誰にあるのか不明確となる恐れもあることから、利用者は SIM カードの差し替えによる事業者乗換や MVNO に対して抵抗感を抱く事態を招く懸念があります。 ○ 健全な市場発展、競争促進に向けて、SIM ロック解除の実効性確保が不可欠であり、SIM ロック解除端末が不自由なく利用できる環境を実現するため、例えば次の点に着目し、制度的措置を含め取組を推進すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 端末の制限や接続不具合を減らす取組 ➢ 端末の制限や接続不具合に係る責任の所在の明確化 ➢ 端末の制限や接続不具合が生じた際の利用者対応のあり方

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	32 33	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p> <p>データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるよう、次の2点を満たす利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること ② データ通信量の平均値や分布を勘案すること <p>あわせて、総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の制度下では、利用者料金の設定は事業者にゆだねられており、引き続き、事業者主体で料金設定がなされるべきであると考えます。 ○ 料金プランの多様化に向けて、利用者料金へ直接関与する措置を講じるのではなく、まずは利用者料金の低廉化に資する競争促進施策を力強く推進することを通じて、移動通信市場における料金プランの多様化を目指すべきと考えます。

章	頁	意見
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	37 38	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用して FTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開が NTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当」とされており、検討の視点として5つの論点が示されていますが、次の点についても論点として追加し、同列に取扱うべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を取り巻く環境の変化と今後の見通し (ICT の利活用の進展状況、高速モバイルの普及、利用者ニーズの多様化(FTTH でなくとも ADSL 等で十分とするニーズ等)等が FTTH 市場飽和や利用率の頭打ち要因となっていないか。そのような中、接続制度の果たすべき役割は何か。) ・ FTTH 普及促進のための接続制度の在り方 (FTTH 市場飽和による過剰なキャッシュバックや顧客奪い合いが行われている中、接続制度が不健全な競争に拍車をかける恐れがないか。) ・ 検討通じて目指す FTTH 市場の将来像 ○ 現在の固定通信市場においては、例えば、マンション向け FTTH や ADSL サービスが非常に安価(千円代)である場合でも、加入が進まないケースが見られることから、料金水準のみの議論に終始せず、ICT の利活用をはじめとする市場を取り巻く環境・実態を十分に踏まえた上で包括的な議論を進めていただくことを要望します。

章	頁	意見
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	38 39	<p>【総務省案】</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p> <p>NTT 東西の機能分離等については、総務省は、NTT 東西より、「設備部門と営業部門との隔離、監視する部門が設備部門から独立して構築されている」等を内容とする実施状況等についての報告を毎年受け、規律の遵守状況を検証するとともに、当該報告内容を公表しており、<u>NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる。</u></p> <p>また、NTT 東西の業務範囲規制の認可制から事前届出制への移行については、NTT 東西は、2011 年の NTT 法改正以降、計 16 件の活用業務を届け出ている(2014 年 10 月 1 日現在)が、総務省は、<u>その業務の実施前に、届出のあった全ての業務について、公正競争の確保に支障のない範囲内かどうかを確認し、その確認した内容を公表しており、公正競争が確保された上で、事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる。</u></p> <p>以上のとおり、NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、<u>子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。</u></p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当」とする考え方に賛同します。 ○ 一方、「NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる」とされていますが、現場レベルにおいては、現行制度では認められていない、NTT グループによる不当な連携等の行為が散見され、真に規律が遵守されているのか疑念が拭えません。 ○ 特に、NTT 東西殿の「サービス卸」が開始されることとなれば、NTT グループの連携は不透明さを増す恐れがあることから、同社グループの事業内容の変化を踏まえつつ、規律のあり方、総務省殿における監督・管理のあり方について、適時適切に見直すことを要望します。また、総務省殿における検証結果等についてはさらなる情報公開を要望します。 ○ 加えて、NTT グループへの規律に対する弊社の考え方は次のとおりです。

章	頁	意見
		<p>【NTT 東西の機能分離】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 西日本殿の販売代理店等による不適切な営業活動(NTT グループ一体となった共同営業行為、NTT ブランドによる優越的地位を乱用した営業活動、弊社サービスに関する不実告知等によるサービス誘導 等)がいまだに散見されます。 ○ 総務省殿においては、NTT 西日本殿による不適切な営業活動を防止するための措置が十分であるか継続的に監督・管理いただくとともに、立入検査を含めたより厳格な調査・検証を実施し、規律の実効性を高めるべきと考えます。 ○ なお、NTT 東西殿の「サービス卸」を通じて、グループ各社間の複雑な委託・受託関係や販売代理店等を隠れ蓑にして NTT グループ各社が一体的に事業活動を展開する懸念があります。 ○ そのため、総務省殿が「サービス卸」の事業活動の実態について把握する仕組みを構築し、不当な連携がなされていないか厳格に監督・管理すべきと考えます。 <p>【NTT ファイナンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT ファイナンス殿を通じたグループ各社の料金請求・回収業務の統合など、自らの論理によってグループ連携を進めており、これによって NTT グループの電気通信市場におけるシェアは高止まりしています。 ○ また、NTT ファイナンス殿に対する規律の検証については、毎年、結果のみは示されているものの、総務省殿の検証における判断基準や考え方については、一切公表されていません。 ○ そのため、NTT グループ各社からの毎年度の報告内容の公表に留まらず、NTT グループの措置が有効であるかどうか継続的に監督・管理いただいた上で、その状況については審議会・委員会等による検証を通じて検証プロセスの透明性を確保することが必要と考えます。 <p>【NTT 東西の活用業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 東西殿は、NTT 再編の趣旨に反し活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大しており、現在では、NTT 東西殿の主力サービスのほとんどが活用業務を用いて提供されているなど、活用業務は NTT 東西殿のシェア高止まりに活用されています。 ○ 特に、届出制への移行後は、全国サービスである NTT 東日本殿の「オフィスまるごとサポート」をはじめ、なし崩し的な業務範囲の拡大を加速させています。 ○ そのような中、「事業者間の一定の競争の促進が図られていると考えられる」とされていますが、これまで活用業務を用いて提供されたサービスが市場に与える影響について、分析・検証がなされた形跡はなく、特別部会や基本政策委員会においても本件に関する十分な議論はなされていません。

章	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ○ そのため、あらためて審議会等において活用業務のあり方について議論を尽くし、現行制度の見直し是非について検討すべきと考えます。 ○ 同時に、これまでの活用業務に係る制度見直しが競争環境に及ぼした影響について検証し、認可制時代を含めた過去の活用業務について、各種措置が適切に講じられているか等を包括的に検証いただき、適切な措置を講じていただくことを要望します。 ○ 加えて、今後の活用業務に係る検証のあり方について、サービス開始時やNTT 東西殿からの毎年度の報告時に留まらず、サービス開始以降についても継続的に実施する必要があるか、第三者・外部による検証を導入する必要があるか、検証結果を積極的に公表する必要があるかといった点についても検討いただくことを要望します。

章	頁	意見
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備	42	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FTTH 等の工事が必要となるサービスへの初期契約解除ルールの導入については、「異なる取扱いを検討することが適当」とされておりますが、「異なる取扱い」のあり方・具体的な内容については、これまでに十分に議論がなされていないため、制度設計にあたっては、公の場であらためて詳細検討すべきと考えます。 ○ なお、詳細な検討にあたっては、少なくとも次の点に着目することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次の点を踏まえると、固定通信はモバイル通信に比べて根本的な特性や品質が異なるため、「実際に利用しないとサービスの品質が分からない」ことを理由とした本ルール導入の是非も含めて、詳細な検討が必要ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ モバイル通信では通信事業者が①ISP 機能、②アクセス回線、③端末を一体で提供していることが一般的である一方、固定通信では品質を左右する①～③の機能を原則として別々の事業者が提供もしくは利用者が自ら用意しています。このため、利用者が自ら用意する端末が通信速度の低下要因である場合において、初期契約解除ルールを利用して、他社サービスに乗り換えたとしても、問題は解決しない場合が想定されます。このような場合には、利用者と事業者の双方に不利益をもたらすこととなります。 ◇ 固定通信は、モバイル通信と比較して通信品質は安定していること、またモバイル通信のように具体的なサービスエリアが事前に把握できないといった問題がないこと等から、両者を同列に扱うべきでないと考えます。 ➤ 仮に、工事着手日以降に初期契約解除が認められる場合、事業者は初期契約解除ルールの濫用を防止するため、次のような対策を実施せざるを得ず、結果として消費者の不利益・苦情の増加につながり、ひいては FTTH の普及を阻害することになるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 約款の標準工事費とは異なる、開通工事に係る実費の負担を求める ◇ 開通工事実費の回収を確実なものとする措置を講じる(例えば、工事費の前支払い制の導入、もしくは、支払口座情報の登録完了後の工事着手とする段取りに変更する) ➤ また、FTTH の開通工事費以外にも様々な費用※が発生し、仮に回収ができなければ、事業者の収支へ多大な影響を及ぼす可能

章	頁	意見
		<p>性があることから、制度設計にあたっては透明かつ慎重な検討が必要と考えます。（※例：標準外の追加工事費、初期設定サポート費、契約事務手数料、電話番号割当手数料、契約解除後の現状復帰費 等）</p>

章	頁	意見
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備	42	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、<u>店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</u></p> <p>あわせて、端末等に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店による苦情・相談等の減少に向けた自主的取組の効果等を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場において注視し、そうした取組では十分でない場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話販売の大半が「店舗における端末と通信サービスとのセット販売」であることを踏まえると、店舗で販売される端末のみを初期契約解除ルールの対象外とすれば、利用者が通信サービスの初期契約解除しようとしても、これに伴う多額の端末債務支払いが利用者の初期契約解除を阻む恐れがあることから、本ルールの実効性が損なわれることは明らかです。 ○ 苦情・相談件数が最も多い携帯電話サービス販売に対して、本ルールの実効性が確保されないとすれば、ルールを導入したとしても、本来の趣旨である消費者保護や苦情・相談の低減に寄与しないと考えます。 ○ そのため、事業者の自主的な取組みによる成果が十分に確認されない場合には、端末販売への初期契約解除ルールの導入を検討することが必要と考えます。

章	頁	意見
5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備	42	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>③ 解約</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オプションサービス等の契約の無料期間終了後に一度契約が終了した上で、再度の契約申込みを利用者に求めることは、利用者に負担を強いることとなり、苦情の増加に繋がる可能性があることから、本件に係る制度化にあたっては慎重な検討が必要と考えます。 ○ また、無料期間を設定したオプションサービス等は、無料期間終了後もサービスを継続利用いただくことを前提としたサービスであって、無料期間終了後に一度契約を終了することを義務化した場合には、事業者は無料期間の設定を見合わせざるを得ず、料金・サービスの多様性が損なわれる恐れがあり、この点についても留意することが必要と考えます。 ○ オプションサービス等の契約に対しては、書面交付や初期契約解除ルールの導入といった消費者保護に資する一定の措置も検討されており、複数の措置を講じることで、消費者保護と事業者負担のバランスを欠くことがないか慎重に検討することが必要と考えます。

章	頁	意見
5. 2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生	45 46	<p>【総務省案】</p> <p>(2) ICT 基盤の整備及び支援の在り方</p> <p>携帯電話については、2017年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当」に賛同します。 ○ しかしながら、事業者にとって、サービスエリアの大きさは競争力を左右する要素のひとつであることを踏まえると、補助金を活用することで特定の事業者のみを利する恐れがあり、公正競争が損なわれることが危惧されます。 ○ そのため、補助金に係る事業スキームの検討にあたっては、公正競争を阻害することのないよう、慎重に検討いただくことを要望します。

章	頁	意見
6. 1. 適切な行政運営の確保	52	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</p> <p>事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行い、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要となる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、事後規制の実効性確保に資する業務改善命令は、実際に問題が生じた場合に発動されることとされていますが、その措置によって問題を抑止できるものの、措置が講じられる前に他事業者が被った被害を回復することはできません。 ○ 例えば、悪質な事業者の不公正・不適正な行為等によって、善良な事業者の売上やシェアの低下といった被害が生じたとしても、原状回復のためのしきみが設けられていない以上、後者は泣き寝入りをせざるをえません。 ○ そのため、現行の制度に加えて、例えば、問題のある行為を実施する事業者に対して、不正売上に対する課徴金や罰則を科す制度を導入する等、問題の未然抑止のための制度的措置や取組について検討することが必要と考えます。

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかふしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

・答申(案)に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的な固定／モバイル連携も実現しておりません。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。

さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。

こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと移行するため、当社は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。

この「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、答申(案)でも、「多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上につながり、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある」と評価いただいているところです。

当社の「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。

・また、今回の答申(案)では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について情報通信審議会電気通信政策部会接続政策委員会において検討に着手することとされていますが、他事業者による当社光ファイバの利用環境は既に十分整備されており、分岐端末回線単位の接続料の設定といった新たな競争ルールの導入検討は不要と考えます。

- ・さらに、今回テーマに掲げられたユニバーサルサービス制度の在り方については、是非今後、総務省(ユニバーサルサービス政策委員会等)において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたいと考えます。

- ・なお、個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性もたらず、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)では、「2020年代に向けて、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等、様々な分野・産業におけるICT利活用の拡大が見込まれており、ICTと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されている。」とされています。こうした状況を踏まえ、今回、移動通信市場では禁止行為規制を緩和・撤廃する方向で見直すことが適当であるとされている一方、固定通信市場においては、第一種指定電気通信設備のボトルネック性に起因して大きな市場支配力を有するとして、現行の規律を維持することが適当であるとされています。 ・しかしながら、情報通信市場では、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザは個々の必要に応じて固定通信と移動通信を自由に組み合わせて使いこなせるようになっており、こうした環境下において、ICTと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待され

		<p>ているのは、移動通信市場だけでなく、固定通信市場も同様であると考えます。</p> <p>・したがって、固定通信市場においても、めまぐるしく変化する市場の動きやユーザニーズの変化に対して事業者が迅速かつ柔軟に対応し、様々な連携サービスを創出することが可能となるよう、将来的には、移動通信市場の場合と同様、禁止行為規制の緩和・撤廃を検討していただきたいと考えます。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>さらに、利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される。</p> <p>(略)</p> <p>移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTHサービスと自らの移動通信サービスを組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提</p>

		<p>供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供にあたっては、当社に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールを遵守し、幅広いプレイヤーに使っていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。 ・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>33</p>	<p>【総務省案】</p> <p>利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な</p>

		<p>検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着信接続料の原則廃止等のネットワークコスト回収の仕組み(接続料制度)の検討については、答申(案)のとおり、コスト回収方法の大きな変更となるため、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、慎重に検討すべきと考えます。 ・とりわけ、NTT東西の固定電話については、歴史的な経緯により、他事業者間トラヒックを中継するためのハブ機能等の特殊な役割・規制が課せられています。 ・そのため、着信接続料の原則廃止等の接続料制度の検討に際しては、音声通話を取り巻く市場環境が大きく変化し、ユーザ数やトラヒックが減り続けていく中での固定電話の役割(ユニバーサルサービスの在り方)といった大きな議論と併せて議論を深めていく必要があると考えます。 ・加えて、音声通話においてはひとつの通話が多数の事業者を経由して疎通する等、1対1ではない接続形態が多数存在するため、こうしたケースにおける接続料制度をどのように整理するかといった課題もあるものと考えます。
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	34	<p>【総務省案】</p> <p>我が国における固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率は98.7%(2014(平成26)年3月末)に達しているものの、利用率は51.2%(2014(平成26)年3月末)にとどまっている上、その伸びは鈍化している。</p>

	<p>(略)</p> <p>現在、NTT東西の設備を利用して戸建て向けFTTHサービスを提供しているのは6事業者となっている。その結果、FTTH市場におけるNTT東西のシェアは、設備ベースで78.3%(2014(平成26)年3月末)、サービスベースで71.1%(2014(平成26)年6月末)と高止まりしている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTEやWiMAXといった移動系ブロードバンドサービスの契約数は、既にFTTH等固定系ブロードバンドサービスの契約数を遥かに上回っており、とりわけ若い世代を中心に、固定系ブロードバンドを利用せずに、LTEやWiMAXだけで十分というユーザが増加しています。また、ユーザの選択肢が、固定通信と移動通信の垣根を超えるとともに、国内の通信事業者だけでなく海外のプロバイダが提供する通信サービスにまで非常に多様化した結果、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなせるようになっていきます。こうした状況を踏まえると、ブロードバンド市場を固定／移動等で区分して、それぞれの市場ごとに分析・評価し、競争ルールを検討するという手法自体が適切でなくなっていると考えます。 ・仮に答申(案)に記載するFTTH市場だけを見た場合でも、自ら光ファイバを設置して事業展開している事業者がいるほか、当社の光ファイバを借りて事業展開している事業者も存在しています。これらは、既に各事業者が当社と同等の競争条件で自由に事業展開できる環境が十分整っていることを示しているものと考えます。 ・答申(案)は、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さに着目していますが、シェアは、
--	---

		<p>当社が積極的に光エリアを拡大し、ルーラルエリアでもサービス提供しているのに対し、競争事業者は都市部等にしか参入していないことや、当社がユーザのICT利活用促進に向け、様々な取り組みを実施してきたことが、結果として現れているものであり、シェアを見る場合は、こうした点を踏まえて評価する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、答申(案)では、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率の高さに比して利用率が低迷していることにも着目されていますが、利用率向上のためには、例えば教育・行政・医療等の分野で生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが重要であると考えます。 ・以上の点を踏まえれば、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	37	<p>【総務省案】</p> <p>FTTH市場においては、光配線区画に係る物理的な課題が存在しているため、NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする事業者にとっては参入障壁が高いという指摘があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない。</p> <p>(略)</p> <p>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p>

	<p>について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価・NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)では、当社の設定する光配線区画が、当社の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする新規事業者の参入障壁であるかのように記載されていますが、現状の光配線区画の下でも、既に6事業者がNTT東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けFTTHサービスを提供されており、光配線区画あたりのユーザ数で見ても、当社と同等のユーザ数を既に獲得されている事業者も存在する等、現状の光配線区画が参入障壁になっているとの指摘はあたらないと考えます。 <p>そもそも、当社の光配線区画は、河川・道路横断等の地理的条件等を踏まえ、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保ができるよう、設備全体の効率性を考慮して設定しているものです。仮に、既存の光配線区画の統合を行う場合、光スプリッタからユ</p>
--	---

	<p>一宅までの配線距離が長くなり、開通納期の長期化や工事稼働の増加、故障・修理時間の長期化といった多くの問題が生じるため、可能な範囲で統合等は進めていくものの、抜本的に見直すことは困難です。</p> <p>そのため、当社は、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申(平成24年3月29日)を踏まえ、①1年目の利用料を低く設定し初期の負担を軽減したエントリーメニューを設定するとともに、②既存の光配線区画とは別に、隣接する既存の光配線区画を2区画統合した接続事業者向けの光配線区画を設定することとしました。こうした取り組みに加え、加入光ファイバの接続料自体も4年間で約30%引き下げてきており、他事業者による当社の光ファイバの利用環境は十分に整っていると考えます。</p> <p>このように、他事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であることから、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」と指摘されていますが、分岐単位接続料については、数年に亘る総務省情報通信審議会等での議論の結果、OSU共用・専用ともに様々な問題があるため導入は難しいと整理済みであり、現状でもその状況には変わりがないこと、また、既に6事業者がNTT東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けFTTHサービス事業に参入していることを踏まえれば、光の料金及び普及率が世界最高水準となっている我が国の市場・競争環境下において、分岐単位接続料の導入を再検討する必要はないと考えます。 ・このほか、答申(案)では、未利用芯線のコスト負担の在り方、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブに対する配慮を踏まえて検討するとありますが、未利用芯線について
--	--

		<p>は、移転等の異動時の対応、故障対応や将来の需要増のために利用するものであるため、現用の利用芯線数に応じて、未利用芯線のコストを含む全ての芯線のコストを負担いただくとしている、現在の負担方法を見直す必要はないと考えます。</p> <p>また、設備利用効率に関していえば、当社は需要を見ながら適時適切に設備構築を行っています。加入者系の光ファイバは、ケーブル単位で面的に敷設する必要があるため、特に幹線ケーブル部分は未利用芯線が発生しやすい構造にあります。また、メタルの場合でも、需要ピーク時の利用芯線の割合は約6割に止まったのに対し、加入光ファイバの場合、現在の利用芯線の割合が約5割にまで達している状況を踏まえれば、設備利用効率は十分向上しているものと考えます。</p> <p>さらに、設備投資インセンティブに関していえば、仮に分岐単位接続料を設定した場合、投資リスクを負いながら設備を構築する設備構築事業者と、投資リスクだけでなくユーザを獲得するリスクさえも負わない設備を借りる事業者との間で、著しく負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになるものと考えます。</p> <p>以上のことから、分岐端末回線単位の接続料の設定については、再検討する必要はないと考えます。</p>
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	38	<p>【総務省案】</p> <p>NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現に向けてNGNの更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。このため、今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促</p>

	<p>進するとともに、ア)具体的な要望があること、イ)技術的に可能であること、ウ)過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西は、これまで「フレッツサービス(收容局接続)に係る機能」、「IP電話サービス(IGS接続)に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続機能」をアンバンドルしてきたほか、事業者からのご要望に応じたSNIサービスの提供等、NGNのオープン化に努めてきたところです。 <p>そもそも、他事業者が当社の固定電話網と接続して電話サービスを提供するほかなかった時代とは異なり、IPブロードバンド時代においては、他事業者は、当社のNGNに依存することなく、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供している光ファイバ等を利用してサービス提供しており、このような状況に鑑みれば、当社NGNにもはやボトルネック性はないことから、NGNを第一種指定電気通信設備として、アンバンドル義務を課す必要はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社NGNを利用したIP電話サービスの実現に係る事業者要望については、IP電話サービスの品質を確保するため、当社のSIPサーバと他事業者のSIPサーバが連携し帯域を確保する方式や、当社が利用するパケット転送クラスとは別に新たに他事業者専用の転送クラスを設定する方式、SIPサーバ同士を連携させることなくIP電話サービス用の帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてきたところです。しかしながら、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至らなかったため、当社サービスで利用
--	--

		<p>している優先のケット転送クラスを利用して実現する方式を当社から提案しています。その後、本方式をもとに詳細の技術仕様や提供条件等をすり合わせ、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、追加のご要望に対しても、再度、検討を行った上で新たな提案を行う等、当社としては、ご要望されるサービスの実現に向けて条件合意できるよう、真摯に対応しているところです。</p> <p>しかしながら、一部の事業者から、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方的に求められている状況にあります。当社としては、ご要望がある限り、真摯に対応し続ける考えですが、要望事業者においても、ご要望されるサービスの早期実現に向けて、是非とも前向きに対応いただきたいと思います。</p> <p>この当社が提案する優先クラスのケット転送によりIP電話サービスを実現する方式は、安価に実現するために、当社NGNで優先クラスのケットを疎通させる設定を行うほか、他事業者もユーザ端末とネットワーク装置を設置して、ユーザごとに当社の指定するクラスのケット転送設定を行う必要がある等、双方連携して実現していく方式であることから、一律の接続ルールを課していくのではなく、事業者間の協議に委ねることが適切であると考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p>	<p>40</p>	<p>2020年代に向けて、安心してICTを利用できる環境を整備するため、「ICTサービス安心・安全研究会」において、次の事項を主な内容とする報告書(案)が取りまとめられた。この報告書(案)において示された考え方を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実等に向け、電気通信事業法をはじめとする関連法令の改正等、制度規律による実効性の確保を含め、具体的な制度設計を行うことが適当である。</p> <p>そして、関係団体、電気通信事業者、代理店等においても、総務省を含め、関係者の間で</p>

	<p>十分な連携を図りながら、報告書(案)に示された考え方を踏まえた具体的取組を早急に行うことを期待する。</p> <p>また、総務省における制度設計についての検討状況や、関係団体、電気通信事業者、代理店等による取組状況については、同研究会等の場でフォローアップしていくことが適当である。</p> <p>さらに、同研究会において議論を行っている青少年等のICTリテラシーの向上のほか、情報セキュリティ対策等についても、1. 1. においても示したとおり、世界最高水準のIT社会の実現のための車の両輪として必要なものであるため、政府の各種会議等と連携し、政府全体として安心・安全なICT利用環境を整備することが重要である。</p> <p>(1)説明義務等の在り方</p> <p>①適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>②書面交付義務</p> <p>務契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付(利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能)することを制度化することが適当である。</p> <p>③広告表示</p> <p>事業者団体による自主的取組の状況や、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の改正を踏まえ、電気通信事業法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく法執行を通じ、広告表示等の適正化を図ることが適当である。</p>
--	---

	<p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>① 禁止行為・取消し</p> <p>提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかとの議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SI</p>
--	---

		<p>Mロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>あわせて、端末等に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店による苦情・相談等の減少に向けた自主的取組の効果等を「ICTサービス安心・安全研究会」等の場において注視し、そうした取組では十分でない場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当である。</p> <p>③解約</p> <p>期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要である。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICTサービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>(3)販売勧誘活動の在り方</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>また、代理店に対する監督制度を設けることが適当であり、電気通信事業者等においては、数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整</p>
--	--	---

	<p>備することが適当である。</p> <p>(4) 苦情・相談処理体制の在り方</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会からは、業界として苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討している旨の表明があった。また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。これらの取組については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待され、総務省としても積極的に支援、推進していくことが適当である。</p> <p>今後の方向性としては、まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当である。</p> <p>また、民間型第三者機関の実現に向けた取組や、紛争解決の仕組みの在り方についての検討の状況等については、「ICTサービス安心・安全研究会」等の場に随時フィードバックを行い、フォローアップしていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>・当社及び当社代理店は今までも、電気通信サービスをお申し込みいただいたユーザに対して書面交付等を徹底し、またお問合せ・相談窓口の充実にも取り組み、ユーザに契約内容をご理解いただくよう努めてきたところです。</p> <p>特に加入電話・ISDN・ADSLは、販売勧誘に関するトラブルも少なく、以下の観点からも、消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは避けていただき</p>
--	---

		<p>いと考えます。</p> <p><加入電話・ISDN・ADSLについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入電話・ISDN・ADSLに対するニーズは減っており、通信事業者が積極的な販売勧奨を行うべきサービスではなくなっているため、当社は代理店との間で販売委託契約をしていないこと(今後も、代理店を通して加入電話・ISDN・ADSLを積極販売する考えはないこと)。 及び、当社直営による一般消費者向けの訪問販売や電話勧誘販売についても、積極的に行っていないこと。 ・店舗(窓口)においても、加入電話・ISDN・ADSLの積極的な販売を行っていないこと。仮に116等の電話受付等を含めて考えても、「複数オプションサービスと組合せた」販売活動は行っていないこと。 ・従前からシンプルな料金体系となっていること(「期間拘束・自動更新付契約」は提供しておらず、複雑な料金体系とはなっていないこと)。 ・加入電話・ISDNは通話のみの利用用途が多く、インターネット接続等通信の利用用途での申込の場合も通信速度が非常に遅いこと(64kbps以下)を認識してご契約いただいております、「利用者が契約締結時点でサービスの品質を理解することに限界がある」といった事情もないこと。 ・初期契約解除ルールを導入する場合には、以下2点については、特定商取引法が定めている内容と同程度とすべきと考えます。 <p>ーユーザ自らの意思に基づき事業者等に申し込まれる場合(当社の場合、116・Web116・家電量販店)は、アウトバウンド的な勧誘を行っていないこと、契約締結の意思が</p>
--	--	--

		<p>不安定でないことから、初期契約解除ルールの対象外とすべきと考えます。</p> <p>一事前にユーザへ書面を交付することによって、ユーザが契約内容を適切に確認・理解し、判断することが可能となるため、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日、行使可能期間は特商法と同日数程度(8日間)とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、工事が必要となるサービスは、工事費負担や原状復帰が必要となるため、当該費用については適切にユーザへ請求できるようにすべきと考えます。 ・加入電話・ISDN・ADSLについては、既に述べた通り、初期契約解除ルール導入を含めた消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは、避けていただきたいと考えます。
<p>5. 2. ICT基盤の整備推進による地方の創生</p>	<p>45</p>	<p>【総務省案】</p> <p>未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT利用機会の格差の是正を図ることが適当である。</p> <p>(略)</p> <p>携帯電話については、2017(平成29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進し</p>

	<p>ていくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエントランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHサービスの未提供エリアについては、CATV、WiMAX、LTE等の多様なアクセス手段の中から、エリア特性に応じた最も経済合理的な方法でブロードバンドを実現すべきと考えます。 ・FTTHについていえば、NTT東西は、採算性が確保できるエリアでは、2013年度までの過去12年で総額3.6兆円の光アクセス投資を実施し、自力開局を進めてきたところであり、採算性が確保できないエリアでは、国や地方自治体が進めるIRU方式等によるブロードバンド基盤整備に積極的に参画し、光サービス提供エリアを拡大してきたところです。 ・その結果、NTT東西の光エリアカバー率は2013年度末には94%（東99%、西90%）にまで拡大しており、現在残っている光未提供エリアは、山間僻地・離島等、初期投資が嵩む
--	--

		<p>だけでなく、回収しきれないランニングコストが将来に亘って発生する等、困難な課題が山積しています。</p> <p>・当該エリアは住民が少なく、ブロードバンドへの関心が相対的に低い高齢者層が中心であると想定されるため、当社としては採算性の確保が困難な状況です。また、無線ブロードバンドの高速化及びエリア拡大の進展に伴い、住民のブロードバンド環境の選択肢が多様化している場合には、光サービスエリア化する必要性はさらに低くなり、無理に敷設しても採算性が確保できません。したがって、こうした不採算エリアについては、無線で提供する場合の光を含めて、国や自治体による公的負担を前提に検討を進めていかざるを得ないと考えます。</p>
<p>5. 2. ICT基盤の整備推進による地方の創生</p>	<p>46</p>	<p>【総務省案】</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直し</p>

	<p>の検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の対象となるサービス、地域、サービス提供のための技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつては6,000万回線以上もあった固定電話は、今や3,000万を割り込んでおり、固定電話を必要としない層がますます広がり、今後も固定電話のユーザ数がますます減少していくことが見込まれます。 ・一方、携帯電話については、契約数が1億5,000万まで伸びていることに加え、LINEやSkype等のスマートフォン上の通話アプリが急速に普及してきており、さらに今夏には、携帯電話事業者による音声定額サービスが登場する等、民間の競争により多様な通信手段が出現している中、もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」とは言えなくなるのではないかと考えます。 ・こうした状況を踏まえ、総務省(ユニバーサルサービス政策委員会等)において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急にお願いたいと考えます。
--	---

<p>6. 1. 適切な行政運営の確保</p>	<p>52</p>	<p>【総務省案】</p> <p>これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。</p> <p>(略)</p> <p>なお、これらを基本的な指針や法令・ガイドラインへの反映を目的とするものとして位置付けることに鑑み、例えば、競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましいと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行い、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要となる。</p> <p>このため、例えば、各事業者の業務の適正性等のチェックに関する年間計画や当該年度の重点事項を明らかにし、当該重点事項を中心に定期的・継続的に電気通信事業者へのヒアリングを行い、また、その一環として必要に応じ報告徴求や立入検査を実施する等、これまで随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当である。</p>
-------------------------	-----------	--

		<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・NTT東西には、電気通信事業法やNTT法の規律及び累次の公正競争要件に基づき、現時点においても公正競争を確保するための事前規制が既に十分に課されており、その結果、特段の公正競争上の問題は生じていないと認識しています。・答申(案)では、「事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行い、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要」とされていますが、事後規制の実効性を高めていくのであれば、過度の規制が事業者の自由な事業運営を阻害することのないよう、事前規制については廃止する等、事前規制と事後規制のバランスを取った行政運営を実施していただきたいと考えます。
--	--	---

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

郵便番号 140-0002

住所 とうきょうとしながわくひがししながわ
東京都品川区東品川4-12-3

氏名 らくてんかぶしきがいしゃ
楽天株式会社

代表取締役会長兼社長 みきたに ひろし
三木谷 浩史

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
答申案全体	答申案全体	<p>【意見】</p> <p>情報通信基盤の強化は、様々なイノベーションの実現にとって必要不可欠なものであり、経済の活性化・効率化に大きな影響をもたらすものである。従来より産業競争力会議等でも提案してきたとおり、社会インフラである通信網・インターネットを他国よりも圧倒的に早く低価格で使える環境を整備することが重要である。その観点から、以下について更なる検討を行い、必要な施策を実施すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 世界最高レベルの情報通信基盤整備を可視化する詳細なKPI (Key Performance Indicator) を設定する 2) 他国と比べて割高であると指摘されている国内のモバイル利用環境を改善するため、無料Wi-Fi整備の促進、MVNO促進や多様な事業者によるサービス提供の促進、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による自由で公正な競争関係の実現、電波共同利用・再分配等有効利用の促進等を行う 3) 情報通信基盤整備の利用環境の整備のために、インターネットの活用を阻害する規制や商慣行の撤廃(対面原則・書面交付原則の撤廃など)を行い、デフォルトITを政府方針として位置づけ、所要の施策を実施する
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	27～32	<p>【総務省案】</p> <p>27-33頁全体</p> <p>【意見】</p> <p>現状他国と比較して特に割高であると指摘されるモバイル通信サービスについては、多様な事業者による様々なサービスの提供によって競争が促進されていく必要があるところ、阻害要因となっている複数の事項が指摘されているところである。以下について必要な検討を加え実施すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利用者による自由なサービス選択を促進するにあたって重要なMNPの手続について、一部のMNOを除き、利用者によるオンライン上でのSIM切り替えができないことから、手続きが完了するまでの一定期間利用者が音声通話もデータ通信も利用できないという利便性に大きな支障を来す事態を招い

	<p>ていることが指摘されている。いずれのMNOにおいてもオンラインで迅速に切り替えができるように制度設計すべきである。</p> <p>2) HLR/HSSをMVNOに開放することにより、SIMの独自発行など、より柔軟かつ多様なサービスを設計し提供することができるようになることから、HLR/HSSを開放し、MVNOへ直接番号を割り当てることも含め詳細を検討し実施すべきである。</p> <p>3) モバイル通信サービスに求められる機能は、データ通信だけでなく音声通信も含まれるところ、音声通信について卸条件が依然割高であるとの指摘がある。総務省において実態を調査し、利用者ニーズに応じた低廉で高品質な音声通信サービスが多様な事業者から提供できるよう、制度設計すべきである。</p>
--	---

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし

住 所 東京都中央区京橋1-12-5

(ふりがな) いっぽんしゃだんほうじん にほんけーぶるてれびれんめい

氏 名 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

りじちょう にしじょう あつし

理事長 西條 温

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」
答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
はじめに		<p>ケーブルテレビは、1955年の伊香保温泉での地上波再送信により事業を開始し、その後BS放送、CS放送の多チャンネルサービス、インターネット接続サービスやIP電話等の電気通信サービス、自主放送である地域に根差したコミュニティチャンネルの充実や公共情報サービスを手がける等、地域における総合メディアサービス事業者として事業を営んできました。現在は日本国の4000万世帯にホームパス(サービスご利用の準備が整っている状態をいいます)を張り巡らし、日本国世帯の半数以上にあたる2800万世帯においてケーブルテレビを視聴いただいています。</p> <p>近年では、電気通信事業が放送事業と並ぶ事業の柱となってきており、今後のケーブルテレビは、ますます電気通信事業の比重が高まる状況にあります。こうした電気通信事業においては、今までの総務省の競争政策の成果を踏まえ、引き続き設備競争とサービス競争の両輪にて推進していくべきだと考えます。公正競争を担保するために非対称規制政策がとられていますが、NTTグループは今でも圧倒的な市場シェアを保持している現状に鑑みて、NTTグループに対する非対称規制は今もって必要不可欠であると考えます。</p> <p>また一方でNTTグループは、2年前にNTTグループ各社の請求をNTTファイナンスへ統合する施策を導入・実施しました。「情報」という経営資源の一元化を実施しカスタマーベースを整備すると共に、同グループがサービス卸を通じて展開する全国画一的なサービスが、地域の特性を織り込んだ多様性を駆逐してしまう虞があります。</p> <p>ケーブルテレビは、地域の自治体や事業者らが、地域の従業員を雇用し、知恵を絞り、汗をかいて地域のメディア化を進めてまいりました。自前のインフラを構築するリスクを負い、他に依存しない独自のインフラによる事業展開を進めてきたことが、現在の日本国のICTダイバーシティの一翼を担っていると考えます。それゆえ、2020年代に向けた情報通信は、地域のニーズに応えながら、地域の公共福祉の増進に寄与していく視点も重要であり、地域コミュニティDNAを持つケーブルテレビは今後も率先して一層の研鑽を重ねていく所存ですが、このままでは利用者の負託に応えるべく健全な事業運営に支障をきたしかねません。</p> <p>今回の答申を通じまして、『まち・ひと・しごと創生』の理念に基づいた世界最先端の『社会全体のICT化』の実現に向けた検討を進めていただきたく存じます。</p>

章	頁	意見
3. 1. 2. 政策の具体的方向性	17	<p>【総務省案】</p> <p>(2)固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性もたらず、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3 月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)に記述のとおり、NTT 東西は固定市場において依然として圧倒的な市場支配力を維持している状況に変化ないと考えられるため、現行の規律を維持することが適当との考え方に賛同致します。</p>
	18	<p>【総務省案】</p> <p>(3)移動通信市場における禁止行為規制の見直し ②不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>自己の関係事業者との排他的な連携について、それを引き続き禁止することについて賛同致します。ただし、「自己の関係事業者」に該当する事業者の定義あるいは禁止とされる事例について、予め有識者や関係者等により公の場で議論がなされ、本規律が潜脱されることのないよう明確化し、事前に措置を講じて公正競争要件を確保する必要があるものと考えます。</p>

章	頁	意見
3. 2. 2. 政策の具体的方向性	22	<p>【総務省案】</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>基本的にサービス卸はNTT東西のボトルネック設備を利用して提供される「指定電気通信役務」に該当し保障契約約款の事前届出義務や公表義務等が課されていますが、同時に相対契約による提供が可能となっており、NTT 東西も料金その他の提供条件については当初から非公表と表明しています。</p> <p>こうした中、指定電気通信役務であることから一定の適正性・公平性・透明性が確保されるとされている一方で、上のおり政策の具体的方向性では、料金その他の提供条件の適正及び公平性が十分に確保されるとされながら、透明性については「一定の」と記述されるなど、十分な透明性を確保し得ないのではないかと懸念が残ります。</p> <p>それゆえ、十分な透明性を確保する観点で、サービス卸の料金その他の提供条件について、総務省による個別の相対契約の料金その他の提供条件の検証にとどまることなく、これに加えて約款の作成や公表をはじめとするサービス卸に対する適切な規律、具体的には約款の事前認可・届出、公表を規定いただき、さらには相対取引の禁止等に踏み込んでいただくことも検討いただきたいと考えます。</p> <p>さらにサービス卸を通じた不当なNTTグループ連携、例えば①NTTグループ会社間での事前の戦略共有、先行的な情報開示、②NTT東西からNTTグループ各社への不透明な営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇、③サービス卸に係る業務委受託を通じたNTT東西の受付・運用等のリソースのNTTドコモへの転用、等がなされないよう適切に監視しチェックする体制を整えていただきたいと考えます。</p> <p>なし崩し的にサービス卸の提供がなされた結果、積み上げてきた公正競争環境が損なわれ、中長期的に利用者への不利益へつながらないよう留意いただきたいと考えます。</p>

章	頁	意見
	22	<p>【総務省意見】</p> <p>また、サービス卸は新しいサービスであり、今後これがどの程度の規模で提供されるか、サービス卸の提供を受けた電気通信事業者がどのようなサービスを一般の利用者に提供するかなどはあらかじめ見通せない面があるが、サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けて FTTH サービスと移動通信サービスをセットで割引くこと(セット割引)が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。 ・ また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。 <p>【意見】</p> <p>現在でもNTTフレッツ光サービス販売において、例えば家電量販店等で大型冷蔵庫が無料になる等の行き過ぎたキャッシュバックが報告されているところですが、仮にサービス卸が開始された場合に、移動通信サービス販売による更なるキャッシュバックの積み上げや固定通信サービスと移動通信サービスの逸脱したパッケージディスカウントがなされることのないよう、具体的な監視の方法を構築しておくべきと考えます。またこうした事例発生時に速やかに是正に向けた措置がなされるよう、事後に発動される業務改善命令制度とは異なる予見的な行政指導等の手順を講じて健全な競争市場の確保に留意しておくべきと考えます。</p> <p>また、10/31 にNTTドコモからNTT東西のサービス卸と自社移動通信サービスのセット割を開始する旨公表されたところですが、固定通信および移動通信の両市場で圧倒的なシェアを持つ両サービスにより潜脱的に公正競争を阻害する行為が行われる虞があることを危惧します。予めガイドライン等で競争阻害行為を具体的に例示、明確化した上で、違反が判明した際には速やかに是正され得る措置が講じられるようにすべきと考えます。</p> <p>事業者がスピード感を持ったサービス展開を行うことが重要であることと同様に、公正競争の環境維持もスピード感を持った対応がなされることが肝要であると考えます。</p>

章	頁	意見
4. 3. 2. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の進展	37	<p>【総務省案】</p> <p>(1)加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>今までケーブルテレビ事業者は、相応のリスクを負った設備投資を行うことで、NTT網に依存することのない日本国のネットワークダイバシティの一翼を担い、ユーザに対してブロードバンドサービスを提供して参りました。しかしながら「分岐単位接続料」の導入により投資リスクを負うことなく市場へ参入することが可能となることで、NTTによるネットワークの寡占化が進むこととなり、設備事業者による事業努力との乖離が進むことで日本国のネットワークダイバシティの一翼を担い続けていくことが困難となります。</p> <p>設備競争によるサービスの多様性を封じてしまう虞のある「分岐単位接続料」の設定については反対ですが、今後、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会で、より専門的な知見に基づく検討が進められていくことに対しては何ら異論ございません。</p>
5. 1. 2. 政策の具体的方向性	41	<p>【総務省案】</p> <p>(1)説明義務等の在り方</p> <p>① 適合性の原則 (略)</p> <p>② 書面交付義務 (略)</p> <p>③ 広告表示 (略)</p> <p>【意見】</p> <p>本件に係る利用者の意思確認のための一定の担保について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p>

章	頁	意見
	41	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方 ① 禁止行為・取消し</p> <p>提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>消費者保護の観点から、禁止行為の該当予見性を確保するため、事業者が十分な説明を果たしたとされる具体的な説明事項等について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p> <p>また、過度の勧誘行為が横行していると考えられる量販店等での販売実態を考慮し、消費者保護の観点から、特に「販売形態によらず」との指摘点は重要であり本件主旨に賛同します。</p>
	41	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方 ② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかとの議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>ケーブルテレビ業界では、自主的な取り組みにて、苦情件数の縮減に一定の成果をあげているところ、競争激化やサービスのバンドル化や高度化・複雑化を踏まえ、販売方法の不意打ち性やサービスの複雑性、利用者の熟慮期間等を考慮した販売形態やサービス形態を問わない初期契約解除ルールの趣旨に賛同します。</p> <p>但し、アップグレードやダウングレードといったサービスの変更契約は、利用者が既にサービスを利用していることが前提のため、初期契約解除ルールの趣旨であるサービスの複雑性や消費者の熟慮期間等の問題が解消されていることから、初期契約解除ルールの適用外との整理を要望します。</p>

章	頁	意見
	43	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 販売勧誘活動の在り方</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>また、代理店に対する監督制度を設けることが適当であり、電気通信事業者等においては、数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整備することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>拒絶の意思表示に対する具体的な判断基準や、バンドルサービス提供時の一部サービスの拒絶があった場合等の考え方について、事業者が定める自主基準等による具体的な例示を認めることが必要と考えます。</p>
	43	<p>【総務省案】</p> <p>(4) 苦情・相談処理体制の在り方</p> <p>また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。これらの取組については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待され、総務省としても積極的に支援、推進していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>ケーブルテレビ業界の苦情件数の縮減に係る取組みが一定の成果をあげている大きな要因は正に「業界団体と事業者の連携」であり、他の業界団体においてもこれが確立されない限り実効性は保てないと考えます。</p> <p>なお、第三者機関による紛争解決等の必要性を否定するものではありませんが、ケーブルテレビ業界が取り組んできた業界団体の「お客様相談窓口」の設置が一定の成果をあげているところであり、他の業界団体においても、同様の体制構築により苦情件数の縮減に繋がる可能性が高く、第三者機関設置の前に自主的に取り組む余地はあろうかと思料します。</p>

章	頁	意見
5. 2. 2. 政策の具体的方向性	45	<p>【総務省案】</p> <p>(1)希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備推進</p> <p>我が国が「人口急減・超高齢化」に向かう中、医療・教育等の社会的課題の解決や地方創生に資するICTの利活用の基盤となる携帯電話や超高速ブロードバンドの整備を推進することにより、条件不利地域であってもICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる環境を確保することが重要である。</p> <p>このため、未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT利用機会の格差の是正を図ることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>希望する全ての国民がICTを利用できる環境を整備し、ICT利用機会の格差是正を図っていく方向性に強く賛同します。ICT利用環境の整備には2つの側面があると考えており、ひとつは物理的にICT利用を享受するための環境整備であり、いまひとつ重要なことは利用するためのICTリテラシーの向上であると考えます。</p> <p>ケーブルテレビ事業者は市町村を単位として地域に密着した事業を営んでおりますが、効率性を第一義に追求する全国事業者がコールセンターでの受け答えを主とすることに対して、木目細やかなフットワークの軽い対応を身上としています。今後、高齢化社会を迎えていく局面の中で、高度化していくであろうICTリテラシーへの対応が疎かになってしまうことのないよう、ケーブルテレビ事業者は地方創生の担い手として今後も事業活動を進めていくべきと考えています。</p> <p>そのために、仮にサービス卸が導入される場合であっても、上のおり多様性を持ったICT環境が拡大していくために必要な公正競争環境が維持されるよう、制度設計には十分な適正性、公平性に加えて、前述のおり十分な透明性が反映されるよう配慮いただきたいと思います。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 御中

郵便番号 107-0052

住所 とうきょうとみなとくあかさか
東京都港区赤坂1-14-5

氏名 いっばんしゃだんほうじんしんけいざいれんめい
一般社団法人新経済連盟

だいひょうりじ みきたに ひろし
代表理事 三木谷 浩史

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	項目	意見
答申 案全体	答申案全体	<p>【意見】</p> <p>新経済連盟は、従来より、インターネット・アウトバーン構想を提言している。これは、社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に早くどこの国よりも圧倒的に安く使える環境を整備する構想である。これにより、様々なサービス・アプリケーション、M2M通信等の展開を促進することで新経済の促進と雇用の拡大を図ることを目指すものである。この観点から、今回の答申案については、下記の点を中心に更なる検討の深化ができることから具体的な施策を速やかに実施すること、必要な施策の成長戦略再改訂への反映を行っていくべきである。</p> <p>① 世界最高レベルの情報通信基盤整備(利用環境整備を含む)に係る詳細なKPI (Key Performance Indicator)を設定すること。</p> <p>② 特に割高なモバイル環境を改善するため、無料Wi-Fi整備の推進のほか、MVNO促進や事業者選択の自由度向上、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による公正な競争環境の実現、電波共同利用・再配分等による有効利用の促進等を行っていくべきである。</p> <p>③ 情報通信基盤整備の利用環境の整備のために、インターネットの活用を阻害する規制や商慣行の撤廃(対面原則・書面交付原則の撤廃など)を行っていくことやデフォルトITを政府方針として位置づけ、所要の施策を実施する。</p>
20-23	3.2 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	<p>【総務省案】</p> <p>20-23 頁全体</p> <p>【意見】</p> <p>サービス卸の内容によっては、適切な競争が阻害される可能性があることが指摘されている。現状の答申案ではその懸念を払拭するための具体的な手段が必ずしも明確ではないため、取引条件の公開など必要な対策について更なる検討を加えるべきである。</p>
27-34	4.2 移動通信サー	<p>【総務省案】</p>

	ビスに関する競争の促進	<p>27-34 頁全体</p> <p>【意見】</p> <p>モバイル分野での競争促進と利便性の高い多様なサービス創出の観点から、以下の事項の推進を行うことを明確に記述すべきである。</p> <p>① 現状において、MVNOへMNPする際に2、3日手続きがかかり、その間携帯電話サービスが中断されるため、円滑な乗換えが阻害されているとの指摘がある。WEBで迅速に対応できるように制度設計すべきである。</p> <p>② MVNO独自の多様なサービス提供が可能となるよう、現状開放されていないHLR/HSSをMVNOに開放する制度変更をすべきである。また、番号をMVNOへ直接割り当てることを前提に詳細を検討すべきである。</p> <p>③ 今後のモバイル分野では、データ通信と音声通信の両方があいまって発展する必要があるが、音声通信の卸条件が割高ではないかとの指摘もある。総務省において実態調査と必要な監視等を行い、必要な制度設計を講じるべきである。</p>
--	-------------	---

以 上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長

105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし

東京都港区西新橋1-1-3

でんきつうしんじぎょうしゃきょうかい
(一社) 電気通信事業者協会

かいちょう そん まさよし
会長 孫 正義

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

。

章	頁	意見
4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2)多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIMロック解除の推進</p> <p>②SIMロック解除の推進</p> <p>次に、SIMロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうとともに、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となっている。</p> <p>他方、SIMロックの解除について、事業者から示された懸念については、現時点において、SIMロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められなかった。</p> <p>したがって、最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初からSIMロックをかけないか、仮にSIMロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者においては、自社のネットワークと端末機能を連携させることにより自社独自のネットワークサービスを実現する場合があります。そのために事業者は、端末メーカーと共同で独自の機能を搭載した端末を開発する場合もあると思われます。その場合、この端末に搭載された機能は、その事業者のネットワークと連携して機能するものなので、SIMロックを解除して他の事業者で使うことはない機能になります。このような端末までSIMロック解除を義務化することは合理的ではないと考えます。</p> <p>また、今後のICT基盤の更なる普及・発展に伴い、メガネ型や時計型等のウェアラブル</p>

		<p>端末をはじめとしたIoTや、自動車やロボット、生活支援型サービスなどのM2Mなど、通信キャリアと機器メーカー等が共同開発した、回線と一体的な情報機器が提供されることが期待されますが、そのような情報機器までもSIMロック解除義務の対象とされてしまうと、独自のサービス開発を阻害することとなり、国民の高機能サービス等を利用する機会の喪失、ICT基盤の発展阻害、国際競争力の低下などを引き起こす可能性があり、2020年代の世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた目標に逆行することになるものと考えます。</p> <p>従いまして、すべての提供端末についてSIMロック解除を義務づけることのないようにして頂きたいと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>① 適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申(案)2.3.2020年代にふさわしいICT基盤の姿(3)①において、「ICTが国民生活に不可欠な基盤となり、さらには、災害対策といった安心・安全の実現等に重要な役割を果たしていくことを踏まえれば、高齢者や青少年、障害者を含む全ての利用者が自らのニーズに応じたサービスを選択し、安心してICTを利用できる環境を実現することが必要」であると展望が示されているところ、特に外観から理解度の判別が難しい高齢者や障がい者に対する適合性の原則がどのようにあるべきなのか、もう少し具体的な議論がされても良かったのではないかと考えます。</p>

<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>実際に利用してみないとわからないサービス・商品は、世の中に多くあります。契約内容が複雑なサービスも、金融商品をはじめとして、世の中に多くあります。また、その両方の性質をもつサービスも存在すると思われれます。</p> <p>電気通信サービスだけが、そのような理屈により、消費者からの一方的に契約を反故にする権利が与えられることについて、十分な議論が尽くされているとは考えられません。</p> <p>少なくとも、初期契約解除ルールの立法事実となる、①契約内容が複雑であるということ、②実際に利用しないとサービスの品質を十分に理解できない、という2つの要件は、当然、両方を満たした場合に適用されるべきと考えますが、その点が不明確であり、さらに、それぞれの定義（判断基準）自体も不明確であると考えます。</p> <p>また、電気通信サービスには様々なものがあり、ギャランティー型サービスもあれば、ベストエフォート型サービスではあるが契約内容が複雑ではないものもあります。いわゆるベストエフォート型ではあっても、固定系とモバイル系のようにその程度が大きく異なるものもありますし、契約期間や契約解除料の設定がなく、いつでも契約離脱が可能なサービスもあります。</p>
---	-----------	--

		<p>さらに、契約条件というものは、事業者の事業戦略によって各事業者が設定するものであり、サービス種類で画一的に決められるものではありません。</p> <p>以上のように、①契約内容が複雑であるということ、②実際に利用しないとサービスの品質を十分に理解できない、ことを、一括りに電気通信サービスの特性とし、初期契約解除ルールの導入根拠とすることは、非常に早計な理論展開であると考えます。</p> <p>従いまして、初期契約解除ルールは、特商法と同様に、不意打ち性を根拠にした訪販・電話勧誘にのみ適用されるルールとして頂きたいと考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>(略)</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>「異なる取扱い」というのは、「工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得るため」といった趣旨からすると、当然、負担の発生してしまう工事が実際に着手される前に、お客様に契約履行の判断が促されるルールが期待されているものと理解致します。</p> <p>現在、FTTHサービスについては、業界自主基準により、開通前の無償キャンセルが既にルール化されているところであり、このような自主的取組みもご考慮頂いた検討をお願い致します。</p>

<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>(略)</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>対価請求の範囲については、①実際に契約から解除までの間に発生するコストに対応する料金、②利用期間における役務料金、及び③契約解除から原状回復までに必要となる工事料等を、対象にして頂きたいと考えます。</p> <p>(例)</p> <p>①実際に契約から解除までの間に発生したコストに対応する料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務手数料 (契約料) ・ 工事料 等 <p>②利用期間における役務料金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 ・ 定額通信料 ・ 定額通信料適用外の通信料 等 <p>③契約解除から原状回復までに必要な工事料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約解除に伴う撤去工事費 ・ お客様の要望に基づく原状回復工事料 等
---	-----------	---

<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p>	<p>42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>(略)</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の ICT 基盤の更なる普及・発展に伴い、メガネ型や時計型等のウェアラブル端末をはじめとした IoT や、自動車やロボット、生活支援型サービスなどの M2M など、通信回線と一体不可分な情報機器やサービス等が提供されることが期待されますが、通信回線と密接不可分であることを理由に、それら情報機器やサービス等も初期契約解除ルールに準じた取扱いとされてしまうと、それらの情報機器までも一方的に解約されてしまうことになってしまいます。このことは、端末メーカーやベンダーと通信キャリアがコラボレーションした先進的開発を阻害することとなり、国民の高機能サービス等を利用する機会の喪失、ICT 基盤の発展阻害、国際競争力の低下などを引き起こす可能性があり、2020 年代の世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けた目標に逆行することになるものと考えます。</p> <p>従いまして、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、将来的にも行わないで頂きたいと考えます。</p>
---	-----------	--

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<基本的な視点>

2020 年代に向けた情報通信においては、従来のトレンドに加え、更に超高精細映像(4K/8K)の導入等更なるリッチコンテンツの増加、社会全体の ICT 利活用の拡大等、データトラフィックの急増が予想されます。

期待されるデータニーズに対応するためには、固定・移動双方のインフラが十分に整備され、それらを最適に組み合わせたサービス提供が望まれます。この前提として固定・移動双方の市場で多様なプレーヤーが切磋琢磨しより良い通信サービスを提供できるよう、自由かつ公平・公正な競争環境が整備される必要があると考えます。

本答申(案)策定においては、「検討するに当たっての基本 5 原則」が整理され、様々な視点からの検討が実施されましたが、加入光ファイバ接続料や東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。))の「サービス卸」の在り方といった固定(FTTN)市場における重要な施策について結論が得られず、総務省殿や他委員会における今後の措置・検討に委ねる結果となっております。

詳細は、本意見書の各論部分にて述べますが、審議会及び総務省殿においては、FTTH 市場の競争促進策について早急に具体的措置を確定し、その実現を図って頂くことを強く要望します。

<本答申(案)に示されたルール整備までの措置について>

本答申(案)においては、NTT 東西殿による光アクセスの「サービス卸」に関して、適正性・公平性・透明性が確保されるよう具体的措置を講ずるべきと提言されるとともに、「サービス卸」を活用した禁止行為規制対象事業者のセット割引についても禁止行為の対象である旨が指摘されています。

しかしながら、上述の措置が講じられる前に、NTT 東西殿は「サービス卸」の提供条件を表明し、株式会社 NTT ドコモ殿(以下、「NTT ドコモ殿」といいます。))は、「サービス卸」を活用し実質的に NTT 東西殿のフレッツサービスと同社のモバイルサービスのセット割引(以下、「NTT セット割」といいます。))を提供する意向を示しました。

NTT 東西殿は日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株殿」といいます。))を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%)を保有し、FTTH 市場において 70%を超える契約数シェアを持ち続ける等非常に強い市場支配力を有しているとともに、NTT ドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にある上、NTT 持株殿が 67%の株式を保有する特殊性を有しております。この市場環境において、公正競争条件が十分確保されないまま、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿が連携することは、両市場におけるシェアを確実に固定化させるものであり、更に不透明性の残

る相対契約での取引は、NTT グループ内の優遇行為や内部補助を引き起こす可能性があります。このような状況を踏まえて、10月23日付けで、弊社共を含め約260社から総務大臣宛に上述の懸念と具体的措置内容について要望書(以下、「連名要望書」といいます。)を提出したところで

す。

審議会及び総務省殿においては、競争事業者の要望を踏まえ、本答申(案)に示された方針が具体的措置として実行される前に、圧倒的ドミナントによる連携サービスが行われないよう、監視・指導を行って頂くことを要望します。

次頁より、本答申(案)に対する弊社共の個別論点に対する意見を述べさせていただきます。

章	頁	意見
<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	17-19	<p>【総務省案】</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p><固定通信市場></p> <p>ボトルネック性を有する NTT 東西殿の加入者回線設備は、2014 年 3 月末時点で加入者回線設備シェアが 83.7%といまだ非常に高い水準で推移しており、市場支配力を有するという状況は従来と変わらないことから、固定通信市場における禁止行為規制は、本答申(案)のとおり、現行の規律を維持すべきものと考えます。</p> <p><移動通信市場></p> <p>1. NTT ドコモ殿の市場支配力</p> <p>現在禁止行為規制対象事業者である NTT ドコモ殿は、『電気通信事業分野における競争状況の評価 2013』においても、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されております。また、同社は、ICT サービス安心・安全研究会開催以降も過度な端末下取り施策を発表すること等による顧客獲得を続けており、移動体市場において依然として強い市場支配力を有しています。</p> <p>2. NTT セット割の問題点</p> <p>NTT ドコモ殿は、2014 年 10 月 31 日の 2015 年 3 月期 第 2 四半期決算発表の場において、NTT 東西殿の「サービス卸」を利用し、「NTT セット割」を実施することを表明しました。</p>

章	頁	意見
		<p>しかしながら、当該割引サービスについては、以下のとおり、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西殿は NTT 持株殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014年3月末時点加入者回線設備シェア 83.7%)を保有し、FTTH 市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有すること ● 1. に述べたとおり、NTT ドコモ殿についても依然として強い市場支配力を持つこと ● NTT 東西殿、NTT ドコモ殿がともに高い市場支配力を有する状況において、両社が連携サービスを提供した場合、相互の市場支配力を活用することで、顧客を囲い込み、NTT グループ一体としての市場支配力が一層強化されることが想定されること ● NTT 東西殿のフレッツサービスから NTT ドコモ殿の光サービスに転用を行った後、卸サービスの違約金や工事費の引き上げ等により他社への移転を抑制する等顧客の固定化を図るおそれがあること ● NTT グループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性もあること <p>更に、NTT ドコモ殿は NTT セット割の提供を表明した際に、「多様な ISP が選べる」と述べていますが、多くの顧客を囲い込むと想定される NTT セット割においては、利用者利便のためにも多様なインターネット接続サービスを利用者が選択できる環境を維持すべきであることから、NTT ドコモ殿と他社 ISP が協業することは必須と考えます。</p> <p>しかしながら一方で、NTT ドコモ殿は、他社 ISP と協業しなくとも自身でインターネット接続サービスを提供可能であることから、他社 ISP との協業に当たり、著しく優越的な地位を有することになり、他社 ISP に対する高額な割引原資の要求や販売方法の強要等、不当な規律・干渉を行うことも懸念されます。このため、仮に NTT ドコモ殿による NTT セット割が提供される場合においては、こうした行為が明確に禁止されるようにすべきです。</p> <p>3. 禁止行為の取り扱い</p>

章	頁	意見
		<p>1, 2のとおり、今後も NTT ドコモ殿の市場支配力は依然として強く、NTT セット割により更に強化される可能性が高いことから、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止」「不当な規律・干渉の禁止」は撤廃すべきでないと考えます。</p> <p>また、NTT ファイナンス株式会社殿(以下、「NTT ファイナンス殿」といいます。)への請求収納機能の集約や上述の NTT セット割といった NTT グループ一体化進展の動き等も踏まえれば、自社も含めたグループ会社(電気通信事業者に限らず)と他社を同等に扱う義務は最低限課すべきものと考えます。</p> <p>万が一、コンテンツ事業者等との連携等のため禁止行為を緩和する場合には、公正競争に影響を及ぼさない範囲に限定されるべきです。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性</p>	<p>20-22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>1. NTT ドコモ殿のセット割に関する問題点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>3. 1. 2に対する意見で述べたとおり、本サービスについては、以下のとおり、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西殿は日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株殿」といいます。)を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%)を保有し、FTTH 市場において 70%を超える契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有すること ● NTT ドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されており、依然として強い市場支配力を持つこと

章	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西殿、NTT ドコモ殿がともに高い市場支配力を有する状況において、両社が連携サービスを提供した場合、相互の市場支配力を活用することで、顧客を囲い込み、NTT グループ一体としての市場支配力が一層強化されることが想定されること ● NTT 東西殿のフレッツサービスから NTT ドコモ殿の光サービスに転用を行った後、卸サービスの違約金や工事費の引き上げ等により他社への移転を抑制する等顧客の固定化を図るおそれがあること ● NTT グループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性も存在すること <p>特にその連携が排他的であった場合には、更におそれが強まることから、最低限、排他的 NTT セット割やセット販売等は明確に禁止されるべきです。</p> <p>(2) 具体的な措置</p> <p>NTTドコモ殿は、すでにNTT セット割の提供を表明されていますが、仮に提供される場合には、以下条件が担保されるべきと考え、それまでは NTT セット割の提供を開始すべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自社を含めたグループ会社と他社を同等に取り扱う義務及び他の電気通信事業者や端末メーカー・販売事業者等への不当な規律・干渉を行ってはならない義務を NTT ドコモ殿に課すこと ● NTT ドコモ殿が以下の義務を果たせる体制を構築(法令・ガイドライン等の整備)すること <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT ドコモ殿が NTT 東西殿から固定通信サービスを調達する場合は他の固定通信事業者からの調達も同等に扱うこと ・ NTTドコモ殿が自社光サービス(ドコモ光)を用い、自社を含めたNTTグループ会社のモバイルサービスやインターネット接続サービスとセット割やセット販売を行う場合は、他の移動通信事業者や ISP とも同等にセット割やセット販売を行うこと ・ NTTドコモ殿が協業する(卸を受ける場合を含む)際に、ISP 等に対し高額な割引原資の要求等、不当な

章	頁	意見
		<p style="text-align: center;">条件を課さないこと 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次項 2 に述べる NTT 東西殿との取引が他社と公平な条件であることが確認されること <p>2. NTT 東西殿「サービス卸」に関する問題点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>そもそも NTT 東西殿による「サービス卸」は、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであり、これまでの「接続」の代替となり得ること等も踏まえると、「サービス卸」の提供条件は、「接続約款」と同様に約款の認可制とし、相対取引は明確に禁止されるべきです。</p> <p>(2) 現行制度の問題点</p> <p>保障契約約款のみで規制する場合、以下のような問題が発生すると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金を著しく高額に設定する等、NTT グループ会社しか利用できない条件を設定するおそれ (卸先が NTT グループ会社であれば卸料金が高額であっても、グループ会社のコストは、NTT 東西殿の収入となるため、グループ内ではコスト増にはならず、影響はない。) ● 相対取引が可能となることから、NTT 東西殿が NTT グループ会社に対してのみ卸料金を優遇するおそれ (例: NTT ドコモ殿のみが該当する条件での大口割引) ● 合意に至るまでの交渉過程で、NTT グループ内へ事前の情報共有を行う等、契約書外で特定の事業者を優遇するおそれ 等 <p>また、約款を認可制としても、販売奨励金や営業・運用の業務受委託による実質的な補助が行われるおそれは解消できないものと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>(3) 具体的措置</p> <p>(1),(2)のとおり、全ての提供条件について公平性を担保することが必須であり、以下の3点に係る規律を導入することが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正性・公平性・透明性確保のため、接続約款と同様の規律を導入すること (事前認可、相対取引の禁止、約款の公表等を義務付けること) ● 「サービス卸」を通じた NTT グループ一体での営業活動(NTT 東西殿のリソースを NTT ドコモ殿へ転用する等)や業務連携、NTT グループ会社等への先行的な情報開示等、NTT 東西殿に課された禁止行為の監視・チェック体制等を強化すべく、後述する監視機関を設置すること ● NTT 東西殿から NTT グループ会社への営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇を禁止すること <p>なお、「サービス卸」に係る法令改正前にサービスを提供する場合は、本答申(案)の趣旨を踏まえ、総務省殿において指導監督のもと、公正な競争環境が担保されるべきと考えます。</p> <p>3. 卸部門に対する監視機関の必要性</p> <p>NTT 東西殿の「サービス卸」はフレッツ光に係るサービスの卸提供となるため、従来、接続により設備管理部門が提供していた他事業者への光サービス提供について、新たに設備利用部門が行うこととなります。NTT 東西殿が継続してフレッツ光サービスを利用者向けに提供し続ける場合、設備利用部門が競争事業者の情報を保有することに他ならず、「光コラボレーションモデル」を担当する部署に対して、従来の設備管理部門と同等の規律を課さなければ、公正な競争環境が維持できなくなるおそれがあります。</p> <p>したがって、事業者向けの卸部門と利用者向けの小売部門を明示的に区分すると共に、卸部門の情報を自社の営業に利用することがないか、小売部門や NTT グループ会社を優遇することがないか等の適正性、公平性を検証するための監視機関を設け、定常的に監視する必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>なお、NTT 東西殿が「光コラボレーションモデル」において NTT グループ内を優遇することによる競争への悪影響については、本年 10 月 23 日に総務省殿に対し、約 260 社もの事業者が連名で要望書を提出し、懸念を表明しているところです。連携等による NTT グループ内優遇がなされないよう、上述のとおり卸部門の機能分離や監視機関による自社優遇等の監視といった規律を早急に導入するべきと考えます。</p> <p>また、5 月 13 日に NTT 持株殿が「光コラボレーションモデル」を発表され、NTT 東西殿からは公式に料金その他の提供条件の発表がなされる前の 6 月 19 日に、NTT ドコモ殿が「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせ提供したいとの意向を示しましたが、提供条件の開示なしにビジネスモデルを検討することは困難であることから、このタイミングでの利用表明は事前に提供条件の開示を受けていたものと推測され、すでにグループ内連携が行われているのではないかと危惧しております。</p> <p>これらを踏まえれば、「サービス卸」について適正性、公正性、透明性を担保するためにも、卸部門の機能分離や、設備利用部門内の「サービス卸」に係る業務等について検証を行うことができる機関の設置を検討する必要があると考えます。</p> <p>「サービス卸」については、自社の設備利用部門や NTT グループ会社に優先的に情報提供を行うインプットの同等性確保(同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか)に係る懸念のみならず、システム改修を行う際に NTT グループ会社を優遇する可能性も否定できず、仮に優遇した場合、公正競争環境への弊害が著しく大きくなり、看過し得ないものになります。したがって、取扱いの適正性、透明性を担保するための第三者も参加した監視機関を NTT 東西殿の内部に設置する等により、厳格な評価、検証を継続して行っていくことが望ましいと考えます。</p>
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p> <p>4. 1. 1. 現状と 2020</p>	<p>23</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題 3 段落目</p> <p>また、MNO 間の競争にとって、割当てを受けている電波の幅(周波数幅)は重要な要素のひとつである。近年のトラヒックの急増に伴う電波のひっ迫はもとより、広い周波数幅を利用できる通信規格(LTE 等)の普及や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術により、使用する周波数幅によって通信速度等のサービス</p>

章	頁	意見
年代に向けた課題	24	<p>品質に差が出る状況となっている。これに伴い、MNO のグループ化のほか、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえた公正競争の確保が課題となっている。</p> <p>図表【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況】 (略)</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)では、グループに関する規律も含めて競争政策と電波政策で連携を図っていくことが適当であるとされ、MNO 間の競争にとって「電波の幅は重要な要素のひとつである」として、各社の割当帯域幅・利用帯域幅がグループ毎に例示されています(図表【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況】)。しかしながら、周波数保有状況を考慮する場合に、各帯域の利用制限や、帯域毎の特性(回折性の強弱等)を勘案せずに比較することは、各社の実際の競争力を正確に反映できず、特定の事業者やグループの競争力を過小に、あるいは過大に評価することに繋がるおそれがあります。また、同図表では PHS 帯域が弊社共グループへの割当て帯域として示されていますが、当該帯域はそもそも個社に割当てられておらず、基地局免許や登録によってワイモバイル株式会社殿以外の事業者も利用可能であることから、保有帯域の比較に含めることは適当ではありません。(※)</p> <p>以上のことから、同図表においては、各事業者への電波の割当状況として PHS 帯域が記載されているものを削除頂くとともに、電波政策との連携という観点においては、上述で指摘した各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>※仮にこれらを考慮した場合、弊社共が使える保有周波数帯は、現時点で 130MHzとなります</p>
4. 1. 2. 政策の具体的な方向性	24	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入 全体に対して</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>資本関係の取引は、企業が柔軟かつスピーディなビジネス展開を可能とするため、原則、独占禁止法上の企業結合規制に委ねるべきと考えます。少なくとも、グループ内における株式取得や資本関係の取引は、競争の縮退を招くおそれが少ないことから、独占禁止法と同様にその審査対象から除くべきです。</p> <p>しかしながら、NTT グループにおいては、以下の経緯・観点から、自由に再統合すること等は競争上重大な問題であり、審査制度を設ける以前に明確に禁止すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分離・分割前の日本電信電話株式会社殿(以下、「旧 NTT 殿」といいます。)は公社時代に、電話加入権による資金調達や道路等の公共財の独占的利用といった、国民の負担により設備基盤を構築しており、NTT グループ各社は現在もその施設を活用していること ● 独占企業であった旧 NTT 殿と新規参入事業者との公正競争環境を実現するため、株式会社 NTT データ殿、NTT ドコモ殿、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ株式会社殿の分離・分割が行われたこと ● 現状においても NTT グループはあらゆる市場において市場支配的事業者を有していることから、他の市場における市場支配的事業者との資本関係の取引が行われた場合、相互の市場における公正競争環境に支障を来すおそれがあること ● 特に NTT 東西殿は、依然としてボトルネック設備(2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%)を保有し、FTTH 市場における契約数シェア(70%以上)は諸外国と比較して極めて高い状況にあること <p>また、本答申(案)では「制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当」との見解が示されていますが、競争政策と電波政策の連携に当たっては、前項(4. 1. 1.)における意見のとおり、各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。</p>
	24	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
		<p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業は、『事業者間協議の円滑化に関するガイドライン』の冒頭にあるとおり「ある電気通信事業者のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している」ものであり、移動通信事業者各社が保有するネットワークへの接続及び卸電気通信役務に係る協議・協定や契約の締結等(以下、「協議等」といいます。)については、基本的にネットワークを保有する個社ごとに行う必要があるため、協議等において、あるグループに属する小規模事業者が同一グループ内に属する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」といいます。)の市場支配力や交渉力を背景に相手方に圧力をかけるようなことは困難であると考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備に係る規制や禁止行為規制といった諸規制は、移動通信事業者の市場支配力や交渉力に着目して対象を決定するものであり、上述のとおり協議等も個社単位で行われるため、これら諸規制の対象を移動通信事業者単体ではなくグループ単位のシェアで判断することは、同一グループに属する移動通信事業者が複数存在する場合に、実態とかけ離れた過大な評価により過剰な規制を課されるのではないかと懸念があります。</p> <p>昨今、移動通信市場においては移動通信事業者の接続料が低廉化したことで、MVNO による格安プランが多数提供され、マスコミからも注目される等、MVNO による競争が成立しつつあります。今年度においても、株式会社ケイ・オプティコム殿や楽天株式会社殿による MVNO サービスが開始される等、まさに市場が活性化しつつあることから、現時点で新たにグループ単位シェアによる規制を検討する必要性は認められないと考えます。</p>
	25	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2 政策の具体的方向性</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保 3 段落目</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレ</p>

章	頁	意見
		<p>一ヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すると共に、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>利用者料金に関する規律において、自由競争の促進を目的に従来の事前規制を撤廃し、同時に、提供料金・サービス内容等の相対取引を認めるよう政策転換されてきた経緯や、事業者間の双方の合意により契約条件を取り決めることができるという相対取引の主旨を踏まえると、二種指定事業者の相対取引の内容を総務省殿が把握すべきか否かは、その方法も含めて慎重に検討すべきであると考えます。</p> <p>そもそも第二種定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)がMVNO等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であり、事業者間取引については、まずは市場原理に委ねることがその考え方前提になっていると理解しています。加えて、実際には「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」にしたがって各社対応を行っている上、市場の競争状況の観点でも、MVNO各社は複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能となっているところです。</p> <p>その一方で、ボトルネック性に着目した制度である第一種指定電気通信設備制度において、その指定を受けているNTT東西殿は、固定通信市場においても依然として圧倒的な市場支配力を有しているにもかかわらず、その相対取引については報告義務がない状況です。こうした点に鑑みても二種指定事業者に相対取引の報告を求めることは、必要性が低い上にバランスを欠くものであり、不適當と考えます。</p> <p>なお、本答申(案)には「卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、(中略)総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」との記述があり、卸電気通信役務に係る相対取引に係る契約内容を総務省殿に報告するといった制度が想定されるところですが、再販事業者も含めると該当する契約は非常に多数存在し、事前届出等を行うことはサービスの円滑な提供に支障を来すおそれがあります。仮に報告を義務付ける場合も、グルー</p>

章	頁	意見
		<p>プ内外の取引の公平性確保の観点からは、全取引を対象とするのではなく、グループ内 MVNO との契約や、契約数や収益等が一定以上の規模を有する MVNO との取引に限定すること等により規制の適正性を維持するようご検討頂きたいと考えます。</p> <p>また、報告する契約内容等のデータについては、そのデータを利用する目的・用途を明確にした上で、取引の公平性を評価するに当たって必要最低限の報告範囲に留める他、報告されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されることがないように、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について十分に留意頂きたいと考えます。</p>
<p>4. 2 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p>	29	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等 7 段落目</p> <p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)に記載のとおり、第二種指定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)が MVNO 等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は「固定系加入者回線のボトルネック性」に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なるとともに、第二種指定電気通信設備制度は MVNO からみても複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能な状況であると認識しています。このように第二種指定電気通信設備制度は、制度創設の背景において原則市場原理(事業者間の交渉・協議)に委ねることが前提となっていることから、二種指定事業者に対し法令等による規制を導入する際は、事業者間での協議が規制の介入なしには進まない状況であると判断された場合に限られるべきと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>このため、アンバンドルに関する事業者間での協議や接続請求に係る手続等において顕在化するような問題は生じていないと認識していることから、現時点で第二種指定電気通信設備制度を見直すまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>加えて、現在、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」の規定がなされている中で、「基本的な機能」という新たな区分を設けることについて、その位置付けが不明確であること、現時点において第二種指定電気通信設備制度の運用が規制の介入なしには進まない状況等ではないことから、法令整備を前提に検討を進めることは時期尚早であると考えます。</p>
	30	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行 4段落目</p> <p>したがって、MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNO が HLR/HSS を保有することに関し、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて「注視すべき機能」として位置付けず、まずは MVNO と二種指定事業者間で事業者間協議を進めるとすることについて、賛同します。</p> <p>なお、MVNO が HLR/HSS を保有した場合の MNO ネットワークへの影響や MVNO に求められる責務の実効性等については、事業者間協議の中で十分に検証する必要があると考えます。</p>
	30	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p>

章	頁	意見
		<p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供 4段落目</p> <p>したがって、定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、上述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討すると共に、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)にある「MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか」に関しては、前項(4. 2. 2(1)② 1))での意見のとおりです。</p> <p>仮に MVNO に携帯電話番号を割り当てる場合、技術的な課題だけでなく、MVNO に求められる責務、利用者料金設定の在り方及び事業者間精算の在り方等を検討する必要があると認識しており、このような課題は MVNO と MNO 間の個別協議では解決できるものではなく、固定電話を提供する事業者も加えた全体的な検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、そもそも現行の固定電話及び携帯電話等の電気通信番号制度は、サービス識別の必要性や通信品質の維持等、様々な観点から整理されたと理解しており、MVNO への携帯電話番号の割り当てに範囲を限定した技術検討等を事業者間で実施する前に、0AB～J 番号等の固定電話番号も含めた電気通信番号制度に関する総体的な検討を十分に行う必要があると考えます。</p>
<p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p>	<p>31</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>① 販売奨励金等の適正化 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話事業者から代理店に対して支払われる各種販売奨励金等は、キャッシュバック以外にも端末価格の値引きの原資等に充当されることで、機種変更を行う際の利用者における金銭的負担を軽減する効果をもたらしてきました。その結</p>

章	頁	意見
		<p>果、我が国における多機能スマートフォンの普及が促進され、ICT 基盤の普及・発展に一定程度貢献してきたと考えられます。</p> <p>一方で、高額キャッシュバックをはじめとした利用者間の不公平性を拡大させる対応は、歪な競争により移動通信市場の発展を阻害する可能性も否定できません。そのため、健全な競争を確保すべく、弊社共は自主的な取り組みにより、高額キャッシュバック等の販売方法を適正化するよう努めているところであり、実際に代理店店頭で高額キャッシュバックが行われるケースは大きく減少しているものと考えます。</p> <p>しかしながら、今後キャッシュバック施策等が過熱化するおそれもあることから、利用者間の不公平性を拡大するような施策が行われていないか、業界の適正化に向けた自主的な取り組みを注視しつつ、問題が発生した場合には是正措置を図ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、販売奨励金等の状況につきましては、経営に密接に関連する指標でもあることから、弊社共では公表を差し控えています。そのため、販売奨励金等の状況の定期報告等といった制度を導入される場合は、個社の数値の公開や個社の数値が類推可能な状況での公開をすることのないよう、報告後の数値の取扱いについて十分ご留意頂きたいと考えます。</p>
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 1段落目</p> <p>SIM ロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうと共に、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>販売奨励金は、基本的には顧客獲得のために代理店等に提供されるものであり、実際の販売においても、弊社共・他社ともに SIM ロック解除可能端末か否かでキャッシュバックの額に多寡は設けられてはいないと認識しています。したがって、各社において、利用者が購入する端末の SIM ロック解除の可否と販売奨励金の額との間に関係性はないことから「SIM ロック</p>

章	頁	意見
		が多額のキャッシュバックの一因」という本答申(案)の記述は利用者へ誤解を与えかねず適切ではないと考えます。
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 2段落目</p> <p>SIM ロックの解除について、事業者から示された懸念※については、現時点において、SIM ロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められなかった。</p> <p>※(脚注 64)事業者からは、SIM ロックをかけない場合の懸念点として、1) 端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について利用者に混乱が生じるおそれがあること、～(略)～が挙げられた(「ICT サービス安心・安全研究会」報告書(案)P.42 参照)。</p> <p>【意見】</p> <p>ICT サービス安心・安全研究会において、携帯電話端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について懸念が示されたとおり、各社の携帯電話端末が対応する通信方式や周波数帯に違いがあることや、自社のネットワークや通信サービスをより適切に使えるよう携帯電話端末の最適化を施していることから、現時点においても、利用者が SIM ロック解除された携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が整っているわけではないと考えます。</p> <p>この点について、本答申(案)では「利用者に対し適切な説明をした上でその選択に委ねることが適当である」と示されていますが、実際に SIM ロック解除端末の利用に当たって、事業者が適切な説明を行ったとしても利用者とのトラブルが発生してしまう可能性は否定できません。</p> <p>米国においては日本に先行して、2013年12月、SIM ロック解除を自主的に推進していく方向性が打ち出されましたが、上述の懸念は同様であり、行政機関である FCC 殿や業界団体である CTIA 殿等において、SIM ロックを解除した場合にその利用に当たって各種制限がある旨の注意喚起に努めている状況(※)です。</p> <p>これらを勘案し、SIM ロック解除を推進するに当たっては、利用者への適切な説明について関係事業者だけでなく、総務</p>

章	頁	意見
		<p>省殿や端末メーカー殿、関連の業界団体殿等含め、業界全体で利用者への注意喚起等に努める取り組みをしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※(参考)米国の FCC 殿による SIM ロック解除端末の利用に関する注意喚起等のサイト： http://fcc.github.io/device-unlocking/</p> <p>※(参考)米国の CTIA 殿の SIM ロック解除に関する行動規範： http://www.ctia.org/docs/default-source/fcc-filings/ctia-letter-on-unlocking.pdf</p>
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 3段落目</p> <p>最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話端末市場は、この 1～2 年の間に、MNO 各社による SIM ロック解除可能端末の提供の他、端末メーカー各社から iPhone や Nexus 等 SIM フリー端末の提供が行われたり、MVNO から自社ブランドを掲げた「独自スマホ」が提供されたりする等、急速に拡大してきており、利用者が自らのニーズに合致した端末を自由に選択できる環境が一層整いつつある状況です。加えて、SIM ロック解除実施の有無は本来端末の問題であることや、上述のとおり SIM ロック解除された MNO 各社の携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が未だ整っていない点も踏まえると、MNO 各社が主体となって SIM ロックを解除する意義は薄れてきていると考えます。</p> <p>また、本答申(案)では、「端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である」とされていますが、SIM ロック解除の推進に当たっては、MNO がこれまで築きあげてきたビジネスモデルが一概に否定されるものではないと考</p>

章	頁	意見
		<p>えます。つまり、弊社共はじめ MNO 各社においては、利用者が端末を入手し易いよう、従来から携帯電話端末を安価に販売する形でのビジネスモデルを構築してきたところであり、そのことが、ネットワークの品質向上や技術革新、多様な通信サービスの創出の取り組みと相まって、端末の普及及び通信の利用促進に繋がったと認識しています。</p> <p>この携帯電話端末を安価に提供する形態は、利用者による継続的な通信の利用を前提に行われているものであり、事業者が定める期間内に契約が解除される場合には、早期解約により生じる損失を補うべく、そのコスト回収が否定されるものではないと考えます。この点は、SIM ロック解除が今後更に推進された場合であっても変わるものではありません。</p> <p>弊社共としては、コスト回収について実施の有無含め事業者が判断するものと認識していますが、仮に、回収の在り方が問われる場合には、回収方法や料金額等の合理性、利用者への説明の有無、選択肢としての SIM フリー端末の提供の有無等を総合的に勘案し、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保の観点からその適正性が判断されるべきと考えます。</p> <p>なお、各社の熾烈な販売競争の結果、携帯電話端末の販売価格の行き過ぎた値引き等が発生しており、今後もそのような販売が行われる可能性は否定できない状況です。このことがコスト回収の必要性を増加させている面もあるため、利用者間の公平性の観点も踏まえ、是正措置が講じられるべきと考えます。</p>
<p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p>	32	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現 2段落目</p> <p>データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるよう、次の2点を満たす利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。</p> <p>① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること</p> <p>② データ通信量の平均値や分布を勘案すること</p> <p>通信量分布に応じた多様な料金プランが実現すれば、利用者は毎月の通信量動向に敏感になり、Wi-Fi や固定回線へのオフロードが進むことが想定されるところであり、電波の効率的な利用の促進(電波のひっ迫対策)にも資すると考えられる。</p> <p>併せて、総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者</p>

章	頁	意見
		<p>1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>弊社共においては、従前より、料金の低廉化や利用者ニーズに沿った料金プランの導入に積極的に対応しており、携帯電話業界全体においても活発な料金競争が展開されているという認識です。直近においては、本年7月以降、利用者のデータ通信利用状況や用途にあわせた多様なデータ定額の料金プラン、当月に使用しなかったデータ量を翌月に繰り越してできるサービス及び家族間でデータ量をシェアできるサービス等を導入し、様々な工夫をしています。本答申(案)においては「利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当」とありますが、料金及びサービス内容の提供条件は個社が創意工夫に基づき提供するものであり、サービスの差別化要因ともなる要素です。したがって、行政による過度な介入は避け、原則として、自由競争に委ねることが適当であると考えます。</p> <p>また、「利用者1人当たりのデータ通信量の分布」や「対応した料金プランの設定状況」について、総務省殿が事業者に対し、定期的に報告を求めるとされていますが、データトラヒックの分布や料金プランの設定の考え方については、経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報に該当します。したがって、仮に利用者の利用動向等を把握するためであっても、事業者への過度な報告義務を課すことは避け、極力他の方策で代替すべきと考えます。例えば、スマートフォンにおいては、個々の利用者が比較的容易にデータ通信の使用状況等を確認できる機能が具備されているところであり、通信事業者の経営情報を取得せずとも、一般利用者に対する利用状況調査等によって、必要とされる情報を収集し、傾向等を分析することが可能と考えます。</p>
	33	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現 7段落目</p> <p>こうした取組に加え、利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる</p>

章	頁	意見
		<p>音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>着信接続料を原則廃止することは、単なるネットワーク費用の回収方法の大きな変更となるだけでなく、利用者の料金負担の在り方も含めた日本の通信制度が大きな変更となる可能性があるため、慎重な検討が必要です。検討に当たっては、例えば以下のような観点も含める必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中継事業者のネットワーク費用の回収方法によっては、中継事業のビジネスモデルの見直しに伴う可能性があること ● 着信接続料の廃止に伴い各事業者のネットワーク費用は原則として、各々自社の利用者料金から回収されることとなるため、小規模な事業者や新規参入事業者にとっては負担が大きくなる可能性があること ● 固定ネットワーク・携帯ネットワーク等の異なるネットワーク間では整備費用に差異があることを前提とした、公正競争の観点での検討が必要となること ● 他事業者のネットワーク改修に伴う接続サービスの費用の扱いに関しても、費用負担の公平性、公正競争への影響等について併せて検討が必要となること <p>また、諸外国でも、現在の日本と同様、基本的には各事業者は接続料を設定し、事業者間での精算を通じて費用回収を行っています。ビル・アンド・キープ方式は、利用者料金において RPP (Receiving Party Pays) 方式を採用する米国においてのみ選択されているだけであり、番号体系や利用者料金体系等も含めた環境が日本とは大きく異なるものと考えます。</p>
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競	37	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
<p>争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>		<p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 9段落目</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>昨今のコンテンツの大容量化、モバイルトラヒックのオフロード等により、固定通信は移動通信と相互補完を果たすため、設備・サービスの両面での重要性がますます高まっています。そのため、固定通信分野の競争促進施策については、設備・サービスの両面での公正競争の一層の徹底、イノベーションの促進を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化や、超高速ブロードバンド基盤における多彩なサービスの実現が求められます。これらの実現のためにも、利用率が低迷している FTTH の普及促進は重要な政策課題と考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿の「サービス卸」は NTT 東西殿の「フレッツサービス」の卸に過ぎないため、速度、品質、サポート、宅内装置や付加サービス等での差別化が出来ず、また接続事業者が負担するコストの大半が卸料金や工事費等の NTT 東西殿への支払額のため事業者努力による料金競争も限定的です。一方、分岐単位接続料 (OSU 専用方式) は、各社が自前の設備 (OSU) を設置するため、通信速度や付加サービス等、各社毎の独自サービスの提供や料金競争が期待でき、「設備及びサービス両面での公正競争促進」、「イノベーションの促進」、「利用者が新たな価値や多様なサービスを享受」といった政策目的に最も合致しかつ不可欠であることから、早急に具体的な対策を講じるべきと考えます。</p> <p>したがって、接続政策委員会においては、分岐単位接続料設定について年度内に結論を出す等、期限を明確にした上で議論を進めて頂きたいと考えます。</p>
	38	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) NGN の更なるオープン化 全体に対して</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>NGN のオープン化について、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成 23 年 12 月 20 日)」においては機能開放を進めるべきとされているにもかかわらず、NTT 東西殿は現在まで NTT-NGN の技術情報等の開示を行っていないことに加え、機能アンバンドルでの弊社共音声サービスの提供実現に向けた事業者間協議においても大きな進展が見込めない状況となっています。NTT 東西殿に対しては、現在停滞している NTT-NGN 上での弊社共音声サービスを実現するための接続協議に対し情報開示を含め前向きな対応を行って頂くとともに、総務省殿においても接続料規則に当該アンバンドル機能の提供を明確に義務付けて頂くことを要望します。</p> <p>また、NTT-NGN のアンバンドル議論においては、その影響が長期間にわたり国民生活や企業活動全体に及ぶものであることから、通信事業者間の接続協議のみでなく、オープンな場において利用者の視点にたった議論もなされるべきと考えます。</p>
	39	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>NTT 東西殿の機能分離について、本答申(案)には「NTT 東西の機能分離等については、(中略)NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる」と記載されているところですが、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)の営業部門に網改造等の情報が先行的に流れているのではないかと疑念を抱かざるを得ないような対応も見受けられ、機能分離の重要な要素であるインプットの同等性確保(同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか)の観点での検証が不十分ではないかと懸念しています。</p> <p>例えば、2010 年頃より接続協議において、弊社共より NTT 東西殿に再三にわたり申入れを行ってきた NTT-NGN における優先制御機能について、弊社共は当該機能を用いたサービスが提供できない一方で、本年 1 月 29 日に NTT 東日本殿は</p>

章	頁	意見
		<p>当該機能を用いた「フレッツ 光ネクスト プライオ」の提供を発表し、3月24日に提供を開始しています。これはNTT東日本殿が、優先制御機能に関する情報を先行的に自社の設備利用部門に開示してサービスを検討させ、当該サービスが公表されるまでの間、接続事業者に意図的に情報を提供せずに秘匿した可能性があり、設備利用部門と接続事業者に対するインプットの同等性が確保されていない典型ではないかと考えます。</p> <p>したがって、NTT東西殿の機能分離については、実施状況等の報告と規律についての遵守状況の検証のみならず事業者間協議状況の聞き取りや立ち入り調査等も含め、インプットの同等性の確保が適切になされているのかという観点でも検証を行うべきであると考えます。</p> <p>なお、既に前項(3.2.2)において意見したとおり、「サービス卸」の適正性・公平性・透明性を担保するための検証機関を検討するのであれば、当該検証機関において設備利用部門内の取扱いのみならず、設備管理部門と設備利用部門間やNTT東西殿とNTTグループ会社間におけるインプットの同等性や取扱いの適正性、透明性の担保まで含めて検証頂きたいと考えます。</p>
<p>5.1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p> <p>5.1.2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p>	41	<p>【総務省案】</p> <p>5.1.2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>① 適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「説明に当たって配慮が必要」な利用者か否かの判断に当たっては、事業者による、利用者の年齢や障害の有無等の能動的な確認が困難な場合が想定され、また高齢者については年齢が確認できたとしても一律に判断することが適切ではない場合も存在します。したがって、制度化に当たっては、画一的な定義や基準を定めることにより、却って利用者が不利益等を被らないよう配慮が必要と考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>また、法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、本ルールの対象は消費者との取引に限定することが適切と考えます。</p>
	41	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>② 書面交付義務</p> <p>契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付(利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能)することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)では、紙媒体による書面交付が原則とされていますが、①サービス提供者と各契約者の間を電子的な手段で接続する電気通信サービスの特性、②公文書等情報の電子的な作成・流通の進展に伴う電子媒体の普及、③スマートフォン等の登場に伴う電子媒体の閲覧に適したデバイスの普及等、電子媒体の優位性も認められるところです。加えて、利用者ニーズも多様化し、契約後の保存や、参照容易性の観点で、電子媒体による提供を望む声が日々増している状況も存在します。以上のことから、一律的に紙媒体を原則とするより、利用者の希望や属性(高齢者、未成年等)により、原則とすべき媒体を可変とする方が、利用者ニーズに沿った対応になるものと考えます。</p> <p>また、オンラインにおける販売形態においては、紙媒体による書面のやりとりを行わないことが契約慣行として定着していることから、電子媒体を原則とすべきと考えます。</p> <p>書面交付のタイミングについては、サービスによっては、実務上、契約締結までに書面発行することが困難な事例(利用者からの申込みを承諾後、事後に書面を送付するケース等)も想定されるため、それらケースも許容されるルール化を要望します。</p> <p>なお、本ルールの対象については一般の消費者のような情報の非対称性がある場合を前提とすべきであり、法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、一度に多様かつ大量の契約を締結するケースも多く、効率性の観点から電子</p>

章	頁	意見
		<p>媒体が適切とされることも容易に想定されるため、ルールの対象外とするか、上述のように原則とすべき提供媒体を柔軟に変更できるルールとすべきと考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>① 禁止行為・取消し提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>取消権の行使期間については、電気通信サービスの契約において禁止行為違反等を認知すると考えられる常識的期間を踏まえた合理的期間とすべきと考えます。</p> <p>また、この場合の事実認定の在り方について、消費者契約法と同様、立証責任の所在は利用者側に帰するものと想定していますが、利用者と事業者の認識相違によるトラブルを避けるため、本答申(案)並びに法制化によるルール化において、これらの考え方を明示頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、法人の場合は消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられ、特段の苦情も生じていないと考えられることから、本ルールにおいても消費者を対象とすべきと考えます。</p>
	<p>41-42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に</p>

章	頁	意見
		<p>検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>初期契約解除ルールに限らず、消費者保護ルールの適用はその必要性が十分に認められる範囲、効果が明確に期待される範囲に限定し、規制の最小化を図るべきと考えます。</p> <p>その意味では、店舗販売や通信販売においては、苦情発生要因が初期契約解除ルールによって解消されるか否か等の検討が不十分であり、明確な因果関係が示されていない認識です。弊社共においては、携帯電話サービスに関し、店舗における苦情等で初期契約解除により救済できる割合は一部に過ぎないと分析しており、加えて、店舗販売が主である携帯電話事業者の行政あっせん件数自体も直近では減少傾向であると認識しています。</p> <p>本答申(案)においては、電気通信サービスの基本的な特性を踏まえ、販売形態によらずに初期契約解除ルールを導入することが適当とされていますが、「実際に利用しないとサービスの品質を十分に把握できない」との性質は必ずしも電気通信サービスに限ったものでなく、上述に示すような効果の程度も不確かであることを踏まえ、初期契約解除ルールの導入は訪問販売・電話勧誘販売に限定することが適当と考えます。</p> <p>なお、仮に初期契約解除ルールを販売形態によらずに導入するとなれば、制度の導入等にかかる業界の負担に加え、</p>

章	頁	意見
		<p>説明時間の増加等に伴う消費者・販売店の負担が甚大となり、制度の副作用による業界の混乱や消費者便益への悪影響が生じる可能性が極めて高いと考えます。</p> <p>また、「特定商取引に関する法律」等との整合から見ても、店舗における初期契約解除ルールは、その対象範囲(回線契約、端末、端末アクセサリ、パソコン等役務と紐づかないセット購入品のいずれか)等利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者による新たな苦情を招く要因となる懸念も想定されることです。</p> <p>加えて、認定電気通信事業者は電気通信事業法第 121 条によって役務提供義務を負っており、正当な理由がなければ役務提供を拒むことができないことから、初期契約解除を繰り返し、徒に販売店の負担を増加させるような問題のある利用者に対しても、本ルールが利用者の正当な権利として設けられる以上、事業者は役務提供を拒むことができず業務上の支障を来すといった問題も生じ得ます。</p> <p>1. 対象となるサービス</p> <p>本消費者保護ルールの検討が、本答申(案)に記載のとおり苦情件数の増加を起因としている以上、対象は苦情の多いサービスに限定すべきです。特に、利用者が減少傾向にあるサービス(加入電話・DSL サービス等)については、積極的な営業活動が行われておらず、トラブルが多発している等の状況にはありません。特に、DSL については、プッシュ型の営業活動を実質行っていない上、「リンク未確立」ルール(提供開始日の翌日から 20 日以内に「リンク未確立」の申告があった場合には、開通に係る諸費用を無料とするルール)が業界内で運用され、初期契約解除ルールの新設についての社会的要請は少ないものと認識しています。仮に、これらのサービスに一律のルール適用を行った場合、本来不要であった導入・運用コスト等が事業者等で発生し、利用者を含む関係者の負担が増加する等の副作用を生じかねないと考えます。</p> <p>また、「サービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認める」とする初期契約解除ルールの費用負担案を踏まえれば、前払い式のサービスについては、実務上、役務の利用分等を差し引いて利用者に返金することが困難なケースが想定されることから、本ルールの対象外サービスとして頂くことを要望します。</p>

章	頁	意見
		<p>2. 初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日とすることが適当と考えます。なお、各サービスについて、書面交付日を起算点とすべき理由は以下のとおりです。特に、固定通信サービスについて、サービス提供開始日を起算点とすることは業界全体において多大な影響が生じるため、制度として適切でないと考えます。</p> <p>① 移動通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、書面交付（契約締結）の後、速やかにサービスが利用可能であること <p>② 固定通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を要するサービスにおいて、サービス提供開始日を起算点とした場合には、原状復帰等が必要となり、事業者のみならず利用者の負担が甚大となる可能性があること ・ 原則、開通工事の際には利用場所での利用確認を実施するため、試用の必要性があるとは言えないこと <p>③ インターネット接続サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に固定通信サービスと連動したサービス提供となり、他社起因によりサービス提供開始日が決定され、ISP 側では当該日時をコントロールできない場合や書面交付の時点でサービス提供開始日を特定できない場合があること <p>また、通信サービスと合わせて販売する物品との整合性等を踏まえ、本ルールの行使可能期間は「特定商取引に関する法律」と同様に 8 日間とすべきと考えます。</p> <p>3. 初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用に係る費用負担</p> <p>本答申(案)のとおり、初期契約解除ルール利用時であっても、サービス利用の対価請求を可能とすることが適切と考えます。なお、対価請求の範囲・条件等については、初期契約解除ルールの本来の目的から外れるような制度濫用のインセンティブが利用者側に与えられないようにする必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>例えば、仮に契約事務手数料の請求が認められないとすると、短期利用時における初期契約解除ルールの悪用方法(事務手数料支払いが免除される短期のサービス利用方法)が広く一般に流布する等が容易に想定され、一方で事業者としては本来の目的に沿ったルール利用か否かを区別する術を持ち得ず、このような不適正利用を防ぐことは不可能です。したがって、制度濫用防止及び利用者間の公平性確保の観点で、初期契約解除ルール利用時には一般の短期利用の契約者と同等の対価請求を認めることが適切と考えます。</p> <p>4. 初期契約解除ルールに伴う端末等の物品の取り扱い</p> <p>端末や付属品等の物品において、電気通信サービスとの関連性の程度に基づき初期契約解除ルールの適用可否を決定することは、利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者からの新たな苦情を生じさせる懸念があります。また、返品された端末等は中古化により価値が減少し、再販売が困難なため、業界における費用インパクトも甚大となることが想定されます。したがって、店舗販売における端末や付属品等に係る制度化は将来に渡っても実施すべきでないと考えます。</p> <p>なお、使用済み端末の下取りについては、競争上の観点から実施している意味合いが強く、本施策をもって、初期契約解除ルールに伴う端末等の返品影響が少ないと判断することは適当ではありません。</p> <p>5. 法人等との取引</p> <p>法人の場合は技術的知識や習熟性が高いこと及び消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、改めて初期契約解除ルールにて保護する必要性に乏しいと考えます。更に、仮に初期契約解除ルールが法人も対象となれば、法人相手に広く行われている相対契約において、本ルールの存在を前提としたコスト増分等を契約内容に反映する必要性が生じ、結果的に利用者にとって不利益が生じることも想定されます。したがって、法人は初期契約解除ルールの適用対象外とすることが適切と考えます。</p>
	42	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
		<p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>③ 解約</p> <p>期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善される必要がある。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>弊社共では、携帯電話サービスにおいて、2年契約の更新時期を知らせるプッシュ型の通知サービスの導入を行う等、自主的な取組みを開始していますが、より一層、利用者が更新月を認知する機会を確保可能とすべく、更なるサービス拡充を検討しているところです。</p> <p>なお、料金プランの在り方等については、事業者間の競争の源泉でもあり、個別の事業者の創意工夫によるビジネスモデルが阻害されることにより、却って利用者利便の低下を招く懸念も存在します。例えば、弊社共における料金プランについては、期間拘束の有無により、料金水準の変更を行っている(期間拘束有りの場合、利用者料金が低廉となる)サービスが存在するため、特定のサービス設計が否定されれば、こうしたサービスの多様性による利用者利便の確保が困難となることも想定されます。したがって、あくまで各事業者が料金及びサービス内容の提供条件を自由に定めるべきものであるとの前提のもと、消費者保護の視点にも留意した取組みを個々に実施していくことを基本とすべきと考えます。</p> <p>また、オプションサービスの利用意思確認を強化することは消費者保護の観点から適切であると考えますが、トラブルが生じない限り利用しない端末の保証等に関するサービスや加入タイミングが回線契約時に限定されるサービス等、一定期</p>

章	頁	意見
		<p>間内における利用実績が無いことをもって、直ちに無料期間終了後の自動継続を問題視すべきでないサービスも存在します。したがって、オプションサービス契約の扱いについては、一律のルール化ではなく、個別のサービスの性質等に応じて、適宜個社が取組むべき課題であると考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (3) 販売勧誘活動の在り方</p>	<p>43</p>	<p>【総務省案】 5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (3) 販売勧誘活動の在り方 勧誘拒否の意思表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>【意見】 再勧誘禁止については、業界の自主基準に沿って適切な対応に努めていますが、禁止するサービスの範囲は、勧誘対象者からの具体的な意思表示の方法により異なると考えられるため、個別事案ごとに判断し対応しているところです。 また、禁止の効果を他の代理店にも及ぼすことは、勧誘対象者の情報を他の代理店と共有することについての本人同意の取得の観点から困難であると考え、制度化に当たっては、このような実務の考慮が必要と考えます。 併せて、法人の場合は消費者に比べて環境やニーズの変化のサイクルが早いこと、拠点が複数存在する場合に拠点ごとにニーズが異なる場合もあることを踏まえ、対象については消費者との取引に限定すべきと考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (4) 苦情・相談処理体制の在り方</p>	<p>43</p>	<p>【総務省案】 5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (4) 苦情・相談処理体制の在り方 一般社団法人電気通信事業者協会からは、業界として苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討している旨の表明があった。また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。これらの取組については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待され、総務省としても積極的に支援、推進していくことが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>今後の方向性としては、まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急に実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>これまで電気通信分野においては、一部の例外を除き、業界における横断的な苦情・相談の分析・処理機能が存在していませんでした。他方、初期契約解除ルールをはじめとする各種ルールの詳細検討に当たっては、業界全体の苦情・相談の傾向についてより詳細を分析の上、あるべきルール具体化を図る必要があること、また、新制度の導入に伴い、利用者から新たな問合せ等が増える可能性があること等の環境変化が生じています。</p> <p>これらを踏まえ、弊社共は、新たに苦情相談に対する体制を業界横断的に整備することにより、苦情相談の実態把握・分析や、それに伴う自主基準策定、効果的施策の実施に役立てることが有用と考え、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）において、苦情相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めています。</p> <p>業界横断的な苦情相談体制の新設に当たっては、民間型・行政型等の多様な形態をとり得るところですが、法改正に伴う具体的な制度設計等に資するため、早期のタイミングで苦情相談の実情把握を業界として行う必要があることも踏まえ、機動性や柔軟性に優れた民間における取組みを優先すべきと考えます。</p>
<p>5. 2. ICT 基盤の整備 推進による地方の創生</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的 方向性</p> <p>(3)ユニバーサルサー ビス制度の在り方</p>	46	<p>【総務省案】</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性が更に増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業</p>

章	頁	意見
		<p>者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。 従って、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持し、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行う方針に賛同します。</p> <p>なお、今後見直しの検討を行う際には、利用者負担や事業者負担の増加を前提としたユニバーサルサービス対象の拡大ではなく、また NTT 独占時代の固定電話維持を目的とした現行のユニバ制度をそのまま流用し特定事業者の赤字を補填するといった補助を維持することに捉われず、確保されるべきサービス、補助対象とするエリア、補助金制度を総合的に検討すべきと考えます。</p>
<p>5. 3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>	49	<p>【総務省案】</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>① MVNO 等の販売する SIM の初期設定手続の改善等訪日外国人が迅速かつ容易に国内発行 SIM を利用できる環境を整備すること。</p> <p>② 訪日外国人が国内発行 SIM やレンタル携帯電話を利用する際に必要となる本人確認等について、パスポートによる本人確認が可能であること等訪日外国人の円滑な利用を促進する方策をまとめ、電気通信事業者等に対し周知すること。</p> <p>③ 訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込むスマートフォン等の移動通信端末のうち、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していないものを国内発行 SIM により利用することについて、所要の制度整備を検討すること。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>現在、国内においては不適正利用防止の観点から、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」により厳格な本人確認が求められている上、警察庁の「平成 23 年度総合セキュリティ対策会議報告書」においては、同法の適用外であるデータ通信専用カードについても音声役務提供時と同様の本人確認の実施が望ましいとされているところです。このような中、MNO においてはデータ通信専用の役務についても自主的に本人確認を実施する一方、MVNO においては自動販売機での SIM 販売を開始する事業者が存在する等、MNO と MVNO の取り組みに一部差異も生じています。今後、訪日外国人向けの国内発行 SIM 利用の円滑化に関する取り組みを行うに当たっては、不適正利用防止の観点とのバランスをとりつつ、MNO・MVNO 問わず同一の条件が適用されるようにして頂きたいと考えます。</p>
	49	<p>【総務省案】</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) 国際ローミング料金の低廉化</p> <p>① 当面は国際ローミング料金の低廉化に関心を有する国との二国間協議を進めることにより、国際ローミング料金の低廉化に向けた「ベストプラクティス」の構築を目指すこと。その後、更なる二国間協議を通じて当該ベストプラクティスの採用国を拡大すると共に、多国間の枠組においても当該ベストプラクティスの採用を働きかけること。</p> <p>② また、国際ローミングに関する二国間協議の進捗を踏まえ、協議の結果を実効あるものとするための制度的な担保措置について検討すること。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者は、国際ローミングにおける利便性も差別化要因として競争しています。例えば、弊社共においては海外での定額データ通信を可能とする「海外パケットし放題」や、米国における通信料を国内同等とする「アメリカ放題」のようなサービス</p>

章	頁	意見
		<p>の導入があげられます。このように、国際ローミング料金についても競争を通じて新たなサービスが導入され、その結果として料金の低廉化及び利用者の利便性の向上が進んでいるところであり、今後の料金低廉化に向けた取り組みについては、競争環境下における事業者の自主的な協議・取り組みに委ねることを基本とすべきと考えます。</p>
<p>6. 1. 適切な行政運営の確保 6. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>50-51</p>	<p>【総務省案】 6. 1. 2. 政策の具体的な方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)に記載されているとおり、市場は「各社が自由競争の中で、お客様ニーズにこたえるサービスを提供し発展していくもの」であるため、自由競争の促進に向け、「公正競争徹底」、「イノベーションの推進」及び「利用者視点」の原則に則った最低限の規制となる政策を促進し、時代に即した制度に改善頂くことが望ましいと考えます。</p> <p>「行政運営に関する統一かつ基本的な原理原則となるべき指針」を策定するに当たっては、当然ながら中長期的な観点からあるべき市場の姿を予見し計画を作成することになります。制度の浸透による環境変化を考えれば、最低でも5年以上先を見越した計画が必要であると考えます。この中長期的な計画に基づいたPDCAサイクルを回すことで、検証により得られた改善点を翌年度の計画修正に反映できるようになり、計画の達成に向けた行政運営サイクルが確立できるものと考えます。</p> <p>更に、新たな評価制度による評価を政策に適切に反映させ、計画修正を効果的に実施するためにも、規制等に対して以下の5つの観点での評価を行い、導入した規制が正しく効果を生み出しているのかを確実に検証する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①規制の目的、内容及び必要性 ②規制の費用と便益 ③政策評価の期待効果とその結果(費用と便益の関係の分析等) ④有識者の見解 ⑤レビューを行う時期及び条件 <p>特に③の政策評価の期待効果とその結果を検証するプロセスにおいては、行政の観点ではなく、民間の視点での評価、</p>

章	頁	意見
		<p>分析が必要不可欠となります。このプロセスにおいては民間のコンサルタント等第三者的見地を中心とした検証を導入する等、多角的に検証できるようにすべきであると考えます。</p> <p>また、新たな評価制度の導入に当たっては、広く意見を聞く必要や意見の偏重をなくすことも重要であり、例えば評価に参加する有識者に任期制を取り入れ、定期的に一定程度交代する体制とする等、計画が中長期的になることも踏まえ、社会環境の変化等も反映できる体制を検討する必要があると考えます。</p> <p>なお、本答申(案)では「公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析する新たなツールとして位置付ける」との方針が示されていますが、料金やサービスは競争の中心であり、その料金・サービスを評価する基準については適正性・公平性・透明性を十分に担保する必要があります。基準の策定に際しては事業者を含む当事者が意見を表明できる機会を設置して当事者の見解を十分にヒアリング頂く他、上述の5つの観点での評価を適切に実施頂き、過剰規制により電気通信事業者の事業展開を委縮させることがないよう、十分に検討頂くよう希望します。</p> <p>併せて、本答申(案)においては「競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましい」との考え方が示されていますが、競争評価の任意アンケートで収集しているデータの多くは事業者の経営情報であり、社内の中でもその公開範囲が制限されている場合があることから、報告事項としてそのデータを提出させる必然性があるか、総務省殿が実施可能な利用者アンケート等調査により分析することで対応可能かといった点についてよく検討頂き、データ提出の必要性について電気通信事業者からも十分に意見を聴取した上でご判断頂く必要があります。また、仮に提出すると定められた場合も、提出したデータをどのように用いるのか、データを提出させた結果として期待する効果が実際に得られるか等、慎重に検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>更に、提出されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されないことがないように、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について、十分に留意頂きたいと考えます。</p>

以上

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号

540-8511

(ふりがな)

住所

おおさかふ おおさかしちゆうおうくほんぼちよう ほん ころ
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

(ふりがな)

氏名

にしにっぽんでんしん でんわ かぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊
むらお かずとし

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

・答申(案)に示されたように、2020年代に向けて、世界最高レベルの情報通信基盤を最大限に活用して、通信キャリアのみならず多様なプレイヤーとのコラボレーションによるイノベーションが促進され、新事業や新サービスの創出により、経済の活性化を図り、社会的課題の解決や国民生活の向上を実現していくことは、情報通信政策のテーマとして大変重要であると認識しており、賛同いたします。

しかしながら、日本の情報通信市場の現状は、情報通信基盤は世界最高水準であるものの、ICTの利活用は遅れ気味であり、本格的な固定／モバイル連携も実現しておりません。

また、ユーザの選好は、端末や上位レイヤーがグローバルに提供するコンテンツ・アプリケーションサービスへ既に移行し、通信キャリアはそうしたサービスの構成要素の一部になっています。

さらに、光ブロードバンドサービスの需要は、モバイルブロードバンドの進展やスマートフォンの普及拡大により伸び悩み、モバイル分野でも、サービスや料金の均質化により、限られたパイを奪い合う競争となっています。

こうした市場環境において、イノベーションの促進による価値創造を競い合う新たな競争のステージへと移行するため、当社は、従来のビジネスモデルから大きく自己変革を図り、バリューパートナーとして、多様なプレイヤーによる新たなサービス創造を下支えしていく考えです。

この「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、答申(案)でも、「多様な事業者とのコラボレーションを通じた多様なサービス創出や固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上につながり、我が国の経済成長や社会的課題の解決に貢献する可能性がある」と評価いただいているところです。

当社の「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。

・また、今回の答申(案)では、加入光ファイバに係る接続制度の在り方について情報通信審議会電気通信政策部会接続政策委員会において検討に着手することとされていますが、他事業者による当社光ファイバの利用環境は既に十分整備されており、分岐端末回線単位の接続料の設定といった新たな競争ルールの導入検討は不要と考えます。

- ・さらに、今回テーマに掲げられたユニバーサルサービス制度の在り方については、是非今後、総務省(ユニバーサルサービス政策委員会等)において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急をお願いしたいと考えます。

- ・なお、個別の論点に関する当社意見は以下のとおりです。

章	頁	意見
3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	17	<p>【総務省案】</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備のボトルネック性もたらず、より大きな市場支配力に対する規律であるところ、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の加入者回線(メタル・光ファイバ)の設備シェアは、引き続き第一種指定電気通信設備の指定基準(50%)を超えて(83.7%(2014(平成26)年3月末))おり、制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)では、「2020年代に向けて、医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等、様々な分野・産業におけるICT利活用の拡大が見込まれており、ICTと様々な業種が連携することによってイノベーションが更に促進され、新事業や新サービスの創出が進むことが期待されている。」とされています。こうした状況を踏まえ、今回、移動通信市場では禁止行為規制を緩和・撤廃する方向で見直すことが適当であるとされている一方、固定通信市場においては、第一種指定電気通信設備のボトルネック性に起因して大きな市場支配力を有するとして、現行の規律を維持することが適当であるとされています。 ・しかしながら、アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社はもはや設備のボトルネック性に起因した市場支配力を有しているとは言えないこと、また、異業種との様々な連携サービスの進展やプラットフォーム・端末レイヤーにおけるグローバル企業の伸張等の環境変化が進んでいることを理由に、移動通信市場における

		<p>禁止行為規制を緩和・撤廃するのであれば、かかる環境変化は固定通信市場においても同様に生じていることから、めまぐるしく変化する市場の動きやユーザニーズの変化に対して事業者が迅速かつ柔軟に対応し、ICTと様々な業種の連携によるイノベーションを通じた新事業や新サービスの創出が更に加速化されるよう、将来的には、固定通信市場においても禁止行為規制の緩和・撤廃を検討していただきたいと考えます。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の活用推進によるイノベーション促進</p>	<p>22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>さらに、利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される。</p> <p>(略)</p> <p>移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けてFTTHサービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提</p>

		<p>供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)の提供にあたっては、当社に課せられている禁止行為規制等の公正競争ルールを遵守し、幅広いプレイヤーに使っていただくためにも、卸料金は、すべてのプレイヤーに対して同一とする考えです。 ・「光コラボレーションモデル」(サービス卸)は、様々なプレイヤーとのコラボレーションによりイノベーションの促進を図るものであり、答申(案)の趣旨を実現する一つの取り組みであることから、その早期かつ円滑な実施に向け最大限のサポートをお願いするとともに、この取り組みが大きく花開くよう、ビジネスの自由度や柔軟性の確保等、多様なプレイヤーによる新しい価値創造への挑戦を後押しするための環境整備をお願いしたいと考えます。
<p>4. 2. 移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>33</p>	<p>【総務省案】</p> <p>利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な</p>

		<p>検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着信接続料の原則廃止等のネットワークコスト回収の仕組み(接続料制度)の検討については、答申(案)のとおり、コスト回収方法の大きな変更となるため、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、慎重に検討すべきと考えます。 ・とりわけ、NTT東西の固定電話については、歴史的な経緯により、他事業者間トラヒックを中継するためのハブ機能等の特殊な役割・規制が課せられています。 ・そのため、着信接続料の原則廃止等の接続料制度の検討に際しては、音声通話を取り巻く市場環境が大きく変化し、ユーザ数やトラヒックが減り続けていく中での固定電話の役割(ユニバーサルサービスの在り方)といった大きな議論と併せて議論を深めていく必要があると考えます。 ・加えて、音声通話においてはひとつの通話が多数の事業者を経由して疎通する等、1対1ではない接続形態が多数存在するため、こうしたケースにおける接続料制度をどのように整理するかといった課題もあるものと考えます。
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	34	<p>【総務省案】</p> <p>我が国における固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率は98.7%(2014(平成26)年3月末)に達しているものの、利用率は51.2%(2014(平成26)年3月末)にとどまっている上、その伸びは鈍化している。</p>

	<p>(略)</p> <p>現在、NTT東西の設備を利用して戸建て向けFTTHサービスを提供しているのは6事業者となっている。その結果、FTTH市場におけるNTT東西のシェアは、設備ベースで78.3%(2014(平成26)年3月末)、サービスベースで71.1%(2014(平成26)年6月末)と高止まりしている。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LTEやWiMAXといった移動系ブロードバンドサービスの契約数は、既にFTTH等固定系ブロードバンドサービスの契約数を遥かに上回っており、とりわけ若い世代を中心に、固定系ブロードバンドを利用せずに、LTEやWiMAXだけで十分というユーザが増加しています。また、ユーザの選択肢が、固定通信と移動通信の垣根を超えるとともに、国内の通信事業者だけでなく海外のプロバイダが提供する通信サービスにまで非常に多様化した結果、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなせるようになっていきます。こうした状況を踏まえると、ブロードバンド市場を固定／移動等で区分して、それぞれの市場ごとに分析・評価し、競争ルールを検討するという手法自体が適切でなくなっていると考えます。 ・仮に答申(案)に記載するFTTH市場だけで見た場合でも、自ら光ファイバを設置して事業展開している事業者がいるほか、当社の光ファイバを借りて事業展開している事業者も存在しています。これらは、既に各事業者が当社と同等の競争条件で自由に事業展開できる環境が十分整っていることを示しているものと考えます。 ・答申(案)は、FTTH市場におけるNTT東西のシェアの高さに着目していますが、シェアは、
--	---

		<p>当社が積極的に光エリアを拡大し、ルーラルエリアでもサービス提供しているのに対し、競争事業者は都市部等にしか参入していないことや、当社がユーザのICT利活用促進に向け、様々な取り組みを実施してきたことが、結果として現れているものであり、シェアを見る場合は、こうした点を踏まえて評価する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、答申(案)では、固定系超高速ブロードバンド基盤の整備率の高さに比して利用率が低迷していることにも着目されていますが、利用率向上のためには、例えば教育・行政・医療等の分野で生活に密着したブロードバンドの利活用策を進めていくことが重要であると考えます。 ・以上の点を踏まえれば、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	37	<p>【総務省案】</p> <p>FTTH市場においては、光配線区画に係る物理的な課題が存在しているため、NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする事業者にとっては参入障壁が高いという指摘があり、これを改善するための取組も十分に進んでいない。</p> <p>(略)</p> <p>本審議会における議論では、光配線区画に係る物理的な制約がある中で競争を促進するためには分岐単位接続料の導入が必要という意見があった一方で、分岐単位接続料を導入した場合には設備利用効率が低下するとともに、設備投資インセンティブが損なわれるという意見もあった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p>

	<p>について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価・NTT東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)では、当社の設定する光配線区画が、当社の加入光ファイバを利用してFTTHサービスを提供しようとする新規事業者の参入障壁であるかのように記載されていますが、現状の光配線区画の下でも、既に6事業者がNTT東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けFTTHサービスを提供されており、光配線区画あたりのユーザ数で見ても、当社と同等のユーザ数を既に獲得されている事業者も存在する等、現状の光配線区画が参入障壁になっているとの指摘はあたらないと考えます。 <p>そもそも、当社の光配線区画は、河川・道路横断等の地理的条件等を踏まえ、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保ができるよう、設備全体の効率性を考慮して設定しているものです。光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大時に、新配線方式を採</p>
--	--

	<p>用し、広い光配線区画を設定する取り組みや、可能な範囲で光配線区画を統合する取り組みに止まらず、既存の光配線区画を抜本的に統合する等の取り組みを行うことについては、光スプリッタからユーザ宅までの配線距離が長くなり、開通納期の長期化や工事稼働の増加、故障・修理時間の長期化といった多くの問題を生じさせることになるため、実施困難です。</p> <p>そのため、当社は、情報通信行政・郵政行政審議会第二次答申（平成24年3月29日）を踏まえ、①1年目の利用料を低く設定し初期の負担を軽減したエントリーメニューを設定するとともに、②既存の光配線区画とは別に、隣接する既存の光配線区画を2区画統合した接続事業者向けの光配線区画を設定することとしました。こうした取り組みに加え、加入光ファイバの接続料自体も4年間で約35%引き下げてきており、他事業者による当社の光ファイバの利用環境は十分に整っていると考えます。</p> <p>このように、他事業者による光ファイバの利用環境の整備に対して出来ることは全て実施しており、FTTH市場に参入するか否かは、もはや事業者の参入意欲の問題であることから、接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方の見直しといった新たな競争ルールを導入することは不要と考えます。</p> <p>・一部の事業者から「分岐単位接続料の導入が必要」と指摘されていますが、分岐単位接続料については、数年に亘る総務省情報通信審議会等での議論の結果、OSU共用・専用ともに様々な問題があるため導入は難しいと整理済みであり、現状でもその状況には変わりがないこと、また、既に6事業者がNTT東西の加入光ファイバを利用した戸建て向けFTTHサービス事業に参入していることを踏まえれば、光の料金及び普及率が世界最高水準となっている我が国の市場・競争環境下において、分岐単位接続料の導入を再検討する必要はないと考えます。</p>
--	--

		<p>・このほか、答申(案)では、未利用芯線のコスト負担の在り方、設備利用効率の向上、設備投資インセンティブに対する配慮を踏まえて検討するとありますが、未利用芯線については、移転等の異動時の対応、故障対応や将来の需要増のために利用するものであるため、現用の利用芯線数に応じて、未利用芯線のコストを含む全ての芯線のコストを負担いただくとしている、現在の負担方法を見直す必要はないと考えます。</p> <p>また、設備利用効率に関していえば、当社は将来的な需要を予測しながら、適時適切に設備構築を行っているため、特に幹線ケーブル部分は未利用芯線が発生しやすい構造にありますが、メタルの場合でも、需要ピーク時の利用芯線の割合は約6割に止まったのに対し、加入光ファイバの場合、現在の利用芯線の割合が約5割にまで達している状況を踏まえれば、設備利用効率は十分向上しているものと考えます。</p> <p>さらに、設備投資インセンティブに関していえば、仮に分岐単位接続料を設定した場合、投資リスクを負いながら設備を構築する設備構築事業者と、投資リスクだけでなくユーザを獲得するリスクさえも負わない設備を借りる事業者との間で、著しく負担のバランスを欠くことになり、設備構築事業者の投資インセンティブを著しく削ぐことになると考えます。</p> <p>以上のことから、分岐端末回線単位の接続料の設定については、再検討する必要はないと考えます。</p>
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	38	<p>【総務省案】</p> <p>NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現に向けてNGNの更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要であ</p>

	<p>る。このため、今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進するとともに、ア)具体的な要望があること、イ)技術的に可能であること、ウ)過度な経済的負担がないことに留意すること、というアンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西は、これまで「フレッツサービス(收容局接続)に係る機能」、「IP電話サービス(IGS接続)に係る機能」、「イーサネットサービスに係る機能」、「中継局接続機能」をアンバンドルしてきたほか、事業者からのご要望に応じたSNIサービスの提供等、NGNのオープン化に努めてきたところです。 <p>そもそも、他事業者が当社の固定電話網と接続して電話サービスを提供するほかなかった時代とは異なり、IPブロードバンド時代においては、他事業者は、当社のNGNに依存することなく、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のIP網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供している光ファイバ等を利用してサービス提供しており、このような状況に鑑みれば、当社NGNにもはやボトルネック性はないことから、NGNを第一種指定電気通信設備として、アンバンドル義務を課す必要はないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社NGNを利用したIP電話サービスの実現に係る事業者要望については、IP電話サービスの品質を確保するため、当社のSIPサーバと他事業者のSIPサーバが連携し帯域を確保する方式や、当社が利用するパケット転送クラスとは別に新たに他事業者専用の転送クラスを設定する方式、SIPサーバ同士を連携させることなくIP電話サービス用の帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてきたところです。しかしながら、いずれの
--	---

		<p>方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至らなかったため、優先のパケット転送クラスを利用して実現する方式を当社から提案しています。その後、本方式をもとに詳細の技術仕様や提供条件等をすり合わせ、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、追加のご要望に対しても、再度、検討を行った上で新たな提案を行う等、当社としては、ご要望されるサービスの実現に向けて条件合意できるよう、真摯に対応しているところです。</p> <p>しかしながら、一部の事業者から、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方的に求められている状況にあります。当社としては、ご要望がある限り、真摯に対応し続ける考えですが、要望事業者においても、ご要望されるサービスの早期実現に向けて、是非とも前向きに対応いただきたいと思います。</p> <p>この当社が提案する優先クラスのパケット転送によりIP電話サービスを実現する方式は、安価に実現するために、当社NGNで優先クラスのパケットを疎通させる設定を行うほか、他事業者もユーザ端末とネットワーク装置を設置して、ユーザごとに当社の指定するクラスのパケット転送設定を行う必要がある等、双方連携して実現していく方式であることから、一律の接続ルールを課していくのではなく、事業者間の協議に委ねることが適切であると考えます。</p>
<p>5. 1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p>	<p>40</p>	<p>2020年代に向けて、安心してICTを利用できる環境を整備するため、「ICTサービス安心・安全研究会」において、次の事項を主な内容とする報告書(案)が取りまとめられた。この報告書(案)において示された考え方を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実等に向け、電気通信事業法をはじめとする関連法令の改正等、制度規律による実効性の確保を含め、具体的な制度設計を行うことが適当である。</p> <p>そして、関係団体、電気通信事業者、代理店等においても、総務省を含め、関係者の間で</p>

	<p>十分な連携を図りながら、報告書(案)に示された考え方を踏まえた具体的取組を早急に行うことを期待する。</p> <p>また、総務省における制度設計についての検討状況や、関係団体、電気通信事業者、代理店等による取組状況については、同研究会等の場でフォローアップしていくことが適当である。</p> <p>さらに、同研究会において議論を行っている青少年等のICTリテラシーの向上のほか、情報セキュリティ対策等についても、1. 1. においても示したとおり、世界最高水準のIT社会の実現のための車の両輪として必要なものであるため、政府の各種会議等と連携し、政府全体として安心・安全なICT利用環境を整備することが重要である。</p> <p>(1)説明義務等の在り方</p> <p>①適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>②書面交付義務</p> <p>務契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付(利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能)することを制度化することが適当である。</p> <p>③広告表示</p> <p>事業者団体による自主的取組の状況や、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)の改正を踏まえ、電気通信事業法及び不当景品類及び不当表示防止法に基づく法執行を通じ、広告表示等の適正化を図ることが適当である。</p>
--	---

	<p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>① 禁止行為・取消し</p> <p>提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかとの議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SI</p>
--	---

		<p>Mロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>あわせて、端末等に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店による苦情・相談等の減少に向けた自主的取組の効果等を「ICTサービス安心・安全研究会」等の場において注視し、そうした取組では十分でない場合には、制度的措置の検討を改めて行うことが適当である。</p> <p>③解約</p> <p>期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要である。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICTサービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>(3)販売勧誘活動の在り方</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>また、代理店に対する監督制度を設けることが適当であり、電気通信事業者等においては、数次にわたる代理店を把握した上で、適切な販売勧誘が行われるよう、監督体制を整</p>
--	--	---

	<p>備することが適当である。</p> <p>(4) 苦情・相談処理体制の在り方</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会からは、業界として苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討している旨の表明があった。また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。これらの取組については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待され、総務省としても積極的に支援、推進していくことが適当である。</p> <p>今後の方向性としては、まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急を実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当である。</p> <p>また、民間型第三者機関の実現に向けた取組や、紛争解決の仕組みの在り方についての検討の状況等については、「ICTサービス安心・安全研究会」等の場に随時フィードバックを行い、フォローアップしていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>・当社及び当社代理店は今までも、電気通信サービスをお申し込みいただいたユーザに対して書面交付等を徹底し、またお問合せ・相談窓口の充実にも取り組み、ユーザに契約内容をご理解いただくよう努めてきたところです。</p> <p>特に加入電話・ISDN・ADSLは、販売勧誘に関するトラブルも少なく、以下の観点からも、消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは避けていただきたい</p>
--	---

		<p>いと考えます。</p> <p><加入電話・ISDN・ADSLについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入電話・ISDN・ADSLに対するニーズは減っており、通信事業者が積極的な販売勧奨を行うべきサービスではなくなっているため、当社は代理店との間で販売委託契約をしていないこと(今後も、代理店を通して加入電話・ISDN・ADSLを積極販売する考えはないこと)。 及び、当社直営による一般消費者向けの訪問販売や電話勧誘販売についても、積極的に行っていないこと。 ・店舗(窓口)においても、加入電話・ISDN・ADSLの積極的な販売を行っていないこと。仮に116等の電話受付等を含めて考えても、「複数オプションサービスと組合せた」販売活動は行っていないこと。 ・従前からシンプルな料金体系となっていること(「期間拘束・自動更新付契約」は提供しておらず、複雑な料金体系とはなっていないこと)。 ・加入電話・ISDNは通話のみの利用用途が多く、インターネット接続等通信の利用用途での申込の場合も通信速度が非常に遅いこと(64kbps以下)を認識してご契約いただいております、「利用者が契約締結時点でサービスの品質を理解することに限界がある」といった事情もないこと。 ・初期契約解除ルールを導入する場合には、以下2点については、特定商取引法が定めている内容と同程度とすべきと考えます。 <p>ーユーザ自らの意思に基づき事業者等に申し込まれる場合(当社の場合、116・Web116・家電量販店)は、アウトバウンド的な勧誘を行っていないこと、契約締結の意思が</p>
--	--	--

		<p>不安定でないことから、初期契約解除ルールの対象外とすべきと考えます。</p> <p>一事前にユーザへ書面を交付することによって、ユーザが契約内容を適切に確認・理解し、判断することが可能となるため、初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日、行使可能期間は特商法と同日数程度(8日間)とすることが適当と考えます。</p> <p>・また、工事が必要となるサービスは、お客様の負担を考慮すると、できれば工事着手前の解除のみを認めるルールとすることが望ましいと考えますが、工事費負担や原状復帰が必要となるため、当該費用については適切にユーザへ請求できるようにすべきと考えます。</p> <p>・加入電話・ISDN・ADSLについては、既に述べた通り、初期契約解除ルール導入を含めた消費者保護ルール見直しの対象としてさらに新たなルールを設けることは、避けていただきたいと考えます。</p>
<p>5. 2. ICT基盤の整備推進による地方の創生</p>	<p>45</p>	<p>【総務省案】</p> <p>未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT利用機会の格差の是正を図ることが適当である。</p> <p>携帯電話については、2017(平成29)年3月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p>

	<p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。とりわけ、光ファイバは、携帯電話のエンタランス回線にも活用されるほか、医療・教育等の様々な社会的課題の解決や地方創生に資する重要な手段となり得るため、その整備に対するニーズは高い状況にあると考えられる。他方で、光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FTTHサービスの未提供エリアについては、CATV、WiMAX、LTE等の多様なアクセス手段の中から、エリア特性に応じた最も経済合理的な方法でブロードバンドを実現すべきと考えます。 ・FTTHについていえば、NTT東西は、採算性が確保できるエリアでは、2013年度までの過去12年で総額3.6兆円の光アクセス投資を実施し、自力開局を進めてきたところであり、採算性が確保できないエリアでは、国や地方自治体が進めるIRU方式等によるブロードバンド基盤整備に積極的に参画し、光サービス提供エリアを拡大してきたところです。 ・その結果、NTT東西の光エリアカバー率は2013年度末には94%（東99%、西90%）にまで拡大しており、現在残っている光未提供エリアは、山間僻地・離島等、初期投資が嵩むだけでなく、回収しきれないランニングコストが将来に亘って発生する等、困難な課題が山積
--	--

		<p>しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該エリアは住民が少なく、ブロードバンドへの関心が相対的に低い高齢者層が中心であると想定されるため、当社としては採算性の確保が困難な状況です。また、無線ブロードバンドの高速化及びエリア拡大の進展に伴い、住民のブロードバンド環境の選択肢が多様化している場合には、光サービスエリア化する必要性はさらに低くなり、無理に敷設しても採算性が確保できません。したがって、こうした不採算エリアについては、無線で提供する場合の光を含めて、国や自治体による公的負担を前提に検討を進めていかざるを得ないと考えます。
<p>5. 2. ICT基盤の整備推進による地方の創生</p>	<p>46</p>	<p>【総務省案】</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>(略)次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p>

		<p>なお、ユニバーサルサービス制度の対象となるサービス、地域、サービス提供のための技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かつては6,000万回線以上もあった固定電話は、今や3,000万を割り込んでおり、固定電話を必要としない層がますます広がり、今後も固定電話のユーザ数がますます減少していくことが見込まれます。 ・一方、携帯電話については、契約数が1億5,000万まで伸びていることに加え、LINEやSkype等のスマートフォン上の通話アプリが急速に普及してきており、さらに今夏には、携帯電話事業者による音声定額サービスが登場する等、民間の競争により多様な通信手段が出現している中、もはや固定電話が「国民生活に不可欠なサービス」とは言えなくなるのではないかと考えます。 ・こうした状況を踏まえ、総務省(ユニバーサルサービス政策委員会等)において、2020年代を展望し、今後のユニバーサルサービスとなる対象サービス、提供手段、提供事業者等について、固定電話のみならず携帯電話やIP電話、衛星携帯電話等の様々なサービス・手段から、技術中立的かつコストミニマムな観点で、国民的な議論・見直し検討を早急にお願いたいと考えます。
6. 1. 適切な行政運営の確保	52	<p>【総務省案】</p> <p>これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心</p>

	<p>に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。</p> <p>(略)</p> <p>なお、これらを基本的な指針や法令・ガイドラインへの反映を目的とするものとして位置付けることに鑑み、例えば、競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましいと考えられる。</p> <p>(略)</p> <p>事後規制の実効性を確保するためには、行政が、定期的・継続的に情報の収集を行い、個々の事業者の事業運営を絶えずチェックし、電気通信事業者の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要な監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための取組を推進していくことが必要となる。</p> <p>このため、例えば、各事業者の業務の適正性等のチェックに関する年間計画や当該年度の重点事項を明らかにし、当該重点事項を中心に定期的・継続的に電気通信事業者へのヒアリングを行い、また、その一環として必要に応じ報告徴求や立入検査を実施する等、これまで随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>・当社としては、今後の競争政策の見直し等を通じて「市場環境の急激な変化にも的確に対応していく」(6. 1. 2(1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表)との本報告書案の主旨</p>
--	---

	<p>には賛同するところですが、「行政が各事業者の業務の適正性を絶えずチェック」(6. 1. 2 政策の具体的方向性)することや、そのために「定期的・継続的に、必要な情報の収集」(同)を行うことは、その制度面・運用面における行政の恣意的な裁量に基づく判断により、事業者側の負担の増大や事業運営スピードの低下、さらには事業者の自由な経営活動を委縮させる恐れが生じ、結果として「世界最高水準のICT環境に実現」が困難となる事態を招く可能性も否定できないことから、慎重な検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っています。また、2011(平成23)年の電気通信事業法改正以降、更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、その内容については禁止行為規定遵守措置等報告書等により、総務省が確認しているところです。さらに、電気通信事業報告規則に基づく電気通信役務契約等の状況報告や競争評価に関する事業者アンケートの回答等については、報告等の趣旨・目的を鑑み、当社として適切に対応してきたところです。 ・上記を踏まえ、今後、仮に事業者に対する新たなヒアリングや報告事項の追加等の取り組みを検討する際には、現状の取り組みの棚卸と、公正競争の確保に真に必要なものか否かの見極めによる取捨選択を行い、必要最小限の項目に絞り込んだ上で実施することが妥当と考えます。 ・なお、新たなヒアリングや報告事項の追加等の取り組みを検討するとしても、情報通信市場のパラダイムシフトが進展し、多様なプレイヤーが通信サービスを提供している中では、電気通信事業者のみを対象とした取り組みの有効性についても検討する必要があると考えます。
--	---

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方－世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展
に向けて－」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。
（文中では敬称を省略しております。）

章	頁	意見
		<p>○はじめに</p> <p>2020年代に向けては、スマートフォンやウェアラブル等、端末・デバイスの多様化がさらに進み、ありとあらゆるものがインターネットに接続される世界となり、これまでにはない新しいコミュニケーションスタイルや社会環境が創造されることが想定されます。そのような社会をいち早く迎えるにあたっては、超高速で強靱かつ低廉なネットワークを整備し、競争を通じた技術革新や新しいサービスを国民に提供していくこと、それと並行して、社会的課題解決のため、電子政府の構築等、遅れている ICT 利活用をさらに推進していくことが必要です。世界最高水準の ICT 基盤の更なる普及・発展のためには、通信インフラと ICT 利活用の両輪での取り組みが重要と考えます。</p> <p>その通信インフラの構築を担う電気通信分野は 1985 年の通信自由化以来の新規参入や競争を通じてネットワークの高度化や通信料金の低廉化、サービス多様化が進み利用者利便の向上が実現してきました。</p> <p>しかしながら、現時点においても、政府出資を受ける特殊法人である NTT 持株会社の下で、固定・モバイル両市場において圧倒的な市場支配力を有している NTT 東・西、NTT ドコモが一体的に経営されているという問題があります。</p> <p>まず、NTT 東・西は NTT 持株会社の 100%子会社であり、NTT 法によりその事業内容についての規律を受ける特殊法人です。さらに、歴史的経緯により公社時代に国民負担で構築した公共資産としてのボトルネック設備（管路・電柱等の線路敷設基盤、加入系線路設備、局舎等）や顧客基盤を引き継ぐことにより固定市場で圧倒的なシェアを持つドミナント事業者です。加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備について約 84%（出典元「平成 25 年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」）と圧倒的なシェアを占めています。また、FTTH 市場において、NTT 東・西のシェアは 71%（出典元「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 26 年度第 1 四半期（6 月末））」）と圧倒的な地位を維持し続けており、2 位事業者とのシェアの差は 59 ポイントと、NTT 東・西とそれ以外の事業者との間には大きな格差がある状況に変わりありません。</p> <p>NTT ドコモについても、NTT 持株会社が未だに 66%超の株式を保有するなど NTT グループ傘下であり、NTT グループ内における営業利益の約 68%（2014 年 3 月期）を占める主要な会社です。さらに、NTT ドコモの契約者数は、6,311 万人（2014 年 3 月末）にのぼり、モバイル市場におけるサービスシェア、端末設備シェア、収益シェアのいずれにおいても 40%を超えていることを踏まえれば、NTT ドコモは圧倒的な市場支配力を有している状況に変わりありません。</p> <p>このように固定・モバイル両市場で圧倒的な市場支配力を有する市場シェア 1 位の支配的事業者が NTT 持株会社の下、一体的に経営されていることに鑑みれば、NTT 東・西、NTT ドコモに課されている禁止行為規制を緩和することは、NTT グループの市場支配力をさらに高める点で競争促進に逆行する措置であると考えます。競争が機能しなくなると、イノベーションや、低廉で多様なサービスの実現が困難になることから、NTT 東・西と NTT ドコモに対する現行の禁止行為規制を維持・強化し、公正な競争環境を守ることが不可欠です。</p>

章	頁	意見
		<p>また、NTTは本年度に光アクセスの“サービス卸”を提供すると発表していますが、そもそも卸電気通信役務制度の導入の趣旨は、「自治体、公益事業者等の保有する光ファイバ等の自営電気通信設備の有効かつ公平な利用の促進を図る」ことであり、NTT 東・西の光ファイバについては「支配的事業者による地位の優位性を背景とした不当な取引等を防止する観点から、異なる扱いをすることが必要」とされたところです。ボトルネック設備を保有し、シェアの高い NTT 東・西の光サービスの卸取引は、スケールメリットを持つ NTT 東・西が卸サービスの価格等、市場を完全に支配することになり、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれることになるため、NTT 東・西のボトルネック設備を卸電気通信役務として提供するにあたっては、厳格なルールが必要であり、制度整備がなされていない現状において光アクセスの“サービス卸”を提供することは問題があると考えます。</p> <p>さらに、NTT ドコモは来年 2 月から NTT 東・西の光アクセスの“サービス卸”を利用した FTTH サービス「ドコモ光」を提供すると発表していますが、これは実質的に NTT ドコモが NTT 東・西の「フレッツ光」を販売することであり、NTT グループが再統合されることと同義です。NTT 東・西と NTT ドコモというドミナント同士が連携し、NTT が実質的に再統合することは、これまでの競争政策に逆行するもので、公正な競争環境が維持されなくなり、高速、強靱で、低廉な通信ネットワークが実現しなくなります。この結果、競争を通じたイノベーションや、安価で多様なサービスが実現しなくなります。</p> <p>このように NTT 東・西が“サービス卸”を提供し、NTT ドコモがそれを利用して「ドコモ光」を提供することは、NTT ドコモを分離し、NTT を再編成してきたこれまでの競争政策の趣旨に反する脱法的な行為であり、本来認めるべきではないと考えます。</p> <p>先述のとおり制度整備がなされていない現状において NTT 東・西の第一種指定電気通信設備を卸電気通信役務として提供する場合には、提供条件が事業者間で公平であるかを事前にチェックするための制度的な担保が存在しておらず、例えば、相対契約により特定の事業者のみが有利な条件で卸を受けられる料金設定になっていないか、あるいは料金以外のサービスの運用に関して、特定の事業者のみを優遇するような契約内容になっていないか、といった点をチェックすることができません。ボトルネック設備を保有する NTT 東・西に対しては、公正な競争及び利用者利益の保護の観点から、第一種指定電気通信設備制度をはじめとする累次の公正競争要件が整備されてきたところであり、仮に認める場合であってもボトルネック設備である NTT 東・西の光アクセスの“サービス卸”についても最低限これまで整備されてきた NTT 東・西に対する規律と同等の規律（約款化、公表）を新たに整備することが必要です。</p> <p>上述のとおり現在の電気通信市場は、NTT グループが依然として圧倒的な市場支配力を有しており、さらに NTT グループは一体経営の下、その市場支配力を増大させる動きを見せております。そのため、禁止行為規制をはじめとする公正競争ルールの重要性はむしろ増していると考えます。そのような環境にあることを踏まえると、グループ化に関する規律については、特に「NTT グループ」に着目した対応が必要です。既に規制を潜脱している行為であると幾度も指摘されてきている NTT グループにおける連携事例（NTT ファイナンスのような第三者を介したグループ連携、NTT 東・西県域子会社によるグループ一体営業等）や、今回の議論の中で多くの事業者から問題であると指摘されている NTT 東・西による“サービス卸”や NTT ドコモによる NTT 東・西の“サービス卸”を利用したセット割の提供といった現行法規制の抜け穴を突いた行為について規律を課すことが先決であると考えます。不当な差別的取扱いの禁止といった現行ルールがある中で、既に NTT は上記のようにグループ全体で総力を挙げ活動領域を拡大しつつある現状を踏まえて、電気通信</p>

章	頁	意見
		<p>事業法の目的に盛り込まれている公正な競争の促進や禁止行為規制等の非対称規制導入の意義を形骸化させることのないよう、競争政策見直しの検討を進めて頂きたいと考えます。</p>
<p>3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p>	<p>P17</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 基本的方向性</p> <p>禁止行為規制の趣旨は、市場支配的事業者が市場支配力を濫用した場合、電気通信事業者間の公正な競争及び利用者の利益を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないことから、特に他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれの大きい行為を類型化して禁止するものである。</p> <p>この点、禁止行為規制とは別に「業務改善命令」制度も存在するが、業務改善命令は実際に弊害が生じてから初めて発動されるものであり、公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような行為を未然に防止するという禁止行為規制の趣旨や発動要件とは異なることから、禁止行為規制は引き続き存置することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「はじめに」で述べたとおり、NTT グループは国の出資を受けた特殊法人であり、ボトルネック設備を保有している固定市場のドミナントであるNTT 東・西と、移動体市場で圧倒的な市場支配力を維持し続けているNTT ドコモが特殊法人の下で一体経営されており、固定・移動体各市場における市場支配力を強固なものにしています。</p> <p>このような状況において、先日 NTT 東・西が“サービス卸”を発表し、NTT ドコモがそれを利用して「ドコモ光」を開始する動きがみられるように、NTT グループは、NTT ドコモを中心としたグループ一体化をさらに進めようとしています。</p> <p>これらの動きを踏まえれば、NTTドコモ分離とNTTの分離・分割を受けて公正競争環境を確保するために導入された固定市場、移動各市場における禁止行為規制についてはこれを維持・強化し、各市場におけるドミナントであるNTT東・西とNTTドコモによる競争排除行為を未然に防止する必要性がますます高まっています。したがって、「禁止行為規制は引き続き存置することが適当」との記述に賛同します。</p>

章	頁	意見
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	P17	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 固定通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>固定通信市場における禁止行為規制は、(中略) 制度創設当時と比しても、ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>先述のとおり、NTT 東・西はボトルネック設備を保有し、固定市場において圧倒的な市場支配力を維持しています。したがって、「ボトルネック設備の設置自体により市場支配力を有するという状況に変わりはないため、現行の規律を維持することが適当である」との記述に賛同します。</p>
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	P18	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 移動体通信市場における禁止行為規制の見直し</p> <p>移動通信市場は、異業種との様々な形の連携サービスの進展やプラットフォーム・端末レイヤにおけるグローバル企業の伸張等、多くの環境変化が生じていることを踏まえ、公正競争の確保に支障がない範囲で禁止行為規制を見直す方向で検討を進めることが適当である。その際、禁止されている行為類型別に市場の環境変化との関係を個別具体的に検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「多くの環境変化が生じていることを踏まえ、公正競争の確保に支障がない範囲で禁止行為規制を見直す方向で検討を進めることが適当」とありますが、先述のとおり、NTTドコモは移動通信市場において圧倒的な市場支配力を維持しており、競争を阻害する行為を行うおそれはありません。そのため、どの行為類型においても規制を緩和、撤廃する必要はないと考えます。</p>
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション	P18	<p>【総務省案】</p> <p>① 接続関連情報の目的外利用・提供の禁止</p> <p>携帯電話の契約数の増加に加え、近年の MVNO の増加により、禁止行為規制の適用事業者が扱う接続関連情報はますます増加していることから、本規律を見直すような事情変更は認められず、本規律を維持することが適当である。</p>

章	頁	意見
促進		<p>【意見】 先述のとおり、NTT ドコモの市場支配力は健在であり、「本規律を維持することが適当」との答申案に賛同します。</p>
	P18	<p>【総務省案】</p> <p>② 不当な優先的取扱い等の禁止</p> <p>（前略）新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当である。</p> <p>ただし、制度導入当時より規律対象として想定されていた自己の関係事業者との排他的な連携については、近年のグループ化・寡占化の進展も踏まえれば、ひとたび行われると弊害が著しく大きく看過し得ないおそれが引き続き否定できないと考えられる。したがって、自己の関係事業者に対する不当な優先的取扱い等については、引き続き禁止していくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「異業種との連携を加速させる観点から、本規律については緩和する方向で見直すことが適当」とありますが、NTT ドコモの市場支配力は健在であり、このような状況下で異業種との排他的な連携を認めてしまうと、その市場支配力が他分野にも及ぶおそれがあります。また、移動通信市場で市場支配力を持つ NTT ドコモが、他分野で市場支配力を持つ事業者と連携した場合、両市場の市場支配力が相互に作用し、NTT ドコモの市場支配力をさらに強めることになりかねません。その結果、移動通信市場での健全な競争が機能しなくなり、技術革新を通じた画期的で多様なサービスの出現や、料金の低廉化が進まなくなります。したがって、異業種との連携であっても本規律は緩和すべきでないと考えます。</p> <p>一方で、「自己の関係事業者」に対する不当な優先的取扱い等については、答申案のとおり引き続き禁止すべきです。さらに、本規律については、NTT 持株を含む NTT グループ各社と何らかの関係がある事業者を「自己の関係事業者」と定義すべきです。具体的には、固定のドミナントである NTT 東・西と、移動通信市場のドミナントである NTT ドコモが、少額出資している電気通信事業者や NTT ファイナンスのような電気通信事業者でないグループ会社等を通じて連携する可能性があることから、このような行為を防止する観点から本規律の強化を行う必要があります。</p>

章	頁	意見
3.1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進	P19	<p>【総務省案】</p> <p>③ 不当な規律・干渉の禁止</p> <p>（前略）ひとたびこのような規律・干渉が行われたとしても、弊害が著しく看過できないものとなるおそれがあるとははいえない状況にあると考えられる。したがって、本規律については、撤廃する方向で見直すことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>先述のとおり、NTT ドコモの市場支配力は健在であり、安易な撤廃は、ICT 利活用を通じた上位レイヤの発展を実現する上でも大きな問題があると考えます。政府出資の NTT 配下の主要企業で、未だに圧倒的な市場支配力を持つ NTT ドコモが、コンテンツプロバイダや端末メーカー、販売店などに不当に規律・干渉するなどして、競合する事業者を排除した場合、通信市場のみならず上位レイヤ等の周辺領域においても競争が機能しなくなり、技術革新を通じた画期的で多様なサービスの出現や、料金の低廉化が進まなくなります。したがって、本規律を撤廃すべきでないと考えます。</p>
3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	P20	<p>【総務省案】</p> <p>NTT 東西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる。</p> <p>【意見】</p> <p>「NTT 東・西によるサービス卸の提供は、世界最高レベルを誇る我が国の光ファイバ基盤を利用した様々なプレーヤーとの連携によるイノベーション促進を通じた多様な新サービスの創出や、光回線の利用率の向上に資するものであり、我が国の経済成長への寄与も期待できる新たな取組と評価することができる」とありますが、各国の状況（別添資料①参照）を見ても明らかなおとおり、接続か卸役務かに関わらずボトルネック設備の利用条件はオープンである必要があります。</p> <p>日本における卸役務制度導入の本来の趣旨は地方自治体等の光ファイバを活用することであり、「支配的事業者による地位の優越性を背景とした不当な取引等を防止する観点から、異なる扱いを行うことが必要」と整理されていたことを踏まえれば、厳格な規律が導入されないまま</p>

章	頁	意見
		<p>NTT 東・西がサービス卸を開始することは NTT グループが競争事業者の固定ブロードバンドを淘汰する動きが進むだけであり、光回線の利用率の向上にはつながらないと考えます。</p> <p>また、ボトルネック設備を保有し、シェアの高い NTT 東・西の光サービスの通信事業者への卸取引を認めると、スケールメリットを持つ NTT 東・西が卸サービスの価格等、市場を完全に支配することになり、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれます。この結果、高速、強靱で、低廉な通信ネットワークの構築が実現しなくなり、競争を通じたイノベーションや、安価で多様なサービスも進まなくなると考えます。</p> <p>以上のことから、NTT 東・西のサービス卸については本来認めるべきでないと考えます。</p>
3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	P21	<p>【総務省案】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス卸は、「フレッツ光のサービス提供形態やネットワーク設備形態を変更せずに、提供先をエンドユーザから卸先事業者へ変えて提供するもの」とされており、加入光ファイバや NGN といった第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であることから、現在エンドユーザ向けに提供されているフレッツ光ネクスト等と同様、「指定電気通信役務」に該当すると考えられる。 <p>上述のとおり、指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。この相対契約に関する料金その他の提供条件の適正性等については、例えば、NTT 東西が適正なコストを下回る料金を設定することにより、加入光ファイバ等の設備を設置して事業を営む事業者を排除又は弱体化させる結果となる場合等、（中略）総務大臣が業務改善命令を発動することが可能とされており、これらは、サービス卸の相対契約の料金その他の提供条件についても適用されると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> さらに、NTT 東西の加入者回線（メタル・光ファイバ）の設備シェアは 83.7%（2014（平成 26）年 3 月末現在）であり、その設備は第一種指定電気通信設備として指定されている。このため、当該設備の設置者たる NTT 東西は、公平性等を確保するための規律である禁止行為規制の適用対象とされており、サービス卸を提供する場合についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止されると考えられる。 <p>以上のとおり、サービス卸は、事業者の自主性に配慮した一定の規律が適用され、これにより一定の適正性・公平性・透明性が確保されと考えられる。</p> <p>他方、サービス卸は、NTT 東西が自ら提供してきた FTTH の小売サービスについて異業種を含む様々な事業者に委ね、今後は卸売サービス</p>

章	頁	意見
		<p>を主体とするという「東西会社がB2C からB2Bにビジネスモデルを変革するもの」であり、また、NTT 東西が依然として固定通信市場において市場支配力を有している中でその市場支配力の源泉ともいえる第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであること、さらに、その提供を受けた電気通信事業者を通じて多数の一般の利用者にサービスが提供されることが想定されているため、その料金その他の提供条件が利用者の利益に及ぼす影響は極めて大きいこと、加えて、小売サービスの事業者間の競争は、その原価の一部となるサービス卸の料金その他の提供条件が重要となることを踏まえることが必要となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、サービス卸の提供に当たり、事業者の自主性を最大限に尊重して弾力的・柔軟な提供を可能とする現行制度の趣旨を踏まえつつ、総務省において、料金その他の提供条件の適正性及び公平性が十分に確保されるとともに、イノベーションを阻害しないことに留意しつつも、外部による検証可能性も含め、一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>“サービス卸”については、指定電気通信役務に該当するため保証契約約款の事前届出義務が課されていること、禁止行為規制の適用対象であり、不当な優先的取扱いが禁止されていることをもって、現行法でも一定の適正性・公平性・透明性が担保されている、とありますが、これだけでは公正な競争を行う環境は担保されません。</p> <p>まず、保障契約約款の届出・公表義務は最低限の提供条件が公表されるに過ぎず、個別の相対契約による提供が可能であるという問題があります。仮に相対契約により以下の事例のような不透明な取引が行われれば、最も良い条件のメニューや料金、機能等の情報を競争事業者が事前に得ることができない問題や、NTT 東・西が特定の事業者を優遇した場合に競争事業者が知ることができない問題が生じます。そのため、サービスプレーヤーはビジネスモデル検討段階においてそのメニュー等を検討することさえできなくなり、多様なサービスプレーヤーにとって参入障壁を高めることとなります。したがって、仮にサービス卸の提供を認めるとしても、「一定の透明性」ではなく、料金、技術条件、開通時期等の基本条件は約款化し、公表を義務付け、相対取引を禁じて十分な透明性を確保すべきと考えます。</p> <p>[相対契約による不透明な取引の事例] ※詳細別添資料②参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸料金について、特定の事業者を優遇 ・利用可能な機能や技術条件について、特定の事業者にのみ事前に情報提供 ・卸役務利用サービスの申し込み受付、開通業務について、特定の事業者を優遇

章	頁	意見
		<p>加えて、上述のようにサービス卸の基本条件について約款化し、公表することを義務付けたとしても、以下の事例のように、NTT 東・西が約款化された役務提供以外の個別の取引条件で NTT ドコモや NTT コミュニケーションズ等のグループ事業者を不当に優遇できる問題が残ります。これらは禁止行為規制や NTT 分離・分割の趣旨に反する行為であることから、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下、「共同ガイドライン」と言う。）等において競争阻害行為であることを明確にし、NTT 東・西に個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命令を出す等の行政措置を講じ、このような競争阻害行為が行われることを未然に防ぐ必要があります。</p> <p>[NTT 東・西による個別の取引条件等における特定事業者の不当な優遇の事例]※詳細は別添資料③参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売促進費の多寡による特定の事業者を優遇 ・販売促進費の多寡で競合事業者を狙い打ちさせ、間接的に自社サービス卸を優遇 ・販売代理店を介して、販売促進費の多寡による特定の事業者を優遇 ・販売代理店を介して、販売促進費の多寡で競合事業者を狙い打ちさせ、間接的に自社サービス卸を優遇 ・関係事業者に一旦競争事業者と同一条件で卸し、再卸によって特定の事業者を優遇 ・フレッツ光の契約解除料の有無でサービス卸利用事業者を優遇 ・業務委託費の条件によって特定の事業者を優遇 ・“サービス卸”に係る業務委受託を通じた NTT 東・西の受付・運用等のリソースの特定の事業者への転用 ・特定の事業者に対する優先的な設備リソースの確保 ・システム開発、業務運用において特定の事業者にのみ事前の情報提供や戦略共有
3.2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進	P22	<p>【総務省案】</p> <p>また、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み</p>

章	頁	意見
		<p>合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>「移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスと自らの移動通信サービスを組み合わせることで自己のサービスとしてセット割引を提供することも考えられる。これが仮に正当な理由なく排他的な組み合わせで提供されるとすると、当該サービスに関連して自己の関係事業者のサービスを排他的に有利に取り扱うこととなるという点で、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」と実質的に同様の行為である」とありますが、実際に先日 NTT グループに属する禁止行為事業者である NTT ドコモが NTT 東・西のサービス卸を利用した「ドコモ光」やドコモ携帯とのセット割を開始する旨を公表したところです。その際、以下に挙げた事例のような方法で、自己の関係事業者である NTT 東・西のサービスを排他的に有利に扱うおそれがあることから、これらについても共同ガイドライン等で競争阻害行為であることを明確にし、NTT ドコモに個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命令を出す等の行政措置を講じ、これらの競争阻害行為を未然に防ぐ必要があります。</p> <p>[NTT ドコモによる競争阻害行為の事例] ※詳細は別添資料④参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸役務の利用に際して、NTT 東・西のサービス卸を優先 ・「ドコモ光」やセット割の料金やポイント、キャッシュバックで NTT 東・西のサービス卸を優遇 ・「ドコモ光」やセット割の販売や業務運用について、NTT 東・西のサービス卸を優遇 ・販売代理店を介して「ドコモ光」やセット割を優遇し、間接的に NTT 東・西のサービス卸を優遇 ・「ドコモ光」やセット割を通じて、NTT グループの ISP やコンテンツ事業者を優遇 ・「ドコモ光」を関係事業者に一旦競争事業者と同一条件で再卸し、再々卸によって特定の事業者を優遇
4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	P23	<p>【総務省案】</p> <p>近年は、MNO による他の MNO の株式取得等によりグループ化が進展し、実質的なプレーヤーが3グループに集約している状況にある。その結果、協調的寡占の色彩が強い状況とも指摘されるように、3グループの主要各社の料金プランは横並びとなっているほか、我が国のスマートフォンの料金が国際的に見ても高い水準である一方で、3グループの連結営業利益（2013（平成 25）年度）は我が国の中でいずれも 10 位</p>

章	頁	意見
		<p>以内という状況となっている。</p> <p>MNO のグループ化のほか、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえた公正競争の確保が課題となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の議論においては、移動通信市場におけるグループ化に対する対応に焦点があてられていますが、移動通信市場については MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、政府出資の NTT 持株会社の配下で圧倒的な市場支配力を維持している NTT ドコモに対する規制を除き、移動通信事業者に対する規制は原則不要と考えます。</p> <p>むしろ、グループ化という観点では、日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが、国からの出資を受ける NTT 持株会社の下でグループ一体経営されていることに着目すべきです。そのような状況において、先日 NTT 東・西がサービス卸を発表し、NTT ドコモがそれを利用して「ドコモ光」を開始する動きが見られるように、NTT グループは NTT ドコモを中心としたグループ一体化をさらに進めようとしています。このような動きを踏まえれば、「NTT グループ」の動向に対応した政策を講じることこそが重要であると考えます。</p> <p>なお、先述のとおり、移動通信市場においては、MNO 各社による激しいサービスや料金の競争が機能しているところです。さらに多様な MVNO の参入により競争がますます進展しており、3 グループ各社が協調している事実はありません。また、競争の中で MNO のみならず MVNO も含め創意工夫し、それぞれお客様の利用形態に合わせた料金プランを設定しており、料金プランが横並びという指摘はあたらないと考えます。</p> <p>さらに、スマートフォンの料金について国際的に見ても割高という記述がありますが、「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」（平成 25 年度）において、日本（東京）は一般ユーザ、ライトユーザともにもっとも高い料金ではないこと、また、電気通信サービスに係る料金は、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在するため、ひとつの調査指標だけを捉えて割高と判断すべきではありません。</p> <p>これらを踏まえれば、実質的なプレーヤーが 3 グループに集約した結果、協調的寡占の色彩が強い状況とも指摘される、との記述は不適切であると考えます。</p>

章	頁	意見
4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	P24	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入</p> <p>設備設置事業者のグループ化による更なる寡占化を防止し、設備設置事業者によるサービスの多様化・料金の低廉化の実現や、積極的な投資の維持・促進を図るためには、事業者がグループ化を行う際に、総務省が一定のチェックを行い、グループ化に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否かを判断することが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>先述のとおり、移動通信市場はMNO間の競争だけでなく様々なMVNOの参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、政府出資のNTT持株会社の配下で圧倒的な市場支配力を維持しているNTTドコモに対する規制を除き、移動通信事業者に対する新たな規制は不要と考えます。</p> <p>むしろ、政府出資を受ける特殊法人であるNTT持株会社の下、固定・モバイル両市場でドミナントであるNTT東・西やNTTドコモをはじめとするグループ各社が一体経営されていることを踏まえると、NTTグループの一体経営に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否かを判断することが必要です。</p> <p>特殊法人であるNTTグループの一体経営に係る行為が競争へ与える影響の有無を判断するにあたっては、企業経営上、少額出資で持分法適用会社の対象にもならない会社であっても、出資元から役員を派遣するなどして実質的に当該会社を支配していることに留意すべきと考えます。したがって、NTTグループを捉えるにあたっては、連結子会社や持分法適用会社だけでなく、NTT持株を含むNTTグループ各社が少額出資をしている事業者や役員を派遣している事業者等NTTグループと何らかの関係がある事業者も含めて「自己の関係事業者」と定義すべきです。ただし、NTT法という特別法で規律されているNTTと一般企業を同列に扱うべきではないと考えます。</p>
4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	P24	<p>【総務省案】</p> <p>このため、設備設置事業者による競争の縮退を招くおそれの高いMNO間の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について、総務省が審査を行うことを可能とする規律等を導入することが適当である。</p> <p>また、固定通信市場においても、新規事業者が線路敷設基盤（電柱・管路等）を新規に整備することが容易でないなどの特性に鑑みれば、グループ化の進展により設備設置事業者による競争の確保に支障を及ぼす懸念等を防止する必要がある点では同様であることから、制度の導</p>

章	頁	意見
		<p>入に当たっては、固定通信も含めて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業者の合併や株式取得等、グループ化に係る資本関係の取引について総務省が審査を行うことを可能とする規律を導入することが適当とされていますが、本来、資本取引を含む企業活動は原則自由に行われるべきであり、総務省が審査を可能とする規律の導入は、事業者の自由な経営活動を過度に委縮させることになるため不要と考えます。</p> <p>ただし、上述のとおり NTT グループは、政府出資を受ける特殊法人である NTT 持株会社の下、固定・モバイル両市場でドミナントである NTT 東・西や NTT ドコモをはじめとするグループ各社が一体経営されており、電気通信市場全体で圧倒的な市場支配力を有しています。その NTT グループ各社が同一市場内での合併や株式取得だけでなく市場を跨いだ合併、株式取得等が行われた場合、NTT グループの市場支配力が当該市場に及ぶ可能性があることから、NTT グループに係る資本取引については厳格にチェックする必要があると考えます。</p> <p>その際、NTT グループは、持株会社体制を敷いていることや少額出資であっても役員を派遣するなどして実質的に支配していることに留意が必要です。したがって、連結子会社や持分法適用会社だけでなく、NTT 持株を含む NTT グループ各社が少額出資をしている事業者や役員を派遣している事業者等 NTT グループと何らかの関係がある事業者も含めて「自己の関係事業者」と定義し、その範囲内の全ての資本取引について審査すべきと考えます。</p>
4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	P24	<p>【総務省案】</p> <p>競争政策を進める上で、多様なプレーヤーの確保や移動通信サービスの高速化・大容量化のために電波が重要であることに鑑みれば、「グループ」に関する規律の扱いも含め、制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>電波政策と競争政策の連携を図ることは適当であると考えますが、両政策をリンクさせる場合には、評価対象とその指標との整合性について十分な検討が必要と考えます。例えば、競争政策を検討するにあたって、周波数の保有量を用いることは適切ではないことに留意すべきです。周波数の保有量は、工場の生産能力と同様に潜在的な供給能力の構成要素の一つに過ぎず、それ自体で製品（サービス）のシェア（占有率）と結びつく訳ではないことや、保有する周波数の特性等によってもサービス戦略に違いが出てくることから、保有量を直ちに市場支配力の有無の指</p>

章	頁	意見
		標とすることは適切ではありません。
4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進	P25	<p>【総務省案】</p> <p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し</p> <p>近年、複数の MNO のグループ化が進展し、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展するなど、グループとして一体的に経営している状況となっている。こうしたグループ一体経営により、グループ内のみへの優遇のほか、規制の適用を受ける必要のない程度にシェアの低い事業者を通じた規制の潜脱や、シェアの高い事業者と低い事業者との一体的な市場支配力の濫用が行われ、MVNO 等の主要なグループ以外の事業者の事業展開を阻害するおそれが生じてきている。</p> <p>こうしたグループが一体的に経営している市場の実態や、携帯電話、BWA 等のサービスの態様の同質化を踏まえ、現在全て個々の事業者単位で適用している電気通信事業法の非対称規制について、携帯電話に加え BWA 等を含めた上で、規制目的に応じて「グループ」の概念を導入することが適当である。</p> <p>具体的には、二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、それぞれの規制の目的に応じて検討し、携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮することにより、市場の実態に合致した制度とすることが適当である。</p> <p>ただし、そのシェアが相当程度低く規模の小さい事業者にとっては、その規模に比して過剰な規制となる可能性があることも踏まえ、適用される規律が公正競争確保のために必要最小限度なものとなるよう、適切な制度設計を行うことが必要である。</p> <p>【意見】</p> <p>先述のとおり、移動通信市場は MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、政府出資の NTT 持株会社の配下で圧倒的な市場支配力を維持している NTT ドコモに対する規制を除き、移動通信事業者への新たな規制の導入は不要と考えます。</p> <p>なお、答申案では二種指定設備制度や禁止行為規制の対象事業者の指定について、「携帯電話に加え BWA 等を含め「グループ単位」のシェアを考慮する」とありますが、音声が利用可能なサービスが中心の携帯電話とデータ通信専用の BWA に代替性があるとは言えず、BWA は携帯電話とは異なる市場であることから、携帯電話と BWA を含めたシェアを用いることは適切ではなく、これまでどおり携帯電話のみの数値を用いるべきと考えます。仮に両者を合算したシェアを用いるのであれば、同一グループ内で重複する契約者数等を排除した数値を用いるべきです。</p>

章	頁	意見
		<p>また、仮に BWA や PHS も移動通信市場に含めてグループ単位のシェアを捉えたとすると、NTT ドコモのシェアが相対的に下がることが想定されますが、2 位との差は依然として 10 ポイント以上あり、NTT ドコモの圧倒的な市場支配力に変化はありません。さらに、NTT ドコモは国が出資する NTT 持株会社が未だに 66% 超の株式を保有するなど NTT グループ傘下であり、NTT グループ内における営業利益の約 68%（2014 年 3 月期）を占める主要な会社であること、契約者数が 6,311 万人（2014 年 3 月末）にのぼり圧倒的な顧客基盤を保持していること、それに加えてグループ一体的な営業体制、信用力、ブランド力、資本関係等を通じた NTT グループの総合的な事業能力を有していることにも十分留意する必要があると考えます。</p>
<p>4.1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p>	<p>P25</p>	<p>【総務省案】</p> <p>（3） 同一グループ内外での取引の公平性の確保</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレーヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入するとともに、6. 1. 2. （3）の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>日本の電気通信市場のうち固定市場においては、NTT 東・西が保有する設備にボトルネック性があり、実質的には NTT 東・西からしか設備を借りることができません。一方で、モバイル市場においては複数の事業者が自ら設備を設置し、互いに激しい競争を繰り広げており、MVNO 事業者にとってもこれらの中から自らの条件に合致したより良い MNO を選択することができます。</p> <p>こうした中で相対取引内容の事前届出制等の新たな規律を導入した場合、MNO にとっては個々の MVNO の事情に応じて機動的に提供条件を提示することが困難になるため、MVNO にとっても柔軟な条件で MNO からネットワークの提供を受けて迅速に革新的なサービスを提供する機会が失われることにつながります。このように MNO、MVNO 双方にとって自由な発想と工夫を委縮させる恐れがあることから、本規律は不要と考えます。仮に相対取引内容の事前届出制等の新たな規律が必要であれば、規制は最小限に留め、現に各事業者間で行われている創意工夫や自由な競争を尊重し、それを後退させることがない制度とすることが必要であると考えます。また、規制コスト抑制の観点から、新たな規律導入に</p>

章	頁	意見
		<p>伴って生じる負荷は可能な限り軽減できる運用方法にすべきです。</p>
<p>4.2.移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>P27</p>	<p>【総務省案】</p> <p>昨今の移動通信市場では電波の割当てを受けて移動通信サービスを提供する事業者（MNO）の契約数シェアが均衡しつつある一方で、MNO による他の MNO の株式取得等により事業主体が実質的に3グループに収められ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている。</p> <p>【意見】</p> <p>移動系通信市場においては、MNO 各社による激しいサービスや料金の競争が機能しているところであり、さらに様々な MVNO の参入により、低廉な料金プランや独自端末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、競争がますます進展しており、3 グループ各社が協調していることはありません。</p> <p>この点を踏まえれば、事業主体が実質的に 3 グループに収められ、各社の提供する料金プランが横並びとなるような協調的寡占の色彩が強い市場が形成されている、との記述は不適切であると考えます。</p>
<p>4.2.移動通信サービスに関する競争の促進</p>	<p>P27</p>	<p>【総務省案】</p> <p>過去 10 年間、「消費支出総額」が減少する一方、「移動電話通信料」は 8,217 円から 11,710 円へと 43%増加し、これに伴い「消費支出総額」に占める「移動電話通信料」の割合が 2.5%から 3.7%へと上昇するなど国民にとって負担感が増している状況にある。また総務省の調査によると、我が国のスマートフォンの料金は国際的に見ても割高であり、特にデータ使用量の少ないライトユーザの負担が高くなっており、こうした状況について、利用者のニーズに合わせた料金プランの設定が必要との指摘がある。</p> <p>【意見】</p> <p>モバイル市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争を行っています。</p> <p>そのような環境の中、当社は、平成 26 年 6 月に 2GB～13GB までの 6 種類のデータ通信量定額サービスを用意し、お客様ご自身に合ったデータ容量を選ぶことが可能となり、無駄なくご利用いただける他社にはないプランを発表したところで、MNO・MVNO 各社もそれぞれお客様の利</p>

章	頁	意見
		<p>用形態に合わせた料金プランを設定していると認識しています。</p> <p>MNO・MVNO 各社は競争の中で創意工夫をしていることに鑑みれば、答申案のような一方的な指摘だけを記述することは適切ではなく、事業者の取組内容も併せて記述すべきと考えます。</p> <p>また、スマートフォンの料金について国際的に見ても割高という指摘がありますが、「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」（平成25年度）において、日本（東京）は一般ユーザ、ライトユーザともにもっとも高い料金ではないこと、また、電気通信サービスに係る料金は、各国とも通常料金・割引料金の別をはじめ、様々な体系が存在するため、ひとつの調査指標だけを捉えて割高と判断すべきではないと考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P28	<p>【総務省案】</p> <p>（１） MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等</p> <p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNO が MNO のネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>モバイル市場は固定市場とは競争環境が全く異なることに十分留意することが必要です。固定市場においては、NTT 東・西が保有する設備にボトルネック性があり、実質的には NTT 東・西からしか設備を借りることできない一方、モバイル市場においては複数の事業者が自ら設備を設置し、互いに激しい競争を繰り広げており、MVNO 事業者にとってもこれらの中から自らの条件に合致したより良い MNO を選択することができることに大きな違いがあります。こうした状況下では新たな規制導入は不要であり、民間同士の自由な協議に委ねるべきと考えます。</p> <p>仮に法令によるアンバンドル義務規定の整備が必要な場合は、上述の市場の違いに鑑み、二種指定設備制度においてはこれまでの考え方を踏襲し、以下の(1)～(3)について配慮していただく必要があると考えます。</p> <p>(1)アンバンドル対象は以下①～⑥の条件を満足する機能であること</p>

章	頁	意見
		<p>① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること</p> <p>② 技術的に可能であること</p> <p>③ 二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることがないこと</p> <p>④ 需要の立ち上げ期にあるサービスに係る機能ではないこと</p> <p>⑤ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること</p> <p>⑥ 二種指定設備との接続であること</p> <p>上記のアンバンドルに関する考え方を明確にすることにより、例えば ISP 接続機能や第三世代ネットワークに限定して利用される機能など実際のニーズが乏しく、今後縮退が見込まれる機能については、アンバンドル対象外とすべきと考えます。</p> <p>(2)アンバンドル義務の対象機能であっても、二種指定事業者によるシステムの開発や接続約款の変更等は、他の事業者からの具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れのリスクを抑えるべきと考えます。また、二種指定事業者のうち1社が特定の事業者の要望を受けてアンバンドル義務対象の機能を提供した場合でも、他の二種指定事業者におけるシステムの開発や接続約款の変更等は、MVNO より具体的な事前調査申込みを受けてから対応することが適当と考えます。</p> <p>(3)アンバンドル対象機能の接続料算定方法については、二種指定事業者が複数存在し、ネットワーク構築方法の違いを踏まえると、完全に同一なプロセスとして定めることはできないこと等から、現行の二種指定ガイドラインに示すとおり、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であるときは、二種指定事業者が採用するプロセスによる算定も許容される考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P29 P30	<p>【総務省案】</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行</p> <p>MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供</p>

章	頁	意見
		<p>定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、前述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討するとともに、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNO の独自 HLR/HSS について、まずは事業者間協議を進め、その後ガイドライン上の記載その他制度的対応を検討するという手順は妥当なものと考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P31	<p>【総務省案】</p> <p>最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>既に市場では SIM フリー端末が容易に入手可能な環境にあり、SIM ロックされた端末以外の選択肢が利用者に用意されています。</p> <p>このような場合、端末に最初から SIM ロックをかけるか否か、かけた SIM ロックを利用者の求めに応じて解除するか否かについては事業者による自由なビジネス上の判断に委ねていただきたいと思います。</p> <p>利用者の求めに応じて SIM ロック解除に応じる場合、例えば店頭で解除手続を実施すれば作業コストやシステム対応コストが発生します。これらについては、事業者のみではなく、SIM ロック解除を求める利用者においても応分の負担をいただくことが公平性の観点からも妥当と考えます。</p> <p>この点、現在意見募集中の「SIM ロック解除に関するガイドライン（改正案）」脚注 4 では、以下のとおり記述されているところ、特に店舗における解除について事務手数料を請求することを妨げない場合があることが明記されていることは適切であると考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>「事業者が無料でロック解除可能な代替手続を設けているにもかかわらず、利用者の選択により店舗等での解除を行う場合には、事務手数料を請求することを妨げるものではない。また、既に自社の役務契約を解約した利用者について、店舗での解除を行う場合には、事務手数料を請求することを妨げるものではない。」</p> <p>また、我が国の事業者は、従来自社のネットワークに合わせた端末として開発してきており、他社の SIM カードを挿して利用するケースを必ずしも検証できているわけではありません。こうした場合に生じる様々な技術的課題については、あらかじめ利用者に理解していただく必要があると考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P32	<p>【総務省案】</p> <p>データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるよう、次の2点を満たす利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。</p> <p>① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること</p> <p>② データ通信量の平均値や分布を勘案すること</p> <p>(中略)</p> <p>あわせて、総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>料金政策については、平成15年の電気通信事業法の改正により、利用者の利用形態や競争状況等を考慮しつつ、「ボトルネック性に基づく市場支配力濫用の可能性」及び「国民生活・経済に必要不可欠であるために利用者利益の保護を図る必要性」がある NTT 東・西の一部サービスを除き、実質的な競争が進展し、市場メカニズムを通じた料金設定が期待されるサービスについては、これを電気通信事業者の自由な経営判断に委ねることとし、料金及び契約約款の届出等の規制を廃止するとともに、相対契約を認める規制緩和措置（デタリフ化）が講じられ、利用者料金については原則自由化されたところです。</p> <p>利用者料金の自由化以降、モバイル市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争</p>

章	頁	意見
		<p>が行われており、MNO・MVNO 各社は利用者ニーズに合わせて様々な料金プランを提供しています。その中で、当社は、平成 26 年 6 月に 2GB～13GB までの 6 種類のデータ通信量定額サービスを用意し、お客様ご自身に合ったデータ容量を選ぶことが可能となり、無駄なくご利用いただける他社にはないプランを発表したところです。</p> <p>このような政策的経緯や市場環境であることを踏まえると、データ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことや利用者 1 人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況の報告などモバイルに係る料金に関する規制当局の介入は時代に逆行するものであり不要と考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P33	<p>【総務省案】</p> <p>利用者が自分の利用動向に合ったプランを選択することを可能とするため、事業者は、利用者に対して毎月の通信量の通知を行うなど、利用者にとって分かりやすい説明をすることが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>利用者に対する毎月の通知以外でも、現在事業者が提供しているような利用者がウェブやアプリで随時かつ容易に通信量が確認できる仕組みであれば、利用者が望むときに明確に把握できることから、こうした仕組みであっても利用者にとって分かりやすい説明が可能であると考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P33	<p>【総務省案】</p> <p>利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラヒックが双方向に流れる音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み（着信接続料の原則廃止）とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>「原則として自己の利用者から回収する仕組み（着信接続料の原則廃止）」とは、着信呼の接続料相当額を着信側の加入者へ課金する方式と解釈できますが、海外ではそうした例もあるものの、我が国では過去に実施されたことが無く、利用者から極めて強い抵抗を受けられるとされます。着信側加入者への請求できないとすれば、着信側の網使用料に相当するコストを適切に回収する仕組みが失われてしまいます。</p> <p>着信接続料の廃止は、事業者の経営に大きな影響を与えるため、何らかの形でコスト回収ができる仕組みと併せて検討されるべきものと考えます。また、そもそも接続料と利用者料金は直接的に連動するものではないため、接続料と利用者料金をまとめて論じるのは適切ではありません。</p> <p>加えて、トラヒックの不均衡や事業者間のネットワーク構造の差異といった課題もあることを踏まえると、単純に接続料コストを回収する仕組みを変えるだけの問題ではないため、詳細な検討に入る段階ではないと考えます。</p>
4.2.移動通信サービスに関する競争の促進	P33	<p>【総務省案】</p> <p>また、近年の移動通信市場の比重の高まりに鑑みれば、利用者利益を保護するためには、固定通信市場以外の市場についても、競争が機能しておらず利用者料金の高止まりの解消が期待できない場合には、その是正を図ることができる仕組みとすることが必要である。したがって、総務省においては、市場の動向や事業者に及ぼす影響を考慮しつつ、必要な制度の見直しについて検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>前述のとおり、利用者料金については、平成 15 年の電気通信事業法の改正により、NTT 東・西の一部サービスを除き、原則自由化されたところですが。</p> <p>利用者料金の自由化以降、移動通信市場においては、MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入によって熾烈な料金、サービスの競争が行われており、MNO・MVNO 各社は利用者ニーズに合わせて様々な料金プランを提供しています。</p> <p>このような制度的経緯や市場環境を踏まえれば、モバイルに係る料金に対して規制を導入することは時代に逆行するものであり不要と考えます。移動通信市場は、ボトルネック性のある固定通信市場とは異なり、先述のとおり複数の事業者が存在し、互いに激しい競争を繰り広げている状況にあることから、移動通信市場に対して料金の是正を図ることができる仕組みは不要であり、その検討自体も不要であると考えます。</p>

章	頁	意見
4.3.超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	P37 P38	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西の加入光ファイバを利用してFTTH サービスを提供しようとする競争事業者の事業展開がNTT 東西の設置する「光配線区画」に大きく左右され、特に事業の初期段階において高いハードルとなっている実態 ・ これまでの「光配線区画」の見直しやエントリーメニューの導入の取組に関する評価 ・ NTT 東西と競争事業者がいずれも利用していない未利用設備に係る費用や共通経費等に関する負担の在り方 ・ 加入光ファイバ等の設備利用効率の向上 ・ 設備投資インセンティブに対する配慮 <p>【意見】</p> <p>シェアアクセス方式の加入光ファイバの主端末回線に係る接続料については、1 芯線分の「芯線単位接続料」の支払いが必要であるため、特に利用者数の少ない新規参入事業者にとって負担感が大きいとの指摘があります。</p> <p>しかしながら、主端末回線接続料については年々低廉化してきており、例えば、弊社が本格的にシェアアクセス方式を利用して FTTH サービスを開始した平成 20 年度当時（4,260 円。NTT 東、保守タイプ 1-2 の場合）と比べると、平成 26 年度現在の主端末回線接続料（同 2,808 円）は、約 34%低廉化しております。このことは、例えば、平成 20 年度に 1 主端末回線に平均して 1.5 ユーザを収容した場合と平成 26 年度に 1 主端末回線に 1 ユーザを収容した場合とで同程度の接続料負担となっていることを意味しており、接続料負担の観点からいえば、確実に参入障壁が低くなってきているといえます。</p> <p>現に、主端末回線接続料が低廉化するにつれて、新たな競争事業者がシェアアクセス方式を利用した FTTH サービスに参入してきており、また、平成 24 年 9 月には、競争事業者の FTTH 市場へのエントリーコストを低廉化するために新たにエントリーメニューが導入されるなど、参入意欲のある事業者であれば、シェアアクセス方式を利用した FTTH サービスを提供できる環境が既に整っているところです。今後、更なる新規参入によって競争を一層促進させ、光ファイバの利用率向上を図っていくためには、加入光ファイバに係る接続料全般の更なる低廉化を図ること重要と考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>一方で、シェアアクセス方式では、1 ユーザ当たりの接続料負担を引き下げするためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び 1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>NTT 東・西は、費用対効果を踏まえ、隣接する光配線区間（2 区画）の統合を進めておりますが、その統合実績は平成 26 年 3 月末時点で NTT 東・西ともに約 1%程度となっております。1 光配線区画当たりの世帯数に大きな変化は見られないものの、今後も継続して光配線区画の統合を進めることが重要であり、引き続き、1 光配線区画あたりの世帯数の適正化及び 1 光配線区画における局外スプリッタの適正設置に努めていくことが必要と考えます。</p> <p>なお、「分岐単位接続料」については、当該 1 分岐単位のシェアアクセスを利用して FTTH サービスを提供する事業者が実際のコストに見合った投資リスクを負うことなく市場に参入することになり、これまで設備投資を行って固定系超高速ブロードバンドサービスを提供してきた地域の CATV 事業者を始めとする競争事業者はコスト面で対抗できなくなります。この結果、自前で設備投資する形でのサービス提供を継続することは非常に困難になります。</p> <p>このように、NTT グループに対抗して OLT も含めて自前で設備投資を行ってサービスを提供する事業者がいなくなってしまうと、固定ブロードバンド市場における設備競争が消滅し、競争による技術革新を通じた高速化や低廉化が図られず、2020 年代に向けてニーズが高まっていく高精細映像等の円滑な伝送ができなくなってしまうこと、また、複数の事業者の設備でネットワークのダイバーシティを確保し、2020 年代に向けた災害に強い ICT 基盤を構築することができなくなってしまうことが懸念されます。そのため、1 分岐単位での接続料設定やコスト負担の公平性が損なわれるような光ファイバの接続料算定ルールを導入することには反対です。</p>

章	頁	意見
4.3.超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	P38	<p>【総務省案】</p> <p>(2) NGN の更なるオープン化</p> <p>既に一定のオープン化が実現してきたところである。</p> <p>しかし、NGN を利用した品質保証型の IP 電話サービスの実現に向けて NGN の更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。このため、今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進するとともに、(中略) アンバンドルの3要件への適合性を検討し、これらの3要件を満たす場合には、接続料規則を改正することによりアンバンドル機能を拡充することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>答申案で示されているとおり、NGN は既に一定のオープン化が実現してきたところであり、現在、規定されている NGN に係るアンバンドル機能については引き続き維持すべきと考えます。</p>
4.3.超高速ブロードバンド基盤に関する競争の促進	P39	<p>【総務省案】</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証</p> <p>NTT 東西の機能分離や業務範囲規制等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件については、一定の措置がすでに講じられており、その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる。</p> <p>一方で、子会社を介した潜脱行為や不当なグループ連携などの様々な懸念も指摘されていることも踏まえ、総務省においては、今後も、これらの規律等が十分に機能しているか引き続きフォローアップしていくことが適当である。また、NTT グループにおいても、民間会社として自由に企業活動を行うことが前提ではあるが、再編成や機能分離の趣旨や、ボトルネック設備を有していること等に鑑み、不当なグループ内連携等の問題が生じることのないよう、十分留意することが望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>NTT 東・西の機能分離等、NTT グループに課されている規律や累次の公正競争要件に関して、適切な運用を確保することを目的にこれまで公正競争レビュー制度が実施されてきたところです。</p>

章	頁	意見
		<p>答申案においては「その措置に基づいた対応が基本的になされている」と評価されているところですが、接続事業者からNTTグループによる公正競争上問題がある行為について重ねて指摘があったとしても、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省から NTT 東・西に対して能動的な調査が行われることはなく、指摘された事案について継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等の PDCA サイクルを着実に実施することはありませんでした。そのような状況であったことを踏まえると、「その措置に基づいた対応が基本的になされていると考えられる」とは言い難いと考えます。</p> <p>さらに、NTT グループは、NTT 東・西による“サービス卸”や NTT ファイナンスによるグループ統合請求のように、現行の法規制を潜脱してグループ一体化を進めようとしているため、これらに対する厳格な規律も必要です。</p> <p>サービス卸については、先述のとおり本来認められるべきものではないと考えますが、仮に認めるとしても、十分な透明性を確保する観点から、約款の作成・公表をはじめとする“サービス卸”に対する適切な規律（約款の事前認可・届出、公表、相対取引禁止等）の導入が必要です。</p> <p>また、NTT 東・西から NTT グループの事業者特別な営業支援策（販売奨励金等）を実施する等、料金等に影響を与えかねない条件が個別に設定された場合、約款や契約書では確認できない不透明な形で特定の事業者を優遇できる問題もあります。これらは禁止行為規制や NTT 分離・分割の趣旨に反する行為であることから、共同ガイドライン等において競争阻害行為であることを明確にし、NTT 東・西や NTT ドコモに個別の取引条件を逐次総務省に報告させて、違反行為であることが判明した場合には速やかに是正命令を出す等の行政措置を講じ、このような競争阻害行為が行われることを未然に防ぐ必要があります。</p> <p>加えて、NTT ファイナンスによるグループ統合請求のように、今後もこのような電気通信事業者でない第三者を介した排他的なグループ連携が脱法的に行われる可能性もあります。請求業務のみならず、お客様相談窓口、保守対応、営業、CS 等の統合の他、グループ各社が持つ顧客データベースを統合する等して活用し、更なるグループ再統合の動きが加速されていく事態も十分想定されることから、現行の規制の趣旨が損なわれないよう、このような行為についても共同ガイドライン等において競争を阻害する行為であることを明確にし、厳格に規律する必要があると考えます。</p>
5.1. 消費者保護 ルールの見直し・充 実による安心して ICT を利用できる	P41	<p>【総務省案】</p> <p>① 適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p>

章	頁	意見
環境の整備		<p>【意見】</p> <p>通信販売や電話勧誘販売はもとより店舗販売や訪問販売においても、契約の相手方が特別な配慮を必要としていることを電気通信事業者及び代理店が認知することができない場合があります。いわゆる適合性の原則を踏まえた説明を確実に行うためには、特別な配慮を必要とする消費者からの自主的な申告が必要です。</p>
5.1. 消費者保護 ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる 環境の整備	P41	<p>【総務省案】</p> <p>② 書面交付義務</p> <p>契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付（利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能）することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>提供主体が異なる複数のサービスを消費者が一度に契約した場合に、電気通信事業者は、他社が提供するサービスに係る契約内容を書面に記載することはできません。電気通信事業者が交付する書面には、その電気通信事業者が提供するサービスに係る契約内容のみが記載されることとなります。</p> <p>また、例えば、契約締結後に消費者が特定のオプションサービスへの入退会を繰り返した場合に、その都度、電気通信事業者が書面を再交付しなければならないとすると、電気通信事業者の業務に大きな負荷を与えます。契約締結時に限り書面交付を義務付けることとし、その後のオプションサービスへの入退会や料金プランの変更等は書面交付義務の対象外にすべきです。</p>
5.1. 消費者保護 ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる 環境の整備	P41	<p>【総務省案】</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に検討すべきであると考えられる。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>ICT 安心・安全研究会報告書（案）において提言されている初期契約解除ルールは、電気通信事業者に過失がなかったとしても、理由を問わず、消費者が一方向的に契約を解除することができるものであり、このルールが広範囲に適用されれば、取引の安定性は著しく損なわれます。当社は、携帯電話サービスの店舗販売に初期契約解除ルールを全面的に導入することには強く反対します。例えばスマートフォンを利用した経験のある消費者が新たにスマートフォンを契約するなど契約内容を理解していると考えられる場合、サービスの品質を確認することができる試用サービスが提供されている場合、且つ消費者が自らの意思で来店したうえで契約を締結した場合には、初期契約解除ルールが適用されるべきではありません。</p> <p>また、初期契約解除ルールの行使可能期間は、特定商取引法における一般的な取引に係るクーリング・オフ制度と同様に、法定書面交付後8日間にされるべきです。</p> <p>なお、初期契約解除ルールについては基本的に消費者を対象とする旨、ICT サービス安心・安全研究会報告書（案）に記述されていますが、初期契約解除ルールに限らず、同研究会において取りまとめられた消費者保護ルールの見直し・充実の内容は、消費者の保護を目的とし、消費者からの苦情・相談の事例の分析を通じて検討されたものであることから、消費者を対象とし、法人等を対象外とすることが適当と考えます。</p>
5.1. 消費者保護 ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる 環境の整備	P42	<p>【総務省案】</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>本報告書（案）が指摘するとおり、工事が開始された後に初期契約解除がされた場合には、工事費の負担や原状復帰が必要となり、利用者や事業者双方の費用負担が大きくなり得ます。したがって、初期契約解除ルールの行使可能期間は、工事を開始する前に終了することが望ましいと考えます。仮に、工事開始後の初期契約解除を可能とするのなら、消費者に工事費の負担を求めるべきです。</p>

章	頁	意見
5.1. 消費者保護 ルールの見直し・充 実による安心して ICT を利用できる 環境の整備	P43	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 販売勧誘活動の在り方 勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>勧誘拒否の意思を表示した消費者の氏名又は住所、電話番号等が婚姻や転居により変わった後に、そうとは知らず再勧誘が行われたとしても、免責されるべきです。</p>
5.2. ICT 基盤の 整備推進による地 方の創生	P45 P46	<p>【総務省案】</p> <p>未だに存在する携帯電話や超高速ブロードバンドが利用できない未整備地域について、引き続き、希望する全ての国民が ICT を利用できる環境の整備に向けた取組を進め、ICT 利用機会の格差の是正を図ることが適当である。</p> <p>携帯電話については、2017（平成 29）年 3 月までにエリア外人口のうちエリア化を希望する居住人口の半減を目標としており、未整備地域がほぼ不採算地域であることから、引き続き、競争政策及び電波政策を通じた民間事業者による整備を促進しつつ、なお整備の進まない採算性の低い地域に対しては、補助金を活用することにより、未整備地域の解消を推進していくことが適当である。</p> <p>また、超高速ブロードバンドについても、未整備地域はほぼ不採算地域であることから、民間事業者による基盤整備を基本としつつ、引き続き超高速ブロードバンドの公的整備を補助金の活用等により支援していくことが必要である。</p> <p>光ファイバの整備に関し、移動系超高速ブロードバンドのサービスエリアの拡大等により、未整備地域におけるニーズも変化が生じつつある。したがって、こうした地域におけるニーズを的確に把握しつつ、現状の支援措置についての検証も行いながら、光ファイバ整備に関する支援の在り方について検討を進めていくことが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>全ての国民が、技術中立的に何らかの手段で ICT を利用できる環境が整備されることが重要であり、携帯電話や光ファイバなど、一つの技術・手段で不採算地域も含めて全国を 100%カバーする必要は必ずしもないと考えます。</p>
5.2. ICT 基盤の整備推進による地方の創生	P46	<p>【総務省案】</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているもの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性がさらに増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>したがって、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度の対象となるサービス、地域、サービス提供のための技術、費用負担等の在り方の検討に当たっては、我が国の人口急減・超高齢化に直面していることを踏まえ、負担と受益の関係に留意する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>ユニバーサルサービス制度は、民間の取組みではサービス提供の維持が困難な不採算地域における基本的なサービスの維持コストを、国民の負担で補てんする仕組みであると理解しています。</p> <p>そのため、まずは、国民生活に不可欠であり、あまねく日本全国における提供が確保されるべき必要最低限のサービスや提供手段は何であるか、また、そのための費用は税金で賄うべきか、あるいはユニバーサルサービス制度で賄うべきかについて、国民的なコンセンサスを得る必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
6.1. 適切な行政運営の確保	P51	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 統一的な行政運営の方針の作成・公表</p> <p>適切な行政運営サイクルの確立に向けては、行政運営の予見性・透明性の確保が極めて重要となることから、電気通信事業法の各規定の運用等に当たっての審査基準・適用基準や、市場の監視・監督に関する基本的な方針、市場動向の分析・検証に当たっての基本的な考え方等、行政運営に関する統一的かつ基本的な原理原則となるべき指針をあらかじめ定め、公表することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>指針の策定にあたっては、電気通信市場の特性や経緯を十分考慮すべきです。日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが、国からの出資を受ける NTT 持株会社の下でグループ一体経営されていることに十分留意すべきです。</p> <p>また、行政運営に関する指針に関して、「行政当局の恣意的な運用をもたらすこととならぬよう、広く国民や有識者の意見を反映する手続を経ることが求められる」との記述のとおり、指針の策定にあたっては、策定の段階から有識者や事業者も参加し、審議会や委員会といった公の場で議論して策定するプロセスを構築することが必要と考えます。さらに、策定した指針に基づいて行政運営がなされたか否か等を具体的に評価、検証することも必要です。その際も、策定時と同様、恣意性を排除するために、総務省自身で評価、検証するのではなく、有識者や事業者も参加して客観的な視点からの評価、検証を行い、改善を図っていくという PDCA サイクルを着実に回す仕組み作りが必要と考えます。</p>
6.1. 適切な行政運営の確保	P52	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 市場動向の分析・検証に関する行政運営サイクルの確立</p> <p>これまで市場支配力の有無等を中心に分析・評価してきた競争評価と非対称規制を中心に運用してきた公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析・検証する新たなツールとして位置付けることが適当である。</p> <p>具体的には、競争評価において毎年度市場支配力の有無等を定期的に観測している「定点的評価」を更に発展させ、市場支配力の有無等の競争政策に係る市場動向のみならず、料金政策や消費者保護政策に係る市場動向も含む電気通信市場全般の動向について、各種データ等を用いて定量的・定性的な分析・検証を行い、その結果を (1) の基本的な指針や法令・ガイドラインに反映させる仕組みとしていくことが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>また、毎年異なる特定テーマに焦点を当てて分析を実施している「戦略的評価」に関しても、新たな課題が日々生じてきている状況を踏まえ、最新の市場動向やより先進的な課題について、これまで以上に客観的・専門的な見地から分析・検証できる仕組みとしていくことが適当である。なお、これらを基本的な指針や法令・ガイドラインへの反映を目的とするものとして位置付けることに鑑み、例えば、競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましいと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>市場支配力の有無等の競争政策に係る市場動向を把握する観点から競争評価や公正競争レビュー制度を引き続き実施し、その結果を制度、政策に反映していくことは適当と考えます。</p> <p>その際、日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが、国からの出資を受ける NTT 持株会社の下でグループ一体経営されていることに十分留意すべきです。その特殊性を十分考慮して新たな競争評価や公正競争レビュー制度において分析・検証、評価すべきであり、その際は、総務省だけでなく有識者や関係事業者等を交えて十分な議論を行うべきと考えます。</p> <p>ただし、利用者料金に関しては競争の中で市場環境に合わせて提供されていくものと考えます。市場動向を把握すること自体は否定するものではないと考えますが、法令やガイドラインに反映させるといった過度に行政が介入すべき性格のものではないと考えます。むしろ、NTT グループの市場支配力についてより詳細に分析、評価すべきであり、その分析に不可欠なデータ以外については報告事項として位置付けることは不要と考えます。</p>
6.1. 適切な行政運営の確保	P52 P53	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルの確立</p> <p>例えば、各事業者の業務の適正性等のチェックに関する年間計画や当該年度の重点事項を明らかにし、当該重点事項を中心に定期的・継続的に電気通信事業者へのヒアリングを行い、また、その一環として必要に応じ報告徴求や立入検査を実施するなど、これまで随時のヒアリング等を通じて実施してきた各事業者の業務の適正性等のチェック体制を更に充実させるとともに、そのプロセスの明確化・体系化を図ることが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>なお、これらのプロセスを進めていく際には、4. 1. 2. (3) の卸電気通信役務等に係る取引の状況や4. 2. 2. (3) の利用者一人当たりのデータ通信量の分布等、「政策の具体的方向性」に掲げてきた事項に関する行政への報告内容等の充実を図るとともに、市場の環境変化により定期的に報告等が必要な事項が新たに生じた場合には、速やかに行政への報告事項として追加していくことが望ましいと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>日本の電気通信市場はもともと独占市場で、自由化されてもなお独占時代から引き継いだボトルネック設備や顧客基盤を背景に、固定・モバイルの両市場で圧倒的なシェアを有し、ドミナントである NTT 東・西、NTT ドコモが、国からの出資を受ける NTT 持株会社の下でグループ一体経営されていることに十分留意すべきです。</p> <p>これまで競争レビュー制度等において接続事業者から NTT グループによる公正競争上問題がある行為について重ねて指摘があったとしても、「十分な論拠が得られない」等の考え方が示され「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省から NTT 東・西に対して能動的な調査が行われることはなく、指摘された事案について継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等の PDCA サイクルを着実に実施されることもありませんでした。</p> <p>そのような状況の中、NTT ファイナンスによる統合請求といった第三者を介したグループ連携を図る事案や NTT 東・西による“サービス卸”や NTT ドコモによる NTT 東・西の“サービス卸”を利用したセット割の提供といった現行法規制の抜け穴を突いた行為が行われていることを踏まえると、NTT グループに課されている規律、累次の公正競争要件が十分に機能しているかを厳格に検証していくことが最も重要です。</p> <p>なお、モバイル市場に関して行政への報告事項が多く含まれていますが、モバイル市場は MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入により、低廉な料金プランや独自端末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、モバイル市場に対する規制は不要と考えます。むしろ、上記のとおり NTT グループが電気通信市場で圧倒的な市場支配力を有していることを踏まえると、NTT グループの市場支配力についてより詳細に分析、評価すべきであり、その分析に不可欠なデータ以外については報告事項として位置付けることは不要と考えます。</p> <p>また、「速やかに行政への報告事項として追加することが望ましい」との記述がありますが、当該報告事項の必要性等については、恣意性を排除し透明性を確保する観点から、総務省だけでなく有識者や関係事業者等を交えて十分な議論を行うべきと考えます。現時点で報告している各種データについても、永続的に提出させるのではなく、市場実態に照らし、報告を不要とする対応を取るべきと考えます。</p>

章	頁	意見
6.1. 適切な行政運営の確保	P53	<p>【総務省案】</p> <p>(4) 行政運営体制の充実・強化</p> <p>総務省においては、市場動向の分析・検証や各事業者の業務の適正性等のチェックに関する新たなサイクルの確立のために必要な組織の在り方や人員の充実等について検討を行い、行政運営体制の充実・強化を図ることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>今回の答申案では、モバイル市場に限定して「総務省に報告すること」、「報告事項を追加していくことが望ましい」、「総務省が審査できる仕組みを導入することが適当」といった内容が多く含まれています。</p> <p>しかし、モバイル市場は MNO 間の競争だけでなく様々な MVNO の参入により、低廉な料金プランや独自端末の提供など利用者の選択肢は格段に増え、熾烈な料金、サービスの競争を行っており、競争が十分に機能していることから、モバイルに対する規制は不要と考えます。</p> <p>むしろ、ボトルネック設備を保有している固定市場のドミナントである NTT 東・西と、移動体市場で圧倒的な市場支配力を維持し続けている NTT ドコモが国の出資を受ける NTT 持株会社の下で一体経営されていることを踏まえると、NTT グループの一体経営に係る行為が競争に与える影響について問題がないか否か、NTT グループに課されている規律、累次の公正競争要件が十分に機能しているかを厳格に検証していくことが最も重要であり、行政はその点を重点的に取り組むべきと考えます。</p>
6.2. 本検討のフォローアップ	P54	<p>【総務省案】</p> <p>6. 1. の新たな行政運営サイクルの実効性を高めていく中で、3. 1. 2. (3) の移動通信市場における禁止行為規制の見直しや、4. 1. の主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進等、これまでに掲げてきた各種政策について、市場の環境変化等を踏まえ、有効かつ適切に機能しているかを検証した上で必要な場合には見直しを行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>市場環境の変化を踏まえて本検討のフォローアップを実施することは非常に有益であると考えます。</p> <p>しかしながら、答申案では、「3. 1. 2. (3) の移動通信市場における禁止行為規制の見直しや、4. 1. の主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進等、これまでに掲げてきた各種政策」について「必要な場合には見直しを行うことが適当」とされて</p>

章	頁	意見
		<p>おり、見直しの対象がモバイルに関する政策に限定された記述となっていることに加え、「必要な場合には」と見直しを行わない可能性を示唆した文言となっています。モバイル市場だけでなく電気通信市場全体が変化し続けていることを踏まえると、当該記述は適切ではないと考えます。</p> <p>したがって、モバイルに関する政策に限定するのではなく、今回検討してきた各種政策も含めた競争政策全体について、「必要な場合には」ではなく、例えば、「一年後に見直す」といった期限を明確に区切って見直しを確実に実施することを明記すべきと考えます。</p>

以上

卸に対する規制（海外）

別添資料①

● ボトルネック設備の卸に対する規制状況

国	英 	仏 	独 	米 
公平性	約款	約款	約款	約款・個別協定 *州の認可
透明性	公表	公表	公表	公表

ボトルネック設備であれば、卸／接続の提供形態に関係なく、
「公平性」「透明性」義務が課されている。

相対契約による不透明な取引の事例

別添資料②

項目		具体的な行為	必要な措置
1	卸料金	最初は全ての事業者に同一料金で提供を始めるが、後でNTTドコモにのみボリューム割引料金を設定。競合する事業者には知らせない。	<ul style="list-style-type: none"> ・卸条件の約款義務化 ※約款以外の料金での提供は認めない ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（卸料金での特定事業者の優遇禁止）
2	機能や技術条件の事前共有	新しい技術を使った機能（例：10ギガメニュー）を開発した場合に、NTTドコモにのみ事前に情報提供。競合する事業者には知らせない。	<ul style="list-style-type: none"> ・卸条件の約款義務化 ※新しい機能が開発された場合に同時に情報を開示させる ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（利用可能な機能、技術条件の特定事業者への事前の情報提供禁止）
3	開通時期の優遇	「ドコモ光」のユーザー申込みは優先して1週間で開通させるが、競合他社がサービス卸を利用して光サービスを提供した場合は、申込みから開通まで1か月かかる。	<ul style="list-style-type: none"> ・卸条件の約款義務 ※申込みから開通までの期間について同等に扱うことを明記させる ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（卸役務利用サービスの申込受付、開通業務での特定事業者の優遇禁止）

NTT東・西による個別の取引条件等における特定事業者の不当な優遇の事例（1）

項目		具体的な行為の事例	必要な措置
1	事業者への販売促進費	サービス卸の利用事業者に対して、 <u>ボリュームに応じた高額な販売促進費を設定。</u> （「ドコモ光」のみが“家電無料”など的高額な割引やキャッシュバックが可能になる）	・禁止行為規制等の法令に照らした対応 （ <u>販売促進費の多寡による、特定事業者の優遇禁止</u> ）
2	事業者への販売促進費	サービス卸の利用事業者に対して、 <u>サービス卸利用でない競合他社の光からチャーンした場合にのみ高額な販売促進費を設定</u>	・禁止行為規制等の法令に照らした対応 （ <u>販売促進費の差で競合事業者を狙い打ちさせ、間接的に自社のサービス卸を優遇する行為の禁止</u> ）
3	代理店への販売促進費	<u>販売代理店（量販店、ドコモショップ）に対して、「ドコモ光」販売時のみ高額な販売促進費を設定</u>	・禁止行為規制等の法令に照らした対応 （ <u>代理店を介した、販売促進費の多寡による特定事業者の優遇禁止</u> ）
4	代理店への販売促進費	<u>販売代理店に対して、サービス卸利用でない競合他社の光からチャーンした場合にのみ高額な販売促進費を設定</u>	・禁止行為規制等の法令に照らした対応 （ <u>代理店を介して、販売促進費の差で競合事業者のみを狙い打ちさせ、間接的に自社のサービス卸を優遇する行為の禁止</u> ）

NTT東・西による個別の取引条件等における特定事業者の不当な優遇の事例（2）

項目		具体的な行為	必要な措置
5	再卸先を介した優遇	<p>NTTファイナンスのような関係事業者に一旦他事業者と同一料金で卸し、当該関係事業者がNTTドコモにのみ安い料金で再卸を提供、販売促進費に差をつける。</p> <p>「ドコモ光」の再卸を受けた事業者の「〇〇光」にのみ高額な販売促進費を設定</p>	<p>・禁止行為規制等の法令に照らした対応（再卸先の事業者を介した、特定事業者の優遇禁止）</p>
6	契約解除料	<p>「フレッツ光」⇒「サービス卸利用光」への移行時のみフレッツ光の契約解除料を請求しない。 （他事業者の光への移行時には契約解除料発生）</p>	<p>・禁止行為規制等の法令に照らした対応（契約解除料の有無で自社のサービス卸を優遇する行為の禁止）</p>
7	顧客情報の流用	<p>地域販売子会社の代理店を通じてフレッツ光の顧客情報をNTTドコモのみに流し、NTTドコモはドコモ携帯を使っていないユーザーに重点的にセット割の販売をかける。</p>	<p>・禁止行為規制等の法令に照らした対応（顧客情報の特定事業者への不当な流用の禁止）</p>

NTT東・西による個別の取引条件等における特定事業者の不当な優遇の事例（3）

項目		具体的な行為の事例	必要な措置
8	業務委託費	<p><u>申込み受付・開通等の業務委託費にボリュームディスカウントを設定。</u> （NTTドコモのみが有利な条件で「ドコモ光」の販売を行うことが可能に。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（<u>業務委託費での特定事業者の優遇禁止</u>）
9	業務移管	<p><u>NTT東・西の申込み受付、開通等の要員を「ドコモ光センター」に移管。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（<u>業務委託でドコモと一体化することの禁止</u>）
10	リソース確保	<p>あるエリアにおいて、競合事業者が「サービス卸利用」を申し込んだ場合には、リソース枯渇を理由に申込みを留保する一方、<u>「ドコモ光」分のリソースは確保済で先に開通させる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（<u>特定事業者に対する優先的な設備リソース確保の禁止</u>）
11	システム開発	<p><u>「サービス卸」の受付・開通システムを、当初からNTTドコモの顧客管理システムに合わせた仕様で開発。</u> 競合する事業者にはシステム改修費を要求し、改修に時間がかかると説明。 （NTTドコモが先行してフレッツの契約者IDを、そのままNTTドコモの契約者IDに引き継ぐことができる。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止行為規制等の法令に照らした対応（<u>システム開発、業務運用における特定事業者の優遇、事前の情報共有禁止</u>）

NTTドコモによる競争排除行為の事例（1）

別添資料④

項目		具体的な行為	必要な措置
1	卸元としての NTT東・西優遇	「ドコモ光」提供にあたり、 <u>NTT東・西のサービス卸のみ仕入れる。</u> CATV等の競合事業者が、NTT東・西と同料金で固定BB光アクセスを卸す提案をしても拒否。	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（卸役務の利用に際して、自己の関係事業者を優遇することの禁止）
2	競合事業者の卸利用と NTT東・西の卸利用の差別	<u>NTT東・西のサービス卸利用の「ドコモ光」を、CATV等の卸利用の「ドコモ光」と比して優遇</u> - ドコモショップ、量販店で優先販売 - ユーザー料金に差を設ける - ドコモ携帯とのセット割の割引率を高く設定 - キャッシュバック、ポイントで差をつける	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（サービス卸利用の「ドコモ光」優遇による自己の関係事業者（⇒卸元の東・西）の優遇禁止）
3	携帯とのセット販売における 「ドコモ光」優遇	<u>CATV等の固定BBとのセット販売を拒否</u> <u>「ドコモ光」とのセット販売を優先、優遇</u>	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（ドコモ携帯とのセット販売における自社の「ドコモ光」（⇒卸元の東・西）優遇の禁止）
4	携帯とのセット販売における「ドコモ携帯」優遇	「ドコモ光」の販売にあたり、ドコモ携帯以外の競合他社携帯とのセット販売を拒否	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（ドコモ携帯と「ドコモ光」のセット販売における自社優遇（⇒ドコモ携帯）の禁止）
5	自社ISP事業、コンテンツ事業優遇	ドコモ携帯と固定BBのセット割を行う際に、自社ISP（Mopera）、自社コンテンツ（映像サービスなど）の同時契約で更に割引を実施	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（ISP事業、コンテンツ事業等の自社サービスの優遇禁止）

NTTドコモによる競争排除行為の事例（2）

項目		具体的な行為の事例	必要な措置
6	代理店への販売促進費	販売代理店（ドコモショップ、量販店）に対し、NTT東・西のサービス卸利用の「ドコモ光」を、CATV等の卸利用の「ドコモ光」と比して優遇するよう、販売促進費で差をつける	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（代理店を介した、自己の関係事業者（⇒卸元のNTT東・西）の優遇禁止）
7	代理店への販売促進費	販売代理店（ドコモショップ、量販店）に対し、ドコモ携帯とのセット販売において「ドコモ光」をCATV等の固定BBと比して優遇するよう、販売促進費で差をつける	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（代理店を介した、自己の関係事業者（⇒卸元のNTT東・西）の優遇禁止）
8	代理店への販売促進費	販売代理店に対し、 <u>競合他社の光から「ドコモ光」にチャーンした場合に高額な販売促進費を設定（NTT東・西のフレッツ光からチャーン（転用）した場合は低く設定）</u>	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（代理店に販売促進費の差で競合事業者のみを狙い打ちさせ、間接的に自己の関係事業者（⇒NTT東・西のフレッツ光）卸を優遇する行為の禁止）
9	再々卸先を介した優遇	「ドコモ光」をNTTファイナンス等の関係事業者に一旦他事業者と同一条件で再卸し、当該関係事業者が別の関係事業者のみに安い料金で再々卸を提供、販売促進費に差をつける 「ドコモ光」の再々卸を受けた事業者の「▲▲光」のみに高額な販売促進費を設定	・禁止行為規制等の法令に照らした対応（再卸先の事業者を介した、自己の関係事業者優遇の禁止）

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号 105-0013

(ふりがな) とうきょうとみなとくはままつちょう 2-2-12

住所 東京都港区浜松町 2-2-12

(ふりがな) いっぱんしゃだんほうじん

じょうほうつうしんねっとわーくさんぎょうきょうかい

名称 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会

(ふりがな) せんむりじ おおきかずお

代表者氏名 専務理事 大木一夫

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

		<p>利用者への丁寧な説明と対応が不可欠であり、さらには利用者に対する目に見える形での便益提供が必要と考えます。</p> <p>競争政策に加えて、答申(案)に例示されているビッグデータの解析等の ICT 利活用推進においても、利用者視点を原則とし、産業や経済の活性化を促進することが重要と考えます。また、国際競争力の強化の観点から、世界市場を見据えた政策の検討・推進が重要と考えます。</p>
<p>2. 4. 2020 年代に向けた ICT 基盤政策</p>	<p>14</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) ICT 基盤の利活用による新事業・新サービスの創出</p> <p>電気通信事業者の事業活動をできる限り制約せず、電気通信事業者と様々な業種との連携を後押しし、イノベーションによる民間事業者の創意工夫を促進するための政策を推進することにより、あらゆる産業において新事業・新サービスを創出できる ICT 基盤の実現を目指す。</p> <p>(2) 公正競争の徹底を通じた世界最高水準の ICT 環境の実現</p> <p>(1) と合わせて、競争政策と電波政策の連携を図りつつ、電気通信事業者間の公正競争を一層徹底し、多様なプレーヤーによる活発な競争を促す政策を推進することにより、世界最高水準の ICT 環境を目指す。</p> <p>【意見】</p> <p>ICT 利活用におけるイノベーションを促進して、新しいサービスを創出する点から政策を打ち出されたことに賛同いたします。</p> <p>様々な産業と ICT 基盤がコラボレーションすることによって、ICT 基盤の役割が広がり、新しい価値が創造されるために、例えば、M2M、クラウド、ビッグデータ、センサーネットワーク等における無線と有線が融合したサービスの普及・拡大など、従来の枠組みを変え、ICT とサービスの様々な組合せによってイノベーションが創出される環境の整備は重要です。</p> <p>今回打ち出された政策によって、多くのプレーヤーが競争に参加でき、ICT 利活用が活性化されるこ</p>

		とを期待します。
2. 4. 2020年代に向けた ICT 基盤政策	15	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 便利で安心して利用できる ICT 環境の整備</p> <p>民間事業者による競争ではその達成が不十分な消費者保護や条件不利地域における ICT 基盤の整備等について、(1) 及び (2) の競争政策を補完し、利用者便益の最大化を図るための政策を推進することにより、誰もがより安心して利用できる ICT 環境の実現を目指す。</p> <p>① 消費者保護ルールの見直し・充実による安心して ICT を利用できる環境の整備</p> <p>サービスの高度化・多様化・複雑化や、利用者からの苦情・相談の件数の増加を踏まえ、消費者保護ルールの見直し・充実により、安心して ICT を利用できる環境を整備する。</p> <p>(4) 適切な行政運営の確保</p> <p>最後に、2020年代に向けた ICT 基盤政策の推進に当たり、その実効性を確保していくために必要となる適切な行政運営を確保するための政策を推進することにより、我が国が誇る世界最高レベルの ICT 基盤の更なる普及・発展を目指す。</p>
6. 1. 適正な行政運営の確保等	50	<p>6. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(第3パラグラフ)</p> <p>以上を踏まえ、明確なルールに基づく公正かつ透明な行政運営を通じて自由競争を有効に機能させ、新事業・新サービスの創出や利用者利便の向上を図るため、市場動向の分析・検証と、各事業者の業務の適正性等のチェックのプロセスの両面において、行政が、統一的な運営方針の下で、定期的・継続的に、必要な情報の収集を行った上で、市場動向の分析・検証及び業務の適正性等のチェックを実施し、その結果を監督上の措置や制度改正等に反映させることで一層的確・効果的な制度とその運用を図っていく、新た</p>

な行政運営サイクルを確立することが適当である、

【意見】

「便利で安心して利用できる I C T 環境の整備」として消費者保護の実現を目指すことがあげられ、「適正な行政運営の確保等」として新たな行政運営サイクルの確立が示されていますが、高度化した新サービスを利用する際において、利用者が混乱することなく、また安心・安全なサービス環境の提供を継続的に受けることができるよう、市場状況の定期的なモニタリングにおいては、利用者視点を含めた分析を行い、必要な制度改正に繋げるサイクルの確立をお願いします。

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会
2020-ICT 基盤政策特別部会長様

150-0031

とうきょうとし ぶ や く さくらがおかちょう

東京都渋谷区桜丘町3-24 カコー桜丘ビル6階

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

わたなべたけつね
会長 渡辺武経

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

NTT東西のサービス卸につきましては、保障契約約款ではなく、通常の約款規制を希望します。

移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて固定通信サービスを提供し、自らの移動通信サービスと固定通信のセット割引を導入する動きについては、移動体通信での圧倒的市場支配力を背景に優越的な地位を用いて過酷な取引条件を求める懸念があり、第三者機関や総務省による監視も検討されるべきと考えます。

SIMロック解除の推進には大いに賛同します。

ユニバーサルサービス制度について、現在の固定電話に特化した制度から、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえての見直しに賛同します。

訪日外国人にとっての利用しやすいICT環境の実現については、あまり「無料」という言葉には引きずられるべきではないと考えます。

以上

章	頁	意見
3	21	<p>【総務省案】</p> <p>指定電気通信役務は、契約の相手方から求められた場合には、保障契約約款に定める料金その他の提供条件により役務を提供しなければならないが、当事者間の合意があれば、相対契約が認められている。（中略）以上のとおり、サービス卸は、事業者の自主性に配慮した一定の規律が適用され、これにより一定の適正性・公平性・透明性が確保されると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>サービス卸では、相対契約が可能ですが、相対契約ではNTT東西と事業者が1対1の関係で秘密保持契約を締結します。そのため、条件などについてISP事業者同士での情報交換やNTT東西に対する複数ISPによる共同交渉を行うことができません。NTT東西とISP事業者では、情報力や交渉力の差が大きいため、ISP事業者からすると単独の事業者の個別交渉のみとなると、圧倒的に不利になります。一方、保障契約約款ではなく通常の約款であれば、条件が公開されるため、そのような懸念はなくなります。事業者としては情報の公開は条件の開示を越えてメリットとなります。委員会の審議では、価格情報が公開されると新サービスの創出に支障が生じる懸念があるという意見がありましたが、卸において新サービスの創出に支障は生じておりません。従いまして、事業者としましてはNTT東西のサービス卸については、通常の約款規制を希望します。</p> <p>なお、加入電話に相当する光IP電話全般にも言えることですが、番号ポータビリティ制度の導入など、利用者保護の立場からの、適切な制度設計なども求められますので、相対契約のみに委ねるのではなく、総務省による適切な監督もお願いします。</p>
4	22	<p>【総務省案】</p> <p>サービス卸の提供により電気通信市場の競争環境に影響を与え得る要素として次のような事例が考えられるため、これらの点に留意し、総務省において必要に応じ適切な措置を講ずることを検討することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動通信事業者がサービス卸の提供を受けてFTTHサービスと移動通信サービスをセットで割り引くこと（セット割引）が想定されるが、この場合、移動通信市場において課題となっている過度のキャッシュバック等により、利用者に提供される料金の適正性が実質的に損なわれ、固定通信市場における競争が歪められるおそれがある。

		<p>【意見】</p> <p>移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者（以下当該事業者）が、サービス卸の提供を受けて固定通信サービスを提供し、自らの移動通信サービスと固定通信のセット割引を導入する動きがあります。</p> <p>その際、トータルの価格を安く見せるために固定通信の価格を不当に安価にみせることを行う懸念があり、これにより固定通信を提供する ISP の事業を不当に圧迫することのないように、第三者機関による監視も検討されるべきと考えます。</p> <p>また、当該事業者が固定通信サービスを提供するにあたり多様な ISP を選択できることを謳う場合があります。</p> <p>当該事業者による移動体通信での圧倒的市場支配力を背景に優越的な地位を用いて、当該事業者が ISP との取引において、排他的でなくとも一部の ISP のみを選択すること、また、サービス開始まで時間的余裕がない中で、中小を含む多数の ISP に対し拒むことができない過酷な取引条件での提供を求めるなどの懸念があります。</p> <p>このようなことがないよう、総務省による監視も検討されるべきと考えます。</p> <p>同様に、移動通信市場における禁止行為規制の適用事業者が、サービス卸の提供を受けて FTTH サービスを提供する場合は、ISP 事業者との取引において、相対交渉のみでは条件等において公平性や公正性の担保ができず、さらに ISP 事業者は多数存在し、相対といっても結果として条件は均一にならざるを得ないことから、約款による規制も検討されるべきと考えます。</p> <p>なお、当該事業者がサービス卸の提供を受けて固定通信サービスを提供する場合、市場における支配力に基づく優越的な地位を鑑み、現在の NTT 東西におけるフレッツサービスのように、中小を含む多数の ISP に対し取引を広く開放し、ISP 機能のアンバンドル化 (FTTH アクセスラインとの分離) などの取引方式の採用により、地域に限定した ISP でも ISP サービスを継続提供できることで、ブロードバンドサービスの未整備地区解消を阻害することのないよう対応いただくべきと考えます。</p>
4	28	<p>【総務省案】</p> <p>二種指定設備制度における接続約款に事前届出制が採用されている点に</p>

		<p>については、設備のボトルネック性が認められない移動通信市場において、迅速かつ機動的な事業展開や柔軟なネットワーク構築を可能とする観点から適切であり、現時点で認可制を採用することが必要不可欠とはいえないと考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>移動通信市場において設備のボトルネック性が認められない、とありますが、移動通信にあっては、周波数資源の有限希少性により新規参入が困難であり、既存のMNOの3グループのシェア合計が95%を超えているという競争状況を踏まえると、競争の活性化のためにはMNOへの適切な規律の導入が必要と考えます。MVNOの参入には3グループのMNOのいずれかの周波数資源を利用することが欠かせないため、MNOに割り当てられた周波数資源は総体として不可欠性を形成するものであり、ボトルネック性の概念を捉え直して全てのMNOにおけるボトルネック性をより広く認めることが適当であると考えます。</p> <p>2011年12月の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（ブロードバンド答申）においては、移動通信市場においてボトルネック性は存在しない、とされたものの、同時に今後の動向を踏まえて見直しの必要性を検討していくことが必要、とも指摘されております。本答申においてもブロードバンド答申の考え方から後退することなく、今後、更なる議論を活性化するよう、所要の記載が盛り込まれることを要望します。</p>
4	29	<p>【総務省案】</p> <p>他方、今後、利用者のニーズに応じた多様なサービスを提供するためには、MNOのネットワークの新たな機能の開放が必要となる。</p> <p>具体的には、MVNOが新たに、①マルチキャリアネットワークを利用した（複数のMNOのネットワークを接続する）サービスの提供や独自SIMの発行、②サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供を行うことが考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNOのサービス多様化の実現とそのため、MNOのネットワークの新たな機能の開放について、とりわけ独自SIMの発行の実現について言及されている原案に強く賛同します。</p>
4	31	<p>【総務省案】</p> <p>SIMロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうとともに、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額の</p>

		<p>キャッシュバックの一因となっている。</p> <p>他方、SIM ロックの解除について、事業者から示された懸念 64 については、現時点において、SIM ロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められなかった。</p> <p>したがって、最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>SIM ロックは、利用者による自由な端末とサービスの選択を阻害し、端末を特定のネットワークに縛りつけ、利用者の利便性を阻害するものです。また、分割払い終了後においても、通信キャリアが端末に SIM ロックをかけ続けることは、利用者の所有権等の権利を侵害するものです。SIM ロックはそもそもするべきではなく、また SIM ロック解除の推進には大いに賛同します。今後予定される SIM ロック解除ガイドラインの改定にあたっては、改定後に新たに発売される端末だけでなく、仮に法的な強制力がないとしても現行の SIM ロック解除ガイドラインに基づき、平成 23 年度以降に発売された端末についても技術的な理由などのない限り、ガイドラインの趣旨にのっとり、キャリアが極力 SIM ロック解除に応じることが求められます。</p> <p>また、解除が可能とする開始日については、40 日や 60 日で解除可能とする米国キャリアの条件や、遅くとも契約締結後 6 ヶ月とするフランスの規制などを参考にし、極力短い期間を規定することを希望します。通常の物販においては、物の割賦代金等の支払い債務の存在を理由にして、物の機能に制限をかける事はありません。同様に、端末の割賦代金支払いを担保するための SIM ロックを継続することは認められるべきではありません。</p>
5	46	<p>【総務省案】</p> <p>固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>ユニバーサルサービス制度について、現在の固定電話に特化した制度から、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状</p>

		<p>況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である、という趣旨に賛同します。</p> <p>統計上、携帯電話及び固定系ブロードバンドの整備率はともに 99.9%とされていますが、実際には未だ利用できない地域が多数あります。既に多くの国民にとって「携帯電話やブロードバンドが使える事は当たり前」という状況であり、その為、それらが使えない地域で暮らす人や企業に生じている不便は極めて深刻なものとなっております。</p> <p>ユニバーサルサービス制度の見直しにより一刻も早くそうした状況が解消される事を強く望みます。</p>
5	48	<p>【総務省案】</p> <p>訪日外国人向けの無料 Wi-Fi の整備促進と利用の円滑化に向け、2014（平成 26）年 8 月に設立された総務省、観光庁、電気通信事業者、エリアオーナー等による協議会において、次の取組を行うこと。</p> <p>【意見】</p> <p>訪日外国人にとっての利用しやすい ICT 環境の実現として、無料 Wi-Fi の整備促進が提唱されていますが、無料 Wi-Fi は有料でサービスを提供する Wi-Fi 事業者、SIM によるモバイルサービス事業者等の事業を圧迫する懸念があり、また無料サービス設備は収益性を前提としないため、需要を考慮しない安易な設備投資（アクセスポイントの設置等）に流れ適切な事業展開がはかられにくい傾向があるのみならず、また事業の継続性の担保となる収益がないという問題があります。例えば、Wi-Fi 基地局の機器、設備の更新や保守のためには、誰かがその費用を負担しなければなりません。従いまして、あまり「無料」という言葉には引きずられるべきではないと考えます。</p>

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号 108-0023
(ふりがな) とうきょうとみなとくしぼうら
住所 東京都港区芝浦3-1-35
(ふりがな) KVHかぶしきがいしゃ
氏名(注1) KVH株式会社
(ふりがな) ひがせえどわーど
代表取締役社長 東瀬エドワード

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
<p>4.3.2 政策の具体的方向性 (1)加入光ファイバに係る接続制度の在り方</p>	35	<p>【総務省案】 加入光ファイバに係る接続制度の在り方については、・・・「芯線単位接続料」から「分岐単位接続料」へと設定方法を変更してはどうかという議論が行われてきた。</p> <p>【意見】 「芯線単位接続料」から「分岐単位接続料」への設定方法変更に関しては、競争を促進する施策として歓迎する。ただし、そのコスト算出方法には明確性が求められるところ、「光配線区画」の見直しに関しては多少の労力がかかろうとも抜本的に行うべきと考える。また、「分岐単位接続料」の設定方法による NTT 東西の追加コストは、「分岐単位接続料」の設定方法を利用する事業者が負担すべきものであり、「芯線単位接続料」の設定方法を継続して利用する事業者の追加コストにすべきでないと考える。さらに、上記追加コストは、分岐後の各配線に比例的に均等に割り付けられるべきものとする。</p> <p>We welcome ideas to change the unit of unbundling from whole fiber (up to 8 premises) to split fiber for purpose of facilitating competition in this area. However as the cost structure should be clear, the geographical grid of fiber distribution should be reviewed thoroughly. The burden of any increased cost to NTT East/West for the fiber splitting scheme should be borne by those that wish to take advantage of the splitting scheme, but should not lead to increased cost for those carriers that are continuing to rent unsplit fibre. The cost of the split fiber should be proportional to the cost of the whole fiber.</p>
<p>3.2 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進 3.2.2 政策の具体的方向性</p>	21	<p>【総務省案】 サービス卸は、事業者の自主性に配慮した一定の規律が適用され、これにより一定の適正性・公平性・透明性が確保されると考えられる。</p> <p>【意見】 NTT 東西の光サービス卸に関しては、競争を促進するものとして歓迎する。ただし、当然のことながら、料金その他の提供条件は、透明・適正・公平であることは必須である。これについては諸外国（例えばシンガポール）の制度を考慮に入れ、それらと同</p>

	<p>等な程度が望まれる。また、NTT 東西が依然として支配的地位にあることに鑑み、引き続いて法令による約款のコントロールが必要と考える。そして、グループ内も含めどの利用事業者も公平に扱われるべきことからすれば、大口割引の導入は、原則認められないものとする。</p> <p>In Principle, we welcome deregulation and access to wholesale services, as it is a catalyst for future competition. However, where NTT East/West retain a dominant market position, regulatory controls must continue to apply. Wholesale fiber services should be offered by NTT East/West on a clear, open, fair, equal and non-discriminatory basis to all carriers. We refer to similar regulatory regimes in Europe and other countries, such as Singapore. The tariff for wholesale fiber services must be equal for all carriers. Preferential treatment, such as volume discounts to carriers of heavy use should not be allowed. NTT East/West may not give any preference to NTT affiliate companies.</p>
--	--

意見書

平成26年11月19日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 宛て

郵便番号

住所

氏名

電話番号

電子メールアドレス

「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

章	頁	意見
		<p>海外からの来訪者増加に向けた対応の一環として技術基準制度の見直しが挙げられていますが、すでに訪日外国人に限らず海外の無線機器を利用するニーズが飛躍的に高まっております。技術基準確認制度全体の見直しが必要な時期に来たのではないのでしょうか。</p>